

土木工事施工管理の手引き

令和4年4月

福岡市

目 次

第1編 総則編

1. 土木工事施工管理の手引きについて	1
1.1 目的	
1.2 適用	
2. 工事請負契約から工事完成までの流れ	2
3. 主任（監理）技術者等	3
3.1 一般	
3.2 建設業法に規定されている監理技術者、主任技術者の資格	
3.3 主任技術者	
3.4 監理技術者	
3.5 現場代理人	
3.6 技術者選任表	
4. 施工体制	5
4.1 総則	
4.2 施工体制台帳・施工体系図	
5. 建設業退職金共済制度	6
6. コリンス（CORINS）への登録	7
7. 腕章について	8
7.1 目的	
7.2 対象者	
7.3 腕章の仕様	
7.4 対象工事	
8. 工事現場に掲げる標識について	10
8.1 建設業の許可票	
8.2 労災保険関係成立票	
8.3 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識	
9. 工事現場における交通事故等の防止について	12

第2編 施工管理編

1. 一般事項	
1.1 施工管理関係図書	1-1
1.2 工事関係書類	1-1
2. 施工計画書	
2.1 施工計画書の目的	2-1
2.2 施工計画書記載事項の内容	2-2
2.3 施工計画書作成の留意点	2-3
2.4 施工計画書作成要領	2-5
3. 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）	
3.1 設計図書の照査	3-1
3.2 着工前測量成果簿	3-2
4. 工程管理	
4.1 目的	4-1
4.2 工程管理上の留意点	4-1
4.3 作成要領	4-2
4.4 その他	4-2
5. 土木工事施工管理基準	
5.1 目的	5-1
5.2 適用	5-1
5.3 構成	5-1
5.4 管理の実施	5-1
5.5 管理項目及び方法	5-1
5.6 規格値	5-2
6. 出来形管理基準	
6.1 目的	6-1
6.2 出来形管理基準及び規格値	6-1
6.3 出来形管理上の留意点	6-1
○ 出来形管理基準及び規格値 目次	6-3
○ 出来形管理基準及び規格値 一覧表	6-28

7.	品質管理基準	
7.1	目的	7-1
7.2	品質管理基準及び規格値	7-1
7.3	公的試験機関での品質管理試験を行う項目	7-1
7.4	品質管理上の留意点	7-1
	○ 品質管理基準及び規格値 目次～一覧表	7-2
	○ 公的試験機関での品質管理試験を行う項目	7-56
8.	写真管理基準	
8.1	目的	8-1
8.2	適用範囲	8-1
8.3	工事写真の分類	8-1
8.4	工事写真の撮影基準	8-1
8.5	整理提出	8-2
8.6	その他	8-3
	○ 撮影箇所一覧表	8-4
	○ 品質管理写真撮影箇所一覧表	8-6
	○ 出来形管理写真撮影箇所 目次	8-12
	○ 出来形管理写真撮影箇所 一覧表	8-37
9.	段階確認等	
9.1	材料承諾・確認	9-1
9.2	段階確認・立会事項	9-2
10.	安全管理	
10.1	目的	10-1
10.2	安全管理上の留意点	10-1
10.3	事故報告	10-3
11.	再生資源	
11.1	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書	11-1
11.2	再利用の促進	11-1
11.3	再利用施設の認定	11-2
11.4	建設発生土	11-2
11.5	産業廃棄物処理に関する運用基準	11-3
11.6	建設リサイクル法通知の事務手続き	11-6
12.	出来形数量計算書	
12.1	目的	12-1
12.2	作成上の留意点	12-1
12.3	作成要領	12-1
12.4	転石体積の計算要領（案）	12-2
13.	提出書類等参考様式	13-1

第1編 総則編

1 土木工事施工管理の手引きについて

1.1 目的

この「土木工事施工管理の手引き」（以下「手引き」という。）は、その施工に際し受注者が実施すべき基本的な内容について、手続き、施工や安全体制の確保、及び工程・出来形・品質管理等について、管理の適正化を推進するため、施工管理上の運用や「土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-23 施工管理」に規定する施工管理（工程・出来形・品質・写真）及び規格値等を取りまとめたものである。

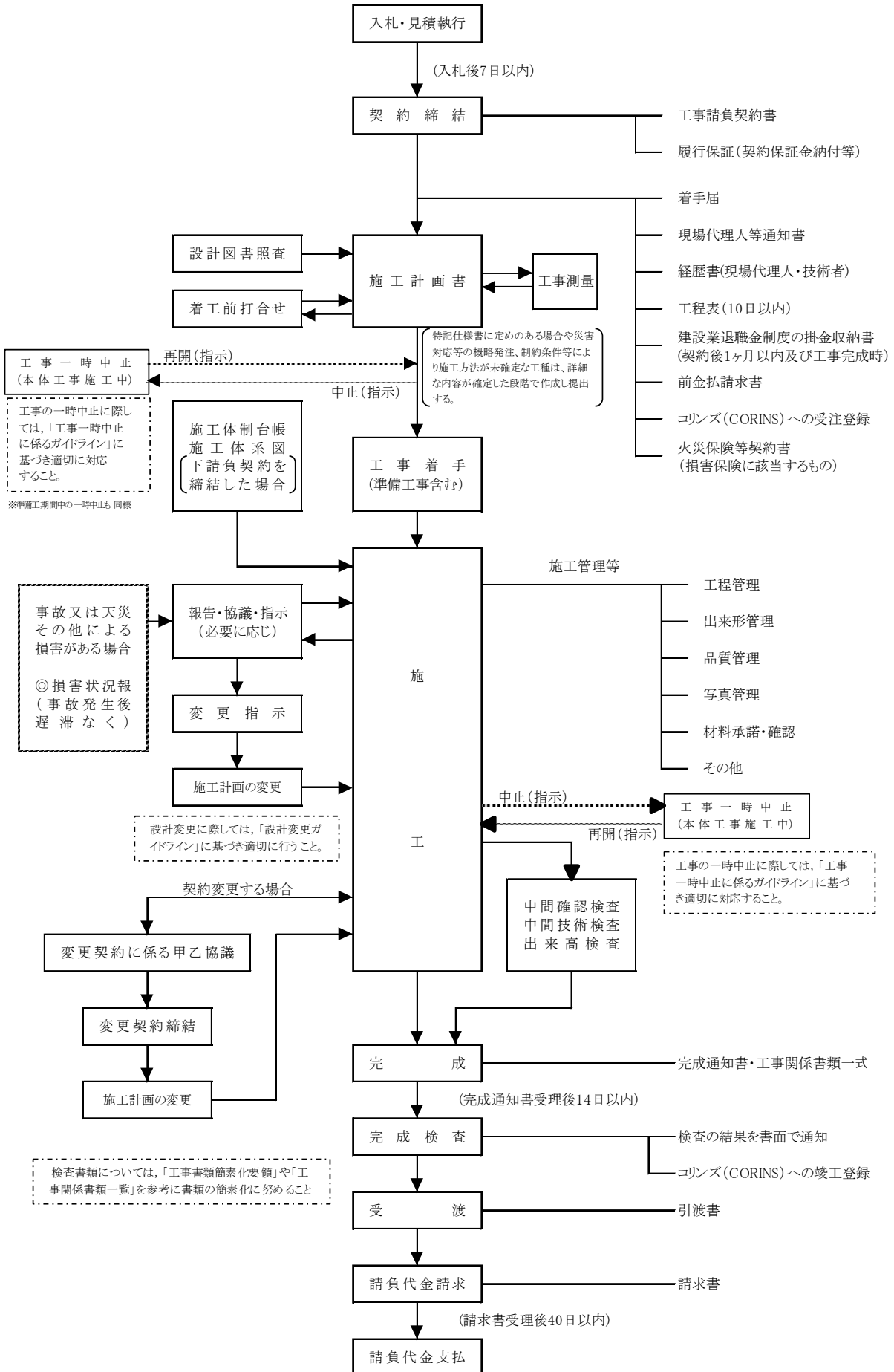
土木工事の施工について、契約図書に定められた工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを主目的とし、そのために必要な施工体制や施工管理等について記述しており、工事受注者・発注者等関係者が効率的に活用できるよう編集したものである。

1.2 適用

この「手引き」は、福岡市が発注する土木工事に適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

その他工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2 工事請負契約から工事完成までの流れ



3 主任（監理）技術者等

3.1 一般

主任（監理）技術者は、建設業法第 26 条（主任技術者及び監理技術者の設置等）及び工事請負契約書第 10 条（現場代理人，主任技術者等及び専門技術者）に基づき、常時継続的に当該建設工事の現場に置かれていなければならない。

また、建設業法第 26 条第 3 項において、公共性のある施設もしくは工作物または多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事（工事 1 件の請負代金額が 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上のもの）については、主任（監理）技術者は、工事現場ごとに「専任の者」でなければならないと規定されている。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、当該工事現場に専任で置くときはこの限りではないとされている。なお、監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれと同等の資格を有する者であること。又「専任の者」とは、その工事現場に常勤し、専ら職務に従事することを要する者である。

現場代理人については、工事請負契約書第 10 条（現場代理人，主任技術者等及び専門技術者）に基づき、当該工事現場に常駐しなければならないとされている。

工事現場におくべき主任（監理）技術者の資格は、下記のとおり規定されている。

なお、現場代理人及び技術者の適正配置に関する取り扱いの詳細については、福岡市ホームページに掲載しています。

福岡市 HP > 経済・産業・ビジネス > 公共工事・技術情報 > 公共工事の技術情報 > 現場代理人及び技術者の適正配置に関する取扱いについて

3.2 建設業法に規定されている監理技術者、主任技術者の資格

許可を受けている業種		指定建設業(7業種)			その他(22業種)		
		土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、ほ装、電気、造園			大工、左官・とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請契約の請負代金合計金額		4,000万円*以上	4,000万円*未満	4,000万円以上は契約できない	4,000万円*以上	4,000万円*未満	4,000万円以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	・一級国家資格者 ・国土交通大臣特別認定者	・一級国家資格者 ・二級国家資格者 ・実務経験者		・一級国家資格者 ・実務経験者	・一級国家資格者 ・二級国家資格者 ・実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であつた請負金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合は、7,000万円以上)となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	必要	必要ない		必要	必要ない	

※ 建築一式工事の場合は 6,000万円

3.3 主任技術者

建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負工事の金額の大小に関係なく、工事施工の技術上の管理をつかさどるものとして、必ず現場に「主任技術者」を置かなければならない。

3.4 監理技術者

(1) 監理技術者等の職務

監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理および施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

(2) 監理技術者の配置

次のような場合には、元請業者が当該工事現場に専任で配置すべき監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。(建設業法第26条第3項、第4項)

- ①公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事を直接請け負い、
- ②かつ、そのうち 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）以上を下請契約して工事を施工する場合。

(3) 監理技術者資格者証の携帯

元請業者が当該工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、「監理技術者資格者証」の交付を受けた者の中から選任しなければならない。選任された監理技術者は、資格者証の携帯が義務づけられ、発注者の請求があったときは資格者証を提示しなければならない。

(平成20年11月28日より、建設業法の一部が改正され、専任の監理技術者を配置する場合、いわゆる民間工事にも監理技術者資格者証、講習修了証が必要となった(従来はいわゆる公共工事のみ必要))

3.5 現場代理人

(1) 発注者から直接工事を請け負い、工事を施工する場合は、必ず工事現場に工事請負契約書第10条に定める「常駐の現場代理人」を置かなければならない。

(2) 現場代理人は、工事の施工上支障ない場合にあつては、主任技術者（又は監理技術者）を兼務して差しつかえない。

3.6 技術者選任表

技術者	資格要件	現場代理人との兼務	他現場との兼務
主任技術者	1, 2級建設機械施工・1, 2級土木施工管理技術士(建設部門・農業土木・森林土木)実務経験者	可	可 ※注
専任の主任技術者	1, 2級建設機械施工・1, 2級土木施工管理技術士(建設部門・農業土木・森林土木)実務経験者	可	不可
専任の監理技術者	1, 2級建設機械施工・1, 2級土木施工管理技術士(建設部門・農業土木・森林土木)実務経験者	可	不可

※注：建設業法第26条第3項に該当する他現場との兼務は、不可である。

4 施工体制

4.1 総則

建設業法第 24 条の 7 により施工体制台帳および施工体系図の作成が受注者に義務づけられ、建設業法施行規制の改正により平成 7 年 6 月 29 日より実施されている。

また、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律第 15 条により、受注者が作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならないとされている。

4.2 施工体制台帳・施工体系図

施工体制台帳及び施工体系図は、工事を施工するために下請契約を締結した場合には、必ず作成しなければならない。施工体制台帳は、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間工事現場ごとに備え置かなければならず、施工体系図はその期間中当該工事現場の見やすい場所に掲示する必要がある。

加えて、入札契約適正化法の規定により公共工事においては、施工体制台帳の写しを発注者へ提出するとともに、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っているので、「元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類」と「再下請通知の記載事項と添付書類」を併せた全体で、施工体制台帳となる。また、平成 13 年 10 月 1 日から公共工事に係る施工体制台帳については二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとされ、施工体制台帳の拡充が図られることとなった。

※施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書の作成については、国土交通省の作成例を参考に
するものとし、作成例については国土交通省のホームページを参照すること。

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html)

※また、施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書の記入例については、国土交通省 九州地方整備局作成の「よくわかる建設業法」「施工体制台帳の作成のポイント」に掲載されている。

なお、施工体制台帳の作成範囲は、建設業法上必要とされている下請負人となります。

(警備業者や資材業者は、作成対象外です)

5 建設業退職金共済制度

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-41 第5項に、受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。ただし、中小企業退職金共済法において除外されるものは、免除されるものとするが、建設業退職金共済制度の掛金収納書は、工事請負契約締結後、1ヶ月以内及び工事完成時（完了届提出時）に発注者に提出しなければならない。なお、掛金収納書を提出できない場合（例：工事契約締結当初は、工事製作の段階であるため、建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等）についても、免除される場合と同様の取扱とする。また、受注者は建設業退職金共済制度に加入した場合は、共済証紙の購入及び共済証紙受払簿を作成し、監督職員から共済証紙受払簿の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。と規定されている。

本市では、発注者の立場として掛金収納書及び建設業退職金共済制度に係る報告書の提出を求めている。また、建設労働者に対して共済証紙の交付を適正に行っているかの確認を工事監督時及び検査時に行っているところである。なお、これら確認時に必要な資料として、受注者で作成される書類の提示を求めているが、例えば、求める資料が発注者によって異なったり、受注者側においても作成する全ての書類を提示用で準備したりするなど、過度な負担となっている場合もあるため、受発注者双方の事務処理軽減を目的として、「提示する書類の一定程度の統一化」について、別途、工事書類簡素化要領で定めているところであるので、参考とされたい。

6 コリنز(CORINS)への登録

受注者は、受注時、変更時、完成時、訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関：日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請する。また、登録完了後に登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。

6.1 登録対象工事

受注・変更・完成・訂正時において工事請負代金額が 500 万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録する。

6.2 登録時期

受注時： 契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内(契約日を含めない)
変更時： 変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内(変更日を含めない)
完成時： 工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内（完成日を含めない）
訂正時： 適宜

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合のみ行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

6.3 登録に関する留意事項

登録に関する留意事項は、日本建設情報総合センター(JACIC)のホームページを参照すること。
(<http://ct.jacic.or.jp/>)

7 腕章について

受注者は、現場における責任の自覚と意識の高揚、ならびに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を図るため、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）は腕章を着用するものとする。なお腕章の仕様については監督職員と協議するものとし、着用箇所は腕の見易い所を原則とする。なお、腕章のほかにも名札を着用することが望ましい。

7.1 目的

- ・住民の信頼に応え、技術者の責任の自覚と意識の高揚
- ・発注者・受注者相互、元請・下請負者相互及び住民から見た責任者の明確化

7.2 対象者

- ・現場代理人
- ・監理技術者又は主任技術者

7.3 腕章の仕様

- ・着用箇所は、腕の見易い所を原則とする。
- ・仕様は別紙による。

7.4 対象工事

- ・全ての工事を対象とする。

腕章の仕様

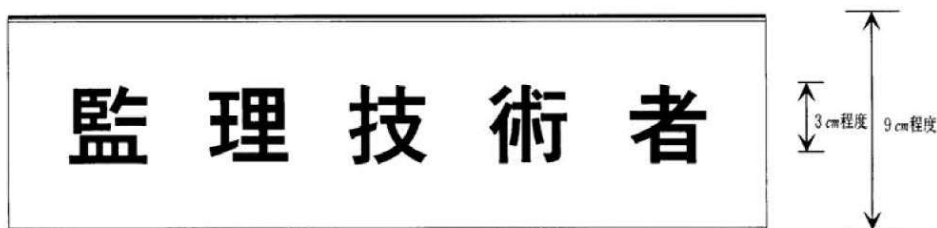
(監督職員が、受注者と協議する腕章の仕様は、下記を例とする。)

例：現場代理人の場合



- 注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可。
2. 既に使用の腕章で、類似品も可。

例：監理技術者の場合



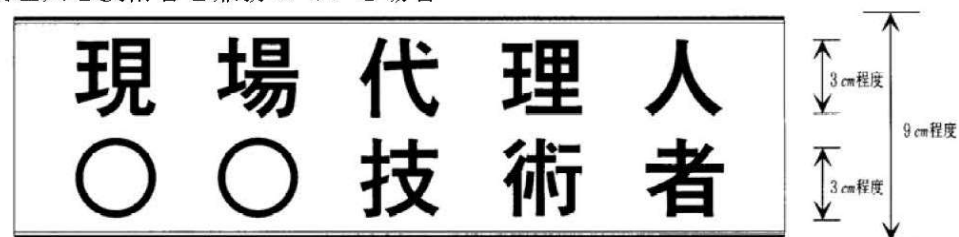
- 注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可。
2. 既に使用の腕章で、類似品も可。

例：主任技術者の場合



- 注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可。
2. 既に使用の腕章で、類似品も可。

例：現場代理人と技術者を兼務している場合



- 注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可。
2. 既に使用の腕章で、類似品も可。

8 工事現場に掲げる標識について

工事現場に掲げる標識は、その店舗及び建設工事の現場ごとに掲げる「建設業の許可票」のほか、「労災保険関係成立票」、「建退共加入者証」等、関連法令規則等に則り工事現場に掲示しなければならない。

8.1 建設業の許可票

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、建設業者は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。標識を掲げる意義は次のとおりである。

- (1) 建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにすること。
- (2) 建設工事は、工事現場が移動するとともに、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであることから、対外的にその責任主体を明確にすること。

本来、建設業法は建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約適正化等を図ることによって、適正な施工の確保、発注者の保護、建設業の健全な発展の促進等を目的に定められている。したがって、建設業者は建設業法の遵守は言うまでもないが、行政担当部局は適切に指導を行う必要がある。

法2条（定義）

3号「建設業者」とは、建設業の許可を受けて建設業を営むものをいう。

法40条（標識の掲示）

建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

別記 様式第29号（施行規則第25条関係）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

↑ 25cm以上	建設業の許可票		
	商号又は名称		
	代表者の氏名		
	主任技術者の氏名		専任の有無
	資格名		資格者証交付番号
	一般建設業又は特定建設業の別		
	許可を受けた建設業		
	許可番号		国土交通大臣 知事 許可()第 号
	許可年月日		
	↓ 35cm以上		

記載事項

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合には、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（管理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。
- 6

8.2 労災保険関係成立票

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則」に下記のように記載されている。

(建設の事業の保険関係成立の標識)

第 77 条 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は労災保険関係成立票（様式第 25 号）を見易い場所に掲げなければならない。

様式第 25 号

労災保険関係成立票	
保険関係成立 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
労働保険番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
事業の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
事業主の 住所氏名	〇〇市〇〇区〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇建設株式会社〇〇支店 取締役支店長 〇〇〇〇〇
注文者の氏名	国土交通省九州地方整備局〇〇工事事務所
事業主代理人 の氏名	〇〇〇建設株式会社〇〇支店 所長 〇〇〇〇

※標識の仕様 縦 25cm 以上 横 35cm 以上 文字 黒 地色 白

8.3 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識

<p style="text-align: center;">この工事の元請事業主は 建退共に参加しています</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"><p>この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合 退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう 建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう 事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう 手帳の更新を忘れずに</p></div> <p style="text-align: center;">勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構 建 退 共 〇 〇 県 支 部 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇</p>

9 工事現場における交通事故等の防止について

工事現場における交通事故等の防止については、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-33(交通安全管理)第4項に下記のとおり規定されている。

4. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成28年7月15日改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

工事現場における標示施設等の設置基準

この基準は、工事現場における安全を図るため、道路工事（道路占用工事を含む。以下同じ。）等における標示施設ならびに保安施設の設置及び管理について定める。

なお、この基準の他に「土木工事安全施工技術指針」「建設工事公衆災害防止対策要綱」も併せて参考とし、安全確保に努めなければならない。

（工事の標示）

1 工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表 様式 1 を参考とするものとする。

（1）工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

（2）工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

（3）工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

（4）施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

（5）施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

（防護施設の設置）

2 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。（参考(1)を参照）

（迂回路の標示）

3 道路工事等のため、迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐は除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。

（参考(2)及び参考(3)を参照）

なお、標示板の設置にあたっては、別表 様式 2 を参考とするものとする。

（色彩）

4 工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅 10cm）を用いるものとする。

（管理）

5 工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

また、標示施設には歩行者等に配慮するため、必要に応じて標示施設の色調にあわせた緩衝材を施すこと。

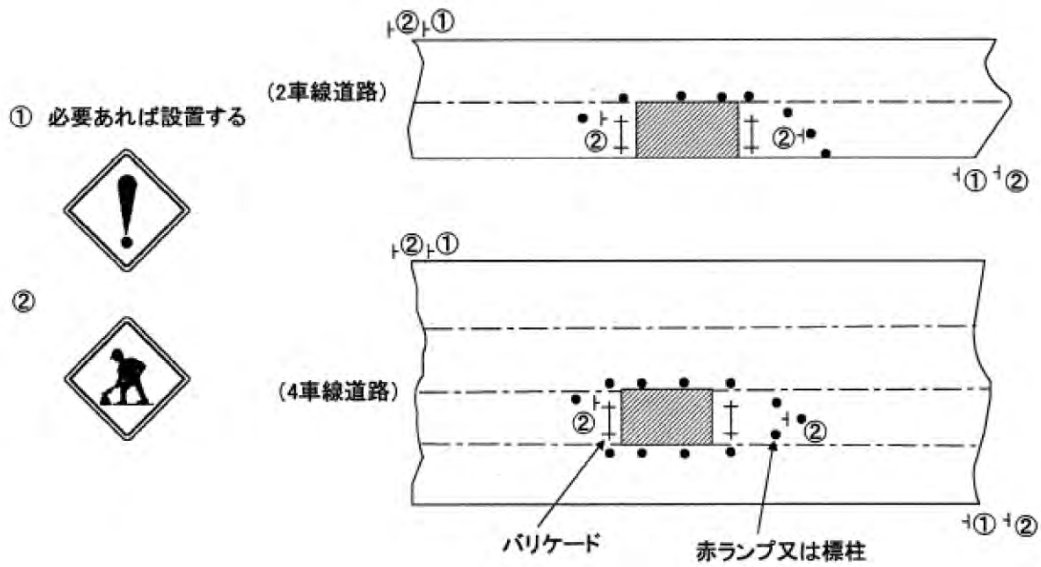


- (注) 1 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗裝修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- 2 縁の余白は2 cm、縁線の太さは1 cm、区画線の太さは0.5 cmとする。

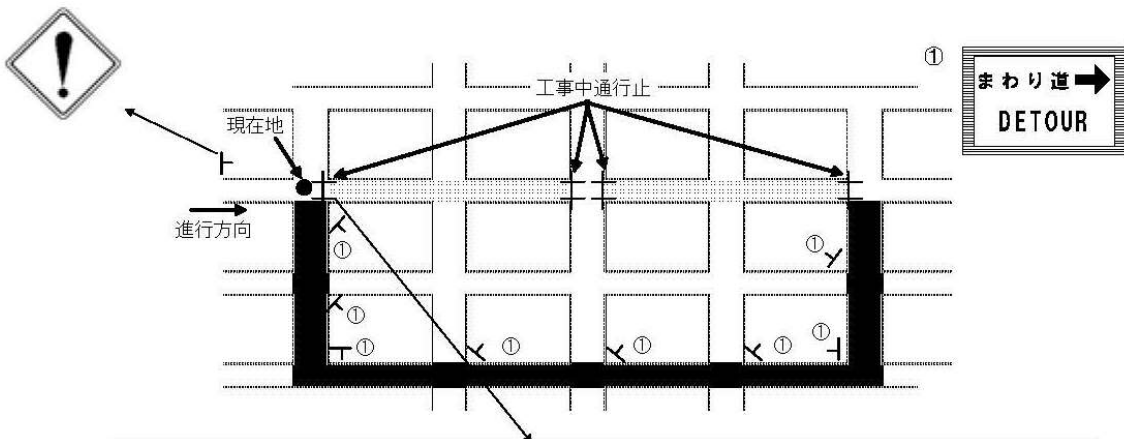


- (注) 1 色彩は矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
2 縁の余白は2 cm、縁線の太さは1 cmとする。

参考(1) 車線の一部分が工事中の場合の標示例

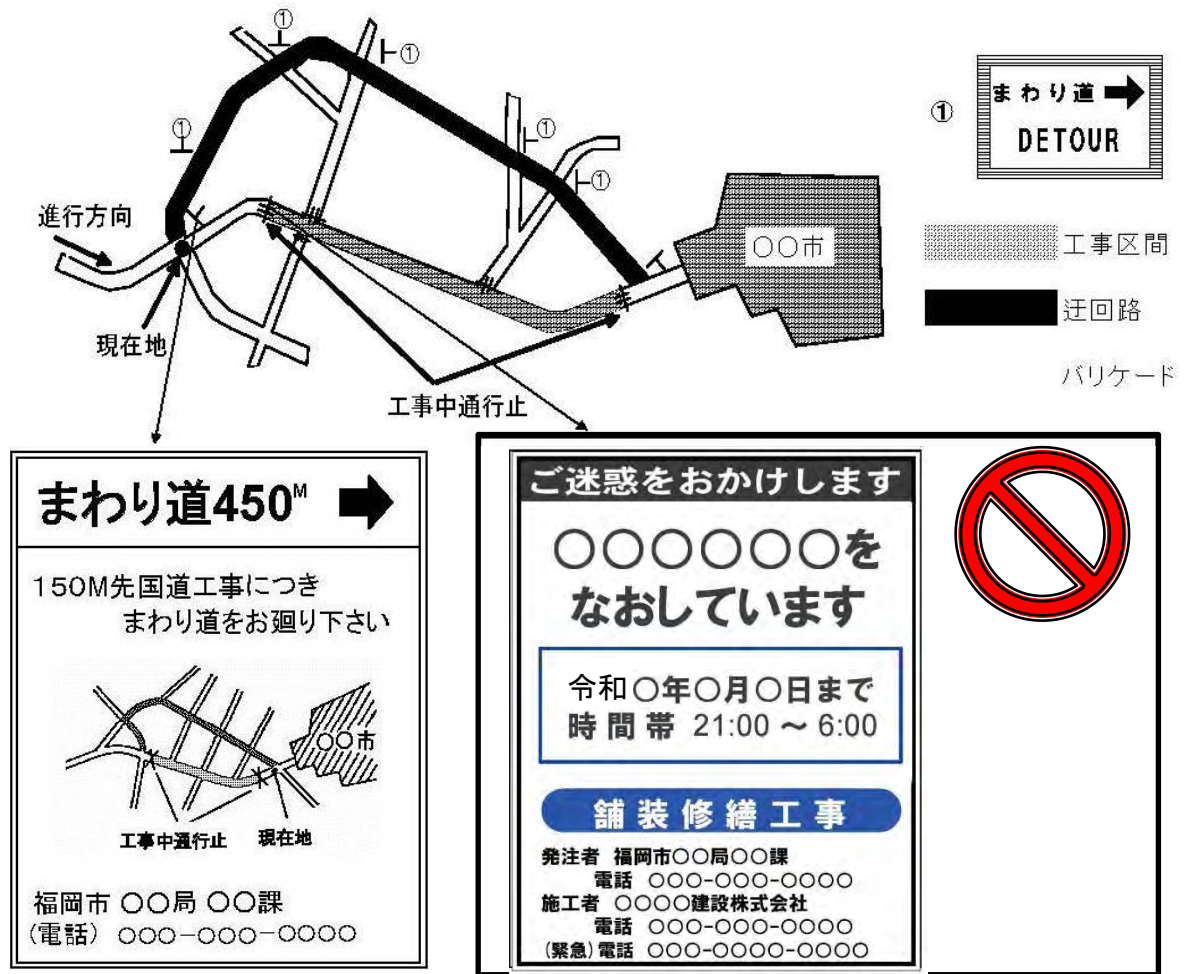


参考(2) 工事中迂回路の標示例 (市街地の場合)

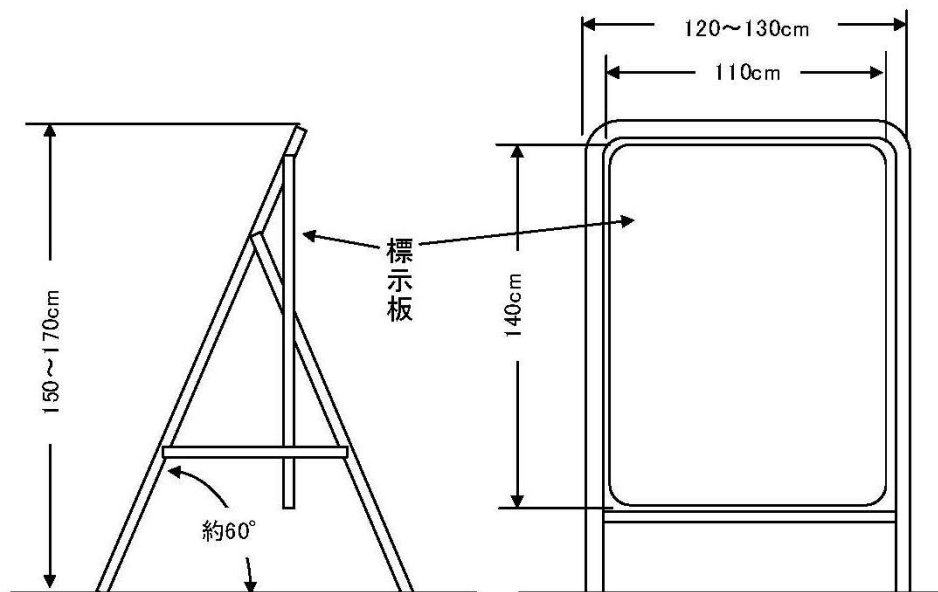


<p>ご迷惑をおかけします</p> <p>〇〇〇〇〇〇を なおしています</p> <p>令和〇年〇月〇日まで 時間帯 21:00 ~ 6:00</p> <p>舗装修繕工事</p> <p>発注者 福岡市〇〇局〇〇課 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 施工者 〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (緊急)電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>		<p>まわり道 450M →</p> <p>この先国道工事につき まわり道をお廻り下さい</p> <p>福岡市〇〇局〇〇課 (電話) ×××-××××-××××</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

参考(3) 工事中迂回路の標示例（一般交通影響有りの場合）
（進行方向に対する標識の設置例を示す）



参考(4) 設置方法の一例



工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について

1 工事情報看板的設置について

予定されている工事に関する情報を提供するため、工事を開始する約1週間前から工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を設置する。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や歩道の無い道路等については、この限りでない。

なお、工事情報看板は、様式1及び図1を参考にドライバーから看板内容が見えないように設置する。

2 工事説明看板的設置について

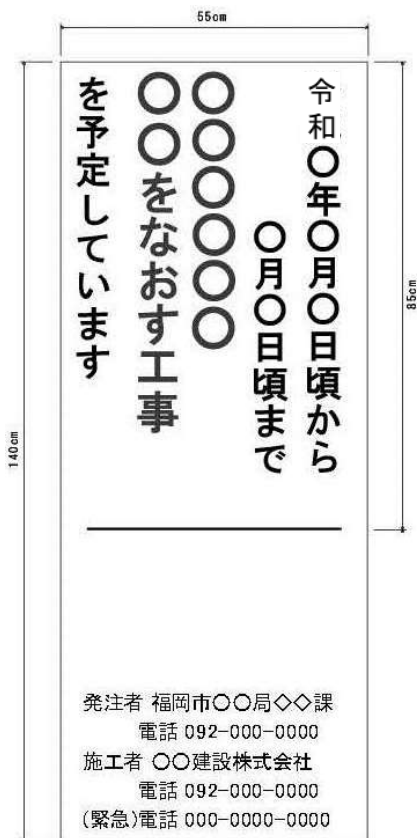
実施されている工事に関する情報を提供するため、工事開始から工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を設置する。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や歩道の無い道路等については、この限りでない。

なお、工事説明看板は、様式2及び図1を参考にドライバーから看板内容が見えないように設置する。

(様式1) 工事情報看板
(工事を予告するための看板)

工事開始約1週間前～工事を開始するまで



(様式2) 工事説明看板
(工事を説明する看板)

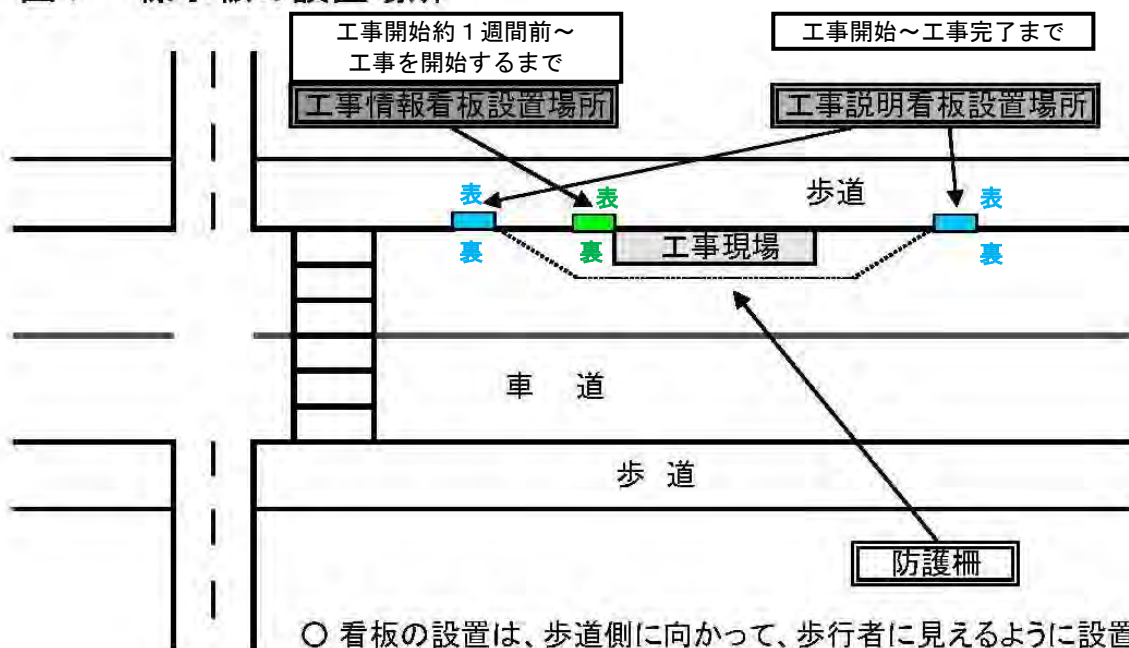
工事開始から工事終了まで



(様式備考)

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

図1 標示板の設置場所



第2編 施工管理編

1 一般事項

1 一般事項

1.1 施工管理関係図書

規 定		図 書
共通仕様書関係		「土木工事共通仕様書 区画線設置工事共通仕様書」(福岡市)
		「水道工事共通仕様書」(福岡市)
		「漁港漁場関係工事共通仕様書」(公益社団法人全国漁港漁場協会)
施工管理基準書関係	一般土木工事	「土木工事施工管理の手引き」(本書)
	水道工事	「水道工事施工管理基準[土木編]」(福岡市水道局)
	下水道工事	「下水道(土木)工事施工管理基準」(国土交通省国土技術政策総合研究所)
	港湾工事	「港湾工事共通仕様書」(国土交通省港湾局)
	農業土木工事	「土木工事施工管理基準」(福岡県農林水産部)
	漁港漁場工事	「福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準」(福岡県農林水産部)
	公園緑地工事	「公園緑地工事施工管理基準」(福岡市住宅都市局みどりのまち推進部)
その他示方書及び指針・要綱等図書		「コンクリート標準示方書」「道路土工指針」「舗装設計施工指針」「道路橋示方書」等、その他「土木工事共通仕様書」に記載された要綱等

1.2 工事関係書類

工事着手前から工事完成時に至るまでに作成が必要な書類を「工事関係書類一覧表」として示しているので参考とされたい。なお、一覧表に関しては工事着手前から工事完成時の一般的な流れを踏まえて整理しているため、工事内容により一覧表以外で書類作成が必要な場合は、受発注者で協議を行うものとする。

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考	
						発注者	受注者	監督職員	受注者保管	提出	提示					ASP使用
契約	1	工事請負契約書	契約事務規則第28条1項	-	様式(契約課)	○						-	○	●		
	2	請書	契約事務規則第28条2項	-	様式第6号(契約課)		○					-	○	●	・契約金額が100万円以下(工事又は製造の請負契約)の場合は契約書を省略することができ、代わりに「請書」を徴する。	
	3	見積書	契約事務規則第28条3項	-	様式第10号(契約課)		○					-	○	●	・契約金額が10万円以下の場合は「見積書」をもって契約書にかえることができる。	
設計図書	4	共通仕様書	-	-	-	○						-	○	●		
	5	特記仕様書	-	-	-	○						-	○	●		
	6	契約図面	-	-	-	○						-	○	●		
	7	現場説明書	-	-	-	○						-	○	●		
	8	質問回答書	-	-	-	○						-	○	●		
	9	工事数量総括表(金抜設計書)	-	-	-	○					-	○	●			
契約関係	10	着手届	契約事務規則第32条3項	-	様式第13号		○	○			◎	1	○	●	・工事に着手したときはその翌日(当該翌日が休日当たるときは、当該翌日以後直近の休日でない日)までに提出。 ・契約書の作成を省略する場合(請書を徴する場合)や見積書をもって契約書にかえる場合)省略可。	
	11	現場代理人等通知書 現場代理人等変更通知書	工事請負契約書第10条1項	-	【様式-1】 【様式-1(3)】		○	○			◎	1	○	●	・配置予定技術者調書に記載のある技術者と同一であること。	
	12	経歴書	-	-	【様式1-(2)】		○	○			◎	1	○	●	・「現場代理人等通知書」「現場代理人等変更通知書」とともに提出。	
	13	現場代理人の雇用を証する書面	【提出不要】	-	-											
	14	技術者の資格及び雇用を証する書面	【提出不要】	-	-											
	15	請負代金内訳書	・工事請負契約書第3条1項 ・共通仕様書3-1-1-2-1	-	-											・共通仕様書で適用除外としている。
	16	工程表 変更工程表	・工事請負契約書第3条1項 ・共通仕様書3-1-1-2	・土木工事施工管理の手引きP2-2	【様式-3(1)】		○	○			◎	1	○	●	・契約締結後、10日以内の提出。 ・契約変更時も同様とする。	
	17	建設業退職金共済制度の掛金収納証書		・土木工事施工管理の手引きP6 ・建設業退職金共済制度の掛金等の取扱い改正について(通知)(H11.7.15 財契309号)	【様式-4】		○	○			◎	1	○	●	・契約締結後、1ヶ月以内の提出。 ・電子申請方式による場合は、契約締結後40日以内に提出。	
	18	建退共掛金収納書	共通仕様書1-1-1-41-5		-		○	○			◎	1	○	●	・当初に証紙購入の場合、上記報告書に掛金収納書を貼り付け、提出。 ・電子申請方式の場合は、報告書とともに提出。 ・提出できない事情がある場合、理由を上記報告書に記載する。	
	19	下請負人(建設用機械使用)通知書【廃止予定】	工事請負契約書第7条1項	-	様式		○	○							●	・発注者は受注者に、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
20	監督員通知書	工事請負契約書第9条1項、3項	-	様式1-1		○				◎	-			●	・2名以上監督員を置いた場合及び発注者の権限の一部を委任した場合も通知すること。(例:総括監督員、委託監督員)	
前金払	21	請求書(前払金)			【様式-5(1)】		○	○			◎	1	○	●	【対象】 契約金額が100万円を超える契約 【割合及び支払限度額】 契約金額(履行期間が2年度以上にわたる契約は当該年度の出来高予定金額)の10分の4以内。(支払限度額は10億円) 【請求】 履行期限(履行期間が2年度以上にわたる契約)にあつては、当該年度末日)前1月まで。 【支払】 発注者は、請求を受けた日から14日以内に支払わなければならない。(工事請負契約書第34条2項) ※請求書の様式は、【様式-5(1)】の内容を満たせば別様式での提出も可。	
	22	保証事業会社の保証証書	工事請負契約書第34条1項	前金払、中間前金払及び部分払の事務取扱いについて(H22.4.1改正 契約課)	-		○	○			◎	1	○	●		

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	500万円未満の必要書類	備考	
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用					
工事	建設リサイクル	23 分別解体等の計画等(別表3)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条1項		様式		○	○		■	1		【対象】 特定建設資材を使用する工事または、特定建設資材廃棄物を排出する工事で、請負金額が500万円以上の工事。 ・監督職員は、入札後、契約締結までの間に受注者(元請)に提出を求め、計画内容について説明を受ける。		
		24 建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	積算運用の手引きⅡ-112~121	様式-3	○				-	-		【対象】 上記同 ・監督職員は、工事の着手前に、環境局循環型社会推進部産業廃棄物指導課の確認を受け、住宅都市局建築指導部建築物安全推進課に通知する。 ・監督職員においては、契約内容に変更が生じた場合は、すみやかに手続きを行うこと。		
その他	25 コリンス(CORINS)登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-5	土木工事施工管理の手引きP7	-	-		○		○	-	-		【対象】 請負金額500万円以上の工事。 ・受注時・変更時・完成時は、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録し、監督職員に提示する。 (旧称:工事カルテ受領書)		
	26 特定建設作業実施届出書	騒音規制法・振動規制法 第14条第1項(第2項)	特定建設作業のしおり	様式第9(環境保全課)	-		○			-	2		・特定建設作業を実施する場合は、当該作業を開始する日の7日前(届出日及び作業開始日を除く)までに、当該作業を行う場所の区役所生活環境課に提出すること。		
工事	建設	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1, 2	・土木工事施工管理の手引きP2-1~20 ・工事書類簡素化要領土木工事編	鑑:【様式-9】		○	○		◎	2(注)		・特記仕様書に定めのある場合や災害対応等の概略発注、制約条件等により施工方法が未確定な工種は、詳細な内容が確定した段階で作成し提出する。(共通仕様書1-1-1-8) ・軽微な変更の場合、変更施工計画書の提出は不要。(簡素化) (注)2部提出(決裁後、1部返却し双方で保管)		
		表紙	【作成不要】	-	-										
		目次	【作成不要】	-	-										
		(1)工事概要	-	土木工事施工管理の手引きP2-5	-										・工事名、河川または路線名、工事場所、工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容(工事数量総括表の工種・種別・数量等)を記載。 ・工種が1式表示及び主体工程以外については、工種のみ記載でもよい。
		現場位置図	【作成不要】	-	-										
		図面	【提出不要】	-	-										
		(2)計画工程表	-	土木工事施工管理の手引きP2-6	-										・横棒式工程表、斜線式工程表、ネットワーク等で作成。
		休日取得計画表	特記仕様書	週休2日工事実施要領	様式										・週休2日工事を実施する場合、休日取得計画表を作成し、施工計画書に添付し提出する。
		(3)現場組織表	-	土木工事施工管理の手引きP2-7	-										・現場代理人については、夜間・休日等の緊急連絡先を記入 ・施工管理については、担当区分及び担当者指名等を記入(500万円未満不要)。 ・監理技術者、専門技術者を置く場合は、その氏名等を記入(500万円未満は不要)。
		施工体系図	特記仕様書	-	参考様式(国土交通省)										・施工体制台帳に添付。
		建設業の許可証(写)	【提出不要】	-	-										
		作業員名簿 ※溶接工については備考参照。	【提出不要】	-	-										・既製杭工(共通仕様書3-2-4-4-21)及び鋼管矢板基礎工(共通仕様書3-2-4-9-11)における溶接工については、施工計画書に記載すること。 ・工場製作工(共通仕様書6-5-3-1-3、10-3-3-1-3、10-4-3-1-3)及び鋼製橋脚工の現場継手工(共通仕様書10-3-8-11-3)における溶接工については、監督職員の請求があった場合、提示すること。

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考			
						発注者	受注者	監督職員	受注者保管	ASP使用	提出					提示		
											☆:電子 ●:紙					■:電子 または紙		
施工計画	27	技術者及び作業員の資格を証する書面 ※圧接工、溶接工については備考参照。	【提出不要】	-	-											・圧接工(共通仕様書1-3-7-6-1)及び溶接工(共通仕様書3-2-4-4-21, 3-2-4-9-11)については、監督職員の請求があった場合、提示すること。		
		技術者及び作業員の雇用を証する書面	【提出不要】	-	-													
		(4)指定機械	-	土木工事施工管理の手引き P2-8	-	-											・設計図書で指定されている機械(騒音振動、排ガス規制、標準操作等)、監督職員が必要と認めた機械について記載。	
		(5)主要船舶・機械	-	土木工事施工管理の手引き P2-8	-	-											・設計図書で指定されていない主要なものについて記載。	
		((6)主要資材)	【省略可】	土木工事施工管理の手引き P2-8	-	-											・材料承諾により確認できることから、記載不要。	
		(7)施工方法	共通仕様書1-1-1-24-1 ※工程毎に各条文を確認すること。	土木工事施工管理の手引き P2-9~10	-	-											・主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料、機械等の仮置場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示・承諾・協議事項の予定内容を記載。 ・記載対象工種は、(1)主要な工種、(2)設計図書で指定された工法、(3)共通仕様書に記載されていない特殊工法、(4)施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項、(5)特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等を標準とする。	
		各工種毎の作業計画	-	-	-	-												
		各工種の構造図	【作成不要】	-	-	-												
		仮設備計画	-	-	-	-												
		(8)施工管理計画	共通仕様書1-1-1-24-8	土木工事施工管理の手引き P2-11~14	-	-												
		工程管理計画	-	-	-	-												・実施工程の手法・管理方法
		品質管理計画表(総括表)	-	-	-	-												・品質管理基準参照
		出来形管理計画表(総括表)	-	-	-	-												・出来形管理基準参照
		出来形管理図表	【提出不要】	-	-	-												
		写真管理計画表(総括表)	-	-	-	-												・写真管理基準参照
		(9)安全管理	-	土木工事施工管理の手引き P2-15~17, P10-1~2	-	-												●
		安全管理計画	-	-	-	-												●
		安全管理活動計画及び安全教育・訓練計画	共通仕様書1-1-1-27-12	-	-	-												●
		(10)緊急時の体制及び対応	-	土木工事施工管理の手引き P2-18	-	-												●
		緊急時の体制連絡系統図	-	-	-	-												●
		病院等の位置図	【作成不要】	-	-	-												
		防災対策組織表	-	-	-	-												●
		(11)交通管理	・共通仕様書1-1-1-33-2.4	土木工事施工管理の手引き P2-19	-	-												●
		(12)環境対策	共通仕様書1-1-1-31-1	土木工事施工管理の手引き P2-19	-	-												-
		(13)現場作業環境の整備	-	土木工事施工管理の手引き P2-19	-	-												-
		現場環境改善の実施計画	特記仕様書	-	-	-												●
		(14)再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	-	土木工事施工管理の手引き P2-20	-	-												-
処分業者一覧	【作成不要】	-	-	-												-		
処理計画書	【作成不要】	-	-	-												-		

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用					
		運搬経路図 ※指定処分で搬入経路に制約がある場合は、備考参照。	【作成不要】	-	-										・指定処分での残土処理において、搬入経路に制約のある処分先(桜井)に搬入する場合は、経路図等を添付すること。
		再生資源利用計画書	共通仕様書1-1-1-19-5	・土木工事施工管理の手引きP11-1 ・積算運用の手引きⅡ-87~91	(コプリス様式)										・全ての工事 ・「建設副産物情報交換システム」で入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。
		再生資源利用促進計画書	共通仕様書1-1-1-19-6	・土木工事施工管理の手引きP11-1 ・積算運用の手引きⅡ-87~91	(コプリス様式)										・全ての工事 ・「建設副産物情報交換システム」で入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。
		建設発生土受入承諾書	・共通仕様書1-2-4-1-9,10,13,14	・土木工事施工管理の手引きP11-2 ・積算運用の手引きⅡ-96	様式-3										・処分場所及び処分業者の変更を生じる場合は、事前に監督職員に届け出て変更の承諾を得なければならない。
		(15)その他	-	土木工事施工管理の手引きP2-20											・契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。
		現場環境改善の実施計画	特記仕様書	-	-										・現場環境改善費対象工事の場合、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出する。
		技術提案等の履行確認表	福岡市総合評価方式実施ガイドライン	-	様式(技術企画課)										・総合評価方式により契約した場合に作成し、施工計画書に含めて提出する。
		地下埋設物確認書	・共通仕様書1-1-1-27-19 ・特記仕様書	-	様式		○	○							・施工計画書に添付する。
		各管理者との確認資料(地下埋設物)	【提出不要】	-	-										・各管理者との確認時に使用した資料は提出不要。
		道路使用許可証(写)	【提出不要】	-	-										・施工計画書への添付不要。(提出ではなく提示で可)ただし、監督職員から提出の請求があった場合は写しを提出する。 ※【施工中】NO.7同様
ICT	28	ICT活用工事(土工)実施計画書	特記仕様書	ICT活用工事(土工)実施要領	様式		○	○		■		1			・ICT活用工事(土工)を行う希望がある場合、契約後、協議書、ICT活用工事(土工)実施計画書等を提出する。
照査	29	設計図書の照査確認資料	・工事請負契約書第18条1項 ・共通仕様書1-1-1-3-2	土木工事施工管理の手引きP3-1	鑑:【様式-9】	○	○	○	☆	1	-	-	-	-	・契約書第18条第1項の範囲を超えないこと。
		設計図書と差異有り													・契約書第18条第1項1~5号に該当する事実があった場合、様式-9を鑑として確認資料(現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等)を監督職員に提出する。
		設計図書と一致													・契約書第18条第1項1~5号に該当する事実がない場合(設計図書と一致している場合)は、監督職員への提示とし、受注者で保管する。
着工前 測量	30	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	土木工事施工管理の手引きP3-2~8	鑑:【様式-9】	○	○	○	☆	2(注)	-	-	-	-	・(注)2部提出(決裁後、1部返却し双方で保管)
		工事測量結果(設計図書との照合)													
	31	設計図書と差異有り													・設計図書と差異があった場合のみ監督職員に提出し、指示を受ける。 (注)2部提出(決裁後、1部返却し双方で保管)
		設計図書と一致													・設計図書と一致している場合は、監督職員への提示とし、受注者で保管する。

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考		
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用							
建設副産物	32	産業廃棄物処理計画書	福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第23条	・積算運用の手引きⅡ-87~91 ・産業廃棄物処理計画書の提出について(産業廃棄物指導課)	様式1 (産業廃棄物指導課)		○				☆:電子 ●:紙 ■:電子または紙	2 (注)		●	【対象】 産業廃棄物の発生見込量が500m3以上の工事。 ・工事着手の15日前までに環境局産業廃棄物指導課に提出すること。 (注)2部提出(押印後、1部返却)		
	33	産業廃棄物処理委託契約書	共通仕様書1-1-1-19-2	積算運用の手引きⅡ-88~91	-		○		○			-		●	・現場から発生する産業廃棄物の処理を収集運搬業者及び処分業者に委託する場合。		
電子納品	34	工事概要	特記仕様書	福岡市電子納品の手引き土木工事編	様式	○					☆			●	【対象】 電子納品対象工事。(手引き参照)		
	35	事前協議チェックシート			様式	○						☆			●	・発注者で入力後、受注者へ渡す。	
ASP	36	事前協議チェックシート(情報共有システム活用工事用)	特記仕様書	情報共有システム活用の手引き	様式	○					☆			●	【対象】 情報共有システム活用工事。(手引き参照) ・発注者で入力後、受注者へ渡す。 ・施工計画書へ添付すること。		
施工体制	37	施工体制台帳	・建設業法 第24条の7第1項 ・入札適正化法 第15条第1項、第2項 ・共通仕様書 1-1-1-10-1、4	・施工体制台帳の作成のポイント(九州地方整備局) ・よくわかる建設業法(九州地方整備局) ・土木工事施工管理の手引きP5	鑑:【様式-9】 参考様式(国土交通省)		○	○			☆	1		●	・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、下請契約を締結した時は施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 ・変更があったときは遅滞なく変更があった年月日を付記し、すでに記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、または既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。		
		契約書の写し(発注者⇄元請)	-	-	-											鑑の写しのみ。	
		契約書の写し(元請⇄全下請)	-	-	-											①契約書 ②注文書・請書+基本契約書 ③注文書・請書+基本契約約款 いずれかの書面とする。 ※契約書記載事項の14項目は必ず記載。	
		建設業の許可証(写)	【提出不要】	-	-											元請、下請ともに不要。	
		元請・主任技術者または監理技術者の資格を証する書面	-	-	-											・監理技術者を専任の要する工事に配置する場合には監理技術者資格者証の写し	
		元請・主任技術者または監理技術者の雇用を証する書面	-	-	-											・健康保険等の写し(3ヶ月以上の雇用関係が必要)	
		元請・専門技術者の資格及び雇用を証する書面	-	-	-											・主任技術者資格を有することを証する書面の写し ・健康保険等の写し(3ヶ月以上の雇用関係が必要) ・専門技術者を置いた場合に添付。	
		上記以外の作業員の資格及び雇用を証する書面	【提出不要】	-	-											元請、下請ともに不要。	
		作業員名簿	建設業法施行規則第14条の2	-	-	参考様式(国土交通省)											
		再下請負通知書	建設業法 第24条の7第2項	-	-	参考様式(国土交通省)											
		契約書の写し(下請⇄下請)	-	-	-	-											①契約書 ②注文書・請書+基本契約書 ③注文書・請書+基本契約約款 いずれかの書面とする。 ※契約書記載事項の14項目は必ず記載。
		警備会社認定書	【提出不要】	-	-	-											
		警備員名簿	【提出不要】	-	-	-											
		教育実施状況	【提出不要】	-	-	-											
交通誘導警備業務合格書	【提出不要】	-	-	-													
38	施工体系図	・建設業法 第24条の7第4項 ・入札適正化法 第15条第1項 ・共通仕様書 1-1-1-10-2、4	・施工体制台帳作成のポイント(九州地方整備局) ・よくわかる建設業法(九州地方整備局) ・土木工事施工管理の手引きP5	参考様式(国土交通省)		○	○				☆	1		●	・工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出される施工体制台帳に添付しなければならない。		
39	地場企業下請不使用理由書	特記仕様書	-	-	様式-1	○	○				☆	1	-	-	・下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、施工体制台帳に添付のうえ提出。		
40	施工体制台帳チェックリスト	【廃止】	-	-	-												

工事関係書類一覧【施工中】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	500万円未満の必要書類	備考	
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用	ASP使用				
工事	1	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	工事書類簡素化要領土木工事編	【様式-9】	○				☆	—	—	●	・電子メールでの送付可(簡素化)	
	2	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	工事書類簡素化要領土木工事編	【様式-9】		○	○		☆	2 (注)	—	●	・電子メールでの提出可(簡素化) (注)2部提出 (決裁後、1部返却し双方で保管)	
	3	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	工事書類簡素化要領土木工事編	【様式-9】		○	○		☆	2 (注)	—	●	・電子メールでの提出可(簡素化) (注)2部提出 (決裁後、1部返却し双方で保管)	
	4	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	工事書類簡素化要領土木工事編	【様式-9】		○	○		☆ ※	2 (注)	—	●	・電子メールでの提出可(簡素化) ※施工計画書の提出は紙媒体とする。 (注)2部提出 (決裁後、1部返却し双方で保管)	
	5	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	工事書類簡素化要領土木工事編	【様式-9】		○	○		☆	2 (注)	—	●	・電子メールでの提出可(簡素化) (注)2部提出 (決裁後、1部返却し双方で保管)	
	6	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	工事書類簡素化要領土木工事編	【様式-9】		○	○		☆	2 (注)	—	●	・電子メールでの提出可(簡素化) (注)2部提出 (決裁後、1部返却し双方で保管)	
	7	関係機関協議資料 (許可・承諾等の資料)	共通仕様書1-1-1-36-3	—	—	—		○	○		—	—	—	●	・許可、承諾等を得た資料は、提出ではなく提示で可。(道路使用許可証の写し等)ただし、監督職員から提出の請求があった場合は写しを提出する。
	8	近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-36	—	—	—		○	○		—	—	—	●	・監督職員から提出の請求があった場合は提出する。 ・共通仕様書1-1-1-35-4～8参照
	9	材料承諾願				鑑:【様式-9】		○	○		◎ ※	2 (注)	—	●	・設計図書において監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、提出する。 ※電子で提出可能な場合は電子も可とする。(注)2部提出 (決裁後、1部返却し双方で保管)
施工管理	10	JISマーク表示品	共通仕様書2-1-2-4	・土木工事施工管理の手引きP9-1 ・工事書類簡素化要領土木工事編	—		○	○		—	—	—	●	・JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし、見本または資料の提出は省略可。	
	11	事前に認定された材料			—		○	○		—	—	—	●	・建設発生土リサイクルプラントの製品 ・再利用施設の製品 ・アスファルト混合物事前審査制度で認定された混合物を使用する場合、認定証、総括表、試験結果の提出は不要。(監督職員及び検査員が確認を求めた場合提示)(簡素化)	
	12	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	・土木工事施工管理の手引きP9-1	【様式-10】		○	○		■	1	—	●	・設計図書に従って現場確認が必要な工事材料がある場合は、監督職員と協議の上、作成し提出。	
	13	使用資材一覧表	特記仕様書	—	参考様式		○	○		◎ ※	1	—	●	・使用する資材・製品について記入し、材料承諾願に添付のうえ、提出。 ※電子で提出可能な場合は電子も可とする。	
	14	確認・立会依頼書	・工事請負契約書第14条 ・共通仕様書3-1-1-4-1	土木工事施工管理の手引きP9-2～3	【様式-12】		○	○		■	1	—	●	・設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合、必要に応じて関係資料の写しを添付し、監督職員に提出する。 ・提出方法は、①確認・立会依頼書【様式-12】に記載して提出。②週間工程表などに、立会日や内容を記載して提出。等とし、事前に監督職員に確認すること。 ・なお、電子メールに必要事項を記入して依頼することも可とする。 ・電子メールでの提出可	
15	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	土木工事施工管理の手引きP9-2～4	【様式-11】		○	○		■	1	—	●	・設計図書で規定されている場合に適用し(例:共通仕様書記載の段階確認一覧表に示す項目など)、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に提出する。 ・提出方法は、①段階確認書【様式-11】による整理、②施工計画書-施工方法の工程フォロー内に明記、③週間工程表による確認。等とし、事前に監督職員に確認すること。 ・段階確認で監督職員の確認を受けた書面は、工事完成時までに監督職員へ提出すること。		

工事関係書類一覧【施工中】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	500万円未満の必要書類	備考
						発注者	受注者	監督職員	受注者保管	提出	提示			
安全管理	16	安全・訓練等の実施報告書	共通仕様書1-1-1-27-13	・土木工事施工管理の手引きP8-4 ・工事書類簡素化要領土木工事編	様式3-4	○				○	-	-	-	・実施状況写真を添付すること。 ・監督職員への提出は不要、提示とする。(簡素化)
	17	安全教育訓練出席者名簿	【作成不要】	-	-									・出席者の自筆記名や押印は不要。
	18	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	工事書類簡素化要領土木工事編	-		○				○	-	-	・監督職員への提出は不要、提示とする。(簡素化)
	19	災害防止協議会等の議事録	・労働安全衛生規則 第635条 ・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.6(5)(H7.4.21 基発第267号通知)	-	-		○				○	-	-	・災害防止協議会(安衛法第30条第1項、安衛則第635条)、安全衛生協議会(安衛法第30条、安衛則第635条、共通仕様書1-1-1-26-13)。 ・下請け業者や他業者と同一の場所で混在して作業する場合に該当。
	20	足場等の点検記録	・労働安全衛生規則 第567条、第568条、第575条の8	-	-		○				○	-	-	・足場(安衛則第655条(注文者)、第567条(事業者))、つり足場(安衛則第568条(事業者))、作業構台(安衛則第653条の2(注文者)、第575条の8(事業者))が該当。
事故	21	事故速報			【様式-13】	○	○	○			◎	1		・事故が発生した場合、電話等により直ちに報告する。 ・概要について事故速報【様式-13】により整理・提出する。 ・必要に応じて第2、第3報する。 ・事故発生に伴う手続きについては、左記要領を確認すること。(本表には事故発生直後の対応のみ記載)
	22	事故報告書	・共通仕様書1-1-1-30 ・福岡市公共工事にかかる事故報告要領	土木工事施工管理の手引きP10-2	様式2 (左記要領に基づく)		○	○			◎	1		・最終報告で事故報告書(様式2)を提出する。 ・事故発生に伴う手続きについては、左記要領を確認すること。(本表には事故発生直後の対応のみ記載)
	23	報告書(監督担当課の見解)				様式2-1 (左記要領に基づく)	○				-	1		・工事担当課は、様式2「事故報告」について事実確認のうえ、様式2-1「報告書(監督担当課の見解)」を作成し、様式2(写し)とともに技術監理課へ速やかに送付する。 ・事故発生に伴う手続きについては、左記要領を確認すること。(本表には事故発生直後の対応のみ記載)
工程管理	24	工事履行報告書	・工事請負契約書第11条 ・共通仕様書1-1-1-25	-	【様式-14】		○	○			☆	1		・工事進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求めることがある。 ・実施工程表や週間工程表など、これに代わるものが提出された場合は提出不要とする。
	25	作業日報	福岡市請負工事監督規定第10条	-	-		○				○	-		
契約	中間前金払	26	中間前金払認定請求書			【様式-15】		○	○		◎	1	○	【対象】 前払金を受けた後、工期が3月以上で次の要件のいずれにも該当する契約 ①工期(2年以上にわたる契約)については、当該年度の工期の2分の1を経過している。 ②工程表により工期(上記同)の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われている。 ③既に行われた作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当する。 【割合及び支払限度額】 ・契約金額の10分の2以内。(支払限度額は5億円)ただし、前金払と中間前金払の合計額が契約金額の10分の6を超えてはならない。(支払限度額は15億円) ・中間前金払請求前に、部分払をしている場合は、前金払、部分払及び中間前金払の合計額は、契約金額の10分の9以内とする。 【認定請求】
		27	工事履行報告書及び工程表	工事請負契約書第34条の2.2項		【様式-14】		○	○			◎	1	○
	28	中間前金払認定調査		前金払、中間前金払及び部分払の事務取扱について(H22.4.1改正 契約課)		様式 (契約課)	○				-	-	○	
	29	請求書(中間前金)				【様式-5(1)】		○	○		◎	1	○	
	30	保証事業会社の保証証書				-		○	○		◎	1	○	

工事関係書類一覧【施工中】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用					
指定部分完成検査	31	指定部分完成通知書	・工事請負契約書第39条1項 ・共通仕様書1-1-1-22-1	検査課受付時確認書類一覧(H26.8 検査課)	【様式-16】	○	○			◎	1	○	●	【対象】 設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(指定部分)がある工事。 ※請求書の様式は、【様式-5(1)】の内容を満たせば別様式での提出も可。	
	32	出来高内訳書	・工事請負契約書第38条2項 ・共通仕様書1-1-1-22-2		-	○	○			◎	1	○	●		
	33	指定部分引渡書			【様式-17】	○	○			◎	1	○	●		
	34	請求書	・工事請負契約書第39条1項 ・共通仕様書1-1-1-22-1		【様式-5(1)】	○	○			◎	1	○	●		
出来高(部分払)検査	35	部分払申請書	・工事請負契約書第38条2項 ・福岡市検査規程第3条	・部分払取扱要領(H13.4-一部改正 検査課) ・検査課受付時確認書類一覧(H26.8 検査課) ・前金払、中間前金払及び部分払の事務取扱いについて(H22.4.1改正 契約課)	参考様式(検査課)	○	○			◎	1	○	●	【対象】 契約金額が300万円を超え工期が3月以上かつ、出来形部分が10分の4を超える工事。 【割合】 出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相当する請負代金相当額の10分の9以内。 【請求】 竣工期日前1月まで。なお、頭書記載の限度回数をこえることができない。 【支払】 発注者は、請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。(工事請負契約書第38条5項) ※請求書の様式は、【様式-5(1)】の内容を満たせば別様式での提出も可。	
	36	出来高内訳書	・工事請負契約書第38条2項 ・共通仕様書1-1-1-22-2		-	○	○			◎	1	○	●		
	37	既済部分明細書	福岡市検査規程第3条		参考様式(検査課)	○				-	-	○	●		
	38	部分払金計算書			参考様式(検査課)	○				-	-	○	●		
	39	請求書	工事請負契約書第38条5項		【様式-5(1)】	○	○			◎	1	○	●		
中間確認検査	40	中間確認検査依頼について ※受注者の都合による場合	契約事務規則第41条第4号	中間確認検査の取扱いについて(H26.8.1一部改正 検査課)	別紙1(検査課)	○	○			◎	1	○	●		
	41	中間確認検査依頼について ※発注者の都合による場合			別紙2(検査課)	○				-	-	○	●		
	42	工事の部分使用について	・工事請負契約書第33条1項 ・共通仕様書1-1-1-23		【様式-22】	○	○			◎	1	○	●	・部分使用がある場合に提出する。	
工期変更	43	工期延長の請求資料	工事請負契約書第21条	-	-	○	○			◎	1		●	・理由を明示した書面により、工期の延長を請求できる。(受注者→発注者)	
	44	工期短縮の請求資料	工事請負契約書第22条	-	-	○				◎	-		●	・特別の理由により工期短縮の必要があるとき、工期の短縮を請求できる。(発注者→受注者)	
設計変更	45	協議書(工事打合せ簿)	福岡市設計変更ガイドライン(土木工事編)	-	【様式-9】	○	○			☆	1		●	・受注者は、必要に応じて概算金額の提示を求めることができる。	
	46	通知書(工事打合せ簿)	・工事請負契約書第18条3項 ・福岡市設計変更ガイドライン(土木工事編)	-	【様式-9】	○				☆	-	○	●	・契約書18条第1項1～5号に該当する事実があった場合、調査を実施し、結果をとりまとめ、調査・協議終了後14日以内に訂正・変更の通知をする。	
	47	設計変更事由書	福岡市設計変更ガイドライン(土木工事編)	-	様式2-5	○				-	-	○	●	・通知書に添付する。	
一時中止	48	基本計画書	・共通仕様書1-1-1-14-3 ・工事一時中止に係るガイドライン	-	鑑:【様式-9】	○	○			◎	2(注)		●	・必要に応じて作成する。 (注)2部提出 (決裁後、1部返却し双方で保管)	
支給品	49	支給材料受領書	工事請負契約書第15条3項	-	【様式-24】	○	○			◎	1		●	・支給材料を受領した場合に提出する。	
	50	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	-	【様式-25】	○	○			◎	1		●	・支給材料がある場合、工事完成時(完成前に精算が可能であればその時点)に提出する。	
	51	貸与品借用書	工事請負契約書第15条3項	-	-	○	○			◎	1		●	・貸与品がある場合に提出する。	
現場発成品	52	現場発成品調書	共通仕様書1-1-1-18	-	【様式-28】	○	○			◎	1		●	・現場発成品がある場合に提出する。	
工事	中間技術検査	53	工程表(中間技術検査日をマーカー等でラインを引く)	・共通仕様書3-1-1-8-3～7 ・福岡市中間技術検査要領	検査課受付時確認書類一覧(H26.8 検査課)	-	○	○			◎	1		●	【対象】 設計図書において、対象工事と定められた工事。 【実施時期】 出来高が概ね50%となったときまたは工事の施工上の重要な変化があったとき。 【検査項目及び方法】 施工体制、施工状況、施工管理、品質、出来形、出来栄その他について、現地検査並びに書類検査、写真検査の方法で実施する。
		54	図面(平面図等)			-	○	○			◎	1		●	
	建設副産物	55	産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェスト	共通仕様書1-1-1-19-3	・土木工事施工管理の手引きP11-2 ・積算運用の手引きII-87～92	-	○		○		-	-		●	・産業廃棄物を搬出した場合に提示する。

工事関係書類一覧【施工中】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考		
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用							
建退共	56	共済証紙受払簿	共通仕様書1-1-1-41-5	工事書類簡素化要領土木工事編	様式第030号 (建退協)		○		○	-	-			●	・通常は提示のみであるが、監督職員から提出を求められた場合は提出しなければならない。 ・監督職員が施工時適宜、確認を行う。 ・様式は任意。		
	57	建設業退職金共済証紙貼付確認明細書(名称及び様式は任意)	-		-	○		○	-	-			●	・共済証紙貼付実績を被共済者の受領印とともに確認。			
	58	辞退届または建設業退職金共済制度加入労働者数報告書(名称及び様式は任意)	-		建退共事務受託様式第6号	○		○	-	-			●	・他の退職金制度に加入されている場合や自社で退職金制度を定めている場合に加入証明書とともに確認。			
	59	他の退職金制度に係る加入証明書	-		-	○		○	-	-			●	・上記辞退届と合わせて確認			
	60	対象者一覧表	【提示不要】		-	-											
	61	建設業退職金共済契約者証	【提示不要】		-	-											
	62	建設業退職金共済手帳	【提示不要】		-	-											
	63	就労状況報告書及び共済証紙受領書	【提示不要】		-	様式2号 (建退協事務受託様式)											
64	共済証紙貼付状況報告書	【提示不要】	-	様式3号 (建退協事務受託様式)													

工事関係書類一覧【工事完成時】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	500万円未満の必要書類	備考
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用				
契約	1	完成通知書	・工事請負契約書第31条1項 ・共通仕様書1-1-1-21-1	-	【様式-29】	○	○			◎	1	○	●	
	2	建設業退職金共済制度の掛金収納書	共通仕様書1-1-1-41-5	・土木工事施工管理の手引きP6 ・建設業退職金共済制度の掛金等の取扱い改正について(通知)(H11.7.15 財契309号)	【様式-4】	○	○			◎	1	○	●	
	3	建退共掛金収納書			-	○	○			◎	1	○	●	・工期途中で証紙購入した場合のみ、上記報告書に掛金収納書を貼り付け、提出。 ・電子申請方式の場合は、報告書とともに提出。 ・当初契約から完成において提出できない事情がある場合、理由を上記報告書に記載する。
	4	引渡書			工事請負契約書第31条4項	-	【様式-30】	○	○			◎	1	○
	5	請求書	工事請負契約書第32条1項	-	【様式-5(1)】	○	○			◎	1	○	●	※請求書の様式は、【様式-5(1)】の内容を満たせば別様式での提出も可。
工事	6	出来形管理総括表	共通仕様書1-1-1-24-8	・土木工事施工管理の手引きP6-1~2 ・工事書類簡素化要領土木工事編	-	○	○			■	1		●	・既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出とする。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)
	7	出来形管理図表			【様式-31】	○	○			■	1	-	・施工中は提示とし、工事完成時に提出。 ・管理方法は出来形管理展開図、設計図利用出来形管理図、出来形管理図表等とする。 ・提出部数は1部とする。(簡素化) ・【様式-31】は、別様式でも可	
	8	出来形数量計算書			共通仕様書3-1-1-5-2	-	○	○			■	1	-	・施工中は提示とし、工事完成時に提出。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)
	9	出来形管理工程能力図	【作成不要】	-	-									
	10	コア-結果表	-	-	-	○	○			◎	1	○	-	
	11	段階確認実施時の確認資料	-	工事書類簡素化要領土木工事編	-	○	○			■	1		●	・監督職員等が臨場して段階確認した場合、確認資料(図面チェック等)を出来形管理資料に添付し提出する。この場合、出来形管理写真の撮影は不要。(簡素化) ・提出部数は1部とする。(簡素化)
	12	段階確認完了写真	【提出不要】	工事書類簡素化要領土木工事編	-									・工事写真帳へ添付し提出する。(簡素化)
	13	品質管理総括表	共通仕様書1-1-1-24-8	・土木工事施工管理の手引きP7-1 ・工事書類簡素化要領土木工事編	-	○	○			■	1		●	・既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出とする。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)
	14	品質管理図表			【様式-32】	○	○			■	1	●	・施工中は提示とし、工事完成時に提出。 ・提出部数は1部とする。(簡素化) ・【様式-32】は、別様式でも可	
	15	品質管理工程能力図			【作成不要】	-								
	16	品質管理写真	共通仕様書1-1-1-24-8	・土木工事施工管理の手引きP8-2 ・工事書類簡素化要領土木工事編	-	○	○			■	1		●	・工事写真帳に含めず、監督職員の指示により別途製本、整理する。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)
	17	品質規格証明書	共通仕様書2-1-2-1	・土木工事施工管理の手引きP7-1 ・工事書類簡素化要領土木工事編	-	○	○	○		◎	※	1	●	・工事に使用した材料の品質を証明する。試験成績表、性能試験結果、ミルシート等。 ・受注者で整備、保管し、監督職員または検査員の請求があった場合提示。 ・ただし、設計図書で提出を定められたものは提出。 ・JISマーク表示品については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示とすることができる。 ※電子で提出可能な場合は電子も可とする。 ・提出部数は1部とする。(簡素化)
18	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1に準拠	工事書類簡素化要領土木工事編	-	○	○			-	-	-	-	・上記について、使用材料を確認できる資料が材料納入伝票のみの場合。	
19	材料納入集計表	【作成不要】	-	-										
20	交通誘導警備員日報伝票	【提出不要】	-	-										
21	交通誘導警備員集計表	【作成不要】	-	-										
22	出荷証明書	共通仕様書2-1-2-1に準拠	工事書類簡素化要領土木工事編	-	○	○			-	-	-	-		

工事関係書類一覧【工事完成時】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考	
						発注者	受注者	監督職員	受注者保管	提出	提示					ASP使用
	23	工事写真帳	共通仕様書1-1-1-24-8	・土木工事施工管理の手引きP8-1~3 ・工事書類簡素化要領土木工事編	-		○	○			■※	1	○	●	・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準を適用する。 ・工種ごとに「撮影箇所一覧表」の「提出頻度」の欄に示す箇所を標準とする。 ・写真毎の説明欄への記入や略図の添付は不要。(簡素化) ・使用材料の形状寸法写真について、施工後も確認できるものは不要。また、設置後においても監督職員等が段階確認(配筋完了、据付完了等)を行うものは不要。(簡素化) ・監督職員等が臨場して段階確認した場合、出来形管理写真の撮影は不要。ただし、確認完了写真を工事写真帳に添付する。(簡素化) ・産廃処理の状況写真について、品目・処分場毎に1回の撮影とする。(簡素化) ※電子で提出する場合は、A4版(3枚等/ページ)に整理したPDF形式とする。	
		社内/パトロール、KY活動等の状況	【作成不要】	-	-											
		排出ガス対策型建設機械の使用状況	【作成不要】	工事書類簡素化要領土木工事編	-											・排出ガス対策型建設機械の使用状況写真の撮影は不要。(簡素化)
		現場環境改善の実施状況	特記仕様書	-	-										●	・実施状況について工事写真に含め提出する。
	24	工事写真原本	共通仕様書1-1-1-24-8	土木工事施工管理の手引きP8-1~3	-			○	○			☆※1	1		●	・「撮影箇所一覧表」に基づき撮影した写真すべてを含むこと。 ※1:容量が大きいためASPでの提出は不可。電子媒体で提出すること。 ※2:電子媒体(CD-ROM等)、ネガ、APSのカートリッジフィルムのいずれかで提出。
		写真一覧	-	-	-			○	○			-※	1		●	
	25	工事写真整理帳	共通仕様書1-1-1-24-8	・土木工事施工管理の手引きP8-1~3 ・工事書類簡素化要領土木工事編(H31.4)	-			○	○			-※	1		-	※上記原本を電子媒体で提出する場合、写真一覧、工事写真整理帳の作成及び提出は不要。(簡素化)
	26	現場環境改善の実施報告書	【作成不要】	-	-											・実施状況については、工事写真に含め提出する。別冊での整理は不要。
	27	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	・共通仕様書3-1-1-10 ・特記仕様書 ・福岡市請負工事成績評定要領	-	【様式-34(1)】			○	○			◎	1		●	・工事特性、創意工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出することができる。
	28	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)			【様式-34(2)】			○	○			◎	1		●	
週休2日	29	休日取得実施報告書	特記仕様書	週休2日工事実施要領	様式		○	○			■	1		-	・週休2日実施工事の場合、実施状況をとりまとめ、休日取得実施報告書を作成し提出する。	
電子納品	30	工事完成図	特記仕様書	福岡市電子納品の手引き土木工事編	-		○	○			☆	1		-	【対象】 電子納品対象工事。(手引き参照) ・手引き、事前協議に従って電子成果品を納品する。	
	31	電子媒体納品書			参考様式		○	○			◎	1		-		
総合評価	32	技術提案等の履行確認結果表	福岡市総合評価方式実施ガイドライン	-	様式(技術企画課)		○	○			◎	1	○	-	・総合評価方式により契約した場合に提出する。 ・監督職員においては、決裁の後、一件書類に添付すること。	
建設副産物	33	搬入伝票	-	-	-		○	○			-	-		●	・監督職員または検査員から請求があった場合は提示する。(処理数量が確認できる処分場の受入検印があるもの)	
	34	産業廃棄物処理実績報告書	-	・産業廃棄物処理計画書の提出について(産業廃棄物指導課)	様式2(産業廃棄物指導課)		○	○			◎	-		●	・産業廃棄物処理計画書を提出した工事は、産業廃棄物の処理終了後、環境局産業廃棄物指導課へ提出すること。	
	35	再資源化処理施設搬入明細書	-	-	-		○	○			-	-		-	・監督職員または検査員から請求があった場合は提示する。	
	36	再生資源利用実施書	共通仕様書1-1-1-19-8	-	(コプリス様式)		○	○			■	1	○	●	・全ての工事 ・「建設副産物情報交換システム」で入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。	
	37	再生資源利用促進実施書	共通仕様書1-1-1-19-8	-	(コプリス様式)		○	○			■	1	○	●	・全ての工事 ・「建設副産物情報交換システム」で入力を原則とするが、やむをえない場合は、エクセルでも可とする。	
検査	38	指摘事項完了報告書	-	-	-		○	○			◎	1		●		
	39	修補完了届	共通仕様書1-1-1-21-6	-	【様式-21】		○	○			◎	1		●		

工事関係書類一覧【その他】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考	
						発注者	受注者	監督職員	受注者保管	ASP使用	提出					提示
											☆:電子 ◎:紙 ■:電子または紙					
	1	下請の作業完成を確認するための検査を行ったことが確認できる書面	-	-	-		○		○	-				-	・建設業法第24条の4	
	2	下請業者に対する安全管理の指導状況が確認できる書類	・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.5、14.(4) (H7.4.21 基発第267号通知)	-	-		○		○	-				-		
	3	施工体制に関する社内チェック等が確認できる書面(本店や支店による支援体制)	-	-	-		○		○	-				-		
	4	工場製作期間、技術者を適切に配置していることを確認できる書面	-	-	-		○		○	-				-		
	5	支給品要求書(14日前まで)	-	-	-		○	○		-				-	・施工プロセスのチェックリスト	
	6	店社パトロール記録	-	-	-		○		○	-				-	・明確な規定なし。元請業者に設置されている安全(衛生)委員会(安衛法第19条関連)では、安衛則第21条に定める安全に関する規定の作成又は安全教育の実施計画を定めており、多くの元請業者は、実施計画に店社パトロールを実施することを定めている。	
	7	安全巡視、TBM、KY等の記録	-	-	-		○		○	-				●	・安全巡視は、安衛則第637条で定められている。	
	8	新規入場者教育の記録	・労働安全衛生規則 第35条 ・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.9、14.(8) (H7.4.21 基発第267号通知)	-	-		○		○	-				●		
	9	過積載防止取組みの記録	-	-	-		○		○	-				●		
	10	使用機械、車輛等の点検整備等の記録	・労働安全衛生法 第45条 ・土木工事安全施工技術指針(H29.3)(国交省)	-	-		○		○	-				-		
	11	重機操作で誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録	-	-	-		○		○	-				-		
	12	山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録	・建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)(国交省)第54 ・土木工事安全施工技術指針(H29.3)(国交省)	-	-		○		○	-				-		
	13	保安施設等の整理・設置・管理の記録	-	-	-		○		○	-				-		
	14	作業手順書	・元方事業者による建設現場安全管理指針 第2.5、14.(4) (H7.4.21 基発第267号通知)	-	-		○		○	-				-		

2 施工計画書

2 施工計画書

2.1 施工計画の目的

施工計画作成の目的は、図面・仕様書等に定められた工事目的物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等定めるものであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものである。

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-4 施工計画書 1. 一般事項に、「受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を、監督職員に提出しなければならない。」と規定している。従って、施工計画書は、受注者の責任において作成するもので、発注者が施工方法等の選択について注文をつけるものではない。

また、施工計画書には、下記の事項について記載するよう規定されている。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) その他

さらに、「監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

この外、2. 変更施工計画書には「受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。」

また、3. 詳細施工計画書には「監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。」と規定されている。

ただし、工期や数量だけの軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提出は要しない。

※主要資材については、材料承諾願により確認できることとして、工事書類簡素化要領（土木工事編）に基づき記載不要としている。

2.2 施工計画書記載事項の内容

土木工事共通仕様書に規定されている記載事項の標準的内容は下表のとおりである。

記 載 事 項		内 容
工 事 概 要		工事名、河川又は路線名、工事場所、工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容
計 画 工 程 表		横棒式工程表、斜線式工程表、ネットワーク等で作成
現 場 組 織 表		現場の組織、編成、命令系統、業務分担
指 定 機 械		設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械
主 要 船 舶 ・ 機 械		設計図書で指定されていない使用機械
主 要 資 材		指定材料、主要材料、材料試験方法
施 工 方 法		主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料、機械等の仮置場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示・承諾・協議事項の予定内容
施 工 管 理 計 画	工程管理	実施工程の手法・管理方法
	品質管理	品質管理計画表
	写真管理	写真管理計画表
	出来形管理	出来形管理計画表
安 全 管 理		安全管理体制、安全対策、異常気象時の防災対策、安全訓練の実施方法、安全巡視の実施方法、安全活動方針
緊急時の体制及び対応		事故発生時の連絡系統図、対応策 災害発生時の体制
交 通 管 理		交通管理、交通処理
環 境 対 策		大気汚染・水質汚濁・振動・騒音対策
現場作業環境の整備		現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策
再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法		再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、建設発生土受入承諾書 ※建設発生土の処分先が桜井処分場の場合、搬入経路図を添付
そ の 他		契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。

ただし、主要資材については、材料承諾願により確認できることとして、工事書類簡素化要領（土木工事編）に基づき記載不要としている。

2.3 施工計画書作成の留意点

2.3.1 施工計画の基本事項

施工計画作成時に検討する基本的項目は、次のとおりである。

- ① 工事の目的、内容、契約条件等の把握
- ② 現場条件（地形、気象、道路状況、近接状況、環境、制約条件等）
- ③ 全体工程（基本工程）
- ④ 施工方法（施工順序、使用機械等）
- ⑤ 仮設備の選択及び配置

2.3.2 施工計画書作成の要点

施工計画書作成は、上記基本事項を十分調査・検討・把握し、施工性・経済性・安全性との関連を繰り返し検討（施工計画作成フロー図参照）しながら、最適施工体制を決定する事が重要である。

公共工事を施工するための計画書作成は、すでに受注を決定し、施工開始期日を前提として作成される場合が一般的である。このことから、受注時の自社の体制・実施能力との関連も検討し、確実に施工できるものでなければならない。だが現実性を追うあまりに、新技術・新工法等を検討できないようでは、技術の進歩はあり得ない。たとえ小規模でも新技術・新工法の採用を含めた幅広い検討が必要である。

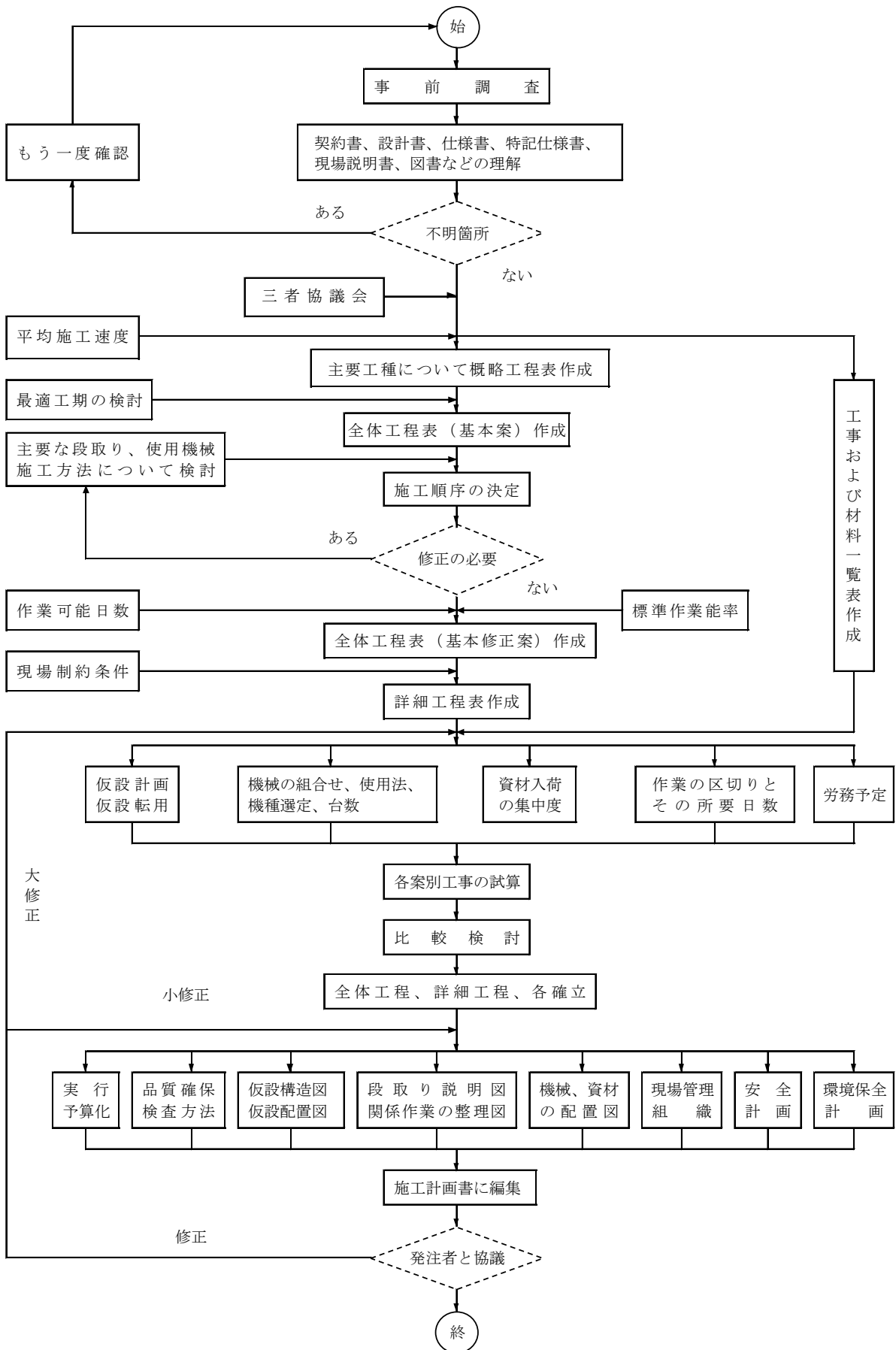
現在の土木産業には、生産性の向上・環境保全といった大きな社会的要求があり、これらの問題に対し積極的な社会参画という形で取り組み、計画段階から具体的なかつ、効果的な方法を計画書に反映させることも考慮しなければならない。

具体的検討項目は、次のとおりである。

- ① 生産性の向上に関する標準的な検討項目
 - (a) 合理的な分割施工
 - (b) 仮設の独自性
 - (c) 作業の規格化・標準化
 - (d) 新技術・新工法の採用
 - (e) 施工の機械化
- ② 環境保全に関する標準的な検討項目
 - (a) 環境の観点からの資材や機械の選別
 - (b) 地域社会への貢献
 - (c) 廃棄物の減量化・適正処理
 - (d) エネルギー利用の効率化
 - (e) 社員の意識改革

このように、施工計画の作成にあたっては、基本事項を十分把握し、経済性・施工性等を検討することは勿論、現在の社会的要請も認識し、自主性・創意性を失わないような形で幅広い検討を行うことが重要である。

2.3.3 施工計画書作成フロー図



2.4 施工計画書作成要領

(1) 工事概要

工事の概要及び内容を記載する。工事内容は工事数量総括表の工種・種別・数量等を記入する。

(工種が1式表示及び主体工種以外については、工種のみ記載でもよい。)

【記載例】

工 事 概 要

工 事 名	〇〇地区〇〇工事
河川または路線名	市道〇〇〇〇号線
工 事 場 所	〇〇市〇〇区〇〇丁目地内
請 負 代 金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
契 約 年 月 日	令和〇年〇月〇日
工 期	自令和〇年〇月〇日～至令和〇年〇月〇日
発 注 者	〇〇局〇〇部〇〇課 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
受 注 者	〇〇建設株式会社 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 〇所在地 〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇-〇〇〇

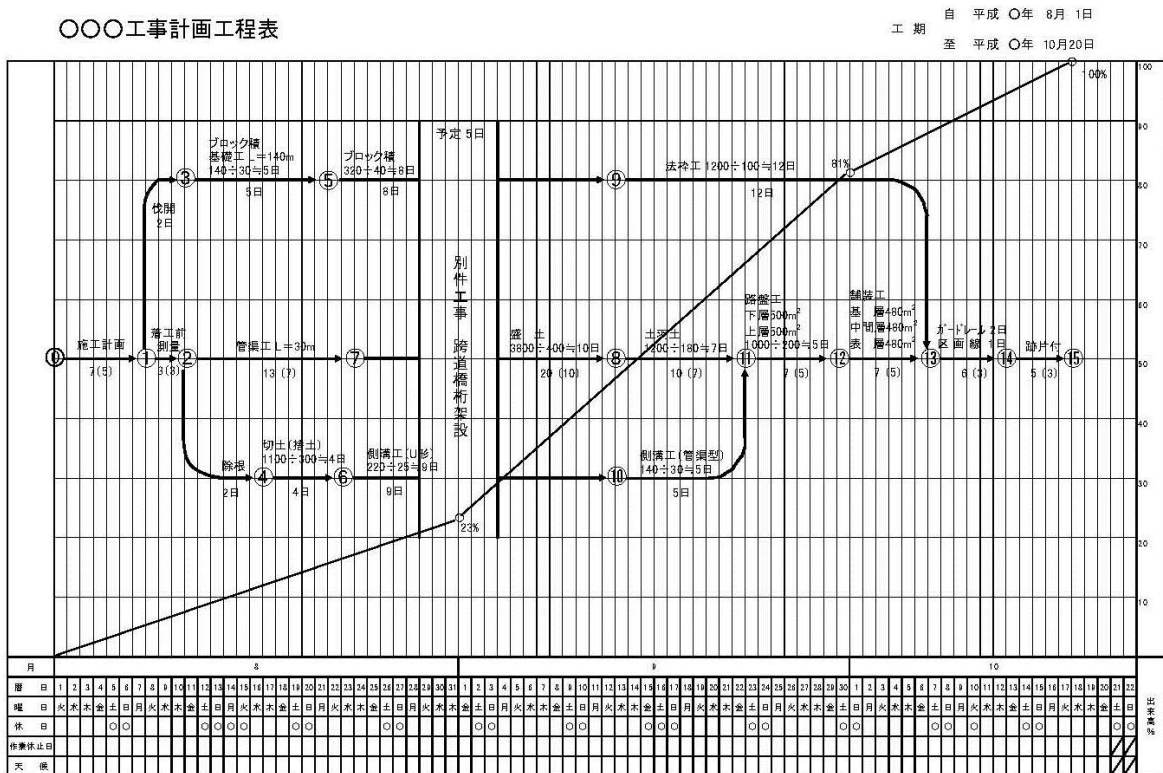
工 事 内 容

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	摘要
道路改良	土工			式	1	
	基礎工	既製杭工	鋼管杭打設	本	23	
	擁壁工	1号擁壁工		m	40	
		2号擁壁工		m	25	
		ブロック積工		m ²	200	
	路盤工	下層路盤工		m ²	700	
		上層路盤工		m ²	700	
	舗装工	表層工		m ²	700	
	仮設工			式	1	

(2) 計画工程表

1. 計画工程表はネットワーク・バーチャート等で作成し、各種別又は、細別毎の作業開始・終了がわかるように記載する。
2. 工程表は、それぞれの作成方法・特性を充分理解し、該当工事に適した様式で作成する。
3. 作成にあたっては、気象・地質・地下水等により施工に大きな影響が予想される事項については、過去のデータ等を充分調査し、計画に反映させる。
4. 作業日数決定根拠は、計画工程表に表示するか、資料として整理し、工程打合せ時等に提示出来るように整理しておく。

【作成例：ネットワーク工程表】

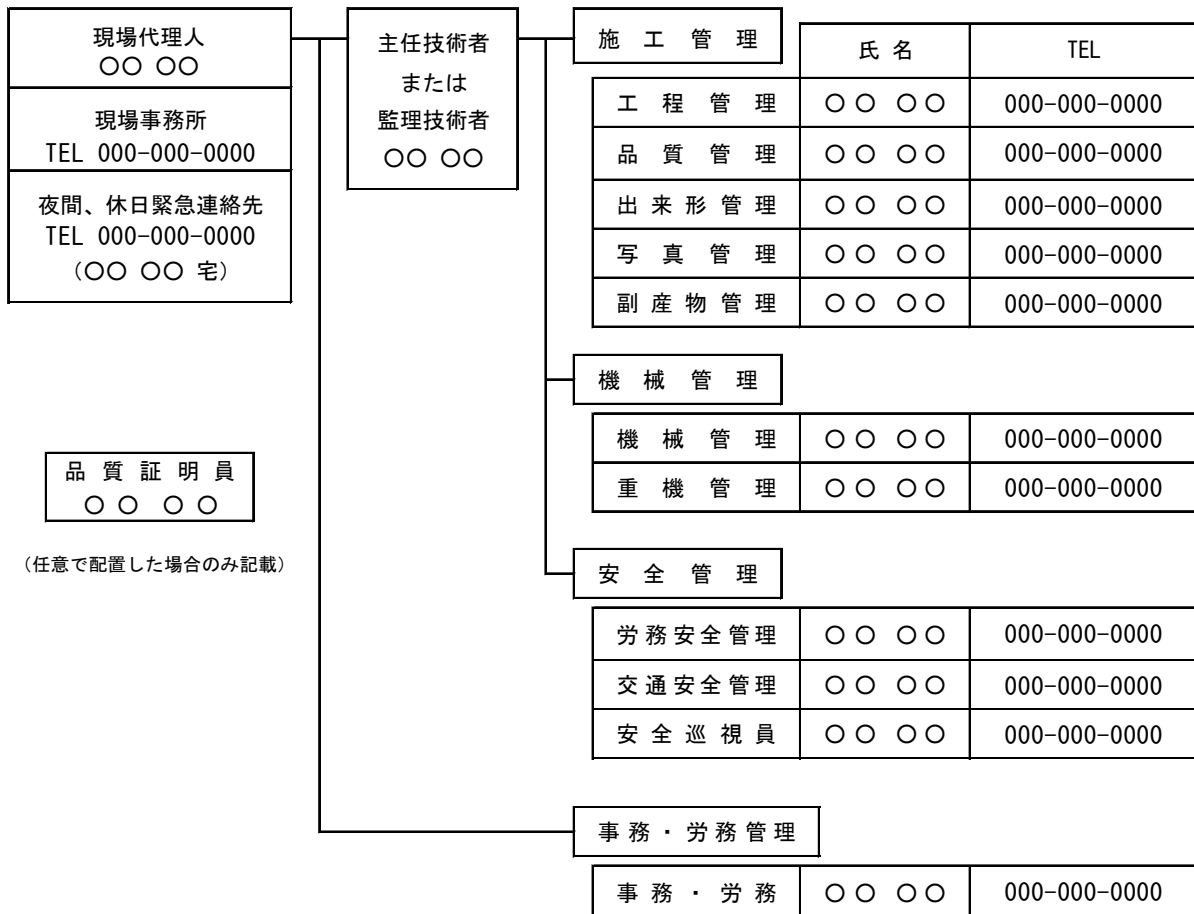


(3) 現場組織表

1. 工事に従事する構成員による現場組織表を作成する。
2. 現場代理人については、夜間、休日等の緊急連絡先を記入する。
3. 施工管理については、それぞれの担当区分及び担当者氏名等を記入する。
4. 監理技術者、専門技術者を置く場合は、その氏名等を記入する。
5. 施工体制台帳の提出を義務付けられた工事は、施工体系図を作成し施工体制台帳に添付する。

【記載例】

現 場 組 織 表



(4) 指定機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）について記載する。

【記載例】

機械名	規格	台数	使用工種	摘要
オールケーシング掘削機	クローラ式 1200mm	1	基礎杭打設	
ラフテレーンクレーン	油圧ロープ式 25 t 吊	1	仮設矢板打	
油圧式バイブロハンマ	220 P S	1	〃	

(5) 主要船舶・機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械以外の主要なものについて記載する。

【記載例】

機械名	規格	台数	使用工種	摘要
バックホウ	0.45m3	1	掘削工	排ガス規制
ブルドーザ	16t	1	路体盛土工	排ガス規制

(6) 主要資材

工事に使用する指定材料及び主要資材について、品質証明方法及び材料確認時期等について記載する。なお、資材搬入時期と計画工程表が整合していること。

【記載例】

品名	規格	予定数量	製造業者	品質証明	搬入時期			摘要
					〇月	〇月	〇月	
生コンクリート	24N/mm2	300m3	〇〇生コン	試験成績表	■	■	■	
鉄筋	D13~D19	6.8t	〇〇製鉄	ミルシート	■			
再生クラッシャーラン	RC-40	50m3	〇〇碎石	試験成績表	■			

ただし、主要資材については、材料承諾願により確認できることから、工事書類簡素化要領（土木工事編）に基づき記載不要としている。

(7) 施工方法

工種（注）毎の作業フロー図を記載し、各作業段階における①～⑤の該当項目について記述する。

- ① 工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況、埋設物、障害物等）について調査した結果
- ② 主要な工種の施工時期と降雨・出水・濁水・台風時期等の関連
- ③ 上記①・②から判断される施工実施上の留意事項及び施工方法の要点・制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等）・基準点・地下埋設物・地下障害物の防護方法
- ④ 制約条件および埋設物・障害物防護の円滑な処理を行うための関係機関との協議・調整事項
- ⑤ 使用予定機械

★（注）：記載対象工種は（１）～（６）を標準とする。

- （１）主要な工種
- （２）設計図書で指定された工法
- （３）土木工事共通仕様書に記載されていない特殊工法
- （４）施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項
- （５）特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等
- （６）その他

仮設備計画は①～⑤の項目について、位置図・概略図を用いて、具体的に記載する。

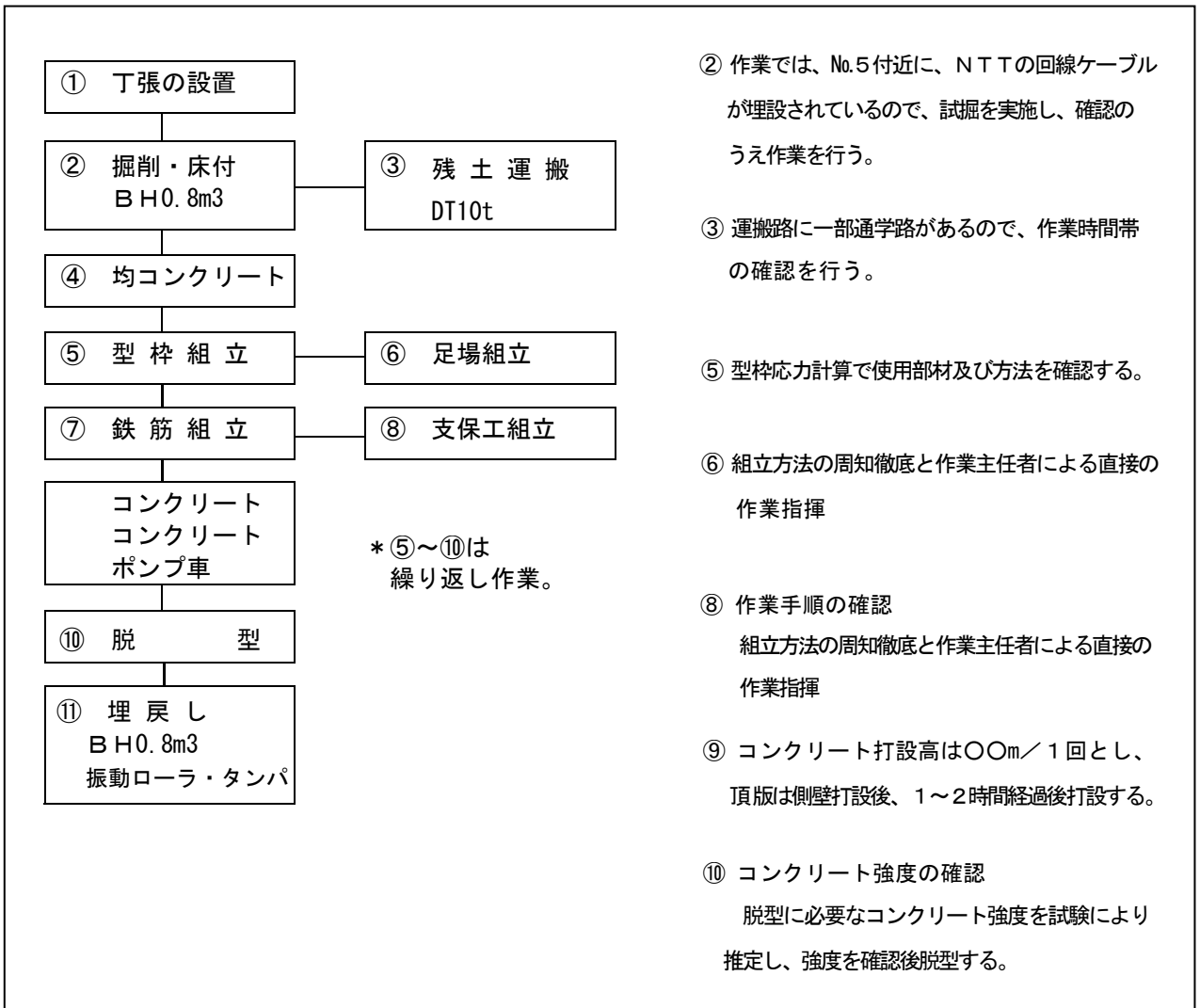
- ① 仮設備の構造・配置計画・安全を確認するための応力計算
- ② 仮設建物・材料・機械等の仮置場
- ③ プラント等の機械設備
- ④ 運搬路・仮排水・仮設電力
- ⑤ 工事標識・保安施設・防護施設

土木工事共通仕様書において、監督職員の「指示」「承諾」を得て施工するもの、または「協議」「報告」「提出」するもののうち、事前に記載できるもの、および施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。

【記載例：函渠作業フロー】

基本事項

施工場所は既設水路であり、田植え時に用排水が流入し作業にならない。このため、函渠は、〇月までに完成しなければならず、〇月には着工し、計画工程に添って作業を実施する。作業にあたっては、油脂類の流出により下流域の〇〇取水場に影響が無いよう十分注意する。



- ② 作業では、No.5付近に、NTTの回線ケーブルが埋設されているので、試掘を実施し、確認のうえ作業を行う。
- ③ 運搬路に一部通学路があるので、作業時間帯の確認を行う。
- ⑤ 型枠応力計算で使用部材及び方法を確認する。
- ⑥ 組立方法の周知徹底と作業主任者による直接の作業指揮
- ⑧ 作業手順の確認
組立方法の周知徹底と作業主任者による直接の作業指揮
- ⑨ コンクリート打設高は〇〇m／1回とし、頂版は側壁打設後、1～2時間経過後打設する。
- ⑩ コンクリート強度の確認
脱型に必要なコンクリート強度を試験により推定し、強度を確認後脱型する。

(8) 施工管理計画

(8) - 1 工程管理計画

計画工程に対する、実施管理方法を記載する。

【記載例】

- ① 管理手法：ネットワークにより管理する。
- ② 日常管理：各種別又は細別毎の実施作業量を把握し、計画作業量を維持するため労務・機械等の配置を検討する。
- ③ 週間・月間管理：毎週月曜日・毎月3日に工事進捗率の確認を行う。
- ④ 進捗管理：工事開始より2ヶ月間は2週間に1回工程曲線を用いて管理を行い、計画に対し〇%の差が生じた場合は、フォローアップを実施する。又それ以降は、1ヵ月1回、同様の管理を実施する。

(8) - 2 品質管理計画

「品質管理基準」を参照して品質管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 必要な工種が記述されているか。
- ② 施工規模に見合った試験回数になっているか。
- ③ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督職員で協議が必要)
- ④ 管理方法や処理方法は妥当か。
- ⑤ 適切な試験方法か。

【記載例：品質管理計画】

工種	種別	試験項目	施工規模	試験頻度	試験回数	管理方法	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	5000m ³	当初及び土質の変化時	1回	試験成績表	
	施工	現場密度の測定	5000m ³	1000m ³ /回	5回	試験成績表 成果一覧表	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	700m ³	当初及び土質の変化時	1回	試験成績表	
		CBR 試験	700m ³	〃	1回	〃	
	施工	現場密度の測定	700m ³	500m ³ /回但し 1500m ³ 未満3回	3回	試験成績表 成果一覧表	
		プルフローリング [※]	700m ³	全幅、全区間	1回		
函渠工	コンクリート 24-8-20	圧縮強度試験	500m ³	荷卸し時	3回	試験成績表 成果一覧表	
		スランプ試験					
		空気量測定					
		塩化物含有量 試験	500m ³	打設日1日につき 2回ただし、午前の 試験結果が規制値の1/2以下の 場合は午後の試験を省略できる。	3回	試験成績表	

(8)－3 出来形管理計画

「出来形管理基準」を参照して出来形管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 必要な工種が記載されているか。
- ② 施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。
- ③ 不可視部の対応は検討されているか。
- ④ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督職員で協議が必要)

【記載例：出来形管理計画】

工種	種別	管理項目	管理方法	測定基準・箇所	摘要
土工	路体盛土工	基準高・法長 幅	出来形管理図表 出来形展開図	40mに1箇所 No. 20、No. 22 No. 24、No. 26 合計 4 箇所	
	法面整形工	厚さ	出来形管理図表		
カルバート工	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形展開図	両端・施工継手 及び図面の 寸法表示箇所	
	均しコンクリート	幅・厚さ・延長	出来形展開図		
	躯体コンクリート	基準高・厚さ 幅・高さ・延長	出来形展開図		
管渠型側溝	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図表	40mに1箇所 No. 10、No. 12 No. 14、No. 16 No. 18、No. 20 合計 6 箇所	
	側溝本体工	基準高 延長	出来形管理図表 出来形展開図 出来形管理図表		
コンクリート ブロック積	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図表	40mに1箇所 No. 10、No. 12 No. 14、No. 16 No. 16+8.0 合計 5 箇所	
	コンクリート基礎	幅・高さ 基準高	出来形管理図表		
		延長	出来形展開図		
	胴込・裏込 コンクリート 裏込砕石	厚さ	出来形管理図表		
コンクリート ブロック積	基準高・法長 延長	出来形展開図 出来形管理図表			

(8)－4 写真管理計画

「写真管理基準」を参照して、写真管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加・削除するものとする。
- ② 撮影箇所一覧表に記載ない工種については、監督職員の承諾を得て取扱を定めるものとする。
- ③ 正面撮影については、一般供用している車道上などの危険を伴う場合、歩道上などの安全な場所から撮影を行うものとする。

【記載例：総合撮影計画】

No	撮 影 区 分	撮 影 項 目
1	着手前全景撮影	起点・終点・正面より撮影
2	工事進捗状況写真	〃 (月末に撮影)
3	安全管理写真	別紙計画表
4	品質管理写真	〃
5	出来形管理写真	〃
6	使用材料写真	鋼管杭 (本数・断面寸法・長さ)
7	仮設物写真	事務所・倉庫・休憩室
8	災害写真	被災状況及び被災規模等
9	完成写真	起点・終点・正面より撮影

【記載例：安全管理写真計画】

No	撮影項目
1	各種標識類の設置状況
2	各種保安施設の設置状況
3	安全訓練等の実施状況
4	交通誘導員交通整理状況
5	機械・器具点検状況
6	安全パトロール状況
7	現場環境改善－安全関係

【記載例：品質管理撮影計画】

工種	種別	試験項目	撮影箇所	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	No. 21	1回	土質毎1回	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
		CBR試験	//	1回	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	No. 21	1回	土質毎1回	
		プルーフローリング*	全区間試験状況	1回	土質毎1回	
下層路盤工	施工	締固め密度の測定	No. 25	1回	路盤毎1回	
		プルーフローリング*	全区間試験状況	1回	路盤毎1回	
カルバート工	コンクリート 24-8-20	圧縮強度試験	躯体1週・4週	1回	コンクリートの種類毎1回	
		スランプ試験	躯体打設時			
		空気量測定				
		塩化物含有量試験				

【記載例：出来形管理撮影計画】

工種	種別	撮影項目	撮影箇所	撮影時期	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	敷均し締固め	巻出し厚さ	No. 21	巻出し時	1回	200mに1回	
		締固め状況	No. 21	施工中	1回	転圧機械が変わる毎に1回	
		法長・幅	No. 21	施工後	1回	200mに1回	
路床盛土	敷均し締固め	巻出し厚さ	No. 23	巻出し時	1回	200mに1回	
		締固め状況	No. 23	施工中	1回	転圧機械が変わる毎に1回	
		法長・幅	No. 23	施工後	1回	200mに1回	
下層路盤工	敷均し締固め	敷均し厚さ	No. 21	施工中	1回	各層毎500mに1回	
		転圧状況	No. 21	施工中	1回	各層毎500mに1回	
		仕上げ厚さ	No. 21	修正後	1回	各層毎200mに1回	
		仕上げ幅	No. 21、23	修正後	2回	各層毎80mに1回	
カルバート工	基礎砕石	幅・厚さ	No. 21+8	施工後	1回	40mに1回	
	均しコンクリート	幅・厚さ	No. 21+8	施工後	1回	40mに1回	
	躯体コンクリート	鉄筋位置間隔 継手寸法 かぶり寸法	No. 21+8	組立後	3回	打設ロット*毎に1回	
		養生状況	No. 21+8	養生時	1回	養生方法毎に1回	
		幅・高さ・厚さ	No. 21+8	脱枠後	1回	100mに1回	

(9) 安全管理計画

1. 主な法令、指針

安全管理計画を立案するための基本となる法律及び土木工事共通仕様書等で示されている主な指針を下記に示す。

- ① 労働安全衛生法
- ② 土木工事安全施工技術指針
- ③ 建設機械施工安全技術指針
- ④ 建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針
- ⑥ 中規模建設工事現場における安全衛生管理指針
- ⑦ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針

2. 検討項目

安全管理計画を作成するための検討項目は下記のとおりである。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要項目は法令・指針等を活用し詳細な計画を行う。

(1) 安全衛生管理体制

安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選任し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にする。

(2) 労働者の危険または健康障害を防止するための対策

- ① 機械・器具・爆発物による危険防止
- ② 掘削、伐木作業等から生ずる危険防止
- ③ 通路・床面・階段等の保全
- ④ 労働者の作業行動から生ずる災害を防止するための対策
- ⑤ 労働災害発生の急迫した危険があるときの処置

(3) 労働者の就業にあたっての対策

- ① 安全衛生教育の方法
- ② 就業制限に関する処置
- ③ 高年齢者等についての処置

(4) 第三者施設に対する安全対策

家屋・道路・河川・鉄道・ガス・水道・電気・電話・地下構造物等に近接して工事を行う場合の処置

(5) 爆発及び火災防止対策

- ① 爆発物等の危険物を備蓄し、使用する場合の処置
- ② 火薬類を使用し工事を施工する場合の処置
- ③ ガソリン・塗料等の可燃物を使用する場合の処置

(6) その他

- ① 工事車両・重機類の事故防止対策
- ② 足場・型枠支保工等仮設の安全対策
- ③ 大雨・強風等の異常気象時の防災対策
- ④ 工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合の対策
- ⑤ 工事安全訓練の実施方法・頻度等
- ⑥ 工事安全巡視の実施方法

3. 安全衛生管理計画

安全衛生管理の組織化については、専任または複数の管理者選任および救護技術管理者等の選任については、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等関係法令を参照する。

【記載例】

安全管理組織表

組織区分 → 一般組織

労働者数 → 10人以上 50人未満

安全衛生推進者 ○○ ○○	労務安全管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	○○ ○○	TEL 000-000-0000

安全管理組織表

組織区分 → 一般組織

労働者数 → 50人以上 100人未満

安全管理者 ○○ ○○	衛生管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	産業医	○○ 医院	TEL 000-000-0000
安全委員会 委員 ○○ ○○	労務安全管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
安全委員会 委員 ○○ ○○	火薬消費管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	○○ ○○	TEL 000-000-0000

安全管理組織表

組織区分 → 下請混在組織（一般工事）

→ 下請混在組織（特定工事）※

労働者数 → 50人以上 100人未満

→ 30人以上

統括安全衛生責任者 ○○ ○○	安全衛生責任者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
		○○ ○○	TEL 000-000-0000
元方安全衛生責任者 ○○ ○○	産業医	○○ 医院	TEL 000-000-0000
	労務安全管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	○○ ○○	TEL 000-000-0000

※特定工事・・・(1) 道の建設の仕事、(2) 圧入工法による作業を行う仕事、(3) 人口が集中している地域内の道路若しくは道路に隣接した場所の鉄道の軌道上、軌道に隣接した橋梁の建設の仕事

4. その他

安全管理活動および安全教育・訓練計画を記載する。

【記載例：安全活動計画】

実施項目	場所	参加予定者	内 容	頻度
朝礼	現場	現場作業従事者	当日の作業手順および体操	毎日
KY活動	現場	現場作業従事者	当日の危険予知および安全作業に関する事項	毎日
安全会議	現場	現場作業従事者	日々の安全活動に対する反省・評価	各週
安全訓練	現場	(別紙予定表参照)		
安全巡視	現場	〇〇巡視員	現場内および周辺の監視・連絡による安全確保	毎日

【記載例：安全教育・訓練計画】

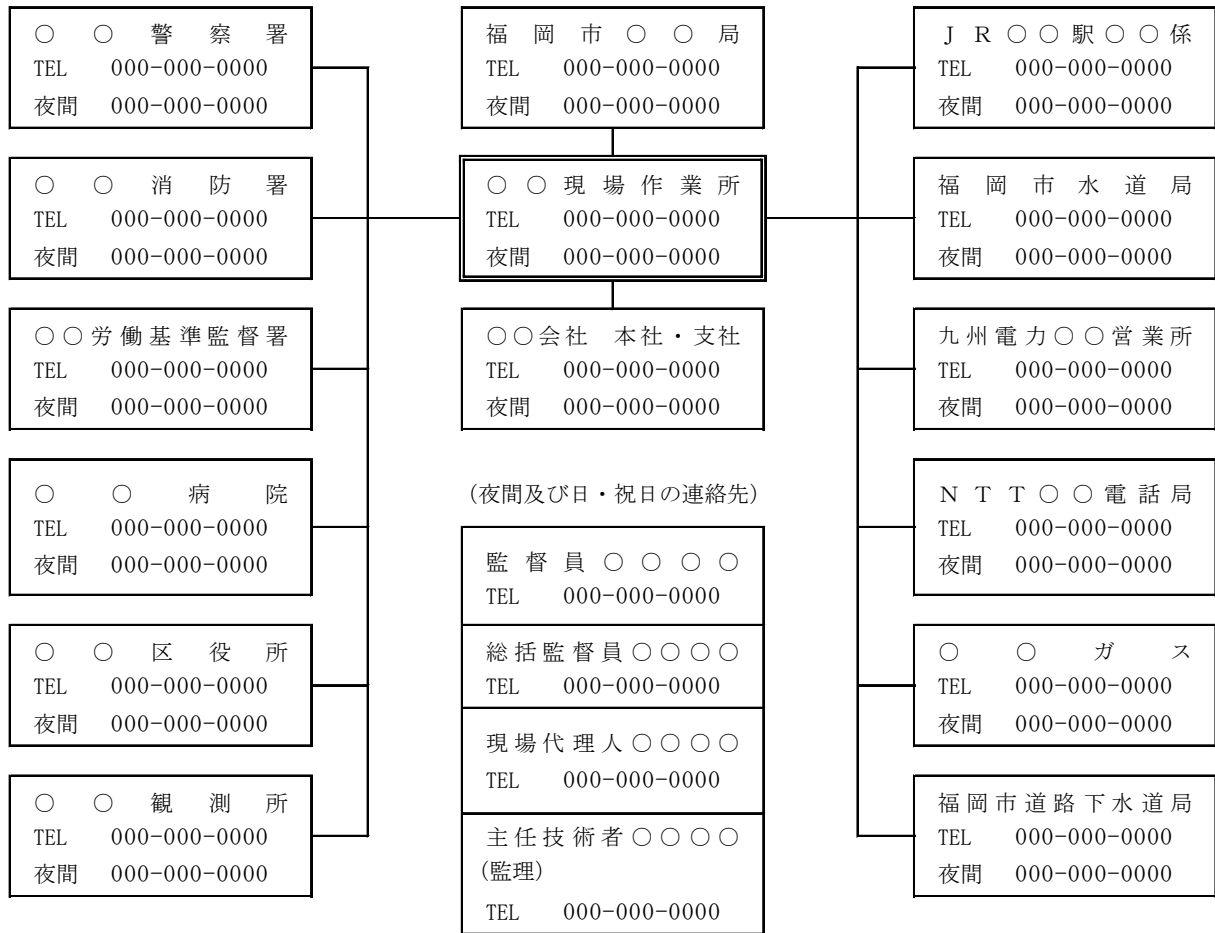
月日	時間	場所	内容	詳細	講師	備考
〇月〇日	13:00 ～ 17:00	現場事務所 現場周辺	①本工事の内容等の周知徹底ならびに予想される事故防止対策 ②災害防止対策予行演習	①作業内容：土留工 鋼矢板打設作業の予想される危険および事故防止対策を参加者全員で検討し、安全作業に対する意識を高める。 ②「雨で法面が崩壊した状況を想定」 ・巡視路の確認 (実際の場合の車両、徒歩巡視の把握) ・連絡方法の把握 (無線機、携帯電話の感度) ・立入禁止処置の実施方法の確認 ・問題点の整理・防災実施方法の確認	〇〇 〇〇	
〇月〇日	13:00 ～ 17:00	現場事務所	①先月の反省と評価 ②工事進捗状況の説明	①労務安全管理者の作業行動に対する評価 ・評価に対する作業者の感想 ・今月の安全作業の目標を参加者全員で検討し決定する。 ②主任技術者からの進捗状況の説明および今後の進捗予定説明 ・今後の作業から予想される危険と対策の検討	〇〇 〇〇	

(10) 緊急時の体制及び対応

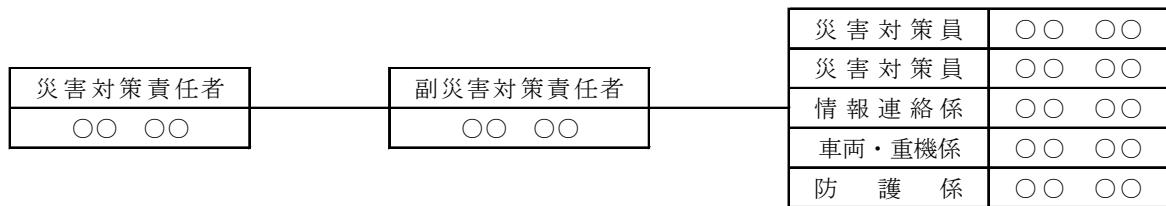
1. 事故又は災害時の緊急事態発生時に対応できるよう、監督職員・関係機関・受注者等への連絡系統図を記載する。系統図には、夜間及び日・祝日における関係機関への連絡先も記入する。
2. 事故、災害発生時に即応できるよう、災害対策組織を編成し記載する。

【記載例】

緊急時の体制連絡系統図



防災対策組織表



(11) 交通管理

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-33 交通安全管理に、交通処理及び対策が示されており、下記該当項目について対策を検討する。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要な項目は省令・指針等を活用し、詳細な計画を行う。

- (1) 工事中運搬路として、一般道路を使用するときの対策及び歩行者等第三者に対する対策
- (2) 工事中資材・機械を輸送する時の輸送経路・期間・方法・輸送担当者・交通誘導警備員の配置・標識及び安全施設の設置場所。輸送経路及び配置・設置場所等は、平面図・概略図等で具体的に記載する。
- (3) 一般道路に係る工事の安全対策
- (4) 指定された工事中道路の新設・改良・維持管理・補修及び使用方法
- (5) 工事中道路を共有するときの対策
- (6) 一般道路上の、材料又は設備等の保管・整理方法
- (7) 過積載防止対策等
 - ① 積載重量制限を超えて土砂を積み込まず、また積み込ませない。
 - ② さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませない。
 - ③ 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにする。
 - ④ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。
 - ⑤ 建設発生土の処理および骨材の購入に当たって、下請事業者および骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにする。
 - ⑥ 以上のことにつき、下請建設業者を十分指導する。
- (8) 建設発生土を認定施設一覧表に記載の処分場等へ搬入する工事車両は、発注局及び処分場名を記入し、車両外から確認できる場所（フロントガラス等）に必ず掲示すること。

(12) 環境対策

工事現場の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として建設工事に伴う騒音振動対策技術指針・関係法令・仕様書の規定を遵守のうえ、下記の項目について対策を検討する。

- ① 騒音・振動対策
- ② 水質汚濁
- ③ ゴミ・ほこりの対策
- ④ 事業損失防止対策（家屋調査・地下水観測等）
- ⑤ その他必要事項

(13) 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関し、下記項目について対策を検討する。

- ① 仮設関係
- ② 安全関係
- ③ 営繕関係
- ④ イメージアップ対策の内容
- ⑤ その他必要事項

(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、下記項目について計画する。

- ① 再生資源利用計画書
- ② 再生資源利用促進計画書
- ③ 指定副産物搬出計画（マニフェスト等）

(15) その他

工事特性、創意工夫、社会性等に関する取り組みを実施する場合は、その内容を記載すること。
なお、施工方法に関わるものについては、必要に応じ、(7)施工方法にも記載すること。

その他、重要な項目について、必要により記載する。

- ① 官公庁への手続き
- ② 地元への周知
- ③ その他

3 設計図書の照査・ 工事測量の成果（着工前測量）

3. 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）

3.1 設計図書の照査

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-3 設計図書の照査等 2. 設計図書の照査に、「契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない」と規定されている。ただし、該当する事実がない場合（設計図書と一致している場合）は、監督職員へその旨を書面にて提示し、受注者で保管する。

工事請負契約書 第18条

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

上記のような該当する事実がある場合など、現場で発生もしくは発生が予想される諸問題について、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義及び1-1-1-6 監督職員にある書面によるやりとりを遺漏無く実施すること。特に、発注者に指示等を早急に求める場合は、速やかに実施すること。

3.2 着工前測量成果簿

3.2.1 目的

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-38 工事測量 1. 一般事項に、下記のとおり規定されている。

- 1 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。・・・後略

測量は土木工事の中で基本的なことであり且つ、構造物の出来形を左右する最も重要な作業である。

3.2.2 実施上の留意点

- (1) 管理内容は土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-38 工事測量に基づく、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等の確認である。
- (2) 測量は「国土交通省公共測量作業規程」に基づいて実施する。
- (3) 近接する他の工事がある場合は、仮BM、中心線などの測量成果を照合しておく必要がある。
- (4) 中心線、縦断、横断測量の結果、設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、その測量結果を設計図に朱色で記入し、監督職員に速やかに提出し指示を受けなければならない。
- (5) 測量標は、位置及び高さの変動がないよう保護杭等で適切な保護をしなければならない。また、用地巾杭、仮BM、工事用多角点及び重要な工事用測量標は、監督職員の承諾を得なければ移設してはならない。

3.2.3 実施要領

(1) 仮BMの設置

福岡市が設置している水準点から水準測量を行い仮BMを設置することを原則とする。水準測量は、平地においては3級水準測量、山地においては4級水準測量により行うものとする。基準となる水準点の選定は監督職員の指示を受ける。設置箇所については、工事延長が長い場合は100mに1箇所程度設けると、施工にあたって便利である。

(2) 中心線測量

監督職員の指示する基準点又はI・Pに基づき中心線測量を行い、測点の照合を行う。役杭（BC、EC、KA、KE）は保護杭又は引照点を設置し、その位置が正確に再現できるようにしておく。

(3) 縦断、横断測量

仮BMの設置、中心線の照合を行った後、縦横断測量を行い設計図面との照合を行う。

縦横断図は工事数量を算出する基礎となる資料であると共に、用地巾にも影響を来たすので、測点間における地形の変化にも留意し、変化点（プラス杭）を設ける必要がある場合は、図面を作成して監督職員と協議する。

(4) 用地境界確認

上記基本測量に引き続き用地境界測量を実施する。

用地境界杭が亡失又は移動している場合は、監督職員に協議しなければならない。なお、地権者の立会を得て再設置を行う。

(5) 管理項目に対する成果品

① 仮BMの設置

測量成果表

仮BM設置箇所見取図、写真

②中心線測量

測量成果表

役杭等と引照との関係を示す見取図

③縦断、横断測量

縦断図、横断図

④用地境界の確認

用地杭調書

【作成例】

測 量 成 果 表

工事名 ○○地区改良工事

○○年○月○○日

○ B.M. No. 1～B.M. No. 2 のチェック

測定者 ○○○○

測 点	B S	I H	F S	G H	備 考
BM. No. 1	1.898	83.223		81.325	BM. 1, 81.325m
T P 1	1.663	83.439	1.447	81.776	
T P 2	1.785	80.249	4.975	78.464	
T P 3	0.711	76.167	4.793	75.456	
T P 4	1.022	75.865	1.324	74.843	
T P 5	0.256	74.009	2.112	73.753	
T P 6	0.209	71.356	2.862	71.147	
T P 7	0.198	67.343	4.211	67.145	
T P 8	0.036	62.826	4.553	62.790	
T P 9	0.983	59.36	4.673	58.153	
T P 10	1.428	57.650	2.914	56.222	
T P 11	2.995	59.042	1.603	56.047	
T P 12	4.410	60.160	3.292	55.750	
T P 13	2.392	60.675	1.877	58.283	
BM. No. 2	0.370	60.675	0.370	60.305	BM. 2, 60.307m
T P 13	1.663	59.946	2.392	58.283	
T P 12	3.015	58.765	4.196	55.750	
T P 11	1.148	57.194	2.719	56.046	
T P 10	3.552	59.773	0.973	56.221	
T P 9	4.831	62.982	1.622	58.151	
T P 8	4.731	67.519	0.194	62.788	
T P 7	4.779	71.921	0.377	67.142	
T P 6	3.200	74.343	0.778	71.143	
T P 5	2.642	76.394	0.591	73.752	
T P 4	2.106	76.949	1.551	74.843	
T P 3	3.865	79.718	1.096	75.853	
T P 2	4.440	82.905	1.253	78.465	
T P 1	1.384	83.156	1.133	81.772	
BM. No. 1			1.836	81.320	BM. 1, 81.325m
備 考	$81.325 - 81.320 = 5mm$ $10mm\sqrt{S} = 10\sqrt{0.6} = 7.746mm > 5mm$				
	∴ OK				

点検計算の許容範囲〔公共測量作業規程より抜粋〕

項目	区分				
	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量
環 閉 合 差	$2mm\sqrt{S}$	$5mm\sqrt{S}$	$10mm\sqrt{S}$	$20mm\sqrt{S}$	$40mm\sqrt{S}$
既知点から既知点 までの閉合差	$15mm\sqrt{S}$	$15mm\sqrt{S}$	$15mm\sqrt{S}$	$25mm\sqrt{S}$	$50mm\sqrt{S}$

(注) Sは観測距離(片道、km単位)とする。

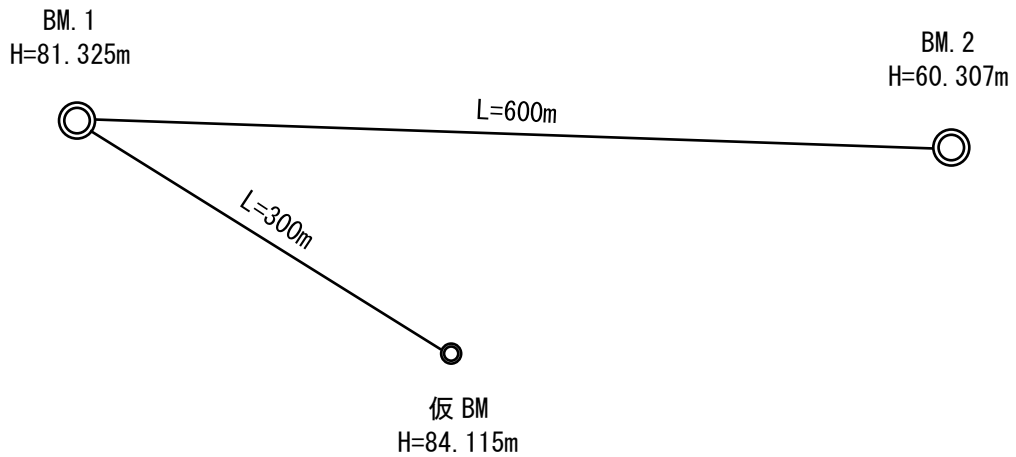
測量成果表

工事名 ○○地区改良工事
・仮BM設置

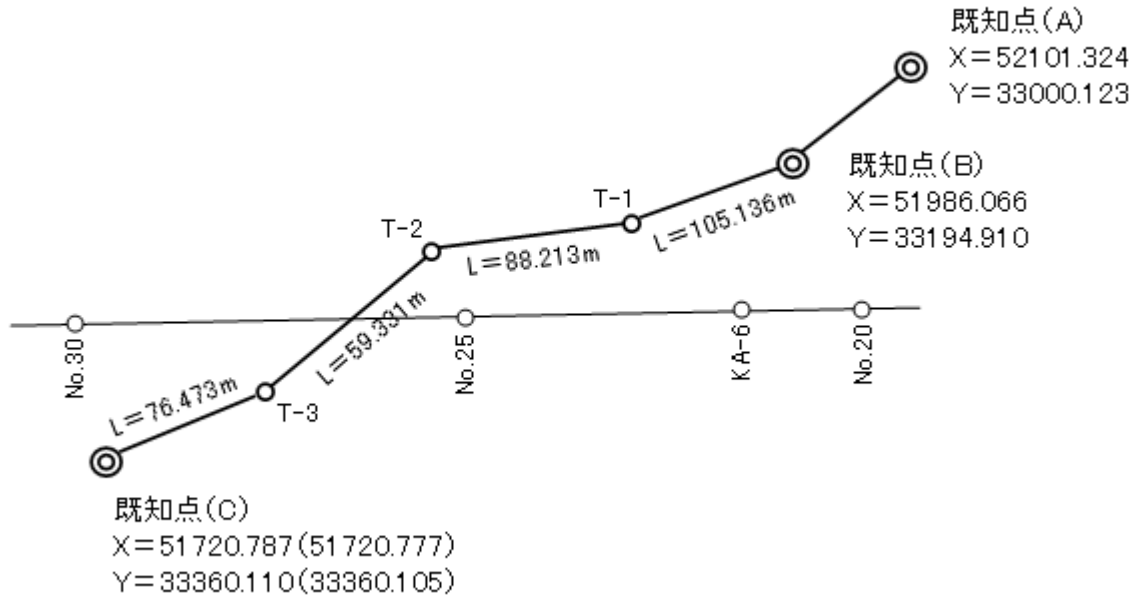
○○年○月○○日
測定者 ○○○○

測点	BS	IH	FS	GH	備考
BM. No. 1	1.384	82.709		81.325	BM. 1, 81.325m
TP1	1.006	82.162	1.553	81.156	
TP2	0.637	80.314	2.485	79.677	
TP3	4.331	84.087	0.558	79.756	
TP4	2.229	85.948	0.368	83.719	
TP5	0.467	85.473	0.942	85.006	
仮BM	1.209	85.324	1.358	84.115	
TP5	0.976	85.983	0.317	85.007	
TP4	0.330	84.051	2.262	83.721	
TP3	1.111	80.857	4.295	79.756	
TP2	2.873	82.552	1.188	79.679	
TP1	1.685	82.843	1.394	81.158	
BM. No. 1			1.515	81.328	BM. 1, 81.325m
備考	$81.328 - 81.325 = 3mm$ $10mm\sqrt{S} = 10\sqrt{0.3} = 5.477mm > 3mm \quad \therefore OK$				

見取図



中心線測量



() 書きは実測値

①既知点(B)から既知点(C)までの単路線方式による基準点間のチェックを行う。

水平位置の閉会差

実測距離	$\Delta X = 51720.777 - 51986.066$	$= -265.289$
	$\Delta Y = 33360.105 - 33194.910$	$= 165.195$
既知距離	$\Delta X = 51720.787 - 51986.066$	$= -265.279$
	$\Delta Y = 33360.110 - 33194.910$	$= 165.200$
閉合差	$X = -265.289 - (-265.279)$	$= -0.01$
	$Y = 165.195 - 165.200$	$= -0.005$
	$\sqrt{((-0.01)^2 + (-0.005)^2)}$	$= 0.011180m$

配布点数 4

許容範囲	$150mm + 100mm(\sqrt{N}) \Sigma S$
	$\Sigma S = 105.136 + 88.213 + 59.331 + 76.473 = 329.153m$
	$150 + 100(\sqrt{4}) \times 0.329 = 216mm$
	$11mm < 216mm$
	<u><u>∴OK</u></u>

結合多角方式、単路線方式における点検計算の許容範囲

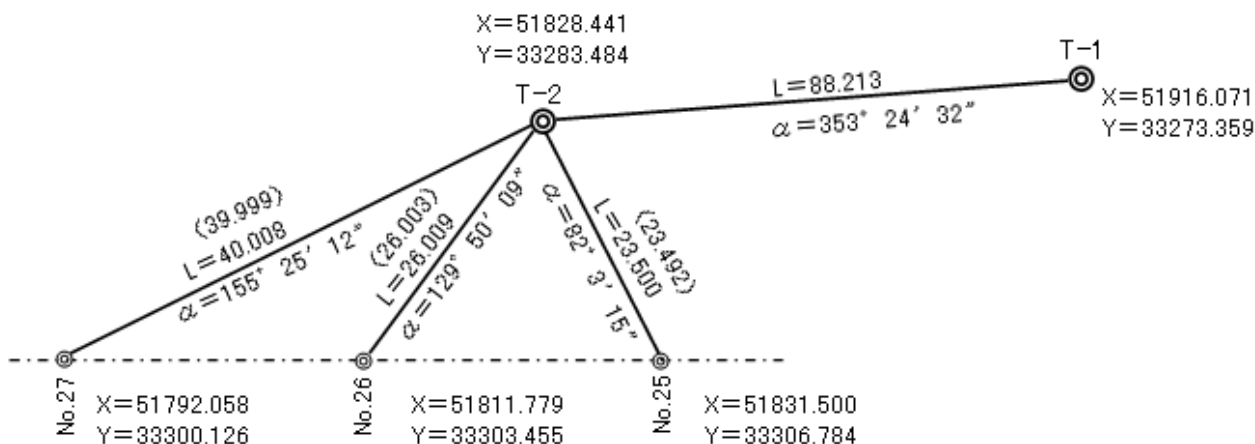
[公共測量作業規程より抜粋]

		1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
・結合多角 単路線	水平位置の閉合差	$100\text{mm}+20\text{mm}\sqrt{N}\Sigma s$	$100\text{mm}+30\text{mm}\sqrt{N}\Sigma s$	$150\text{mm}+50\text{mm}\sqrt{N}\Sigma s$	$150\text{mm}+100\text{mm}\sqrt{N}\Sigma s$
	標高の閉合差	$200\text{mm}+50\text{mm}\Sigma s/\sqrt{N}$	$200\text{mm}+100\text{mm}\Sigma s/\sqrt{N}$	$200\text{mm}+150\text{mm}\Sigma s/\sqrt{N}$	$200\text{mm}+300\text{mm}\Sigma s/\sqrt{N}$
単位多角点	水平位置の閉合差	$10\text{mm}\sqrt{N}\Sigma s$	$15\text{mm}\sqrt{N}\Sigma s$	$25\text{mm}\sqrt{N}\Sigma s$	$50\text{mm}\sqrt{N}\Sigma s$
	標高の閉合差	$50\text{mm}\Sigma s/\sqrt{N}$	$100\text{mm}\Sigma s/\sqrt{N}$	$150\text{mm}\Sigma s/\sqrt{N}$	$300\text{mm}\Sigma s/\sqrt{N}$
標高差の正反較差		300mm	200mm	150mm	100mm

(注) N : 辺数 ΣS : 路線長 (km)

②新点、T-1～T-3を設置する際にB～C間の誤差を補正する。

③新点、T-1～T-3により中心線をチェックする。



() 書きは実測値

較差の許容範囲は、次表に定めるとおりとする。[公共測量作業規程より抜粋]

区分	距離	20m 未満	20m 以上	摘 要
		平地	10mm	
山地	20mm	$S/1,000$		

No. 25 $23.500 - 23.492 = 0.008$

$S/2000 = 23.500/2000 = 0.012$

$0.008 < 0.012 \therefore \text{OK}$

No. 26 $26.009 - 26.003 = 0.006$

$S/2000 = 26.009/2000 = 0.013$

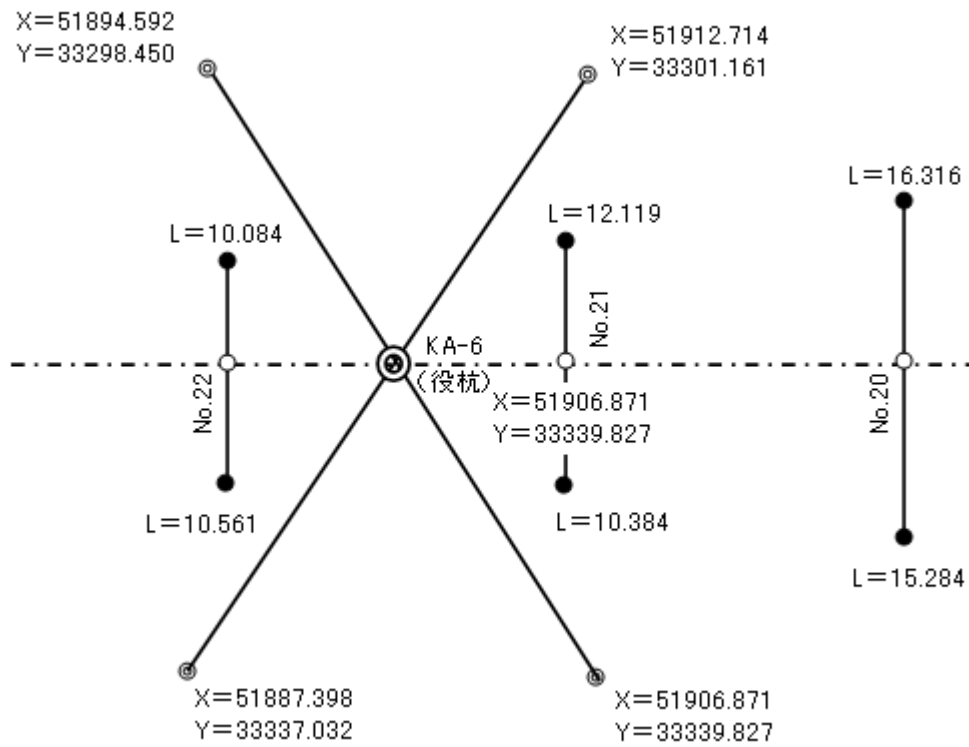
$0.006 < 0.013 \therefore \text{OK}$

No. 27 $40.008 - 39.999 = 0.009$

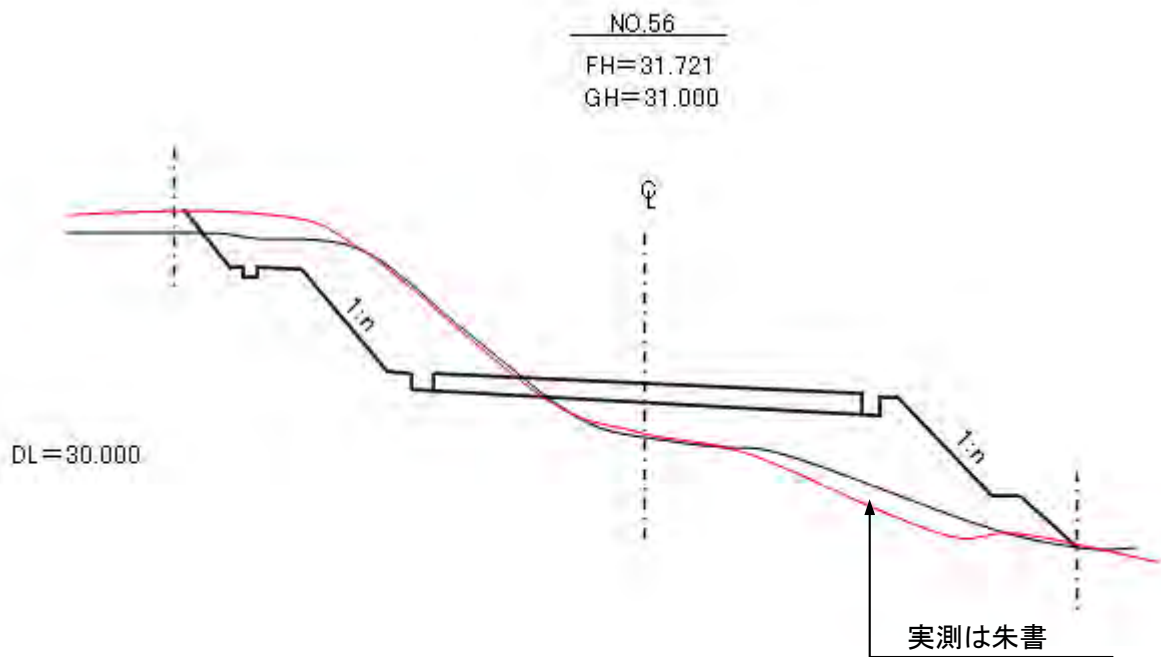
$S/2000 = 40.008/2000 = 0.020$

$0.009 < 0.020 \therefore \text{OK}$

④ 役杭及び測点杭は、工事の支障のない所に引照杭を設置する。必要に応じて座標を求めものとする。



横断測量



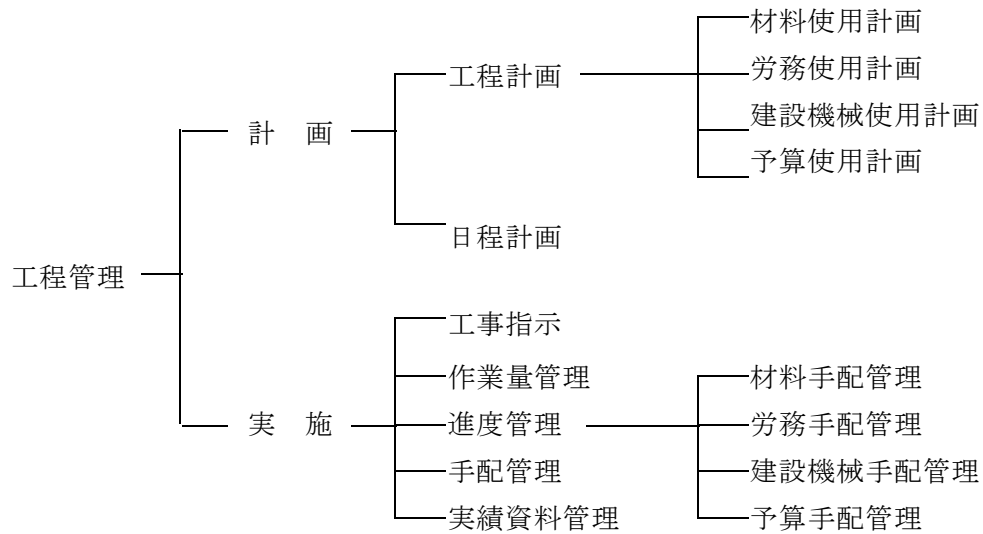
4 工程管理

4. 工程管理

4.1 目的

工程管理の目的は、所定の工期内に与えられた工事を、①良い品質、②最低の費用、③最小の時間という相反する3つの目標を満足させて完成させることを目的としたものであり、計画、実施が良好であるかをチェックし、常に望ましい施工状態にしておく必要があるため、工事の各単位作業を有効に組合せて各単位作業工程を構成し、その単位作業工程をさらに総合工程に組立てて工程計画を樹立し、これに基づいて材料、労務、建設機械及び予算を順序よく手配運用しつつ契約条件に示された基準を満足する構造物を所定の工期内に完成していくための管理をいう。

したがって、工程管理の機能を具体的に示すと次のようになる。



4.2 工程管理上の留意点

(1) 工程表は、ネットワーク（PERT-CPM）により、作成することを原則とするが、単純な工事については横棒式工程表（バーチャート）により作成することができる。

工事内容に応じて適切な工程表を選択して管理する必要がある。

(2) 工程表は全体工程表だけでなく、重点的に管理を行う必要がある部分については、部分（細部）工程表を作成する。

(3) 工程の計画に当たっては、契約の完了月日ぎりぎりの工程としないで、工事の規模困難性、施工時期等を勘案して、少なくとも全工期の10～20%程度工期を短縮して計画することが望ましい。

(4) 計画工程と実施工程が相違を来たした場合、あるいは予想される場合、または変更指示契約変更があった場合は、残工事に対する変更工程表を作成する。

(5) 作成に当たっては、下記の事項を十分考慮して作成する。

1) 工事および作業の制約

① 先行工事や後続工事の関連からの当該工事の着工、完了時期、施工方法。

② 現道工事等施工箇所の立地条件による施工時期、施工時間、施工方法。

③ 関係機関との協議、工事用地の確保、支障物件の撤去等の有無。

④ 公害防止対策の為の施工時間、施工方法。

- 2) 環境（地形、地質、気象、水理等）を考慮した施工計画
- 3) 施工順序
- 4) 労務、機械の使用計画
- 5) 作業能力及び標準稼働時間の決定
- 6) 工事期間の作業可能日数の算定

4.3 作成要領

(1) 工程計画の作成

- 1) 工事の施工順序と作業内容を決定する。
- 2) 各作業の標準作業量及び作業日数を決定する。
- 3) 各作業ごとに必要な技能、職種別人員配置及び機械の使用投入計画を決定する。
- 4) 各作業に必要な機械、施工施設及びその配置を決定する。

以上の手順により工程管理図が作成される。

(2) 日程計画の作成

工程計画で作業順序を決定後、各作業ごとに作業可能日数、標準作業量あるいは機械、労務、建設機械及び予算等の手配関係を検討し、いつ着手し、どのような日程でいつ終了するか
の具体的日程を計画することであって、これは全工事期間を対象として旬又は月毎の単位で示した日程計画および工事の内容や重要度に応じてある単位期間毎に日々の日程を示した各作業の日程計画などについて立案検討して作成する。

(3) 使用計画の作成

作業順序の決定後、各作業の日程計画に関連させて各作業に必要な材料、労務建設機械及び予算をいつ、どのように、どれだけ必要であるかを現有材料、建設機械労務などの能力を考慮して、工務実施における手配の基本とし、建設機械、材料の投入、使用計画表及び労務使用計画明細表を立案検討して作成する。

(4) 工程計画、日程計画、使用計画の調整

工程計画、日程計画、使用計画は相互に関連をもっており次の条件等により調整する。

- 1) 建設機械が限られた時期の外、使用できない場合
- 2) 突貫工事の場合
- 3) 日々雇用する労務者数をできるだけ年間平均して工事を実施する場合

(5) 実施工程表の作成

- 1) 計画工程の下段に赤書きで実施工程を記入し対比する。
- 2) 変更指示、契約変更、既済部分検査、技術検査など特記すべき事項を記入する。
- 3) 計画工程と作業日については種々の記入方法があるが、次項作成例には土日曜、祝日、盆休等休日を除いた日数を作業日とした例を示した。

4.4 その他

実施工程表は、受注者が円滑な工事の実施と、その統制を図るためのものであるため、監督職員への提出は必要とせず、提示でよい。

（なお、工事履行報告書に代わるものとする場合は、実施工程表は提出とする。）

工事履行報告書は、監督職員が提出を求めた場合に提出をするものとするが、実施工程表など、これに代わるものが提出された場合は、提出不要とする。

5 土木工事施工管理基準

5 土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、「土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-24 施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

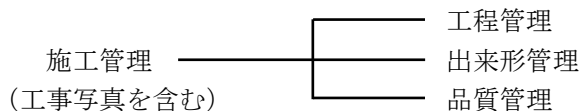
5.1 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

5.2 適用

この管理基準は、福岡市が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

5.3 構成



5.4 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

各種サンプリング試験（試料）については、施工位置や日時が偏らぬよう注意し、必要箇所数を現場に均等に配分した計画を作成した上で事前に監督員と協議を行うこと。

- (3) 受注者は、施工管理の目的が達せられるよう各工程の適切な時期に測定（試験）等を速やかに実施し、その結果を分析し以後の施工に反映させなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、監督員の請求があった場合には直ちに提示できるよう、適切な管理のもと整備・保管しておかななければならない。

5.5 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又は、バーチャート方式 など）により作成した実施工程表により行うものとする。

ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値およびその差分を記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において、測定箇所数を「〇〇mにつき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数で測定管理をするものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、品質管理図表等を作成するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとし、また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

なお、「試験成績書等による確認」に該当する試験項目は試験成績書やミルシートによって規定の品質（規格値）を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収を実施しなければならない。

(4) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5.6 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足するよう、常に確認しながら施工管理を実施しなければならない。

また、実測値の平均値（延長等にあつてはその合計延長とする）は、設計値を下回ってはならないものとする。

6 出来形管理基準

6 出来形管理基準

6.1 目的

出来形管理は、施工された構造物が発注者の意図する規格基準に対して、どの程度の精度で施工されたか、その施工技術の度合を管理することである。

出来形管理は、施工管理基準の中で各工種の測定項目を定めた出来形管理基準や出来形に対する合否の判定の規格値を規定しており、それらの基準を遵守し管理を行い契約条件に十分満足するものでなくてはならない。また、不可視部分の構造物については工事完了後明確に確認できるよう出来形（写真を含む）等の整理をすることが大切である。

そこで本項は、それぞれの目的に合致した出来形管理の為の基本事項を示したものであり、後述の基本事項を十分理解して、最も効果的な出来形管理を図ることを目的としてまとめたものである。

6.2 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準及び規格値は、後述の 6.2 出来形管理基準及び規格値を参照のこと。

6.3 出来形管理上の留意点

出来形管理は、施工された出来形が契約条件を満足しているかを確認するために行うものであるとともに、出来高数量計算の基礎資料となるものである。

出来形管理資料として、提出すべき書類は以下のとおりである。

- ① 出来形管理総括表（既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出）
- ② 出来形管理図表（施工中は提示とし、工事完成時に提出）
- ③ 出来形数量計算書（施工中は提示とし、工事完成時に提出）

(1) 計 画

施工計画時に土木工事施工管理基準等関係規定に基づき、管理すべき測定位置（測点、位置等）測定項目（基準高、高さ、幅、厚さ、延長等）及び管理の方法（出来形管理図）を定めた出来形管理計画表を作成する。

なお、管理基準にないものは事前に監督職員と受注者で協議を行い、規格等適切に定める。

(2) 測 定

1) 測定位置

現地の測定位置は、ペイント、釘、杭等（鉄筋、細竹、杭）で明確にしておく。

開口部のない二次製品において、測定が困難な場合は、製品上部での測定も可とする。

2) 直接測量の原則

測量の方法は直接測量を原則とする。直接測量が困難な場合は間接測量とし、対象値の算出根拠を明確にしておく。基準高測量については、測量野帳が散逸しないよう保管には十分留意する。

3) マーキング

測定位置に設計値を白色又は黒色、実測値を赤色ペイントで丁寧に記入する。延長については当該構造物の起終点に記入する。延長が長く、又は屈曲している状態の構造物延長は分割測量となるが、その分割点及び分割延長を赤色ペイントで記入しておく。取り上げ寸法も赤色ペイントで明瞭に記入する。

4) 不可視部

不可視部については、測定方法、箇所等、適切に検討し測定を行う。

(3) 管 理

1) 規格値

測定項目は全て規格値を満足していなければならない。設計値に対する測定値のバラツキ度合いは「土木工事の規格値」と照合して合否を判断する。規格値とは、測定値個々の値と設計値との施工誤差の許容範囲を示したもので、規格値が(－)で示されているから、総て(－)で施工してよいというものではなく、実測値の平均値は設計値を下回ってはならない。

2) 特殊な場合の設計値の表示方法

下記に示す事項等で、基準高、法長又は高さ、延長等が設計変更を伴わない程度で設計値と微小な差異を生じ、且つ設計数量を満足している場合は、監督職員の承諾を得てその値を設計値として出来形管理を行ってよい。

- ・現地取り合い
- ・コンクリートブロック積(張)の段割り

3) 基礎杭等の偏心

基礎杭及び井筒の偏心については、測定の結果を偏心の状態が明確に判断できるよう適切な方法で図示する。又、規格値内であっても、その偏心量が大きく、構造に影響を与えおそれがある場合には、構造計算を行い安全性の確認を行う。

4) 出来形管理の方法

出来形管理の方法は下記の通り分類される。

【出来形管理展開図】

- ・設計数量が面積又は延長で示されているものの管理に適している。
- ・面積表示の代表的な工種はコンクリートブロック積(張)、土羽工等である。
- ・延長表示は出来高に該当する工種が多いが、作成例の道路改築工事全体展開通り、出来形と同一図面に記入する。延長表示の代表的な工種は、側溝、縁石、コンクリート擁壁工等である。

【設計図利用出来形管理図】

- ・平面、断面、側面等複雑な構造の工種の管理に適している。
- ・代表的な工種としては、橋梁上下部工、函渠工、樋門、水門等の構造物である。

【出来形管理図表】

- ・標準断面図及び設計値、実測値等を一覧表にして示した管理図表である。
- ・特殊な工種を除き当管理図で管理される。

(4) 管理図表作成要領

1) 出来形管理展開図

- ①縦、横の縮尺を適宜選定して設計値により作図する。
- ②測点番号を記入する。
- ③設計値及び、設計値に対応する実測値及び差を朱書きで記入する。
- ④断面構造があるものについては、標準断面図を記入する。
- ⑤展開図上段付近に、それぞれの測定項目に対する規格値を記入する。

2) 設計図利用出来形管理図

- ①設計図面を利用し(縮小、転記を含む)して実測値及び差を朱書きで記入する。
- ②それぞれの測定項目に対する規格値を記入する。

3) 出来形管理図表

- ①標準断面図を記入する。
- ②規格値を記入する。

出来形管理基準及び規格値

目次(出来形管理基準)

6.2 出来形管理基準及び規格値

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 河川土工・海岸 土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			6 - 28
		2	掘削工 (面管理の場合)			6 - 28
		3	掘削工(水中部) (面 管理の場合)			6 - 29
	1-2-3-3	1	盛土工			6 - 29
		2	盛土工 (面管理の場合)			6 - 30
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土(テールアル メ)壁工法		6 - 30
				多数アンカー式 補強土工法		6 - 30
				ジオテキスタイルを 用いた補強土工法		6 - 30
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		6 - 31
	1-2-3-6		堤防天端工			6 - 31
第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			6 - 31
		2	掘削工 (面管理の場合)			6 - 32
	1-2-4-3	1	路体盛土工			6 - 33
		2	路体盛土工 (面管理の場合)			6 - 33
	1-2-4-4	1	路床盛土工			6 - 33
		2	路床盛土工 (面管理の場合)			6 - 33
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		6 - 34
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			6 - 34

目次(出来形管理基準)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工（任意仮設は除く）	鋼矢板		6 - 35
				軽量鋼矢板		6 - 35
				コンクリート矢板		6 - 35
				広幅鋼矢板		6 - 35
				可とう鋼矢板		6 - 35
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		6 - 35
	3-2-3-6		小型標識工			6 - 35
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		6 - 36
				転落（横断）防止柵		6 - 36
				車止めポスト		6 - 36
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		6 - 36
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		6 - 36
	3-2-3-9		区画線工			6 - 37
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		6 - 37
				距離標		6 - 37
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			6 - 37
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		6 - 38
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		6 - 38
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			6 - 39
		2	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）		6 - 39
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			6 - 39
	3-2-3-15		PCボックス製作工			6 - 40
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			6 - 40
		2	PC押し出し箱桁製作工			6 - 40
	3-2-3-17		根固めブロック工			6 - 41
	3-2-3-18		沈床工			6 - 41
	3-2-3-19		捨石工			6 - 41
	3-2-3-22		階段工			6 - 42
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		6 - 42
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		6 - 42
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		6 - 43
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		6 - 43
		2	多自然型護岸工	かごマット		6 - 43
3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		6 - 44	
	2	羽口工	ふとんかご、かご枠		6 - 44	
3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		6 - 44	
			プレキャストパイプ工		6 - 44	
3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		6 - 45	
			L型側溝工		6 - 45	
			自由勾配側溝		6 - 45	
			管渠		6 - 45	
			側溝工	場所打水路工		6 - 45
3	側溝工	暗渠工		6 - 45		

目次(出来形管理基準)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-2-3-30		集水柵工			6 - 46
	3-2-3-31		現場塗装工			6 - 46
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		6 - 47
				砕石基礎工		6 - 47
				割ぐり石基礎工		6 - 47
				均しコンクリート		6 - 47
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		6 - 47
				プレキャスト		6 - 47
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		6 - 48
				鋼管杭		6 - 48
				H鋼杭		6 - 48
		2	既製杭工	鋼管ソイルメント杭		6 - 48
	3-2-4-5		場所打杭工			6 - 49
	3-2-4-6		深礎工			6 - 49
3-2-4-7		オープンケーソン 基礎工			6 - 50	
3-2-4-8		ニューマチック ケーソン基礎工			6 - 50	
3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			6 - 50	
第5節 石・ブロック積 (張) 工	3-2-5-3	1	コンクリート ブロック工	コンクリート ブロック積		6 - 51
				コンクリート ブロック張り		6 - 51
				連節ブロック張り		6 - 51
		2	コンクリート ブロック工	天端保護ブロック		6 - 51
	3-2-5-4		緑化ブロック工			6 - 52
3-2-5-5		石積(張)工			6 - 52	
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工 粒調Fe含む		6 - 53
				下層路盤工(面管理 の場合)		6 - 53
				上層路盤工 (粒度調整路盤工) 粒調Fe含む		6 - 54
				上層路盤工(粒度調 整路盤工)(面管理 の場合)		6 - 54
				上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)		6 - 55
				上層路盤工(セメン ト(石灰)安定処理 工)(面管理の場 合)		6 - 55
				加熱アスファルト 安定処理工		6 - 56
				加熱アスファルト安 定処理工(面管理の 場合)		6 - 56
				基層工		6 - 57
				基層工(面管理の場 合)		6 - 57
				表層工		6 - 58
				表層工(面管理の場 合)		6 - 58

目次(出来形管理基準)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		6 - 59
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		6 - 59
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		6 - 60
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		6 - 60
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)		6 - 61
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工) (面管理の場合)		6 - 61
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		6 - 62
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工 (面管理の場合)		6 - 62
		9	半たわみ性舗装工	基層工		6 - 63
		10	半たわみ性舗装工	基層工 (面管理の場合)		6 - 63
		11	半たわみ性舗装工	表層工		6 - 64
		12	半たわみ性舗装工	表層工 (面管理の場合)		6 - 64
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		6 - 65
		2	排水性舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		6 - 65
		3	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		6 - 66
		4	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		6 - 66
		5	排水性舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)		6 - 67
		6	排水性舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工) (面管理の場合)		6 - 67
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		6 - 68
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工 (面管理の場合)		6 - 68
		9	排水性舗装工	基層工		6 - 69
		10	排水性舗装工	基層工 (面管理の場合)		6 - 69
		11	排水性舗装工	表層工		6 - 70
		12	排水性舗装工	表層工 (面管理の場合)		6 - 70
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		6 - 71
		2	透水性舗装工	路盤工 (面管理の場合)		6 - 71
		3	透水性舗装工	表層工		6 - 72
		4	透水性舗装工	表層工(面管理の場合)		6 - 72

目次(出来形管理基準)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-2-6-11	1	グースアスファルト 舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		6 - 73	
		2	グースアスファルト 舗装工	加熱アスファルト 安定処理工 (面管理の場合)		6 - 73	
		3	グースアスファルト 舗装工	基層工		6 - 74	
		4	グースアスファルト 舗装工	基層工 (面管理の場合)		6 - 74	
		5	グースアスファルト 舗装工	表層工		6 - 75	
		6	グースアスファルト 舗装工	表層工 (面管理の場合)		6 - 75	
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工			6 - 76
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工(面管理の 場合)			6 - 76
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工			6 - 77
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工(面管 理の場合)			6 - 77
		5	コンクリート舗装工	セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工			6 - 78
		6	コンクリート舗装工	セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工(面 管理の場合)			6 - 78
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層			6 - 79
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層 (面管理の場合)			6 - 79
		9	コンクリート舗装工	コンクリート 舗装版工			6 - 80
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工 (面管理の場合)			6 - 80
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工)			6 - 81
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工)(面管 理の場合)			6 - 81
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工)			6 - 82
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)			6 - 82
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)			6 - 83
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工) (面管理の場合)			6 - 83
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)			6 - 84
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)(面 管理の場合)			6 - 84
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工			6 - 85
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(面管 理の場合)			6 - 85
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工			6 - 86
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)			6 - 86
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)			6 - 87
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト 安定処理工			6 - 87
		5	薄層カラー舗装工	基層工			6 - 87
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工			6 - 88
		2	ブロック舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)			6 - 88
		3	ブロック舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)			6 - 89
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト 安定処理工			6 - 89
		5	ブロック舗装工	基層工			6 - 89
	3-2-6-15	1	路面切削工				6 - 90
		2	路面切削工	(面管理の場合)			6 - 90
	3-2-6-16		舗装打換え工				6 - 90
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工				6 - 90
	3-2-6-17	2	オーバーレイ工	(面管理の場合)			6 - 91

目次(出来形管理基準)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁	
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			6 - 92	
	3-2-7-3		置換工 (Fe石灰処理土を含む)			6 - 92	
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上			6 - 92
		2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)			6 - 93
	3-2-7-5		パイルネット工			6 - 94	
	3-2-7-6		サンドマット工			6 - 94	
	3-2-7-7			バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		6 - 95
					ペーパードレーン工		6 - 95
					袋詰式 サンドドレーン工		6 - 95
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		6 - 95	
	3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工			6 - 95
				高圧噴射攪拌工		6 - 95	
		2		スラリー攪拌工			6 - 95
生石灰パイル工					6 - 95		
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		6 - 97	
				鋼矢板		6 - 97	
		2	土留・仮締切工	アンカー工		6 - 97	
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		6 - 97	
		4	土留・仮締切工	締切盛土		6 - 98	
	5	土留・仮締切工	中詰盛土		6 - 98		
	3-2-10-9		地中連続壁工 (壁式)			6 - 99	
	3-2-10-10		地中連続壁工 (柱列式)			6 - 99	
3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 113		
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 33	
第12節 工場製作工 (共通)	3-2-12-1		一般事項	鋳造費 (金属支承工)		6 - 100	
				鋳造費 (大型ゴム支承工)		6 - 101	
				仮設材製作工		6 - 102	
				刃口金物製作工		6 - 102	
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組立検査を実施する場合 シミュレーション		6 - 103	
				仮組立検査を実施する場合 仮組立検査を実施しない場合		6 - 105	
	3-2-12-4		検査路製作工			6 - 106	
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			6 - 106	
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			6 - 106	
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			6 - 107	
	3-2-12-8		アンカーフレーム 製作工			6 - 107	
	3-2-12-9		プレバーム用桁 製作工			6 - 108	
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			6 - 108	
	3-2-12-11		工場塗装工			6 - 109	

目次(出来形管理基準)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁	
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		6 - 110	
				ケーブルクレーン架設		6 - 110	
				ケーブルエレクション架設		6 - 110	
				架設桁架設		6 - 110	
				送出し架設		6 - 110	
				トラベラークレーン架設		6 - 110	
	3-2-13		架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		6 - 111	
				架設桁架設		6 - 111	
			架設工支保工	固定		6 - 111	
				移動		6 - 111	
			架設桁架設	片持架設		6 - 111	
				押出し架設		6 - 111	
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		6 - 111	
				張芝工		6 - 111	
				筋芝工		6 - 111	
				市松芝工		6 - 111	
				植生シート工		6 - 111	
				植生マット工		6 - 111	
				植生筋工		6 - 111	
				人工張芝工		6 - 111	
				植生穴工		6 - 111	
				2	植生工	植生基材吹付工	
	客土吹付工		6 - 112				
	3-2-14-3		吹付工（仮設を含む）	コンクリート		6 - 113	
				モルタル		6 - 113	
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		6 - 114	
				現場吹付法枠工		6 - 114	
	3-2-14-4	2	法枠工	プレキャスト法枠工		6 - 114	
	3-2-14-6		アンカー工		6 - 114		
	第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		6 - 115
		3-2-15-2		プレキャスト擁壁工		6 - 115	
3-2-15-3			補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		6 - 116	
				多数アンカー式補強土工法		6 - 116	
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		6 - 116	
3-2-15-4		井桁ブロック工		6 - 116			
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		6 - 117	
				グラブ浚渫船		6 - 117	
		2	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船		6 - 117	
				バックホウ浚渫船(面管理の場合)		6 - 117	
3	浚渫船運転工						
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工		6 - 118		

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸							
第3節 軽量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 33	
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	6 - 92	
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	6 - 94	
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7 バーチカルドレーン工	6 - 95	
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	6 - 95	
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	6 - 95	
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	6 - 47	
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 35	
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	6 - 47	
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 35	
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 51	
	6-1-7-4		護岸付属物工			6 - 119	
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	6 - 52	
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 51	
	6-1-7-7		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	6 - 52	
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	6 - 114	
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 43
				巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 43
				かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 43
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 113	
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 111	
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	6 - 31	
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	6 - 44
ふとんかご					3-2-3-27羽口工	6 - 44	
かご枠					3-2-3-27羽口工	6 - 44	
連節ブロック張り					3-2-5-3連節ブロック張り	6 - 51	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 115	
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト 擁壁工	6 - 115	
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固め ブロック工	6 - 41	
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	6 - 41	
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	6 - 41	
	6-1-9-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	6 - 44
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	6 - 44
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	6 - 41	
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	6 - 41	
	6-1-10-5		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	6 - 44
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	6 - 44
	6-1-10-8		杭出し水制工			6 - 119	

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁	
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 36	
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	6 - 53	
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	6 - 76	
	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	6 - 86	
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	6 - 88	
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	6 - 45	
	6-1-11-10		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	6 - 46	
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	6 - 35	
第12節 付帯道路施設工	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	6 - 37	
	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	6 - 37	
第13節 光ケーブル配管工	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	6 - 35	
	6-1-13-3		配管工			6 - 119	
	6-1-13-4		ハンドホール工			6 - 120	
第2章 浚渫(川)							
第2節 浚渫工 (ポンプ浚渫船)	6-2-3-2		浚渫船運転工 (民船・官船)		3-2-16-3浚渫船運転工	6 - 117	
第3節 浚渫工 (グラブ浚渫船)	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	6 - 117	
第4節 浚渫工(バックホウ 浚渫船)	6-2-5-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	6 - 117	
第3章 樋門・樋管							
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 33	
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	6 - 95	
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 48	
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 49	
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 35	
	6-3-5-6	1	2	函渠工	本体工		6 - 120
					ヒューム管		6 - 120
					P C管		6 - 120
					コルゲートパイプ		6 - 120
					ダクタイル鋳鉄管		6 - 120
		P C函渠	3-2-3-28プレキャスト カルバート工	6 - 44			
6-3-5-7		翼壁工			6 - 121		
6-3-5-8		水叩工			6 - 121		
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	6 - 41	
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	6 - 41	
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	6 - 41	
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	6 - 44	
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	6 - 44		
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	6 - 45	
	6-3-7-4		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	6 - 46	
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	6 - 45	
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャスト カルバート工	6 - 44	
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 36	
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	6 - 42	

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第4章 水門						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	6 - 103
	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	6 - 106
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	6 - 106
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	6 - 108
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	6 - 107
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	6 - 102
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	6 - 109
第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 33
第6節 水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 48
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 49
	6-4-6-6		矢板工(遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	6 - 35
	6-4-6-7		床版工			6 - 121
	6-4-6-8		堰柱工			6 - 121
	6-4-6-9		門柱工			6 - 121
	6-4-6-10		ゲート操作台工			6 - 121
	6-4-6-11		胸壁工			6 - 121
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	6 - 121
6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	6 - 121	
第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	6 - 41
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	6 - 41
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	6 - 41
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	6 - 44
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	6 - 44	
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 36
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	6 - 42
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 110
	6-4-9-5		架設工(ケーブル クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 110
	6-4-9-6		架設工(ケーブル エレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 110
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 110
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 110
	6-4-9-9		架設工(トラバラー クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 110
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 138
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	6 - 46
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	6 - 118
第12節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 42
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 137
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 137
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 137
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 137

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第14節 コンクリート管理 橋上部工(PC橋)	6-4-14-2		プレテンション桁 製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション 桁製作工(購入工)	6 - 38
	6-4-14-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13ポストテンショ ン桁製作工	6 - 39
	6-4-14-4		プレキャスト セグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-13プレキャスト セグメント桁製作工 (購入工)	6 - 39
	6-4-14-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14プレキャスト セグメント主桁組立工	6 - 39
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 136
	6-4-14-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	6 - 111
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	6 - 111
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	6 - 118
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 137
	第15節 コンクリート管理 橋上部工(PC ホロースラブ橋)	6-4-15-3		支承工		10-4-5-10支承工
6-4-15-4			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 137
6-4-15-5			PCホロースラブ 製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	6 - 40
第16節 橋梁付属物工 (コンクリート 管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 42
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 137
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 137
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 137
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 137
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	6 - 53
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	6 - 59
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	6 - 65
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	6 - 71
	6-4-18-9		グースアスファルト 舗装工		3-2-6-11グース アスファルト舗装工	6 - 73
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	6 - 76
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	6 - 86
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	6 - 88
第5章 堰						
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	6 - 102
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	6 - 103
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	6 - 106
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	6 - 106
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	6 - 106
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	6 - 108
	6-5-3-9		プレビーム用桁 製作工		3-2-12-9 プレビーム用桁製作工	6 - 108
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	6 - 107
	6-5-3-12		アンカーフレーム 製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	6 - 107
	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	6 - 102
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	6 - 109

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第5節 軽量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 33
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 48
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 49
	6-5-6-5		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	6 - 50
	6-5-6-6		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	6 - 50
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 35
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	6 - 121
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	6 - 121
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	6 - 121
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	6 - 121
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	6 - 121
	6-5-6-13		閘門工			6 - 121
	6-5-6-14		土砂吐工			6 - 121
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 115
	第7節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工
6-5-7-4			場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 49
6-5-7-5			オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	6 - 50
6-5-7-6			ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	6 - 50
6-5-7-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 35
6-5-7-8			堰本体工			6 - 121
6-5-7-9			水叩工			6 - 121
6-5-7-10			土砂吐工			6 - 121
6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 115	
第8節 魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			6 - 122
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			6 - 122
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	6 - 110
	6-5-10-5		架設工 (ケーブル クレーン架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	6 - 110
	6-5-10-6		架設工 (ケーブル エレクション架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	6 - 110
	6-5-10-7		架設工 (架設桁架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	6 - 110
	6-5-10-8		架設工 (送出し架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	6 - 110
	6-5-10-9		架設工 (トラベラー クレーン架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	6 - 110
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 136
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	6 - 46
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	6 - 118
第13節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 42
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 137
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 137
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 137
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 137

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第15節 コンクリート管理 橋上部工（PC）	6-5-15-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	6 - 38
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	6 - 39
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	6 - 39
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	6 - 39
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 136
	6-5-15-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	6 - 111
	6-5-15-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	6 - 111
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	6 - 118
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 137
	第16節 コンクリート管理 橋上部工（PC ホロースラブ橋）	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工
6-5-16-4			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 137
6-5-16-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	6 - 40
第17節 コンクリート管理 橋上部工（PC 箱桁橋）	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 136
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	6 - 40
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 137
第18節 橋梁付属物工（コン クリート管理橋）	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 42
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 137
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 137
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 137
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 139
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 36
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	6 - 42
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 33
第4節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 48
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 49
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 35
	6-6-4-6		本体工			6 - 123
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			6 - 123
第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 48
	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 49
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 35
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 115
	6-6-5-7		コンクリート床版工			6 - 123
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17 根固めブロック工	6 - 41
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 48
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 49
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 35
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	6 - 123

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 33
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 48
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 35
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		6 - 124
				植石張り	3-2-5-5石積(張)工	6 - 52
				根固めブロック	3-2-3-17 根固めブロック工	6 - 41
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 115
6-7-4-8		水叩工	水叩工		6 - 124	
			巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 43	
			根固めブロック	3-2-3-17 根固めブロック工	6 - 41	
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	6 - 123
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	6 - 123
	6-7-5-6		側壁工			6 - 124
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	6 - 124
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 115
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 51
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	6 - 52
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	6 - 47
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	6 - 31
	6-8-7-4		コンクリート舗装 補修工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	6 - 76
	6-8-7-5		アスファルト舗装 補修工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	6 - 53
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 36
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 36
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	6 - 37
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	6 - 119
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	6 - 120
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	6 - 111

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 33
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	6 - 31
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 111
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	6 - 44
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリート ブロック工 (連節ブロック張り)	6 - 51
				コンクリート ブロック張り	3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 51
				石張工	3-2-5-5石積(張)工	6 - 52
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 111
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	6 - 52
	6-9-6-4		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 51
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 36
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	6 - 90
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	6 - 90
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	6 - 90
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型 側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	6 - 45
				集水柵工	3-2-3-30集水柵工	6 - 46
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	6 - 35
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	6 - 46
	6-9-8-4		コンクリート面 塗装工		3-2-3-11 コンクリート面塗装工	6 - 37

目次(出来形管理基準)

【第8編 斜面对策編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 33
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 111
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 113
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	6 - 114
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	6 - 44
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	6 - 44
	8-3-4-6		アンカー工 (プレキャスト コンクリート板)		3-2-14-6アンカー工	6 - 114
8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	6 - 114	
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 48
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 115
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	6 - 115
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	6 - 116
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	6 - 116
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	6 - 126
第6節 山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・ 排水路工		3-2-3-29場所打水路工	6 - 45
	8-3-6-4		山腹暗渠工			6 - 125
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	6 - 45
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	6 - 45
	8-3-6-7		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	6 - 46
第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			6 - 125
	8-3-7-5		集水井工			6 - 125
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 115
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	6 - 95
	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 35
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 48
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 49
	8-3-9-5		シャフト工 (深礎工)		3-2-4-6深礎工	6 - 49
	8-3-9-6		合成杭工			6 - 125

目次(出来形管理基準)

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		6 - 126
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	6 - 109
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	6 - 92
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	6 - 92
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	6 - 94
	10-1-4-5		パーチカルドレーン工		3-2-7-7 パーチカルドレーン工	6 - 95
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	6 - 95
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	6 - 95
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 111
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 113
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	6 - 114
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	6 - 114
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	6 - 44
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	6 - 44	
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 33
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 48
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 49
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 115
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	6 - 115
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法	3-2-15-3補強土壁工	6 - 116
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	6 - 116
ジオテキスタイルを用いた補強土工法				3-2-15-3補強土壁工	6 - 116	
10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	6 - 116	
第8節 石・ブロック積(張)工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	6 - 51
	10-1-8-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	6 - 52
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 48
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 49
	10-1-9-6		場所打函渠工			6 - 126
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	6 - 44
第10節 排水構造物工(小型水路工)	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	6 - 45
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	6 - 45
	10-1-10-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	6 - 46
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	6 - 45
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	6 - 45
	10-1-10-8		排水工(小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	6 - 45
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			6 - 126
	10-1-11-5		落石防護柵工			6 - 126
	10-1-11-6		防雪柵工			6 - 127
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			6 - 127
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			6 - 127
	10-1-12-5		遮音壁本体工			6 - 127

目次(出来形管理基準)

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	6 - 92
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	6 - 92
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	6 - 53
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	6 - 59
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	6 - 65
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	6 - 71
	10-2-4-9		グースアスファルト 舗装工		3-2-6-11グース アスファルト舗装工	6 - 73
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	6 - 76
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	6 - 86
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	6 - 88
	10-2-4		歩道路盤工			6 - 128
	10-2-4		取合舗装路盤工			6 - 128
	10-2-4		路肩舗装路盤工			6 - 128
	10-2-4		歩道舗装工			6 - 128
	10-2-4		取合舗装工			6 - 128
	10-2-4		路肩舗装工			6 - 128
	10-2-4		表層工			6 - 128
第5節 排水構造物工 (路面排水工)	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	6 - 45
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	6 - 45
	10-2-5-5		集水柵(街渠柵)・ マンホール工		3-2-3-30集水柵工	6 - 46
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	6 - 45
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	6 - 45
	10-2-5-8		排水工(小段排水・ 縦排水)		3-2-3-29側溝工	6 - 45
	10-2-5-9		排水性舗装用 路肩排水工			6 - 129
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	6 - 35
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		6 - 129
				ラバーシュー		6 - 129
				アンカーボルト		6 - 129
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 36
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 36
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 36
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	6 - 36
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	6 - 35
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		6 - 129
		2	大型標識工	標識柱工		6 - 129
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	6 - 37
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	6 - 37
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			6 - 130
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		6 - 130
10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		6 - 130	
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 42

目次(出来形管理基準)

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	6 - 102
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			6 - 131
	10-3-3-4		アンカーフレーム 製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	6 - 107
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	6 - 109
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 33
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 48
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 49
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	6 - 49
	10-3-6-6		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	6 - 50
	10-3-6-7		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	6 - 50
	10-3-6-8		橋台躯体工			6 - 132
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 48
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 49
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	6 - 49
	10-3-7-6		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	6 - 50
	10-3-7-7		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	6 - 50
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	6 - 50
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		6 - 133
				重力式		6 - 133
				半重力式		6 - 133
2	橋脚躯体工	ラーメン式		6 - 134		
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 48
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 49
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	6 - 49
	10-3-8-6		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	6 - 50
	10-3-8-7		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	6 - 50
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	6 - 50
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		6 - 134
		2	橋脚フーチング工	門型		6 - 135
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		6 - 135
		2	橋脚架設工	門型		6 - 135
	10-3-8-11		現場継手工			6 - 135
	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	6 - 46

目次(出来形管理基準)

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	6 - 47
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 35
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	6 - 47
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 35
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 51
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	6 - 119
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	6 - 52
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 51
	10-3-11-6		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	6 - 52
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	6 - 114
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 43
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 43
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 43
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 113
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 111
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	6 - 31
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	6 - 44
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	6 - 44	
		かご枠		3-2-3-27羽口工	6 - 44	
		連節ブロック張り		3-2-5-3連節ブロック張り	6 - 51	
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 115
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	6 - 115
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	6 - 103
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	6 - 106
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手 製作工	6 - 106
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置 製作工	6 - 106
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管 製作工	6 - 108
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵 製作工	6 - 107
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			6 - 136
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	6 - 103
	10-4-3-12		アンカーフレーム 製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	6 - 107
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	6 - 109
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 110
	10-4-5-5		架設工(ケーブル クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 110
	10-4-5-6		架設工(ケーブル エレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 110
	10-4-5-7		架設工 (架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 110
	10-4-5-8		架設工 (送出し架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 110
	10-4-5-9		架設工(トラベラー クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 110
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		6 - 136
2		支承工	ゴム支承		6 - 136	

目次(出来形管理基準)

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	6 - 46
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	6 - 118
第8節 橋梁附属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 42
	10-4-8-3		落橋防止装置工			6 - 137
	10-4-8-5		地覆工			6 - 137
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			6 - 137
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			6 - 137
	10-4-8-8		検査路工			6 - 137
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 48
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 49
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9 橋脚フーチング工	6 - 134
				T型	10-3-8-9 橋脚フーチング工	6 - 134
	10-4-9-6		歩道橋(側道橋) 架設工		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 110
10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	6 - 46	
第5章 コンクリート鋼上部						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁 製作工		3-2-12-9 プレビーム用桁製作工	6 - 108
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	6 - 107
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	6 - 106
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	6 - 106
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	6 - 109
第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁 製作工(購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション 桁製作工(購入工)	6 - 38
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション 桁製作工(購入工)	6 - 38
	10-5-5-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13ポストテンシ ョン桁製作工	6 - 39
	10-5-5-4		プレキャスト セグメント桁 製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャスト セグメント桁製作工 (購入工)	6 - 39
	10-5-5-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14プレキャスト セグメント主桁組立工	6 - 39
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 136
	10-5-5-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工 (コンクリート橋)	6 - 111
	10-5-5-8		架設工 (架設桁架設)		3-2-13 架設工 (コンクリート橋)	6 - 111
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	6 - 118
	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 137
第6節 プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		6 - 138
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 136
	10-5-6-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 110
	10-5-6-5		架設工 (架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 110
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	6 - 118
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 137

目次(出来形管理基準)

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第7節 PCホロースラブ 橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 136
	10-5-7-4		PCホロースラブ 製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	6 - 40
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 139
第8節 RCホロースラブ 橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 136
	10-5-8-4		RC場所打ホロー スラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	6 - 40
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 139
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	6 - 40
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 136
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	6 - 40
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 139
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	6 - 40
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 136
	10-5-11-4		架設工(片持架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	6 - 111
第12節 PC押し箱桁橋 工	10-5-12-2		PC押し箱桁製作 工		3-2-3-16 PC押し箱桁製作工	6 - 40
	10-5-12-3		架設工 (押し架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	6 - 111
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 42
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 137
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 137
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 137
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 137
第6章 トンネル (NATM)						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			6 - 138
	10-6-4-4		ロックボルト工			6 - 138
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			6 - 139
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3 覆工コンクリート工	6 - 139
	10-6-5-5		床版コンクリート工			6 - 139
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			6 - 140
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	6 - 45
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			6 - 140
	10-6-8-5		明り巻工			6 - 141

目次(出来形管理基準)

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁	
第12章 電線共同溝							
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		6 - 142	
	10-12-5-3		プレキャスト ボックス工	特殊部		6 - 142	
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部		6 - 142	
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			6 - 143	
第14章 道路維持							
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	6 - 90	
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	6 - 90	
	10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工				6 - 144
		2	切削オーバーレイ工	面管理の場合			6 - 144
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	6 - 90	
	10-14-4-7		路上再生工			6 - 144	
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	6 - 86	
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	6 - 45	
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	6 - 45	
	10-14-5-5		集水柵・ マンホール工		3-2-3-30集水柵工	6 - 46	
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	6 - 45	
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	6 - 45	
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	6 - 45	
第6節 防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 36	
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 36	
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 36	
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	6 - 36	
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	6 - 35	
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	6 - 129	
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	6 - 37	
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	6 - 130	
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	6 - 130	
第9節 軽量盛土工	10-14-9-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 33	
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 115	
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	6 - 115	
第11節 石・ブロック積 (張)工	10-14-11-3		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 51	
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	6 - 52	
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	6 - 126	
	10-14-12-5		プレキャスト カルバート工		3-2-3-28プレキャスト カルバート工	6 - 44	
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 111	
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 113	
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	6 - 114	
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	6 - 114	
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	6 - 44	
			ふとんかご	3-2-3-27羽口工	6 - 44		

目次(出来形管理基準)

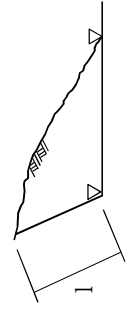
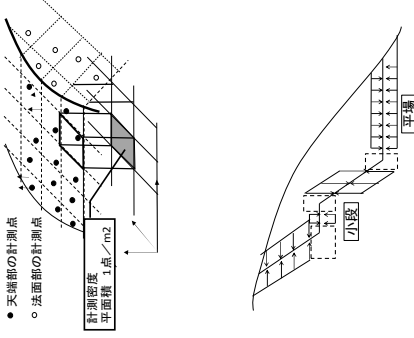
【第10編 道路編】

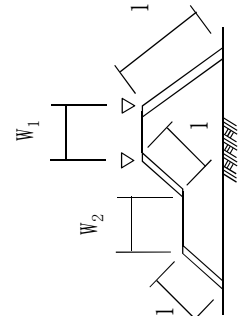
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 42
	10-14-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 137
	10-14-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 137
	10-14-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 137
	10-14-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 137
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面 塗装工		3-2-3-11 コンクリート面塗装工	6 - 37
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			6 - 145
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	6 - 106
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	6 - 90
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	6 - 90
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5 切削オーバーレイ工	6 - 144
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	6 - 90
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	6 - 144
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	6 - 86
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	6 - 45
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	6 - 45
	10-16-6-5		集水枡・ マンホール工		3-2-3-30集水枡工	6 - 46
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	6 - 45
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	6 - 45
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	6 - 45
第7節 縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	6 - 35
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 36
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 36
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 36
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	6 - 36
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	6 - 35
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	6 - 129
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	6 - 37
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	6 - 37
	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	6 - 130
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	6 - 130
第13節 軽量盛土工	10-16-13-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 33
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 115
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	6 - 115
第15節 石・ブロック積 (張)工	10-16-15-3		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 51
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	6 - 52

目次(出来形管理基準)

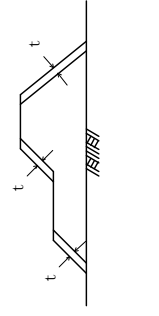
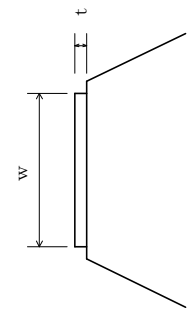
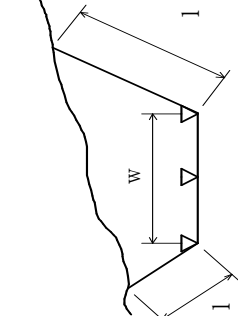
【第10編 道路編】

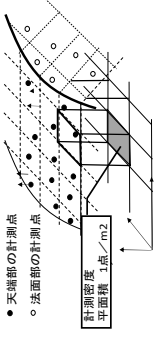
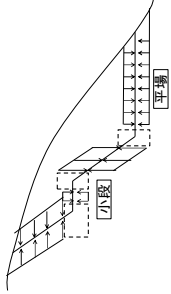
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	6 - 126
	10-16-16-5		プレキャスト カルバート工		3-2-3-28プレキャスト カルバート工	6 - 44
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 111
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 113
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	6 - 114
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	6 - 114
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	6 - 44
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	6 - 44	
第18節 落石雪害防止工	10-18-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	6 - 126
	10-18-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	6 - 126
	10-18-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	6 - 127
	10-18-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	6 - 127
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	6 - 145
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	6 - 136
	10-16-21-4		P C橋支承工		10-4-5-10支承工	6 - 136
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 42
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 137
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 137
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 137
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 137
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 137
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	6 - 46
	10-16-25-6		コンクリート面 塗装工		3-2-3-11 コンクリート面塗装工	6 - 37

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	3	2	1	掘削工		基準高▽	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。</p> <p>基準高は掘削部の両端で測定。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。</p>		
							法長l	-200 法長-4%			
1	2	3	2	2	掘削工 (面管理の場合)		標高較差	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内に存在する計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		
							水平または	平均値			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
						平場	標高較差	平均値	個々の計測値			
1	2	3	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	±300	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高格差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。		
						法面(小段含む)	水平または標高較差	±70	±300			
1	2	3	3	1	盛土工	基準	高さ▽	-50		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法面で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書		
						法長1	1 < 5m 1 ≥ 5m	-100 法長-2%				
						幅	W ₁ , W ₂	-100				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1	2	1	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。</p>	
						法面 4割<勾配	-50	-150				<p>※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものである。</p>
						法面 4割≧勾配 (小段含む)	-50	-170				
						標高較差	-60	-170				
1	2	3	4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50						
					厚さ t	-50						
					控え長さ	設計値以上						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	1	3	5	法面整形工(盛土部)	厚さ t	※-30	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所に2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p>		
1	2	3	6		堤防天端工	厚さ t	-25	<p>幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所に2箇所。 厚さは、施工延長80mにつき1箇所、80m以下は2箇所、中央で測定。</p>		
							-50			
						幅 w	-100			
1	2	4	2	1	掘削工	基準高 ▽	±50	<p>施工延長40mにつき1箇所。延長40m以下のものについては1施工箇所に2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。</p>		
						法長 l	1 < 5m			
							1 ≥ 5m			
						幅 w	法長-4% -100			

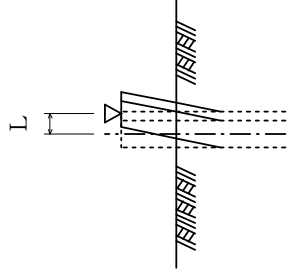
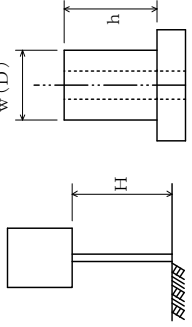
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平場	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
								±50	±150			
								±70	±160			
							法面(小段含む)	±70	±330			

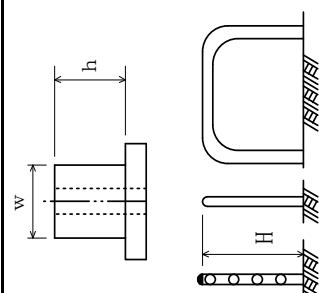
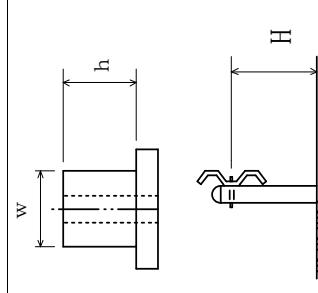
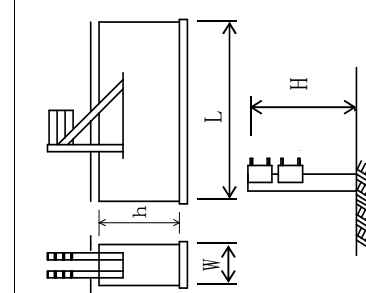
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1	2	4	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50		施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。		
						法長 l	-100				
						l ≥ 5m	法長-2%				
						幅 w1, w2	-100				
1	2	4	3 4	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						法面(小段含む)	±80	±150 ±190			

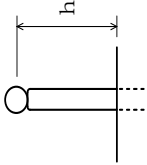
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	5		法面整形工（盛土部）	厚	※-30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
						平均間隔 d	±φ			
1	3	7	4		組立て	かぶり t	±φかつ 最小かぶり以上	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径		

工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編 6.6）による。

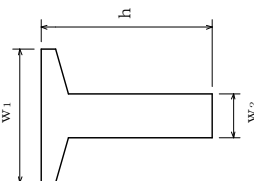
注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。
 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編 3-2-18-2床版工を適用する。
 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25以上のボックスカルバート（工場製作のアレキヤスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。

編	章	節	条	枝番	種	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	3	4		矢板工〔任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)		標準高▽	基準高	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合)は25m)につき1箇所、延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
								根入	設計値以上				
								変位	L				
								延長	-50				
3	2	3	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)		延長	L	1箇所/1施工箇所				
								-200					
3	2	3	6		小型標識工		設置高さ	H	設計値以上	1箇所/1基			
							基礎	幅	w (D)	-30			基礎 1基毎
								高さ	h	-30			
								根入れ	長	設計値以上			

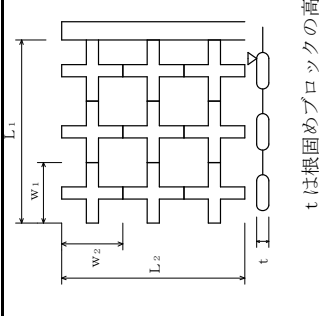
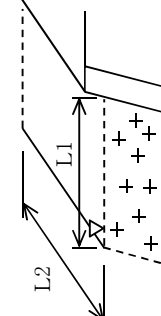
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	w	-30		<p>単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。 1箇所/1施工箇所</p>
							高さ h	-30		
							パイプ取付高 H	+30 -20		
3	2	3	8		路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	w	-30		<p>1箇所/施工延長40m 40m以下のものは、2箇所/1施工箇所。 1箇所/1施工箇所</p>
							高さ h	-30		
							ピーム取付高 H	+30 -20		
3	2	3	8		路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	w	-30		<p>1箇所/1基礎毎 1箇所/1施工箇所</p> <p>※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する。</p>
							高さ h	-30		
							延長 L	-100 +30 -20		
						ケーブル取付高 H				

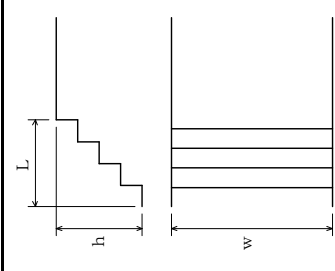
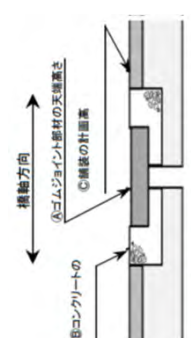
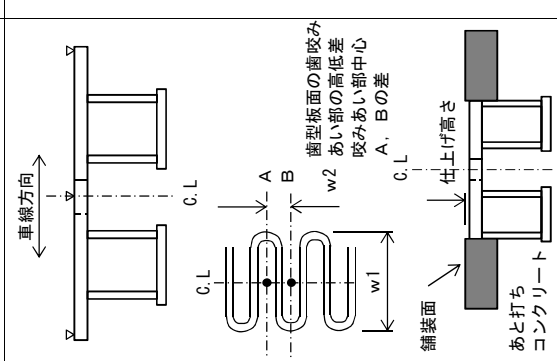
編	章	節	条	枝番	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各種種毎に、1箇所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
3	2	3	10		道路付属物工 (縁路誘導標) (距離標)	高さ h	± 30	1 箇所/10本 10本以下の場合は、2 箇所測定。		
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82 「表-Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量(缶缶数)と塗布作業終了時に使用量(缶缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは500m ² とする。		

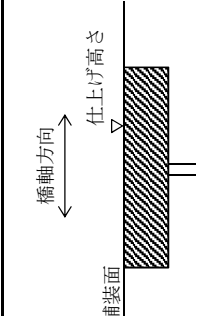

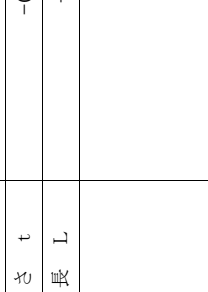
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	± L / 1000	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そ り δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	± 10 ± L / 1000	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そ り δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			

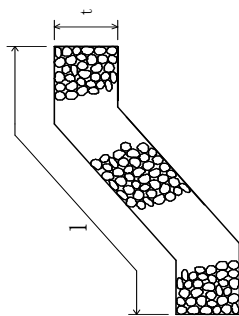
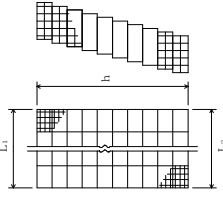
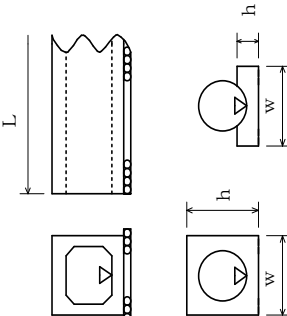
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	13	1	ボストアテンション桁製作工	幅(上) w1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスト シング後測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3箇所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、 製造工場の発行するJISに基づく試験 成績表に替えることができる。 L: 支間長 (m)		
						幅(下) w2	±5			
						高さ h	+10 -5			
						桁長 L 支間長	L < 15... ±10 L ≥ 15... ± (L-5) か つ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8L			
3	2	3	13	2	プレキャストセグメント 桁製作工(購入工)	桁長 L 断面の外形寸法 (mm)	— —	桁全数について測定。桁断面寸法測定 箇所は、図面の寸法表示箇所測定。		
						桁長 L 支間長	L < 15... ±10 L ≥ 15... ± (L-5) か つ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8L			
3	2	3	14		プレキャストセグメント 主桁組立工	桁長 L 支間長	L < 15... ±10 L ≥ 15... ± (L-5) か つ -30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスト シング後測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3箇所とする。 L: 支間長 (m)		
						横方向最大タワミ	0.8L			

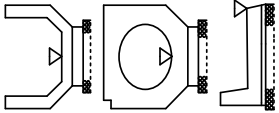
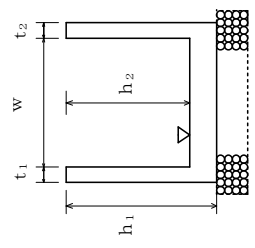
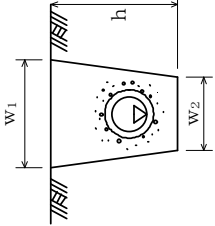
編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	15		P Cホロースラブ製作工		基準高 ∇	±20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 箇所 (支点付近) で 1 箇所当たり 高 端 と 中 央 部 の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり 高 端 と 中 央 部 の 3 箇 所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工 に 準 ず る。 L : 桁長 (m)		
							幅 w_1, w_2	-5 ~ +30			
							厚さ t	-10 ~ +20			
							桁長 L	L < 15... ±10 L ≥ 15... ± (L-5) か つ -30mm 以 内			
3	2	3	16	1	P C 箱桁製作工		基準高 ∇	±20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 箇所 (支点付近) で 1 箇所当たり 高 端 と 中 央 部 の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり 高 端 と 中 央 部 の 3 箇 所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工 に 準 ず る。 L : 桁長 (m)		
							幅 (上) w_1	-5 ~ +30			
							幅 (下) w_2	-5 ~ +30			
							内空幅 w_3	±5			
							高さ h_1	+10 -5			
							内空高さ h_2	+10 -5			
							桁長 L	L < 15... ±10 L ≥ 15... ± (L-5) か つ -30mm 以 内			
3	2	3	16	2	P C 押出し箱桁製作工		幅 (上) w_1	-5 ~ +30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両 端 部、中 央 部 の 3 箇 所 と す る。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工 に 準 ず る。 L : 桁長 (m)		
							幅 (下) w_2	-5 ~ +30			
							内空幅 w_3	±5			
							高さ h_1	+10 -5			
							内空高さ h_2	+10 -5			
							桁長 L	L < 15... ±10 L ≥ 15... ± (L-5) か つ -30mm 以 内			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通的施工種	17	根固めブロック工		基礎高▽	±100		
										層		-20
										積		-20
										積		-200
		乱積	基礎高▽	± t / 2								
			延長 L ₁ L ₂	- t / 2								
		3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通的施工種	18	沈床工		基準高▽	±150
											幅 w	±300
		3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通的施工種	19	捨石工		基準高▽	-100
											幅 w	-100
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通的施工種	19	捨石工		延長 L	-200		
									積			
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通的施工種	19	捨石工		積			
									積			

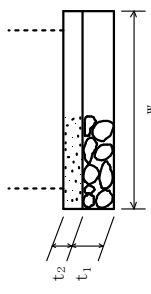
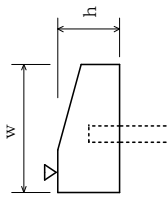
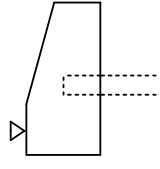
編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	22		階段工		幅	-30	1 箇所/1 施工箇所		
							高さ	-30			
							長さ	-30			
							段数	±0段			
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)		据付け高さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		据付け高「①」より「②」の材料厚との差を仕上げ高、後打ちコンクリートがある場合は「③」と「②」の差分、後打ちコンクリートが無い場合は「①」と「③」の差分
							表面の凹凸	3			
							仕上げ高さ	舗装面に対し0~-2			
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)		高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		歯型板面の歯咬みあい部の高低差 咬みあい部中心 A、B の差
							据付け高さ	±3			
							車線方向各点誤差の相対差	3			
							表面の凹凸	3			
							歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
							歯咬み合い部の縦方向間隔 w ₁	±2			
							歯咬み合い部の横方向間隔 w ₂	±5			
							仕上げ高さ	舗装面に対し0~-2			

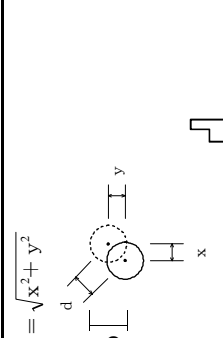
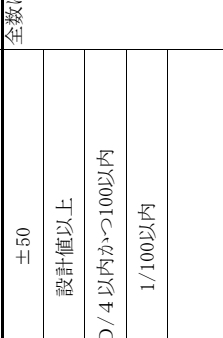
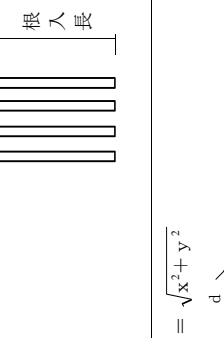
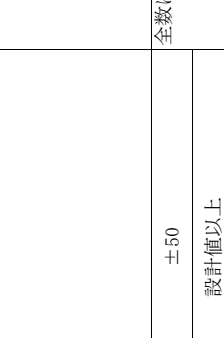
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						仕上げ高さ				
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						法長 L	-200			
						延長 L	-200			
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長 L	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ t	-0.2 t			
						延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	27	1	羽口工 (じやかご)	法長 l	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ t	-100			
							-50			
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご) (かご枠)	高さ h	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長 L ₁ , L ₂	-200			
3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストバイブ工)	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ※印は、現場打部分のある場合 1施工箇所毎		
						※幅 w	-50			
						※高さ h	-30			
						延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキヤストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)		基準高 ∇	±30	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
							延長 L	-200			
3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)		基準高 ∇	±30	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎</p>		
							厚さ t_1, t_2	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h_1, h_2	-30			
							延長 L	-200			
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)		基準高 ∇	±30	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
							幅 w_1, w_2	-50			
							深さ h	-30			
							延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	30		集水排水工	基準高▽	±30	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
3	2	3	31		現場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500m ² とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。 ただし、1 ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		

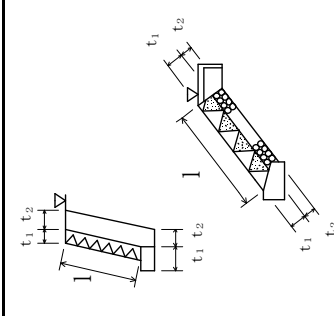
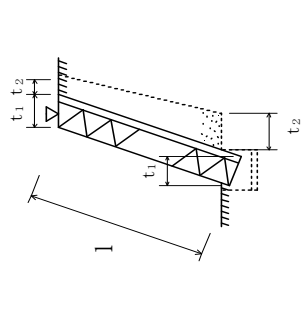
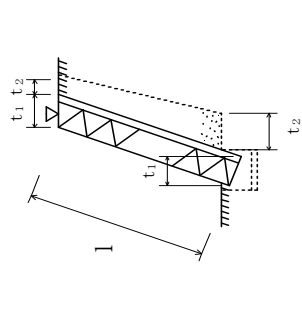
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	1	4	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						長さ	-30			
						延	各構造物の規格値による			
3	2	1	4	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高	▽	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	±30			
						高さ	-30			
						延	-200			
3	2	1	4	1	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高	▽	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延	±30			
						延	-200			

編	章	節	条	枝番	種	工	種	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3	土	木	工	事	共	通	編	4	4	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
								基礎	標準高▽				±50	全数について杭中心で測定。
								礎	根入長				設計値以上	
								工	偏心量 d				D/4 以内かつ100以内	
									傾斜				1/100以内	
3	土	木	工	事	共	通	編	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
								基礎	標準高▽				±50	全数について杭中心で測定。
								礎	根入長				設計値以上	
								工	偏心量 d				100以内	
									傾斜				1/100以内	
		杭径 D	設計値以上											

編	章	節	条	枝番	種	工	種	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土	木	工	事	共	通	編	4	基礎工	全数について杭中心で測定。		
								5	標準高▽			
								6	根入長			
								7	偏心量 d			
								8	傾斜			
9	杭径											
3	土	木	工	事	共	通	編	4	基礎工	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。		
								5	標準高▽			
								6	根入長			
								7	偏心量 d			
								8	傾斜			
9	基礎径 D											

編	章	節	条	枝番	種	工	種	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	4	7		オープンケーソン基礎工	基礎工	基準高 ∇	±100	壁厚、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
							ケーソンの長さ L	-50			
							ケーソンの幅 w	-50			
							ケーソンの高さ h	-100			
							ケーソンの壁厚 t	-20			
							偏心量 d	300以内			
3	2	4	8		ニューマチックケーソン基礎工	基礎工	基準高 ∇	±100	壁厚、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
							ケーソンの長さ L	-50			
							ケーソンの幅 w	-50			
							ケーソンの高さ h	-100			
							ケーソンの壁厚 t	-20			
							偏心量 d	300以内			
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基礎工	基準高 ∇	±100	基準高は、全数を測定。偏心量は、1基ごとに測定。		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
							根入長	設計値以上			
							偏心量 d	300以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長 l	-50			
						厚さ(ブロック積張)	-100			
						t ₁	-50			
						厚さ(裏込) t ₂	-50			
						延長 L	-200			
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法 長 l	-100			
						延長 L ₁ , L ₂	-200			
						基準高 ▽	±50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
						基準高 ▽	±50			
						間詰かご				
						連結ブロック				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	1	4		緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長 l	l < 3m -50 l ≥ 3m -100			
3	2	1	5		石積(張)工	厚さ(ブロック) t ₁	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						厚さ(裏込) t ₂	-50			
3	2	1	5		石積(張)工	延 長 L	-200			
						法長 l	l < 3m ±50 l ≥ 3m -50 -100			
3	2	1	5		石積(張)工	厚さ(石積・張) t ₁	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						厚さ(裏込) t ₂	-50			
3	2	1	5		石積(張)工	延 長 L	-200			
						法長 l	l < 3m ±50 l ≥ 3m -50 -100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	10個の測定値の平均(X ₁₀)			
3	2	1	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (粒調F e含む)	基準高▽	±40	±50	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を書いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果をより施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともにも、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	-45	-45	-15			
						幅	-50	-50	-			
3	2	1	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下 中規模以上/小規模以下			
3	2	1	6	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (粒調Fe含む)	基準高▽	±20	-	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割と し、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起 こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 書いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使用 量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映でききる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければな らないとともに、10個の測定値の平均 値(X ₁₀)について満足しなければならな い。ただし、厚さのデータ数が10個未 満の場合は測定値の平均値は適用しな い。	
						厚 さ	-25	-30	-8			-10
						幅	-50	-50	-			
3	2	1	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工編多点計測 技術(面管理の場合)」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他基準 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下 中規模以上/小規模以下			
3	2	1	6	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	基準高▽	±20	-		基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部の割で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、1,000mm ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を書いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともにも、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-25	-30	-8			-10
						幅	-50	-50	-			
3	2	1	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多時点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下 中規模以上/小規模以下			
3	2	1	6	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000mm ² に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を書いた上での管理が可能な工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚 さ	-15	-20	-5			-7
						幅	-50	-50	-	-		
3	2	1	6	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	1, 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2, 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3, 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。			
							-36	-5	-7			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	10個の測定値の平均(X ₁₀)			
3	2	1	6	9	アスファルト舗装工 (基層工)	基準高▽	±20	-	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000mm2に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方は、管理図等の中規模以上の工事とは、管理図等を書いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						厚さ	-9	-12	-3			
						幅	-25	-25	-			
3	2	1	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多時点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求められる高さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下/小規模以下/中規模以上/小規模以下			
3	2	1	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	基準高▽	±20	-		基準高は延長40m毎に1箇所の割と し、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000mm ² に1個の割でコアーを 採取して測定。	工事規模の考え方は、管理図等を 中規模以上の工事とは、管理図等を 書いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使用 量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を より管理に反映でききる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければな らないとともに、10個の測定値の平均 値(X ₁₀)について満足しなければならな い。ただし、厚さのデータ数が10個未 満の場合は測定値の平均値は適用しな い。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。
						厚 さ	-7	-9	-2			
					幅	-25	-25	-				
					平坦性		3m ² プロットメー (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下					
3	2	1	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工編多点計測 技術(面管理の場合)」に基づき出来 形管理を実施する場合、その本基準 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。		
						平坦性		3m ² プロットメー (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下 中規模以上			
3	2	1	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15			
						幅	-50	-50	-			
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下 中規模以上/小規模以下			
3	2	1	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±20	-		基準高は、延長40m毎に1箇所の割と し、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り 起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使用 量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければな らないとともに、10個の測定値の平均 値(X ₁₀)について満足しなければならな い。ただし、厚さのデータ数が10個未 満の場合は測定値の平均値は適用しな い。	
						厚 さ	-25	-30	-8			-10
						幅	-50	-50	-			
3	2	1	8	4	半たわみ性舗装 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工編多点計測 技術(面管理の場合)」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下	中規模以上			
3	2	1	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	基準高▽	±20	-	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起しにて測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をい 描いた上での管理が可能な工事をい 量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映でききる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければな らないとともに、10個の測定値の平均 値(X ₁₀)について満足しなければならな い。ただし、厚さのデータ数が10個未 満の場合は測定値の平均値は適用しな い。		
						厚 さ	-25	-30	-8				-10
						幅	-50	-50	-				
3	2	1	8	6	半たわみ性舗装 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工編多点計測 技術(面管理の場合)」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他基準 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。	コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下	中規模以上(小規模以下)			
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	基準高▽ 厚 さ 幅	±20 -15 -50	-20 -5	- -7 -	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割でコア一を採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の場合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36 -45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下 中規模以上/小規模以下				
3	2	1	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	基準高▽	±20	-	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000mm ² に1個の割でコア一を採取して測定。			
						厚 さ	-9	-12	-3				-4
						幅	-25	-25	-				-
3	2	1	8	10	半たわみ性舗装 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以上/小規模以下			
3	2	1	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	基準高▽	±20	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果をより規模に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともにも、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	概要採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚 さ	-7	-2	厚さは、1,000m ² 毎に1箇所の割でコア採取して測定。			
					幅	-25	-	-				
					平 坦 性	3m ² プロットメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下						
3	2	1	8	12	半たわみ性舗装 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		
						平 坦 性	3m ² プロットメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	10個の測定値の平均(X ₁₀)			
3	2	1	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割合、道路中心線及び端部で測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割合に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果をより規模に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個以上上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合には測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15			
						幅	-50	-50	-			
3	2	1	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多時点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	コア一採取について橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下	中規模以上			
3	2	1	6	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±20	-	-		基準高は、延長40m毎に1箇所割りとし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割合に測定。 厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			
						幅	-50	-50	-	-			
3	2	1	6	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下/中規模以上/小規模以下				
3	2	1	6	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	基準高▽	±20	-		基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。幅は延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000mm ² に1箇所の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を書いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-25	-30	-8				-10
						幅	-50	-50	-				-
3	2	1	6	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下	中規模以上/小規模以下			
3	2	1	6	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	基準高▽	±20	-	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。幅は延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を書いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の場合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。		
						厚 さ	-15	-20	-5				-7
						幅	-50	-50	-				-
3	2	1	6	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1, 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下 中規模以上/小規模以下				
3	2	1	9	9	排水性舗装工 (基層工)	基準高▽	±20	-		基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000mm2に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合には測定値の平均値は適用しない。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚 さ	-9	-12	-3				-4
						幅	-25	-25	-				-
3	2	1	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下/小規模以下/中規模以上/小規模以上				
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	排水性舗装工 (表層工)	基準高▽	±20	-		基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000mmに1個の割でコア一を採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の場合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合には測定値の平均値は適用しない。		
						厚 さ	-7	-9	-2				-3
						幅	-25	-25	-				-
3	土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	平坦性	3m ² プロットケー (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き)			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。			
						厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2			-3	
						平 坦 性	3m ² プロットケー (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き)						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	測定値の平均	中規模以上/小規模以下			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	-	基準高は、片側延長40m毎に1箇所の割合で測定。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果をより規模に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚 さ	t < 15cm -30	-10	厚さは、片側延長200m毎に1箇所を掘り起こして測定。			
						幅	t ≥ 15cm -45	-15	幅は片側延長80m毎に1箇所の割合に測定。 ※歩道舗装に適用する。			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm +90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	中規模以上の出来形管理に適用する。		
						厚さあるいは標高較差	t < 15cm +90 -70	+50 -10	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。			
							t ≥ 15cm ±90	+50 -15	3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求められる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X) 中規模以上/小規模以下	測定値の平均 中規模以上			
3	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	基準高▽	±20	-	基準高は、片側延長40m毎に1箇所の 割で測定。 厚さは、片側延長80m毎に1箇所をコ ア一を採取して測定。 幅は、片側延長80m毎に1箇所の割に測 定。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使用 量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映でききる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-9	-3			
						幅	-25	-			
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工編多点計測 技術(面管理の場合)」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下 中規模以上/小規模以下			
3	2	6	11	1	グーアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	基準高▽	±20	-		基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000mm ² に1個の割でコア一を採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合には測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	-15	-20	-5			
						幅	-50	-50	-			
3	2	6	11	2	グーアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。	コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下	中規模以上/小規模以下			
3	2	6	11	3	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	基準高▽	±20	-	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000m ² に1個の割でコア一を採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使用 量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を より施工管理に反映できざる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければな らないとともに、10個の測定値の平均 値(X ₁₀)について満足しなければなら ない。ただし、厚さのデータ数が10個未 満の場合は測定値の平均値は適用しな い。	コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						厚さ	-9	-12	-3				-4
						幅	-25	-25	-				
3	2	6	11	4	排水性舗装工 グースアスファルト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工編多点計測 技術(面管理の場合)」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他基本 に規定する計測精度・計測密度を満 たす計測方法により出来形管理を実 施するに適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求める高 さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以上/小規模以下			
3	2	1	11	5	グーアスファルト 舗装工 (表層工)	基準高▽	±20	-		基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000mmに1個の割でコア一を採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でききる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の場合で規格値を満足しなければならぬととも、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合には測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-7	-9	-2			
						幅	-25	-25	-			
						平坦性	3m ² プロットケー (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き)					
3	2	1	11	6	グーアスファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	
						平坦性						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下 中規模以上/小規模以下			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-50	-15			
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下 中規模以上/小規模以下			
3	2	1	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとするとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						厚 さ	-25	-30				
						幅	-50	-				
3	2	1	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			
							-8					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下 中規模以上/小規模以下			
3	2	1	6	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは1,000m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬことととも、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚 さ	-25	-30				
						幅	-50	-				
3	2	1	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	1. 3次元データによる出来形管理において3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下 中規模以上(小規模以下)			
3	2	1	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは1,000m ² に1箇の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚 さ	-9	-12				
						幅	-25	-				
3	2	1	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	基準高▽	個々の測定値(X) 中規模以上/小規模以下	10個の測定値の平均(X ₁₀) 中規模以上/小規模以下	基準高は延長40m毎に1箇所の刺し、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所に測定、延長80m毎に1箇所の刺しで測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬことととも、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						厚 さ	±20	-			
						幅	-10	-3.5			
3	土 木 工 事 共 通 編	6	1	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	目地段差	個々の測定値(X) 中規模以上/小規模以下	10個の測定値の平均(X ₁₀) 中規模以上/小規模以下	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さあるいは標高較差	±2	-22			
						平 坦 性	コクリートの硬化後 3 m ² ロリ/ローターにより 機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下	コクリートの硬化後 3 m ² ロリ/ローターにより 機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1	12	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	目地段差	個々の測定値(X) 中規模以上/小規模以下	10個の測定値の平均(X ₁₀) 中規模以上/小規模以下	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さあるいは標高較差	±2	-3.5			
						平 坦 性	コクリートの硬化後 3 m ² ロリ/ローターにより 機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下	コクリートの硬化後 3 m ² ロリ/ローターにより 機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下 中規模以上/小規模以下 中規模以上/小規模以下			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	1	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部の割に測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬことととも、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚 さ	-45	-50	-15			
						幅			-			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多時点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下 中規模以上/小規模以下			
3	2	1	6	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の上とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。			
						厚 さ	-25	-30				
						幅	-50	-				
3	2	1	6	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下 中規模以上/小規模以下			
3	2	1	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 セメント(石灰・瀝青) 安定処理工)	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは1,000mm2に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬこととともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						厚 さ	-25	-30				
						幅	-50	-				
3	2	1	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 セメント(石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下/小規模以下/中規模以上/小規模以上			
3	2	1	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000mm2に1個の割でコア一を採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の場合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						厚 さ	-9	-12				
						幅	-25	-				
3	2	1	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)			
3	土 木 工 事 共 通 編	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	基準高▽	±20	中規模以下 中規模以上/小規模以下	基準高は延長40m毎に1箇所の刺し、道路中心線および端部で型枠掘付厚さは、各車線の中心付近で型枠掘付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、延長80m毎に1箇所の刺し幅は、各車線毎に版縁から1mの線路上全延長とする。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の場合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						厚 さ	-15	-4.5			
						幅	-35	-			
3	土 木 工 事 共 通 編	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						厚さあるいは標高較差	-32	-4.5			
						平 坦 性	転圧コンクリートの硬化後、 3 m ² ロティルメーターにより (σ)2.4mm以下。				
3	土 木 工 事 共 通 編	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		
						厚さあるいは標高較差	-32	-4.5			
						平 坦 性	転圧コンクリートの硬化後、 3 m ² ロティルメーターにより (σ)2.4mm以下。				
3	土 木 工 事 共 通 編	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		
						厚さあるいは標高較差	-32	-4.5			
						平 坦 性	転圧コンクリートの硬化後、 3 m ² ロティルメーターにより (σ)2.4mm以下。				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)			
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬと、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-15			
						幅	-50	-			
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						厚 さ	-25	-8			
						幅	-50	-			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以下 中規模以上(小規模以下)			
3	2	1	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割で測定。 厚さは1,000mm2に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚さ	-25	-30				
						幅	-50	-				
3	2	1	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト) 安定処理工	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割で測定。 厚さは1,000mm2に1個の割でコアーを採取して測定。			
						厚さ	-15	-20				
						幅	-50	-				
3	2	1	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割で測定。 厚さは1,000mm2に1個の割でコアーを採取して測定。			
						厚さ	-9	-12				
						幅	-25	-				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以上			
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	-	中規模以上 中規模以下	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬと同時に、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-15				
						幅	-50	-				
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±20	-	中規模以上 中規模以下	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						厚 さ	-25	-8				
						幅	-50	-				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)			
3	2	1	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	基準高▽	±20	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000mm2に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方で、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値の平均値(X ₁₀)についても満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	-25	-8			
						幅	-30	-			
3	2	1	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト) 安定処理工	基準高▽	±20	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは1,000mm2に1個の割でコアーを採取して測定。		
						厚さ	-15	-5			
						幅	-20	-			
3	2	1	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	基準高▽	±20	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1,000mm2に1個の割でコアーを採取して測定。		
						厚さ	-9	-3			
						幅	-12	-			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (\bar{X}_{10})			
3	2	1	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高さ切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によること出来る。		
						幅 w	-25	—			
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さtのみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切前面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		
						幅 w	-25	-			
3	2	6	16	舗装打換え工	厚さ t	該 当 工 種	各層毎1箇所/1施工箇所				
					幅 w	-50					
3	2	6	16	舗装打換え工	延長 L	-100					
					厚さ t	該 当 工 種					
3	2	6	16	舗装打換え工	幅 w	-25					
					延長 L	-100					
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。			
						幅 w	-25				
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	延長 L	-100	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
						平坦性	3 m ² 以下 (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (\bar{X}_0)			
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性	3m ² プロット/メーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下				

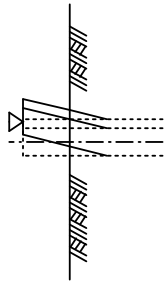
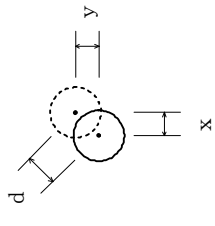
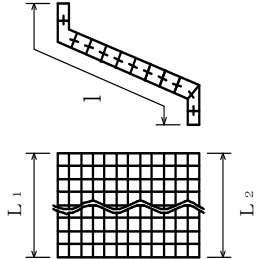
編	章	節	条	枝番	種	工	種	規格値	測定項目	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	1	3	土木工事共通編	路床安定処理工			±50	基準高▽	延長40m毎に1箇所の刺で測定。基準高、厚さは道路中心線及び端部で測定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混入処理)編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		
								-50	施工厚さ t			
								-100	幅 w			
								-200	延長 L			
3	2	1	3	土木工事共通編	置換工 (Fe石灰処理土を含む)			±50	基準高▽	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高、厚さは中心線及び端部で測定。		
								-50	置換厚さ t			
								-100	幅 w			
								-200	延長 L			
3	2	1	4	土木工事共通編	表層安定処理工 (サンドマット海上)			施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	基準高▽	特記仕様書に明示		
								w・(L)は施工延長40mにつき1箇所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。	法長 l			
								(L)はセンターライン及び表裏法厚で行う。	天端幅 w			
									天端延長 L			

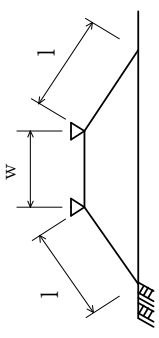
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)表層安定処理等・固結工 (中層混合処理)編」に記載の全体改 良平面図を用いて天端幅w、天端延長 Lを確認(実測は不要)		
						法	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天 端 延 長 L	-500			

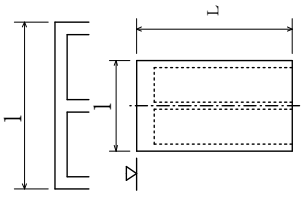
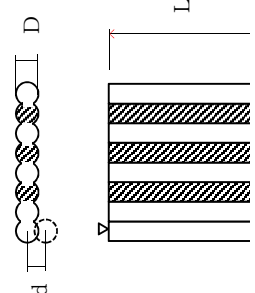
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	1	3	土木工事共通編	パイナルネット工	基準高さ	±50	施工延長40mにつき1箇所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。杭については、当該杭の項目に準ずる。		
						厚さ	-50			
						幅	-100			
						延長	-200			
3	2	1	3	土木工事共通編	サンドマット工	施工厚さ	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
						幅	-100			
						延長	-200			

編	章	節	条	枝番	種	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	1	2	7	土木工事共通編	一般施工	7	地盤改良工	8	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクション パイル工)	位置・間隔w	±100	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。1箇所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。
											杭径 D	設計値以上	全本数
3	2	1	7	9	土木工事共通編	一般施工	7	地盤改良工	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	打込長さ h	設計値以上	全本数 計器管理にかえることができる。
											基準高▽	-50	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1箇所に4本測定。
3	2	1	7	9	土木工事共通編	一般施工	7	地盤改良工	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔w	設計値以上	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1箇所に4本測定。
											杭径 D	設計値以上	全本数
3	2	1	7	9	土木工事共通編	一般施工	7	地盤改良工	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	深度 L	設計値以上	全本数 L = l ₁ - l ₂ l ₁ は改良先端深度 l ₂ は改良体天端深度
											基準高▽	-50	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1箇所に4本測定。

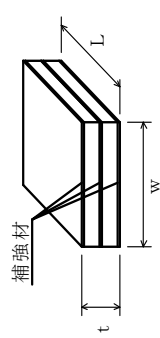
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	9	2	固結工 (スラリ-攪拌工) 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリ-攪拌工)編)(案)」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		
		位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認(掘起しによる実測確認は不要)						
		杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認(掘起しによる実測確認は不要)						
		改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認(残数計測による確認は不要)						

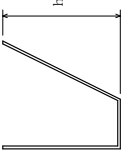
編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	10	5	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
					根入長	設計値以上			
3	2	10	5	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さL	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)		
					配置誤差	100			
3	2	10	5	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長 1	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎		
					延長 L ₁ L ₂	-200			

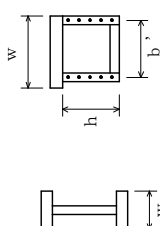
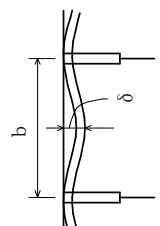
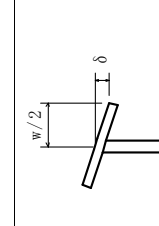
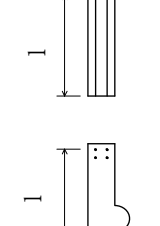
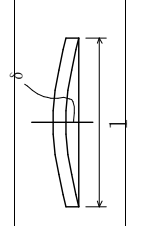
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土 木 工 事 共 通 編	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長50mにつき1箇所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 l	-100			
3	土 木 工 事 共 通 編	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長50mにつき1箇所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	10	9		地中連続壁工 (壁式)	基準高▽	±50	<p>基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所。延長40m (又は50m) 以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合)は25m)につき1箇所。延長20m (又は25m) 以下のものについては1施工箇所につき2箇所。</p>		
						連壁の長さ l	-50			
						変位	300			
						壁体長 L	-200			
3	土木工事共通編	10	10		地中連続壁工 (柱列式)	基準高▽	±50	<p>基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m) 以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合)は25m) につき1箇所。延長20m (又は25m) 以下のものについては1施工箇所につき2箇所。</p>		D : 杭径
						連壁の長さ l	-50			
						変位 d	D/4以内			
						壁体長 L	-200			

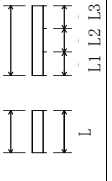
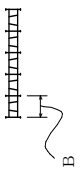
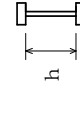
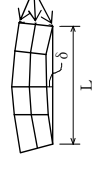
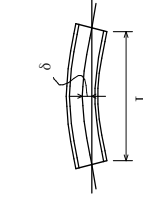
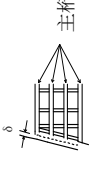
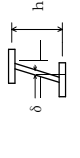
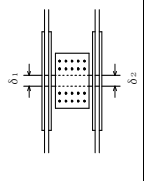
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	1	1	製造費 (金属支承工)	上下部	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む ※3) ソールプレートとの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを ※5) 組立て後に測定		
						鋼構造物との接合用ボルト孔	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ	1以下			
						中心距離	≤1000mm				
						ドリル加工孔	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ	1.5以下			
						アンカーボルト用孔(鑄放)	≤100mm	+3 -1			
						アンカーボルト	>100mm	+4 -2			
						孔の中心距離 ※1	JIS B 0403-1995 CT13				
						センターボス	ボスの直径	+0 -1			
						ボス ※5	ボスの高さ	1 -0			
							ボスの直径	+0 -1			
						ボスの高さ	+1 -0				
						次ページへ続く					

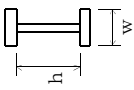
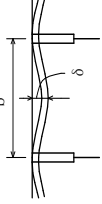
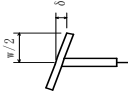
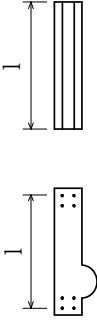
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	1	1	製造費 (金属支承工)	上沓の橋軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。		
						全移動量 L ※ 4	±2			
						L ≤ 300mm	±2			
						L > 300mm	±L/100			
						組立高さ H	±3			
						構造用クリート	±3			
						リフト	(H/200+3) 小数点以下切り捨て			
						普通寸法	JIS B 0403-1995 CT14			
						普通寸法	JIS B 0403-1995 CT15			
						普通寸法	JIS B 0405-1991 粗級			
3	2	12	1	2	製造費 (大型ゴム支承工)	ガス切断寸法	JIS B 0417-1979 B級	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差		
						幅 w	0 ~ +5			
						長さ L	0 ~ +1%			
						直径 D	0 ~ +15			
						厚さ t	±0.5			
						厚さ t	±2.5%			
						厚さ t	±4			
						相対誤差	1			
						相対誤差	(w, L, D) / 1000			
						相対誤差				


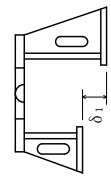

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	1	3	仮設材製作工	部		図面の寸法表示箇所にて測定。		
						材				
3	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	$\pm 2 \dots h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						外周長 L (m)	$\pm (10+L/10)$			

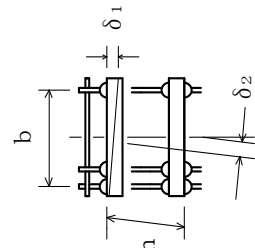
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要			
									鋼桁等	トラス・アーチ等					
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション 仮組立検査を行う場合)	材 精 度	フランジ幅 w (m)	±2.....w ≤ 0.5	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取っ た部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	I型鋼桁 トラス弦材					
							腹板高 h (m)	±3.....0.5 < w ≤ 1.0							
							腹板間隔 b' (m)	±4.....1.0 < w ≤ 2.0							
								±(3+w/2).....2.0 < w							
							板 の 平 面 度	鋼桁及びトラス 等の部材の腹板	h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)					
							度 δ (mm)	箱桁及びトラス 等のフランジ 鋼床版のデツキ プレート	b / 150						
									フランジの直角度 δ (mm)	w / 200	原則として仮組立をしない状態の部材 について、主要部材全数を測定。				
									鋼桁	±3..... l ≤ 10					
									トラス、 アーチなど	±4..... l > 10 ±2..... l ≤ 10 ±3..... l > 10					
									部 材 長 l (m)	1 / 1000	主要部材全数を 測定。 l : 部材長 (m)				
		圧縮材の曲がり δ (mm)													

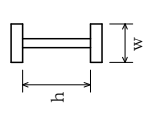
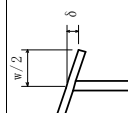

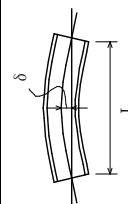
※ 規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。
ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ、圧縮材の曲がり δ」の規格値の h、b、w に代入する数値は mm 単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要						
								鋼桁等	トラス・アーチ等								
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション 仮組立検査を行う場合)	仮組立	全長 L (m) 支間長 L _n (m)	±(10+L/10) ±(10+L _n /10)	各桁毎に全数測定。	単径間の場合 	多径間の場合						
						立	主桁、主構の中心間 距離 B (m)	±4………B≤2 ±(3+B/2)………B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。								
						精	主構の組立高さ h (m)	±5………h≤5 ±(2.5+h/2)………h>5	—	両端部及び中心部 を測定。							
						度	主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5………L≤100 +25………L>100	—	最も外側の主桁又は主構について支点 及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)							
							主桁、主構のそり δ (mm)	-5~+5………L≤20 -5~+10………20<L≤40 -5~+15………40<L≤80 -5~+25………80<L≤200	各主桁について10 ~12m間隔を測定。 測定。 L: 主桁の支間長 (m)								
							主桁、主構の橋端に おける出入差 δ (mm)	設計値±10	—	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。							
							主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を 測定。 h: 主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央 付近を測定。 h: 主構の高さ (mm)							
							現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	設計値±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測 定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの。 設計値が5mm以下の場合、マイナス値 については設計値以上とする。								
									※規格値の L, B, h に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「主桁・主構の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。								

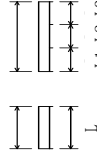
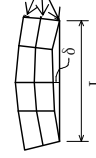

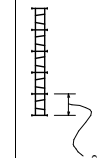

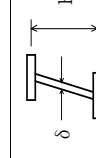
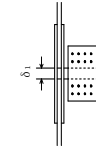
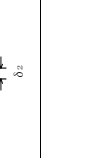
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部	$\pm 2 \cdots \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \cdots \cdots 2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った 部材の中央付近を測定。 I型鋼桁		
						材				
						精度				
						板の平面度 δ (mm)	h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
					箱桁等のフランジ 鋼床版の デッキプレート	b / 150				
						フランジの直角度 δ (mm)	w / 200	主要部材全数を測定。		
					部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots l > 10$				
※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。										

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	12	4		検査路製作工	部材	部材長L (m)	±3……L≤10 ±4……L>10			
						部材					
3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w (m)	0～+30			
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ ₁ (mm)	設計値 ±4			
						時	フィンガーの食い違い δ ₂ (mm)	±2			(実測値) δ ₂
3	2	12	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長L (m)	±3……L≤10 ±4……L>10			
						部材					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	部材長1 (m)	±3……1≤10 ±4……1>10	図面の寸法表示箇所で測定。		
						部材				
3	2	12	8		アンカープレート製作工	仮組立時		軸心上全数測定。		
						上面水平度 δ_1 (mm)	b / 500			
						鉛直度 δ_2 (mm)	h / 500			
						高さ h (mm)	±5			

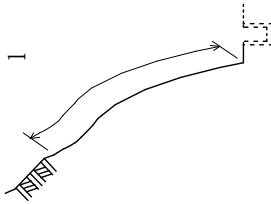
編	章	節	条	枝番	種	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3	2	12	9		プレベーム用桁製作工		部	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁				
								腹板高 h (m)					w/200	各支点及び各支間中央付近を測定。	
								フランジの直角度 δ (mm)							
								部材長l (m)					$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。	
仮組立時	主桁のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots 20 < L \leq 40$													
3	2	12			10		鋼製排水管製作工	部	部材長L (m)	$\pm 3 \dots L \leq 10$ $\pm 4 \dots L > 10$					
			材												

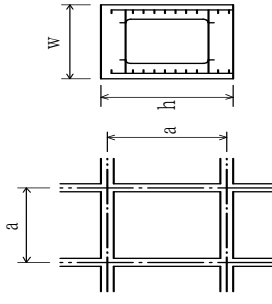
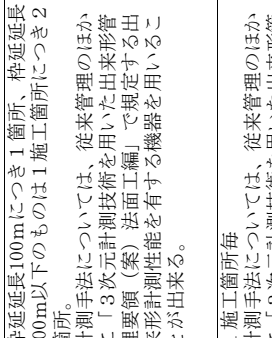
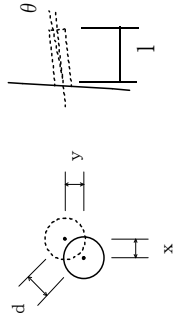
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	11		工場塗装工		塗膜厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。</p> <p>ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗布後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1 ロットの大きさは、500m²とする。</p> <p>1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。</p> <p>ただし、1 ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。</p>		

編	章	節	条	枝番	種	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	13			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブ ル クレーン架設) (ケーブ ル エレクション架設) (架設桁架設) (送し架設) (トラペラー クレーン架設)		全長 L (m)	± (20+L/5)	各桁毎に全数測定。	単径間の場合 	多径間の場合 	主桁	
							支間長 Ln (m)	± (20+Ln/5)	L: 主桁、主構の支間長 (m)				
							通り δ (mm)	± (10+2L/5)	主桁・主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長 (mm)				
							そり δ (mm)	± (25+L/5)	主桁・主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長 (mm)				
							※主桁、主構の中心間 距離 B (m)	± 4……B ≤ 2 ± (3+B/2)……B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。				
							※主桁の 橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	どちらか一方の主桁(主構)端を 測定。				
							※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁・主構の高さ (mm)				
							※現場継手部のすき間 δ 1, δ 2 (mm)	設計値 ± 5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測 定。 δ 1, δ 2 のうち大きいもの。 設計値が δ mm 以下の場合、マイナス値 については設計値以上とする。				
									※は仮組立検査を実施しない工事に 適用				
									※規格値の L、B に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。				

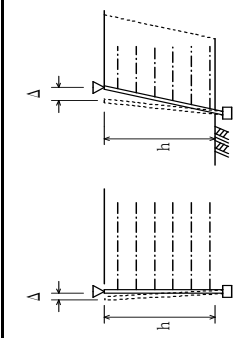
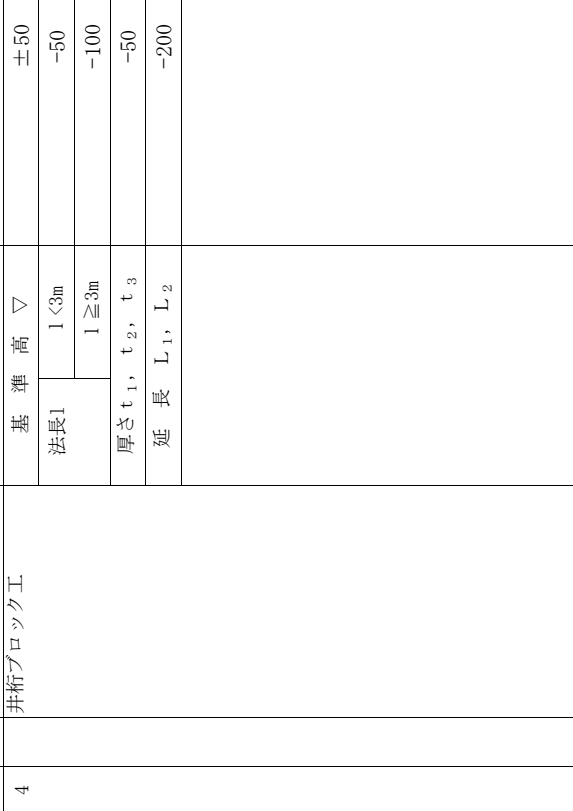
編	章	節	条	枝番	種	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	13	橋梁架設工		架設工(コンクリート橋)	(クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押し架設)		全長・支間	—	各桁毎に全数測定。 一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。 主桁を全数測定。		
								けたの中心間距離	—			
3	2	14	法面工	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)		1 < 5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
							1 ≥ 5m	法長の-4%				
3	2	14	法面工	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)		1 < 5m	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
							1 ≥ 5m	法長の-2%				
3	2	13	橋梁架設工		架設工(コンクリート橋)			延長	-200	各桁毎に全数測定。 一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。 主桁を全数測定。		

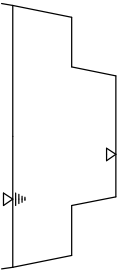
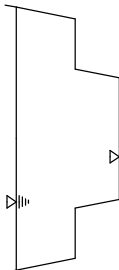
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 l	-200	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、計測手法については、従来管理のほかには「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						1 < 5m				
						1 ≥ 5m	法長の-4%			
						厚 度 t	-10 -20	施工面積200m ² につき1箇所、面積200m ² 以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 検査孔により測定。		
						延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかには「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	1 < 3m	-50	<p>施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		
						1 ≥ 3m	-100			
						厚 1 < 5cm	-10	<p>200m²につき1箇所以上、200m²以下は2箇所をせん孔により測定。</p>		
						さ t ≥ 5cm	-20			
						但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延 長 L	-200	<p>1 施工箇所毎</p> <p>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		

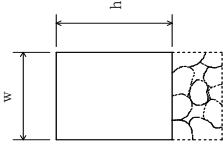
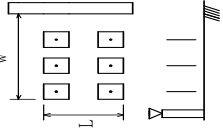
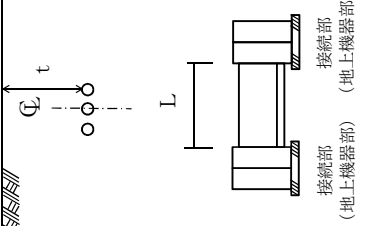
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3	2	14	4	1	法粋工 (現場打法粋工) (現場吹付法粋工)	法 長 l	l < 10m	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下の計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		曲線部は設計図書による						
							l ≥ 10m									
						幅 w	-30	枠延長100mにつき1箇所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。								
						高 さ h	-30	計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。								
						枠中心間隔 a	±100									
						延 長 L	-200	1施工箇所毎計測手法については、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。								
						3	2	14	4	2	法粋工 (プレキャスト法粋工)	法 長 l	l < 10m	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
													l ≥ 10m			
						3	2	14	6	アンカー工	アンカー工	前 孔 深 さ L	設計値以上	1施工箇所毎		※鉄筋挿入工にも適用する
													配 置 誤 差 d			
3	2	14	6	アンカー工	アンカー工	せん孔方向 θ	±2.5度									
											$d = \sqrt{x^2 + y^2}$					

編	章	節	条	枝番	種	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	15	1		(一般事項) 場所打擁壁工			基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
								厚さ t	-20			
								裏込厚さ	-50			
								幅 w ₁ , w ₂	-30			
								高さ h	-50			
									-100			
								延長 L	-200			
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工			基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
								延長 L	-200			

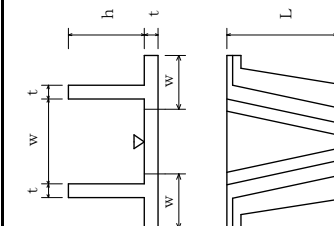

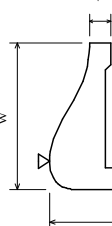
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アノカー式補強土工法) (ジオテラススタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						高さh	h<3m h≥3m			
					鉛直度△	±0.03h かつ ±300以内				
					控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上				
					延 長 L	-200	1 施工箇所毎			
3	2	15	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						法長l	l<3m l≥3m			
					長さ t ₁ , t ₂ , t ₃	-50				
					延 長 L ₁ , L ₂	-200	1 施工箇所毎			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	電気	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値は設計基準高以下であること。		
						船	-1,000～+200			
						デ	-1,200～+200			
						イ	-800～+200			
						ゼ	-1,000～+200			
						ル	-1,200～+200			
						船	-1,200～+200			
						幅	-200			
						延長	-200			
						標準高▽	+200以下			
幅	-200									
延長	-200									
3	2	16	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	標準高▽	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値は設計基準高以下であること。		
						幅	-200			
						延長	-200			
3	2	16	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	0 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 河川浚渫工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
						個々の計測値	+400以下			
						標高較差				

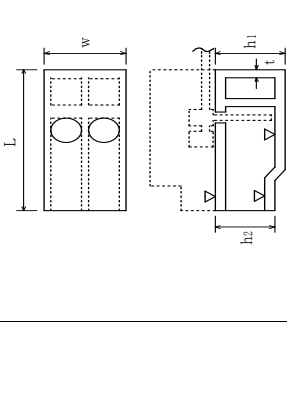
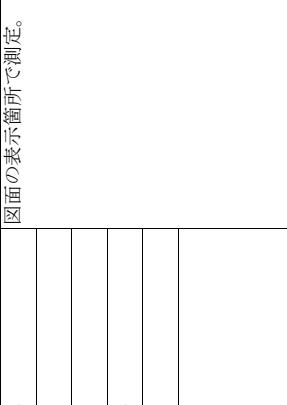

編	章	節	条	枝番	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	1	18		床版工	基準高 ∇	±20	基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		
						幅 w	0～+30			
						厚 さ t	-10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄筋間隔	±20	1径間当たり3箇所(両端及び中央)測定。1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			

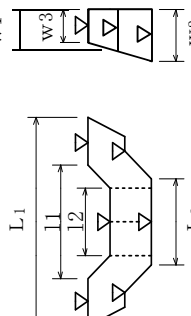
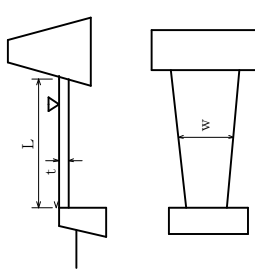
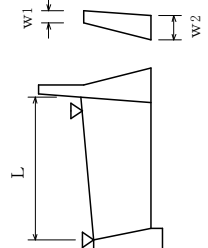
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4	護岸付属物工	幅	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高さ	-30			
6	河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8	杭出し水制工	基準高	±50	1組毎		
						幅	±300			
						方向	±7°			
						延長	-200			
						埋設深	0～+50			
6	河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3	配管工	延長	-200	接続部(地上機器部)間毎に1箇所。 接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管路センターで測定】		
						埋設深	0～+50			
						延長	-200			

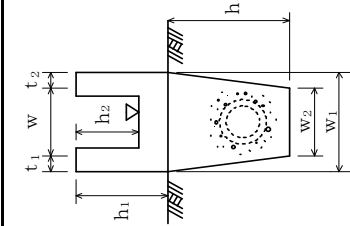
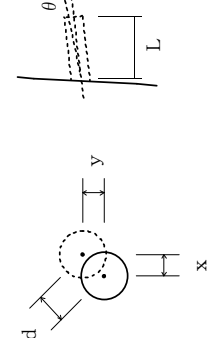
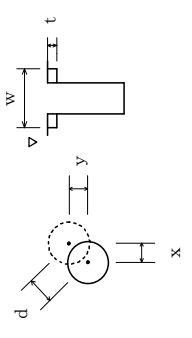
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	河川編	築堤・護岸	13	4	ハンドホール工	基準高▽	±30	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
6	河川編	樋門・樋管	5	1	函渠工(本体工)	基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 函渠寸法は、高床、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとすし、『基準高』と『延長』を測定。		
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 w_1, w_2	-30			
						内空幅 w_3	-30			
						内空高 h_1	±30			
						延長 L	-200			
6	河川編	樋門・樋管	5	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鑄鉄管)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎		
						延長 L	-200			

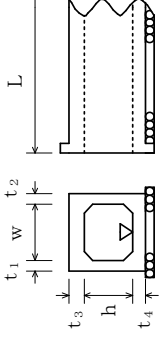
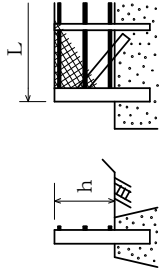
編	章	節	条	枝番	種	工	種	項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
6	河川編	樋門・樋管	5	7	翼壁工	水叩工	種	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。					
								厚さ t	-20						
								幅 w	-30						
								高さ h	±30						
								延長 L	-50						
6	河川編	水門	6		床版工	堰柱工	門柱工	ゲート操作台工	胸壁工	種					
													基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。
													厚さ t	-20	
													幅 w	-30	
													高さ h	±30	
延長 L	-50														
6	河川編	堰	5	6	可動堰	土砂吐工	種	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。					
								厚さ t	-20						
								幅 w	-30						
								高さ h	±30						
								延長 L	-50						
6	河川編	堰	5	7	堰本体工	水叩工	土砂吐工	種	基準高▽	±30		基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。			
									厚さ t	-20					
									幅 w	-30					
									高さ h	±30					
									堰長 L	-50					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	5 堰	8 魚道工	3	魚道本体工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、40m以下(又は50m)のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ t ₁ , t ₂	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	-30			
						延長 L	-200			
6	河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2	管理橋橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50			
						高さ h ₁	-50			
						胸壁の高さ h ₂	-30			
						天端長 L ₁	-50			
						敷長 L ₂	-50			
						胸壁間距離 L	±30			
						支点長及び中心線の变化	±50			

編	章	節	条	枝番	種	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	排水機場	4		機場本工	6	機場本工	基準高	±30	図面の表示箇所にて測定。		
								高さ t	-20			
								幅 w	-30			
								高さ h ₁ , h ₂	±30			
								延長 L	-50			
6	河川編	排水機場	4		機場本工	7	燃料貯油槽工	基準高	±30	図面の表示箇所にて測定。		
								高さ t	-20			
								幅 w	-30			
								高さ h	±30			
								延長 L	-50			
6	河川編	排水機場	5		沈砂池工	7	コンクリート床版工	基準高	±30	図面の表示箇所にて測定。		
								高さ t	-20			
								幅 w	-30			
								高さ h	±30			
								延長 L	-50			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工		本体工 (床固め本体工)	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。		
						天端幅 w ₁ , w ₃	-30			
						堤幅 w ₂	-30			
						堤長 L ₁ , L ₂	-100			
						水通し幅 l ₁ , l ₂	±50			
6	河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						厚さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延長 L	-100			
6	河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工		御壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所での測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天端幅 w ₁	-30			
						堤幅 w ₂	-30			
						長さ L	-100			

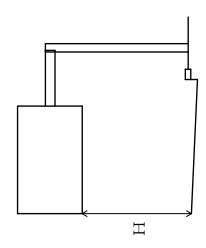
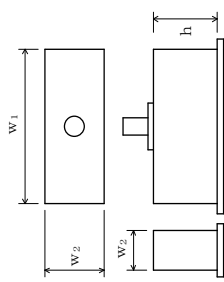
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	3	斜面对策	4	山腹明暗渠工		基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ t ₁ , t ₂	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w ₁ , w ₂	-50			
						高さ h ₁ , h ₂	-30			
						深さ h ₃	-30			
						延長 L	-200			
8	3	斜面对策	4	集排水ボーリング工		削孔深さ L	設計値以上	全数測定。		
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5度			
8	3	斜面对策	5	集水井工		基準高▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		
						偏心量 d	150			
						長さ L	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
8	3	斜面对策	6	合成杭工		基準高▽	±50			
						偏心量 d	D/4以内かつ+100以内			

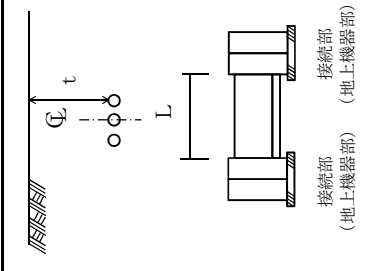
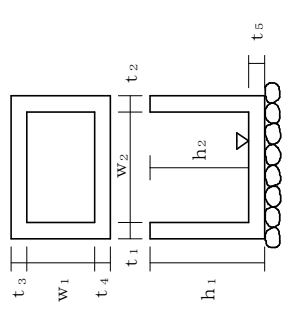
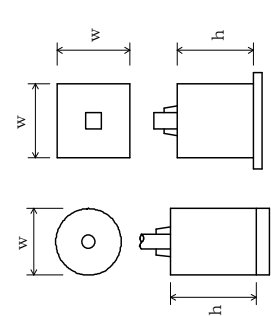
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10	1	10	2		遮音壁支柱製作工	部材	±3...L ≤ 10 ±4...L > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						部材長1 (m)					
10	1	9	6		場所打函渠工	基準高▽	±30	両端、施工継手及び函面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚さ t1 ~ t4	-20				
						幅 (内法) w	-30				
						高さ h	±30				
						延長 L	L < 20m				-50
							L ≥ 20m				-100
10	1	11	4		落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎			
						延長 L	-200				
10	1	11	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎			
						延長 L	-200				

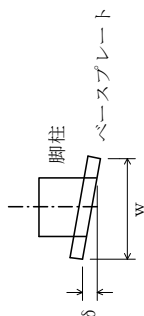
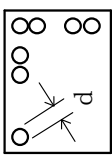
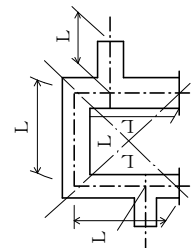
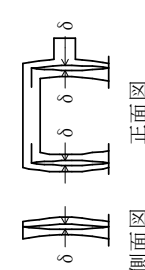
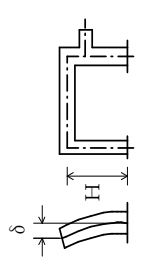
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	11	道路改良	防雪柵工	雪崩予防柵工	高さ H	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長 L	-200	1 施工箇所毎		
						基礎 幅 w_1, w_2 高さ h	-30 -30	基礎1 基礎		
10	道路編	11	道路改良	雪崩予防柵工	雪崩予防柵工	高さ H	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長 L	-200	1 施工箇所毎		
						基礎 幅 w_1, w_2 高さ h	-30 -30	基礎1 基礎		
						アンカー長 l		全数		
						打込み l	-10%			
						埋込み l	-5%			
10	道路編	12	道路改良	遮音壁基礎工	遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長20mにつき1箇所、施工延長40m以下のは1施工箇所につき2箇所。		
						高さ h	-30			
						延長 L	-200	1 施工箇所毎		
10	道路編	12	道路改良	遮音壁本体工	遮音壁本体工	間隔 w_1, w_2	±15	施工延長5スパンにつき1箇所		
						ずれ a	10			
						ねじれ b-c	5			
						倒れ d	$h \times 0.5\%$			
						高さ h	+30, -20			
						延長 L	-200	1 施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (\bar{X}_{10})			
10	道 路 編	4	舗 装 工		歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	-	基準高は片側延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は片側延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは片側延長80m毎に1箇所を掘り起こして測定。※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500㎡未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	t < 15cm -30 t ≥ 15cm -45	-10 -15			
						幅	-100	-			
10	道 路 編	4	舗 装 工		歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	基準高▽	±20	-	基準高は片側延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は片側延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは片側延長80m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
					厚 さ	-9 -25	-3 -				
					幅						

編	章	節	条	枝番	種	工	種	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	2	舗装	5	排水構造物工	排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
									1箇所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10	道路編	2	舗装	7	踏掛版工	(コンクリート工) (ラバーシユウ)	延長L	-200	1箇所/1踏掛版		
									1箇所/1踏掛版		
									1箇所/1踏掛版		
									全数		
									全数		
									全数		
10	道路編	2	舗装	9	標識工	大型標識工 (標識基礎工)	アンカー長	±20	1箇所/1踏掛版		
									1箇所/1踏掛版		
									全数		
									全数		
10	道路編	2	舗装	9	標識工	大型標識工 (標識基礎工)	幅高	-30	基礎-基礎毎		
									基礎-基礎毎		
10	道路編	2	舗装	9	標識工	大型標識工 (標識柱工)	設置高さH	設計値以上	1箇所/1基		
									1箇所/1基		



編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	2	12	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0~+50	接続部毎に1箇所 接続部間で全数		
						延長 L	-200			
10	2	12	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ▽	±30	1箇所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ t ₁ ~ t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			
10	2	12	6	照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1箇所/1施工箇所			
					高さ h	-30				

編	章	節	条	枝番	種	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要							
10	道	3	橋	3	梁	下	部	編	3	鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレートとの鉛直度 δ (mm)		各脚柱、ベースプレートを測定。						
														部	材	孔の位置	±2	全数を測定。	
																孔の径	0~5		
仮	組	立	時	材	材	材	材	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \dots L \leq 10\text{m}$ $\pm 10 \dots 10 < L \leq 20\text{m}$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \dots 20\text{m} < L$	両端部及びび片持ばり部を測定。									
								はりのキャンバー及び柱の曲がり δ (mm)	L/1,000	各主構の各格点を測定。									
材	材	材	材	材	材	材	材	柱の鉛直度 δ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	各柱及びび片持ばり部を測定。 H: 高さ (m)									

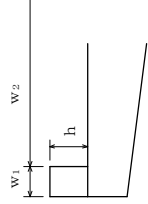
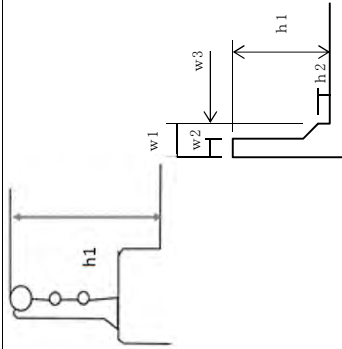
編	章	節	条	枝番	種	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	3	橋梁下部	6	8	橋台	橋台躯体工	橋台	基準高	±20	<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については、「道路橋支保便覧」による。なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)</p>		<p>概要</p>
								厚さ	-20			
								天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
								天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
								敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
								高さ h_1	-50			
								胸壁の高さ h_2	-30			
								天端長 l_1	-50			
								敷長 l_2	-50			
								胸壁間距離 l	±30			
								支間長及び中心線の変位	±50			
								箱抜き規格値	<p>計画高</p> <p>平面位置</p> <p>アンカーボルトの鉛直度</p>			

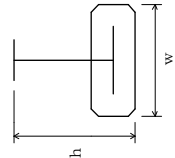
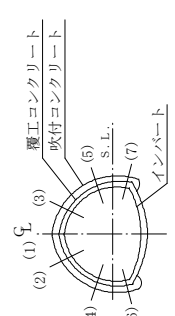
編	章	節	条	枝番	種	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10	3	橋梁下部	7	9	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	橋脚	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については、「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)			
								厚さ t	-20				
								天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-20				
								敷幅 w ₂ (橋軸方向)	-50				
								高さ h	-50				
								天端長 l ₁	-50				
								敷長 l ₂	-50				
								橋脚中心間距離 l	±30				
								支間長及び 中心線の変位	±50				
								箱抜き規格値	+10~-20				
アンカーボルトの 平面位置	±20												
アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50以下												

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	±20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1	-20			
						敷 幅 w_2	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ L	-20			
						橋脚中心間距離 l	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			
						支 承 部 規 格 値	+10~-20			
						ア ン カ ー ボ ル ト の 鉛 直 度	1/50以下			
10	道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	1	橋脚ブーミング工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	±20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 (橋脚方向) w	-50			
						高 さ h	-50			
						長 さ l	-50			

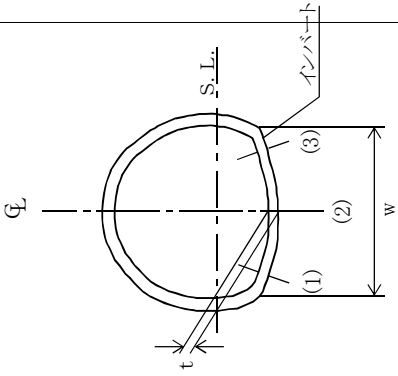
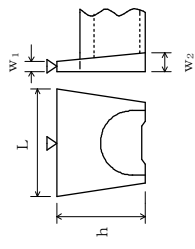
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	道 路 編	3 橋 梁 下 部	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h	-50			
10	道 路 編	3 橋 梁 下 部	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 L	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			
10	道 路 編	3 橋 梁 下 部	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 L	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			
10	道 路 編	3 橋 梁 下 部	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	+5 ※ ±5	主桁、主樑の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	4	3	9		橋梁用高欄製作工	部 材	±3……1 ≤10 ±4……1 >10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						材				
10	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)		
						可動支承の 移動可能量 注2)	設計移動量以上	支承の平面寸法が300mm以下の場合は、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。		
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5 鋼橋 ±(4+0.5×(B-2))			
						水 平 度 橋軸方向 橋軸直角方向	1 / 100	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付け時のオフセット量δを考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
10	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m)		
						可動支承の 移動可能量 注2)	設計移動量以上	上高構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を 除く。		
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 ±5 鋼橋 ±(4+0.5×(B-2))			
						水 平 度 橋軸方向 橋軸直角方向	1 / 300	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付け時のオフセット量δを考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。詳細は、道路橋支承 便覧参照。		
10	4	5	10		可動支承の 橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	可動支承の 機能確認 注3)	5			
						可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			
10	4	5	10		可動支承の 橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	可動支承の 機能確認 注3)	5			
						可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			

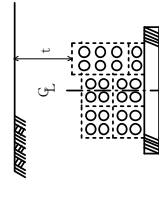
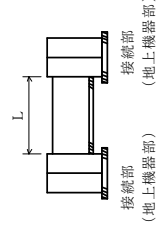
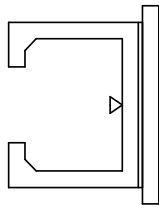
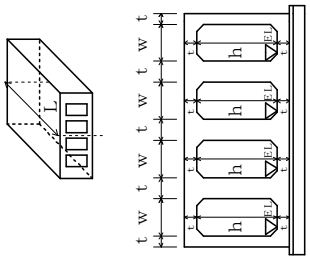
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	4	8	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の 削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	-20以内かつ-1D以内			
10	4	8	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						地覆の高さ h	-10～+20			
						有効幅員 w_2	0～+30			
10	4	8	6	7	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w_1	-5～+10	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						地覆の幅 w_2	-10～+20			
						高 さ h_1	-20～+30			
						高 さ h_2	-10～+20			
						有効幅員 w_3	0～+30			
10	4	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。			
					高	±4				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	コンクリート橋上部	6	プレビーム桁橋工 (現場)	プレビーム桁製作工 (現場)	幅	±5	桁全数について測定。 桁方向タワミの測定は、プレストレスト シリング後に測定。測定箇所は、両端部、中央 部の3箇所とする。 L: スパン長 (m)		
						高さ	+10 -5			
						桁長	L < 15... ±10 L ≥ 15... ± (L-5) か かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8L			
10	道路編	トンネル (NATM)	4	支保工	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等 の特殊な箇所は設計吹付け厚の 1/3 以上 を確保するものとする。	<p>施工延長40m毎に図に示す。 (1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測 定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技 術基準 (構造編) にいう地盤等級A又 はBに該当する地盤とする。</p>		
						位置	間隔	—	施工延長40m 毎に断面全数検測。	
角	度	—								
削孔	深さ	—								
孔	径	—								
突出	量	プレート下面から10cm以内								
10	道路編	トンネル (NATM)	4	支保工	ロックボルト工	位置	間隔	—		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高 (拱頂)	±50	<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。</p> <p>(2) 厚さ</p> <p>(4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。</p> <p>(5) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。</p> <p>(6) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1箇所、(2)~(3)は100mに1箇所割合で行う。</p> <p>なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。</p> <p>ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 ・なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) トンネル工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。</p>		
						幅 w	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1箇所につき2箇所。</p>		
						厚さ t	-30			

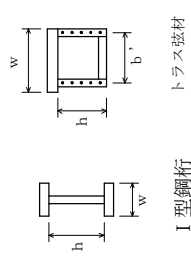
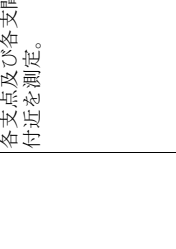
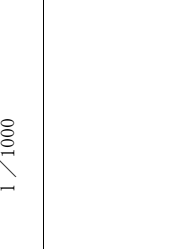
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道 路 編	6	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1)幅は、施工40mにつき1箇所。 (2)厚さ (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ)コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						厚さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10	道 路 編	6	4		坑門本体工	基準 高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w ₁ , w ₂	-30			
						高さ h	-50			
						延 長 L	-100			
							-200			

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
10	道	路	編	6	トンネル (NATM)	8	坑門工	5	明り巻工						
													標準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1箇所を測定。
													幅 w (全幅)	-50	なお、高さについては図に示す各点①
													高さ h (内法)	-50	～⑩において、厚さの測定を行う。
													厚さ t	-20	
													延長 L	—	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	12	電線共同溝	5	2	管路工(管路部)	埋設深 t	0～+50	接続部(地上機器部) 間毎に1箇所。 接続部(地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】		
						延長 L	-200			
10	12	電線共同溝	5	3	プレキャストボックス工 (特殊部)	基準高 ▽	±30	接続部(地上機器部) 間毎に1箇所。		
10	12	電線共同溝	5	4	現場打ちボックス工 (特殊部)	基準高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所での測定。		
						厚さ t	-20			
						内空幅 w	-30			
						内空高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	12	電 線 共 同 溝	6	2	ハンドホール工	基 準 高 ∇	±30	1 箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高 さ h_1, h_2	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
10	14	4	5	1	切削オーバーレーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は80m毎に1箇所割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L					
						平坦性					
10	14	4	5	2	切削オーバーレーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削)のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は80m毎に1箇所割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L					
						平坦性					
10	14	4	7	路上再生工	厚さ t		-30	幅は延長80m毎に1箇所割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を細り起こして測定。			
					幅 w		-50				
					延長 L		-100				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10	16	3	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots \dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$	トラス・アーチ等 各支点及び各支間中央 付近を測定。		I型鋼桁 トラス弦材	
							床組など	構造別に、5部材につき 1個抜き取った部材 の中央付近を測定。			
							主桁・主構	各支点及び各支間中央 付近を測定。			
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$				
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$1/1000$	—	主要部材全数を測定。 1: 部材長 (mm)		

7 品質管理基準

7 品質管理基準

7.1 目的

土木工事共通仕様書並びに設計図書及び特記仕様書等の契約図書、又は各種指針・要綱に、工事に使用する材料の形状寸法、品質、規格等が明示されており、受注者は、示された条件を十分満足し、且つ経済的に作りだす為の管理を行う必要がある。

そこで本項は、それぞれの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものであり、後述の基本的事項を十分理解して、最も効率的な品質管理を図ることを目的としてまとめたものである。

7.2 品質管理基準および規格値

本項については、後述の「7.2 品質管理基準及び規格値」を参照のこと。

7.3 公的試験機関での品質管理試験を行う項目

本項については、後述の「7.3 公的試験機関での品質管理試験を行う項目」を参照のこと。

7.4 品質管理上の留意点

(1) 計画及び実施

1) 品質管理資料として、主に作成する書類は以下のとおりである。

①品質管理総括表（既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出）

②品質管理図表（施工中は提示とし、工事完成時に提出）

③材料品質証明資料（設計図書で指定した材料がある場合提出）

2) 着工に先立ち、土木工事施工管理基準等関係規定及び契約図書に基づき、試験又は測定項目、試験頻度、試験回数、規格値等を記入した品質管理計画表を作成する。

3) 試験及び測定項目の決定にあたっては、「必須」「その他」の試験区分、特別な場合の適用除外工事等が規定されているので、留意の上計画する。

4) 試験又は測定以外に、材料及び二次製品については品質証明書、カタログ、見本、試験成績表等の提出又は承諾が必要であるので、土木工事共通仕様書、特記仕様書を熟読のうえ対処する。

5) 「コンクリートの耐久性向上対策について」「土木工事における建設資材の品質管理について」、ならびに「道路土工の各種指針」「コンクリート標準示方書」等の関係規定を把握して計画、実施に反映させる。

(2) 管理

管理計画に基づき作業標準を定め、試験又は測定を行い直ちに試験成績表、品質管理図表を作成する。異常がある場合にはその原因の糾明と対策を講ずる。

品質管理基準及び規格値

7.2 品質管理基準及び規格値

目次

1	セメント・コンクリート	7 - 3
	(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	
2	プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類及びJIS II 類 以外)	7 - 8
3	ガス圧接	7 - 10
4	既製杭工	7 - 11
5	下層路盤 (歩道路盤も含む)	7 - 12
6	上層路盤	7 - 13
7	アスファルト安定処理路盤	7 - 14
8	セメント安定処理路盤	7 - 14
9	アスファルト舗装 (歩道舗装も含む)	7 - 15
10	転圧コンクリート	7 - 18
11	グースアスファルト舗装	7 - 20
12	路床安定処理工	7 - 22
13	表層安定処理工 (表層混合処理)	7 - 23
14	固結工 (深層・中層・浅層混合処理)	7 - 24
15	アンカー工	7 - 24
16	補強土壁工	7 - 25
17	吹付工	7 - 26
18	現場吹付法枠工	7 - 28
19	河川土工	7 - 31
20	砂防土工	7 - 32
21	道路土工	7 - 33
22	捨石工	7 - 35
23	覆工コンクリート (NATM)	7 - 35
24	吹付けコンクリート (NATM)	7 - 39
25	ロックボルト (NATM)	7 - 41
26	路上再生路盤工	7 - 41
27	路上表層再生工	7 - 42
28	排水性舗装工・透水性舗装工	7 - 43
29	プラント再生舗装工	7 - 45
30	工場製作工 (鋼橋用鋼材)	7 - 46
31	ガス切断工	7 - 46
32	溶接工	7 - 46
33	路床土処理工 (Fe石灰処理工・粒調Fe処理材)	7 - 49
34	鋼橋	7 - 50
35	プレストレストコンクリート桁	7 - 51
36	橋梁補修工 (落橋防止工)	7 - 52
37	鉄筋挿入工	7 - 52

注) なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。

注) 「またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。」の品質証明とは、工場で実施する製品検査に基づいた直近の品質証明書とする。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目		
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	配合試験	-	-	特任仕様書で指示した場合。JIS指定工場以外の製品を使用する場合。現場練りコンクリートの場合。	-			
		その他	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制剤について(平成14年7月31日付)国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	-	○	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○	
		く(J I S マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照)		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下		工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	-	○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	-	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	-	○	
			骨材中の粘土規量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○	
										○
										○
										○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
Iセメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JIS A 1122 JIS A 5005)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
Iセメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JIS R 5202)	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	-	○
			練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合: JIS A 5308 附属書 C	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上			
Iセメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造	その他 (JIS A 5308 附属書 C)	練混ぜ水の品質試験	JIS A 5308 附属書 C	モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	-	○
			量測設備の計量精度	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内				
Iセメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造	その他 (JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2)	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	-	○
			連続ミキサの場合	連続ミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下 設計図書による			
Iセメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造	その他 (JIS A 1111 JIS A 1125)	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	2回/日以上	-	-	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	1回/日以上			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
1セメントコンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合には1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCB-C502-2013,503-2007)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	試験成績表等による確認が出来る項目
			単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」(レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡))	現場で測定した単位水量の管理値は次の通りとして施工することとする。 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することという。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリートの使用量が100m ³ 以上施工するコンクリート工及び重要構造物を対象とする。 100m ³ /日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)以上 重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと、測定回数は多い方を採用する。	・示方配合の単位水量は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。 【レディミクストコンクリート単位水量測定における重要構造物】 1.擁壁(H=5m以上) 2.ボックスカルバート(内空断面積2.5m ² 以上) 3.橋梁(上、下部・床版) 4.トンネル 5.ダム 6.砂防堰堤(H=10m以上) 7.排水機場 8.堰・水門(H=3m以上) 9.樋門・樋管(内空断面積10m ² 以上) 10.洞門 11.その他測定が必要と認められる重要構造物 ※1:プレキャスト製品を除く。 ※2:1日当たりコンクリート使用量が100m ³ 未満の場合でも、上記の1~11に該当する場合は、単位水量測定を実施する。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm スランプ2.5cm:許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上 20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合には1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
Iセメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回 なお、テラス・ヒースは打設場所を採取し、1回につき6個(σ 7…3個、σ 28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ 3)を追加で採取する。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレデューミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・コンクリートの圧縮強度試験については、公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける項目 一覧表を参照のこと。(P7-56) ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレデューミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・コンクリートの圧縮強度試験については、公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける項目 一覧表を参照のこと。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
	その他	必須	コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 設計図書による。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割で行う。なおオーストリアースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。	・コンクリートの曲げ強度試験については、公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける項目 一覧表を参照のこと。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	品質に異常が認められた場合に行う。			
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカナルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、コンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底板等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。ひび割れ幅が0.2mm以上の場合には、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する	試験成績表等による確認が出来る項目
			テストハンマーによる強度推定調査	JSC E-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカナルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカナルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、コンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度		コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
2 プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類及びJIS II 類以外)	材料	必須	セメントのアルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港第35号、国空建第78号)	同左	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	-	○
			コンクリートの塩化物総量規制	コンクリートの「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)	-	○
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上	-	○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上	-	○
			コンクリートの空気量測定(凍害を受ける恐れのあるコンクリート製)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許容差)	1回/日以上	-	○
			骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(フェノキルスラグ細骨材) JIS A 5011-3(銅スラグ細骨材) JIS A 5011-4(電気炉酸化スラグ細骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上及び産地が変わった場合。	-	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	1回/月以上及び産地が変わった場合。 (微粒分量の多い砂1回/週以上)	-	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上及び産地が変わった場合。	-	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。	-	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
2 プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類及びJIS II 類は除く)	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	1回/月以上	-	○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	1回/月以上	-	○
		コンクリート用混和材・化学混和剤	コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフェューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202 (膨張材)は1回/月以上、JIS A 6204 (化学混和剤)は1回/6ヶ月以上	試験成績表による。	○
			練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
		必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。	
			製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数	-	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
3 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨 状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による 計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	<p>熱間押接法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。</p> <p>⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。</p> <p>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p> <p>熱間押接法の場合</p> <p>①ふくらみを押放いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。</p> <p>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>③鉄筋表面にオーバースペースによる表面不整があつてはならない。</p> <p>④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押接ガスの場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	<p>・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押接ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。</p> <p>・手動ガス圧接及び熱間押接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</p> <p>・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。</p> <p>・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</p> <p>②SD490の鉄筋を圧接する場合</p> <p>手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</p>	試験成績表等による確認が出来る項目
	施工後試験	必須	引張検査 外観検査	<p>JIS Z 3120 JIS Z 2241</p> <p>・目視 圧接面の研磨 状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による 計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等</p>	<p>JIS G 3112</p> <p>熱間押接法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。</p> <p>⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。</p> <p>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>手動ガス圧接の場合は、工事着手前に作成した試験片5本により、自動ガス圧接の場合は同様に作成した試験片2本により実施する。</p> <p>・目視は全数実施する。</p> <p>・特に必要と認められるものに対してのみ詳細外観検査を行う。</p>	<p>※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。</p> <p>熱間押接法以外の場合</p> <p>・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。</p> <p>・①は、圧接部を切り取って再圧接する。</p> <p>・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。</p> <p>・④は、圧接部を切り取って再圧接する。</p> <p>・⑤は、再加熱して修正する。</p> <p>・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。</p>	試験成績表等による確認が出来る項目

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
3 ガス圧接	施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	熱間圧接の場合 ①ふくらみを押放した後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバースペースによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	超音波探傷検査は採取検査を原則とする。 採取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	熱間圧接法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	
					各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の場合は、2ヶ所以上はロットを不合格とする。 ただし、合格判定レベルは基準レベルより24db感度を高めたレベルとする。			
4 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○
					【円筒溶接部の目視】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下			
	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督職員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。	-	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。
					JIS Z 3104の1類から3類であること			
		その他	鋼管杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
			鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		
			鋼管杭・コンクリート杭 (既固め)水セメント比 試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70% (中掘り杭工法)、60% (プレボリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数は一様に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	-	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
5 下層路盤 (歩道路盤も含む)	材料	必須	鋼管杭・コンクリート杭 (根固め)セメントミルク の圧縮強度試験	セメントミルク工 法に用いる根 固め液及びびくい 周固定液の圧 縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一様に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値: 20N/mm ²	○	
			修正CBR試験	舗装調査・試験 法便覧 [4]-68	粒状路盤: 修正CBR20%以上(クラッシュヤラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュヤランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	中規模以上の工事とは、管理区の押いたしでの管理が可能ないし、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)	○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	—	必要と認めるとき随時	・鉄鋼スラグには適用しない。	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 6以下	—	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・CS: クラッシュヤラン鉄鋼スラグに適用する。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験 法便覧 [4]-80	1.5%以下	—	—	—	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	—	—	—	○
			骨材の比重、吸水量の測定	その他	—	—	—	—	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュヤランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	再生クラッシュヤランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・再生クラッシュヤランに適用する。	○
			現場密度の測定	必須	舗装調査・試験 法便覧 [4]-256 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、 最大粒径が 53mm以下の場 合のみ適用で きる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所: 平均値が最大乾燥密度の85%以上	・1,000m ² につき1個、1工事につき最低3個 ・歩道箇所: 片側延長80mにつき1個、1工事につき最低1個	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	○
			ブルーフローリング	舗装調査・試験 法便覧 [4]-288	—	—	・全幅、全区間で実施する。	・荷重については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つロータリードラム等を用いるものとする。	○
その他	平板載荷試験	JIS A 1215	—	1,000m ² につき2回の割で行う。	・権限試験である ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	○			
骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	—	—	・中規模以上の工事: 異常が認められた時。	—	○			
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 6以下	—	—	—	○			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目		
6 上層路盤	材料	必須	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による			・確認試験である		
			修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前			○	
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上				・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照					○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 4以下				・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。	○
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし				・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下					○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)				・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131	1.50kg/L以上				・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○
			骨材の比重、吸水量の測定		-	必要と認めるとき随時				
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前			・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下					○
施工		必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・1,000m ² につき1個、1工事につき最低3個	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。			
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±15%以内	・中規模以上の工事:定期的又は随時(1回~2回/日)。 ・小規模以下の工事:異常が認められた時。				
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±6%以内					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
6 上層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
7 アスファルト安定処理路盤			9.アスファルト舗装に準じる	—	—	—	—	
8 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤: 一軸圧縮強度[7日間] 0.98Mpa 上層路盤: 一軸圧縮強度[7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、 2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 小規模以下の工事: 施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、管理図の描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは以上の場合は、舗装施工面積が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ② 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 (コンクリートでは400m³以上1,000m³未満) 	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤: 10%以上 上層路盤: 20%以上	中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 小規模以下の工事: 施工前		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI: 9以下 上層路盤 塑性指数PI: 9以下			
6 上層路盤	施工	必須	粒度(2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい: ±15%以内	中規模以上の工事: 定期的又は随時(1回~2回/日)。 小規模以下の工事: 異常が認められた時。	<ul style="list-style-type: none"> 安定処理材に適用する。 アスファルト舗装に適用する。 	○
			粒度(75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい: ±6%以内			
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用でさる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所: 設計図書による	<ul style="list-style-type: none"> 1,000m²につき1個、1工事につき最低3個 		
その他		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目		
8 セメント安定処理路盤 9 アスファルト舗装(注) (歩道舗装も含む)	施工 材料	その他 必須	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293, [4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事:定期的又は随時(1回~2回/日)。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理区の描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で20000m²以上100000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3000t未満(コンクリートでは400m³以上1000m³未満) 注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物物については、種別の「材料」「プラント」に係る試験を省略できる。	○		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前		<ul style="list-style-type: none"> ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率 :3.0%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前 			○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下				○	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片:10%以下				○	
			ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 表3.3.17による。				○	
			ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下				○	
			ファイラーの塑性指數試験	JIS A 1205	4以下				・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	○
			ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下				<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事:定期的又は随時(1回~2回/日)。 ・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前 	○
			ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下					○
			ファイラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下					○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比:2.0%以下					○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率 :3.0%以下					○
粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石:30%以下 CSS :50%以下 SS :30%以下	○							

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
9 アスファルト舗装(注) (歩道舗装も含む)	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	<p>・中規模以上の工事とは、管理図の描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10000m²あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2000m²以上10000m²未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3000t未満(コンクリートでは400m³以上1000m³未満)</p> <p>注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」「プラント」に係る試験を省略できる。</p>	○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4			
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3			
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3			
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4			
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4			
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4			
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1			
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4			
			高温動粘度試験	舗装調査・試験 法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4			
			60℃粘度試験	舗装調査・試験 法便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照 ・改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4			
			ダブネス・テナジアイ試験	舗装調査・試験 法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3			
			石油アスファルト乳剤の品質試験	JIS K 2208	—			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
9 アスファルト舗装(注) (歩道舗装も含む)	プラント	必須	配合試験	舗装調査・試験 法便覧 [3]-57		配合ごと1回	50未満は省略することができる。	
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験 法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数 または 抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○	
			粒度(75 μmフルイ)	舗装調査・試験 法便覧 [2]-16	75 μmふるい: ±5%以内基準粒度		○	
			アスファルト量抽出粒度 分析試験	舗装調査・試験 法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内		○	
			温度測定(アスファルト・ 骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。 185℃を超えてはならない。	随時	○	
			水浸ホイールトラッキング 試験	舗装調査・試験 法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	○	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験 法便覧 [3]-44			○	
			ラベリング試験	舗装調査・試験 法便覧 [3]-18			○	
			現場密度の測定	舗装調査・試験 法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所: 平均値が基準密度の92%以上	※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 ・橋面舗装はコア採取しないのでAs合材量(プラント出荷数量)と舗装面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・覆数層を施工の場合、各層毎。 ・締め固め度は監督員が承認した基準密度に対する百分率で表した値。 ・アスファルト量は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値 ・粒度は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値。 ・50t(400m ²)未満は省略することができる。 ・締め固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締め固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 ・橋面舗装はコア採取しないのでAs合材量(プラント出荷数量)と舗装面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・覆数層を施工の場合、各層毎。 ・締め固め度は監督員が承認した基準密度に対する百分率で表した値。 ・アスファルト量は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値 ・粒度は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値。 ・50t(400m ²)未満は省略することができる。 ・締め固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締め固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
			舗設現場	必須	混合物のアスファルト抽出	舗装調査・試験 法便覧 [4]-238	アスファルト量 ±0.9%以内 X10 ±0.55%以内 X6 ±0.50%以内 X3 ±0.50%以内	
			混合物の粒度分析試験	舗装調査・試験 法便覧 [4]-238	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度 X10 ±8.0以内 X6 ±7.5以内 X3 ±7.0以内 75 μmふるい: ±5%以内基準粒度 X10 ±3.5以内 X6 ±3.5以内 X3 ±3.0以内			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
9 アスファルト舗装 (注)歩道舗装も含む)	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。		
		その他	外観検査(混合物)	目視				—	
10 転圧コンクリート	(J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ ー ズ ミ ッ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	必須	コンシステンシーVC試験	—	舗装施工便覧8-3による。 目標値 修正VC値:50秒	舗設車線毎200m毎に1回	—		
		必須	モーショナル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いづれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率:96%	当初	—		
		必須	ランマー突き固め試験	—	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率:97%	—	—	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験が止むを得ず行えない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが望ましい。	
		必須	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	—	—	—	
		必須	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	—	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。	—	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。	—	—	○
		必須	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	—	—	—	○
		必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	—	工事開始前、材料の変更時	—	○
		必須	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下	—	—	ホワイトベースに使用する場合は40%以下	○
		必須	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石:3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材:5.0%以下 それ以外(砂利等):1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材:5.0%以下 それ以外(砂等):3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時	—	—	○
必須	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。	—	—	—	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目								
10 転圧コンクリート	材料 す（J場I S台はマ除く）表示されたレディミクストコンクリートを使用 製造 (プラント) (J I S マーケット表示を 使 用 す レ る 場 合 は 除 く	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	-	○								
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。		○							
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。			○						
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上					○					
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)							○				
			練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸気残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年/月以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。						○			
			回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上		○									
			計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和剤:±3%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内)	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。								○		
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。									・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることが出来る。	○
			連続ミキサの場合: JISCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。									○	
細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	1回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○											
粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による				○										

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
10 転圧コンクリート	施工	必須	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	試験回数7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合、全級の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	1日2回(午前・午後)以上、その他コンクリートポンプ車の稼働が認められる場合に随時実施する。ただし、運搬車ごとに目視観察を行う。	※公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける項目一覧表を参照のこと。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1106	試験回数7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合、全級の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	1日2回(午前・午後)以上、その他コンクリートポンプ車の稼働が認められる場合に随時実施する。ただし、運搬車ごとに目視観察を行う。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1106	試験回数7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合、全級の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	1日2回(午前・午後)以上、その他コンクリートポンプ車の稼働が認められる場合に随時実施する。ただし、運搬車ごとに目視観察を行う。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1106	試験回数7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合、全級の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	1日2回(午前・午後)以上、その他コンクリートポンプ車の稼働が認められる場合に随時実施する。ただし、運搬車ごとに目視観察を行う。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1106	試験回数7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合、全級の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	1日2回(午前・午後)以上、その他コンクリートポンプ車の稼働が認められる場合に随時実施する。ただし、運搬車ごとに目視観察を行う。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1106	試験回数7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合、全級の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	1日2回(午前・午後)以上、その他コンクリートポンプ車の稼働が認められる場合に随時実施する。ただし、運搬車ごとに目視観察を行う。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1106	試験回数7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合、全級の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	1日2回(午前・午後)以上、その他コンクリートポンプ車の稼働が認められる場合に随時実施する。ただし、運搬車ごとに目視観察を行う。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1106	試験回数7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合、全級の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	1日2回(午前・午後)以上、その他コンクリートポンプ車の稼働が認められる場合に随時実施する。ただし、運搬車ごとに目視観察を行う。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1106	試験回数7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合、全級の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	1日2回(午前・午後)以上、その他コンクリートポンプ車の稼働が認められる場合に随時実施する。ただし、運搬車ごとに目視観察を行う。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1106	試験回数7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合、全級の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	1日2回(午前・午後)以上、その他コンクリートポンプ車の稼働が認められる場合に随時実施する。ただし、運搬車ごとに目視観察を行う。		
11 グースアスファルト舗装(注)	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図の描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1000m ³ 未満) 注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」「プラント」に係る試験を省略できる。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率:3.0%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前		
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験 法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前		
			ファイバーの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 表-3.3.17による。	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前		
			ファイバーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率:3.0%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前		
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験 法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目		
II グーナスアスファルト舗装(注)	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前 		○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下					
			針入度試験	JIS K 2207	15~30(1/10mm)					
			軟化点試験	JIS K 2207	58~68℃					
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上(25℃)					
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%					
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上					
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下					
			密度試験	JIS K 2207	1.07~1.13g/cm ³					
			貫入試験40℃	舗装調査・試験 法便覧 [3]-402	貫入量(40℃)目標値 表層:1~4mm 基層:1~6mm				<ul style="list-style-type: none"> 配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100未満の場合も実施する。 	○
			リュエール流動性試験 240℃	舗装調査・試験 法便覧 [3]-407	3~20秒(目標値)					
			ホイールトラックキング試験	舗装調査・試験 法便覧 [3]-44	300以上					
			曲げ試験	舗装調査・試験 法便覧 [3]-79	破断ひずみ(-10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上					
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験 法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度					
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験 法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度					
			アスファルト量抽出粒度 分析試験	舗装調査・試験 法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内					
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト:220℃以下 石粉:常温~150℃					
温度測定(初転圧前)	温度計による。		随時							

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
12 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	-		
				舗装調査・試験法便覧 [4]-227, [4]-230					
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	-		
				または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。 又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満: 15点			
	ブルーフローリング	その他	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	また、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築理、路床路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000 m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	-	-	-
				舗装調査・試験法便覧 [4]-288	路床仕上げ後、全幅全区間で実施する。				
	平板載荷試験	現場CBR試験	JIS A 1215	設計図書による。	-	延長40mにつき1ヶ所の割合で行う。	-	-	-
					JIS A 1222	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。			
					JIS A 1203	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は工事当たり3回以上。			
	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ヘンゲルマンヒュー)	設計図書による。	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		-	-	-

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
13 表層安定処理工(表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm:砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53 mm:舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしている点も、規格値を著しく下回っている点も、(再)転圧を行うものとする。		
				または、R計器を用いた盛土の締め管理要領(案)	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満:10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満:15点	・最大粒径 < 100 mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしている点も、規格値を著しく下回っている点も、(再)転圧を行うものとする。		
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000 m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
	施工	必須	ブルーローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	-	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。		・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締め固め効果を持つローラやトラクタ等を用いるものとする。	
		その他		平板載荷試験	JIS A 1215	-	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
			現場CBR試験		JIS A 1222	設計図書による。			
			含水比試験		JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量		舗装調査・試験法便覧 [2]-16 (ベンゲルマン・ム)		ブルーローリングでの不良箇所について実施。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
14 固結工 (深層・中層・浅層混合処理)	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			ゲルタイム試験	-	-	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ポーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をポーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記よりがたい場合は監督職員の指示による。	ポーリング等により供試体を採取する。	
			土の一軸圧縮試験(浅層混合改良(杭))	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度をえている場合は、各設計強度毎に3回とする。現場の条件、規模等により上記よりがたい場合は監督職員の指示による。	※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について「を参照すること」。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したポーリングコアを利用してもよい。	
15 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日	-	
			モルタルのフロー試験	JSCE-F 521-2018	設計図書による。 各工法については、学会、協会、メーカーの基準を参考に決定するものとする。	1,000m3未満 1工事当り1回 1,000m3以上5,000m3未満 1工事当り3回 5,000m3以上 1,000m3に1回 ・1,000m3未満:1回 ・1,000m3以上5,000m3未満:3回 ・5,000m3以上6,000m3未満:4回 ・6,000m3以上7,000m3未満:5回	※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について「を参照すること」。	
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
16 補強土壁工	材料	必須	土の縮固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	※公的試験機関での品質管理試験を義務付けられる項目についてを参照すること。	
				補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
16 補強土壁工	材料	その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】平均97%以上、かつ最小95%以上	○
				補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
16 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験法便覧【4]-256 突砂法	次の密度への縮固めが可能な範囲の含水比において、1層あたりの施工面積を標準とす。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満: 15点	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり9回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、「RI計器を用いた盛土の縮固め管理要領(案)」	次の密度への縮固めが可能な範囲の含水比において、1層あたりの施工面積を標準とす。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満: 10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満: 15点	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり9回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
16 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の縮固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と縮固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築理、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の縮固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と縮固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
17 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	-	○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○
		く(J I S マー ク 表 示 さ れ た レ デ ィ ン グ ス ト ャ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (階砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び階砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	-	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	-	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目								
17 吹付工	材料 (JISマック表示は除く)	その他 (JISマック表示は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○								
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○							
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	○										
			練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C 回収水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上					工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	○					
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による					2回/日以上		○				
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内					1回/日以上			○			
			計量設備の計量精度		コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下					工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上				○		
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下					工事開始前及び工事中1回/年以上。					○	
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCF-1502-2013													○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
17 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<p>・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合、1工種以上1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。</p> <p>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502-2013,503-2007)または設計図書の規定により行う。</p> <p>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	試験成績表等による確認が出来る項目
			スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	<p>・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合、1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。</p> <p>※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照</p>	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	<p>・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合、1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。</p> <p>※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照</p>	
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	<p>・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合、1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。</p> <p>※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照</p>	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
18 現場吹付 法砕工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制剤等について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
18 現場吹付 法砕工	材料	その他 (J I S マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1 ~ 4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○
				JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1 ~ 4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)			
				JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)			
				JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。			
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
				JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
				JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	-	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	-	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
18 現場吹付 法砕工	材料	その他 (JIS マーク 表示さ れたレ バシ ダスト シート を使用 する場 合は除 く)	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び 上水道水以外 の水の場合: JIS A 5308附属 書C	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸気残留物の量: 1g/L以下 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で 90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
				回収水の場合: JIS A 5308附属 書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で 90%以上			
	製造	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
				JIS A 1125	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	1回/日以上	レディーミクスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
	リートを使用する場合を除く)	その他	計量設備の計量精度	—	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
				パツマキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で工種当りの総使用量が50m3未満の場合は工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。(種 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、鋪装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
	施工	その他	スタンプ試験(モルタル除く)	連続パツマキサの場合: 土木学会規準 JSCE-F 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で工種当りの総使用量が50m3未満の場合は工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、鋪装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
				JIS A 1101	スタンプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スタンプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目																																											
18 現場吹付 法砕工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程 JSCE F561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・参考値:18N/mm²以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランptest試験の項目を参照して参考値を参照すること。 	試験成績表等による確認が出来る項目																																											
									その他	塩化物総量規制 [「コンクリートの耐久性向上」]	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013.503-2007)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランptest試験の項目を参照して参考値を参照すること。 	試験成績表等による確認が出来る項目																																					
															空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³~150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 	試験成績表等による確認が出来る項目																																
																				モックホルトの引抜き試験	参考資料「ロックホルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。	試験成績表等による確認が出来る項目																											
																									コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	試験成績表等による確認が出来る項目																						
																														土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	試験成績表等による確認が出来る項目																	
																																			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	試験成績表等による確認が出来る項目												
																																								土粒子の密度試験	JIS A 1202	試験成績表等による確認が出来る項目	試験成績表等による確認が出来る項目								
																																												土の含水比試験	JIS A 1203	試験成績表等による確認が出来る項目	試験成績表等による確認が出来る項目				
																																																土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	試験成績表等による確認が出来る項目	試験成績表等による確認が出来る項目
土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	試験成績表等による確認が出来る項目	試験成績表等による確認が出来る項目																																																
				土の圧密試験	JIS A 1217	試験成績表等による確認が出来る項目	試験成績表等による確認が出来る項目																																												
								土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	試験成績表等による確認が出来る項目	試験成績表等による確認が出来る項目																																								
												土の透水試験	JIS A 1218	試験成績表等による確認が出来る項目	試験成績表等による確認が出来る項目																																				
																河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	試験成績表等による確認が出来る項目																												
																								土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	試験成績表等による確認が出来る項目																							
																													土粒子の密度試験	JIS A 1202	試験成績表等による確認が出来る項目	試験成績表等による確認が出来る項目																			
																																	土の含水比試験	JIS A 1203	試験成績表等による確認が出来る項目	試験成績表等による確認が出来る項目															
																																					土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	試験成績表等による確認が出来る項目	試験成績表等による確認が出来る項目											
																																									土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	試験成績表等による確認が出来る項目	試験成績表等による確認が出来る項目							
																																													土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	試験成績表等による確認が出来る項目	試験成績表等による確認が出来る項目			
土の圧密試験	JIS A 1217	試験成績表等による確認が出来る項目	試験成績表等による確認が出来る項目																																																
				土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	試験成績表等による確認が出来る項目	試験成績表等による確認が出来る項目																																												
								土の透水試験	JIS A 1218	試験成績表等による確認が出来る項目	試験成績表等による確認が出来る項目																																								

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
19 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq Va \leq 75$ %)】 空気間隙率 Va が $Va \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq Sr \leq 95$ %)または空気間隙率 Va が2% $\leq Va \leq 10\%$ または、設計図書による。	1回 •1,000m ³ 未満 1回 •1,000m ³ 以上5,000m ³ 未満 3回 •5,000m ³ 以上6,000m ³ 未満 6回 •6,000m ³ 以上7,000m ³ 未満 7回	•左記の規格値を満たしている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	試験成績表等による確認が出来る項目
				または、 「RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq Va \leq 75$ %)】 空気間隙率 Va が $Va \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq Sr \leq 95$ %)または空気間隙率 Va が2% $\leq Va \leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、1日の層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 •500m ² 未満:5点 •500m ² 以上1000m ² 未満:10点 •1000m ² 以上2000m ² 未満:15点	•最大粒径 < 100 mmの場合に適用する。 •左記の規格値を満たしている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
20 砂防土工	材料	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
				JIS A 1203 舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。 トラブライバリティが悪いとき。	確認試験である。	
20 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。	※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目についてを参照すること。	
				最大粒径 ≤ 53 mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	1,000m ³ に1回の割合、または設計図書による。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
20 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。	または、 「RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	築堤は、1日の層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 •500m ² 未満:5点 •500m ² 以上1000m ² 未満:10点 •1000m ² 以上2000m ² 未満:15点	•最大粒径 < 100 mmの場合に適用する。 •左記の規格値を満たしている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				JIS A 1210	設計図書による。	当り及び土質の変化時。	※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目についてを参照すること。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
21 道路土工	材料	必須	土の縮固め試験	または、「TS・GNSSを用いた盛土の縮固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ縮固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはいないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱われるものとする。	※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目についてを参照すること。 ※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目についてを参照すること。	
				JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合を除く)。ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
				JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。(材料が岩砕の場合を除く)		
				JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				JIS A 1202				
				JIS A 1203				
				JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				JIS A 1216				
				地盤材料試験の方法と解説				
				JIS A 1217				
				地盤材料試験の方法と解説				
				JIS A 1218				
				施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目																	
21 道路土工	施工	必須		<p>または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」</p>	<p>【砂質土】 ・路床; 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部; 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 【粘性土】 ・路床、路床及び構造物取付け部; 自然含水比またはトラフカビリテイが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。</p>	<p>路床・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m²未満: 5点 ・500m²以上1000m²未満: 10点 ・1000m²以上2000m²未満: 15点</p>	<p>・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</p>																		
									舗装調査・試験 法便覧 [4]-288	<p>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を復層にまたがらせることとはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>	<p>・確認試験である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラクタ等を用いるものとする。</p>														
									JIS A 1215			<p>路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。</p>	<p>・セメントコンクリートの路盤に適用する。</p>												
									設計図書による。					<p>各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。</p>	<p>確認試験である。</p>										
									JIS A 1222							<p>各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。</p>	<p>確認試験である。</p>								
									JIS A 1203									<p>路床の場合、1,000m³につき1回の割合で行う。ただし、5,000m³未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m³につき1回の割合で行う。ただし、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上。</p>	<p>確認試験である。</p>						
									舗装調査・試験 法便覧 [1]-273											<p>必要に応じて実施 (例)トラフカビリテイが悪い時</p>	<p>確認試験である。</p>				
									設計図書による。													<p>ブルーフローリングでの不良箇所について実施</p>	<p>確認試験である。</p>		
									舗装調査・試験 法便覧 [1]-284 (ヘンゲルマンピー A)															<p>ブルーフローリングでの不良箇所について実施</p>	<p>確認試験である。</p>
									現場CBR試験																
含水比試験	<p>設計図書による。</p>	<p>確認試験である。</p>																							
コーン指数の測定			<p>設計図書による。</p>	<p>確認試験である。</p>																					
たわみ量					<p>設計図書による。</p>	<p>確認試験である。</p>																			
平板載荷試験							<p>設計図書による。</p>	<p>確認試験である。</p>																	
その他									<p>設計図書による。</p>	<p>確認試験である。</p>															

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
22 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7g/cm3～2.5g/cm3 ・準硬石：約2.5g/cm3～2g/cm3 ・軟石：約2g/cm3未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006				
		その他	岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	うすべらなもの、細長いものであってはならない。	・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm2以上 ・準硬石：980.66N/cm2以上4903N/cm2未満 ・軟石：980.66N/cm2未満	○	
			岩石の形状	JIS A 5006		5,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	○	
23 覆工コンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制剤資材について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	—	○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	—	○
23 覆工コンクリート (NATM)	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材—第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材—第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材—第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材—第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	—

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目					
23 覆工コンクリート (NATM)	クリートを 使用する場合は除く)	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	-	○					
				JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。							
				JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。							
				JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。							
				JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合 工事開始前、工事中1回/月以上			寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。				
				JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。			-	○			
				JIS R 5202	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下	-							
				JIS A 5308 書C	セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上						-		
					モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上								
				JIS A 5308 書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内							-	
					モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上								
				その他	製造(プラント)								-
水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上												

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
23 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率:10%以下 コンクリート内の空気量の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	-	○
				連続ミキサの場合: 土木学会標準 JSC E-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプト差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
		必須	細骨材の表面水率試験 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
				JIS A 1125		1回/日以上		
23 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	スランプト試験 単位水量測定	JIS A 1101	スランプト5cm以上8cm未満・許容差±1.5cm スランプト8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごと1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 100m ³ /日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)以上	-	
				「レディミクストコンクリートの品質確保について」(レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡))	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限って再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごと1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストボーンは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。	-	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
	施工後試験	その他	塩化物総量規制 空気量測定 コアによる強度試験 コンクリートの洗い分析試験 ひび割れ調査	「コンクリートの耐久性向上」 JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128 JIS A 1107 JIS A 1112 スケールによる測定	原則0.3kg/m ³ 以下 ±1.5% (許容差)	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・荷重し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷重し時に品質変化が認められた場合に異常が認められた場合に行う。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C 502-2013,503-2007)または設計図書の規定により行う。	試験成績表等による確認が出来る項目	
									設計図書による。
									0.2mm
									設計基準強度
									JSCF-G 504-2013
									強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。
									所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。
									設計基準強度
									JIS A 1107
									コアによる強度試験
コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。									

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目				
24 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び選地が変わった場合。 細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。 粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	-	○				
				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102				設計図書による。			
				骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104							
				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110				絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下			
				骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308				粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラブ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラブ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)			
				砂の有機不純物試験	JIS A 1105				標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。			
				モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142				圧縮強度の90%以上			
				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137				細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下			
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122				細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下			
				粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005				55%以上			
				セメントの物理試験	JIS R 5201				JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	-	○
										ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
24 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C 回収水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年/以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
					塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上			
(プラント)	製造	その他	練混ぜ水の計量精度	-	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
					コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下			
施工	材料	必須	ミキサの練混ぜ性能試験 細骨材の表面水率試験 粗骨材の表面水率試験 塩化物総量規制	連続ミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	2回/日以上 1回/日以上。	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
				JIS A 1111 JIS A 1125	設計図書による			
施工	材料	必須	吹付けコンクリートの初期強度(月抜きせん断強度)	コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/cm ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前・午後それぞれ1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法1 (JSCF-C502-2013, 503-2007) または設計図書の規定により行う。	○
				JIS A 1108 土木学会規準 JSCF F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)			
施工	材料	必須	吹付けコンクリートの初期強度(月抜きせん断強度)	(JSCF-F561-2013) 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCF-G561-2010)	1日強度で8N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回	-	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
24 吹付ケコンクリート(NATM)	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm ±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	—	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128		・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	—	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	—	
			外観検査(ロッキングボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。	○	
25 ロッキングボルト(NATM)	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回	—	
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回	—	
			ロッキングボルトの引抜き試験	参考資料「ロッキングボルトの引抜き試験」による	種削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。	—		
26 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験 法便覧[4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図の描いた上での管理が可能でない工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満)	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時	—	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		—	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:9以下		—	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	—	○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202			—	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
26 路上再生 路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用でさる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	1,000m ² につき1個 1工事につき最低3個	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時	—		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135		CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。			
			含水比試験	JIS A 1203		1~2回/日	—		
27 路上表層 再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207	—	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		
			旧アスファルトの軟化点		—				
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	—				
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309	—				
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	—				
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	—				
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左				
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	1,000m ² につき1個 1工事につき最低3個	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。		
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	—0.7cm以内	1,000m ² 毎	—		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
27 路上表層再生工	施工	その他	粒度(2.36mm(ブルーイ))	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度(75 μm(ブルーイ))	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75 μmふるい: ±5%以内			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。			
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重: 2.45以上吸水率: 3.0%以下			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下			
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下			
			ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			
			ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			
			28 排水性舗装工(注)	材料	必須			
ファイラーのプロロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下						
製鋼スラグの水浸膨張率試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比: 2.0%以下						
粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS): 30%以下						
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量: 12%以下						
針入度試験	JIS K 2207	40(I/10mm)以上						
軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上						
伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)						
引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上						
薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下						
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前		○
			グアネ・テラシオン試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	グアネ: 20N・m			
			密度試験	JIS K 2207				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目		
28 排水性舗装工・透水性舗装工 (注)	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験 法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事: 定期的または随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数 抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図の描いた上での管理が可能 な工事を行い、舗装施工面積が10000m ² あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3000t以上の 場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の 工事をい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次の いずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t 以上3000t未満(コンクリートでは400m ³ 以上1000m ³ 未満) (注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混 合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を 省略出来る	○		
				舗装調査・試験 法便覧 [2]-16					75μmふるい: ±5%以内基準粒度	
				アスファルト量抽出粒度 分析試験					アスファルト量: ±0.9%以内	
				温度測定(アスファルト、 骨材・混合物)					温度計による。 配合設計で決定した混合温度。	随時
				その他					設計図書による。	設計図書による。
				不浸ホイールトラック 試験					舗装調査・試験 法便覧 [3]-65	設計図書による。
				ホイールトラック試験					舗装調査・試験 法便覧 [3]-44	
				ランピング試験					舗装調査・試験 法便覧 [3]-18	
				カンタプロ試験					舗装調査・試験 法便覧 [3]-110	
				温度測定(初転圧前)					温度計による。	随時
現場透水試験	舗装調査・試験 法便覧 [1]-154	X ₁₀ 1,000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上(歩道箇所)	1,000m ² ごと。							
現場密度の測定	舗装調査・試験 法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所: 現場密度の平均値が基準密度の92%以上	※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目に ついて」を参照すること。 歩道舗装については、「公的試験機関での品質管理試験 を義務付ける項目について」の「アスファルト舗装工事の 出来形管理及び品質管理に必要な採取コア数 注7」を参 照すること。	※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目 について」を参照すること。 ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満 足するものとし、かつ平均値について以下を満足するもの とする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満 足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は 3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとする が、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデー タを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。						
外観検査(混合物)	目視		随時							

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
29 プラント再生舗装工 (注)	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨 材粒度	舗装調査・試験 法便覧 [2]-16	—	再生骨材使用量500tごとに1回。	注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混 合物については、種別の「材料」「プラント」に係る試験を 省略できる。	○	
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験 法便覧 [4]-318	3.8%以上				○
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安 定度試験による 再生骨材の旧 アスファルト性 状判定方法	20(L/10mm)以上(25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を 使用しない日を除いて2日に1回とする。			○
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。			○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化			○
			粒度(2.36mmブルーイ)	舗装調査・試験 法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内 再アス処理の場合 2.36mm: ±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧 表- 2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数			○
			粒度(75µmブルーイ)		75µmふるい: ±5%以内 再アス処理の場合 75µm: ±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧 表- 2.9.5による。				○
			再生アスファルト量	舗装調査・試験 法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量: ±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧 表- 2.9.5による。				○
			水浸ホイールトラック グ試験	舗装調査・試験 法便覧 [3]-65	設計図書による。	同左			○
			ホイールトラックキ ンク試験	舗装調査・試験 法便覧 [3]-44					○
ランニング試験	舗装調査・試験 法便覧 [3]-18			○					
舗設現場	必須		外観検査(混合物)	目視	—	随時	—	○	
			温度測定(初駈直前)	温度計による。	—	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	○		
			現場密度の測定	舗装調査・試験 法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目に ついて」を参照すること。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満 足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合 は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとす るが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデー タを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
30 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格(主部材)	現物照合、検査確認	—	現物とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。	—	○
			機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる		試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
			外観検査(付属部材)	目視及び計測				
31 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μ m以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μ m以下 (ただし、切削による場合は50 μ m以下)	—	最大表面粗さは、JIS B 0601 (2013)に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材:ノッチがあつてはならない 二次部材:1mm以下	—	ノッチ深さは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。 わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。	—	—	
			上縁の溶け	目視	—	—	—	
			平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)	—	—	
			ベベル精度	計測器による計測	—	—	—	
			真直度	—	—	—	—	
32 溶接工	施工	必須	引張試験:開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状:JIS Z 3121 1号 試験片の個数:2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験(19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ):開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状:JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置:日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数:各部位につき3	○	
			衝撃試験:開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれ3個の平均値)。	試験片の形状:JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置:日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数:各部位につき3	○	
			マクロ試験:開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数:1	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
32 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会・道路橋示方書・同解説」II鋼橋編 20.8.6外部寸法検査 20.8.7内部寸法検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	<p>溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。</p> <p>なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</p> <p>(非破壊試験を行う者の資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> 磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305 (非破壊試験 - 技術者の資格及び保証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 	試験成績表等による確認が出来る項目
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編20.8.4溶接施工法図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	<p>溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編20.8.4溶接施工法図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。</p> <p>なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</p>	
			引張試験：スタット溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm ² 以上、引張強さは 400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。 ただし溶接で切れてはならない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	<p>なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</p>	○
			曲げ試験：スタット溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されなかった寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合においては、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。	<p>「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編 表-解 20.8.6及び表-解0.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 非破壊試験を行う者の資格 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 	○
			外観検査(割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	<p>磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305 (非破壊試験 - 技術者の資格及び保証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。</p>	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
32 溶接工	施工	必須	外観形状検査(ビード表面のビッド)	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にビッドがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビッドの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	-		
			外観形状検査(ビード表面の凹凸)	・目視	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。				
			外観形状検査(アンダーカット)	・目視及びノギス等による計測	〔日本道路協会道路橋示方書・同解説〕 II 鋼橋編20.8.6外部さす検査の規定による。	〔日本道路協会道路橋示方書・同解説〕II 鋼橋編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、〔日本道路協会道路橋示方書・同解説〕II 鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。	-		
			外観検査(オーバーラップ)	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。	-		
			外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びびのど厚は、指定すみ肉サイズ及びびのど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びびのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	-		
			外観形状検査(余盛高さ)	・目視	設計図書による。 設計図書に特に仕上げる指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) $B < 15 : h \leq 3$ $15 \leq B < 25 : h \leq 4$ $25 \leq B : h \leq (4/25) \cdot B$	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	-		
			外観形状検査(アークスタッド)	・目視	・余盛り形状の不整: 余盛りは全周にわたり包囲してはいなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上。 ・クラック及びスラグ巻込み: あつてはならない。 ・アンダーカット: 鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ: (設計値±2mm)を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	-		
			その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
33 路床土処理工 (Fe石灰処理工・粒調Fe処理材)	材料	必須	配合設計CBR		下表「Fe石灰工法の品質管理」参照			
			処理土CBR		下表「Fe石灰工法の品質管理」参照			
	施工	必須	現場密度の測定		下表「Fe石灰工法の品質管理」参照			

(附表-1) Fe石灰工法の品質管理								
摘要								
注1) 構造物基礎地盤の補強等に、Fe石灰処理土を適用する時の品質管理も左記を基本とするが、層厚が50cm以上の場合は、仕上り全層の中間部でも単位体積重量試験を実施する。								
注2) 材料の品質管理(1)、(2)は、Fe石灰工法の適正な試験方法により行う。								
材料	施工面積 (m ²)	5,000未満 ~10,000未満	5,000以上 ~10,000未満	10,000以上 ~15,000未満	15,000以上 ~20,000未満			
	(1) 配合設計CBR	1回/1工事	1回/1工事	2回/1工事	3回/1工事			
	(2) 処理土のCBR 突固め直後 水浸4日 水浸7日 水浸14日	1回/1,000m ²	1回/1,500m ²	1回/1,500m ²	1回/2,000m ²			
	(3) 現場における処理土の乾燥単位体積重量試験	1回/1,000m ² (ただし、1工事に3回以上)	(附表-2)					
施工	(4) 使用数量の監視	Fe石灰単体の使用数量伝票を提出する。						

(附表-2) 「(3)現場における処理土の乾燥単位体積重量試験」の規格値				
摘要				
路床処理土 (Fe石灰処理土)	試験項目	X _{1.0}	X ₆	X ₃
		95以上	95.5以上	96.5以上
路盤工 (粒調Fe処理材)	締固め度 (%)	96.5以上		

・締固め度は、10個の測定値の平均値X_{1.0}が規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X₃が規格値を満足してなければならぬが、X₃が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X₆が規格値を満足していいばよい。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目			
34 鋼橋	一般構造用圧延鋼材 溶接構造用圧延鋼材 溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	必須	形状寸法、重量、化学成分	—	JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 3114 許容差はJISによる。	鋼材規格証明及び外況検査	特に試験を必要とする場合は、監督員の指示により行う。			
			機械的性質								
			引張試験	JIS Z 2241 (JIS Z 2201)	JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 3114	規格、材質、厚さごとく鋼重が概ね10tにつき1組又は監督員の指示及び特記仕様書による。総鋼重が10t未満については、鋼材規格証明書により省略することができる。	—	—	—	—	
			曲げ試験	JIS Z 2248 (JIS Z 2204)	JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 3114	—	—	—	—	—	
			シャルピー試験	JIS Z 2242 (JIS Z 2202)	JIS G 3106 JIS G 3114	—	—	—	—	—	
			放射線透過試験								
			引張部材	JIS Z 3104	JIS Z 3104 2級以上	1継手に1枚(端部を含む)	—	—	—	—	
			圧縮部材	JIS Z 3104	JIS Z 3104 3級以上	5継手に1枚	—	—	—	—	
			引張フランジ(曲げ部材)	JIS Z 3104	JIS Z 3104 2級以上	1継手に1枚	—	—	—	—	
			圧縮フランジ(曲げ部材)	JIS Z 3104	JIS Z 3104 3級以上	5継手に1枚	—	—	—	—	
応力に直交な方向の継手(曲げ部材)(腹板)	JIS Z 3104	JIS Z 3104 2級以上	1継手に1枚(引張側)	—	—	—	—				
応力に平行な方向の継手(曲げ部材)(腹板)	JIS Z 3104	JIS Z 3104 3級以上	1継手に1枚(端部を含む)	—	—	—	—				
鋼床版	JIS Z 3104	JIS Z 3104 2級以上	1継手に1枚(端部を含む)	—	—	—	—				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
34 鋼橋	グループ溶接継手	必須	放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104	継手全長を原則とする。	現場溶接を行う全断面溶け込みグループ溶接継手について実施する。監督員の承諾を得て、放射線透過試験のかわりに超音波探傷試験(JIS Z 3060)を用いることができる。	
			鋼製橋脚のはり及び柱	JIS Z 3104	JIS Z 3104			
			主桁のアランジ(鋼床版を除く)及び覆板	JIS Z 3104	JIS Z 3104			
			鋼床版のデッキプレート	JIS Z 3104	JIS Z 3104			
35 プレストレストコンクリート桁	グラウト	必須	形状、寸法、外觀、機械的性質	JIS B 1186 その他 JIS Z 2241(JIS Z 2201) JIS Z 2245による	JIS B 1186	特記仕様書又は監督員の指示による。	製造業者の管理図その他品質管理のデータ又は、検査成績表。	
			高力ボルト	道路橋示方書、鋼道路橋施工便覧による	各検査ボルトの締付けトルク値がキャリブレーション時の設定トルク値±10%の範囲。			
			流動性	道路橋示方書、鋼道路橋施工便覧による	全数についてピテンダールの切断の確認とマーキングによる外觀検査を行う。			
			プリューディング率 体積変化率 圧縮強度 塩化物イオン含有率	コンクリート標準示方書 施工程 JISCE-F 531 の方法 JISCE-F 535 の方法 JISCE-F 531 の方法	JPロート標準 高粘性型 14～23秒 高粘性型～低粘性型 7～35秒 低粘性型 6～14秒 超低粘性型 3.5～6秒 0.3%以下(3時間後) -0.5%～+0.5% 材齢7日に30N/mm ² 以上 セメント質量の0.08%以下			
緊張管理	必須	緊張管理	道路橋示方書、コンクリート道路橋施工便覧による	PC鋼線及びPC鋼より線の摩擦係数の管理限界とPC鋼棒の緊張力差の許容誤差は、道路橋示方書による。	試験緊張 1回 主桁1) ケーブルごと管理 2) グループごと管理 横組 ケーブルごと管理	プレストレッディング管理図を提出		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
36 橋梁補修工 (落橋防止工(鋼製ブラケット))	一般構造用 圧延鋼材	必須	形状、寸法、重量	JIS G 3193	JIS G 3101	鋼材規格証明書及び外観検査	-		
			化学成分	JISによる	-				
			機械的性質		JIS G 3101				
				引張試験	JIS Z 2241				
				曲げ試験	JIS Z 2248				
			その他	グループ溶接試験	JIS Z 2241	道路橋示方書による	道路橋示方書による	特に試験を必要とする場合は監督員の指示により行う。	
37 鉄筋挿入工	溶接施工 試験	必須	すみ肉溶接試験	JIS G 0553	道路橋示方書による	道路橋示方書による	特に試験を必要とする場合は監督員の指示により行う。		
			上下ブラケット	JIS Z 2243	表面フレ欠陥があつてはならない。	溶接全箇所とする。			
	浸透探傷 試験	必須	品質検査(芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時			○
			定着材のプロロー値試験	JSCF-F521-2018	9~22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントまたはモルタルとする場合		
			その他	外観検査(芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時		
			必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
施工		必須	引き抜き試験	地山補強土法 設計・施工マニユアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。			
			適合性試験	地山補強土法 設計・施工マニユアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは許容最大荷重の0.1倍程度と			

(参考資料)

ロックボルトの引抜試験

(1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

(2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の80%程度以上とする。

(3) 結果の報告

計測結果は図4-1の要領で整理する。

(4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図4-1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また、地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等を勘案して、ロックボルトの設計を修正する。

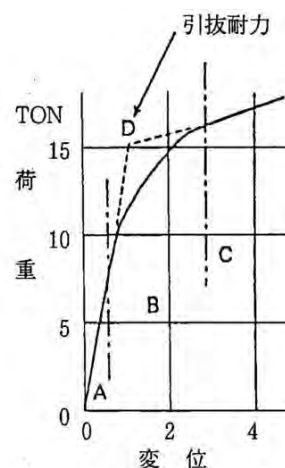


図4-1 ロックボルト引抜試験

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法は ISRM の提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Committee on Field Tests Document No.2. 1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図4-2のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

(2) 引抜試験

引抜試験は、図4-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1ton毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

(イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

- (ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。
- (ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

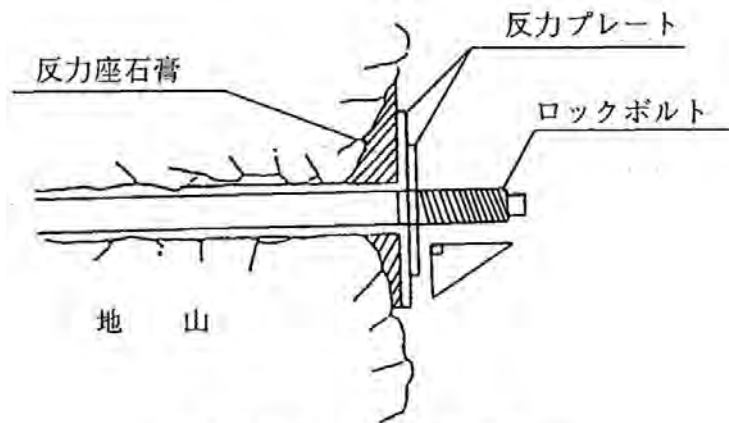


図4-2 反力座の設置

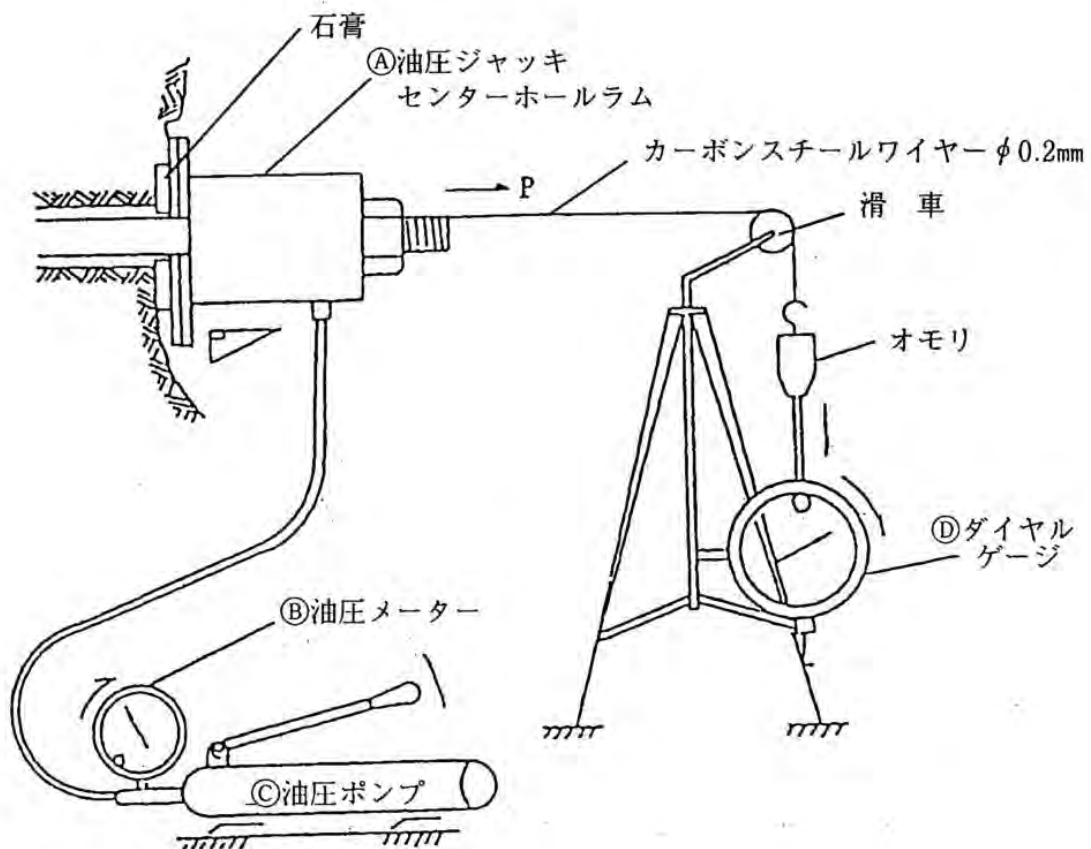


図4-3 引抜試験概要図

品質管理 参考資料（国土交通省 九州地方整備局 指針・通達等）

品質管理の参考資料として、国土交通省九州地方整備局 のホームページを参照すること。

「国土交通省 九州地方整備局」→「建設技術情報等」→「土木工事 施工」→「土木請負工事 必携」→「施工管理編（品質管理・出来形管理・その他）」→「品質管理」→「コンクリート関係」

国土交通省 九州地方整備局 のホームページアドレス

http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/index_04.html

● コンクリート関係

- ・「土木コンクリート構造物の品質確保について」
- ・「コンクリート耐久性向上対策実施要領」
- ・「コンクリート中の塩化物総量規制（土木構造物）実施要領」
- ・「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」
- ・「コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントについて」
- ・「レディミクストコンクリートの品質確保について（単位数量）」
- ・「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」

● その他

- ・「R I 計器を用いた盛土の締固め管理要領」

7.5 公的試験機関での品質管理試験を行う項目

品質管理基準により義務付けられた品質管理試験項目のうち、次表に示す品質管理試験項目については、公的試験機関（次ページ 注1 参照）での試験の実施を義務付けるものとする。また、次表以外の品質管理試験であっても、設計図書や監督職員の指示により、公的試験機関での実施を指示することがあるので、その場合は同様に公的試験機関で実施するものとする。

公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける項目一覧表

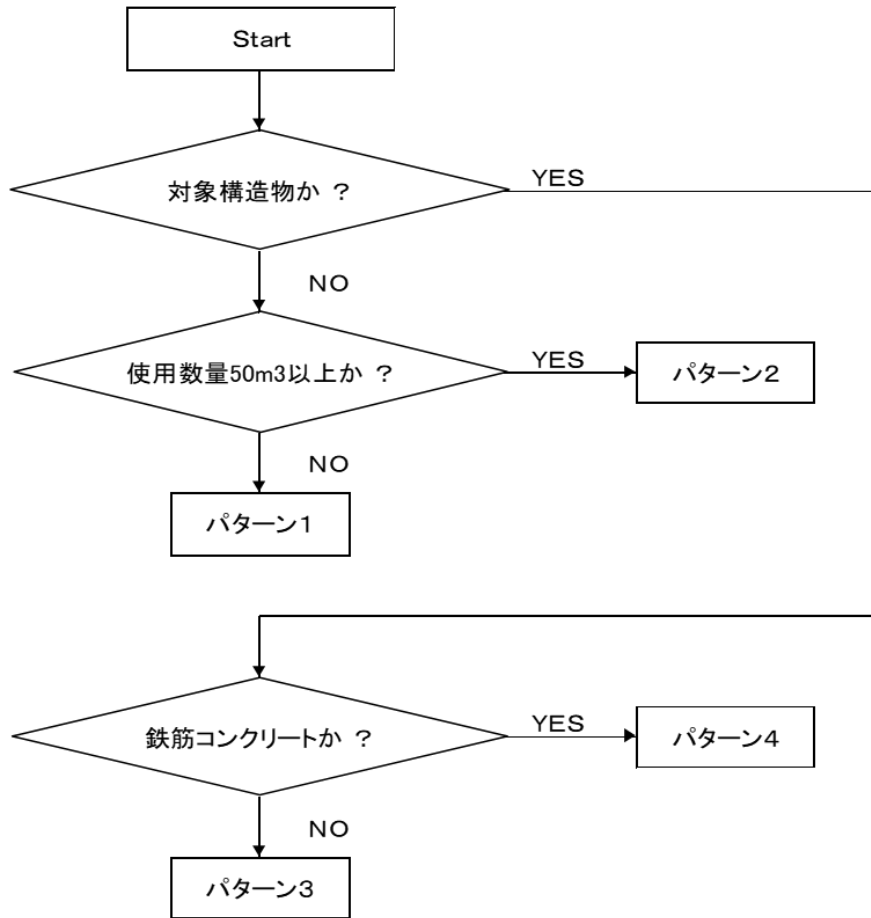
工種	種別	試験項目	試験基準	適用
セメントコンクリート	コンクリート	圧縮強度試験	1)対象構造物（次ページ 注2）の場合 ① 鉄筋構造物の場合 打設日1日につき $\sigma 7$ 強度及び $\sigma 28$ 強度それぞれ2回ずつの試験を行い、うちそれぞれ1回を公的試験機関にて実施 ② 無筋構造物の場合 打設日1日につき $\sigma 7$ 強度及び $\sigma 28$ 強度それぞれ1回ずつの試験を公的試験機関にて実施 2)対象構造物以外の場合（50m3未満は省略） 打設数量50m3ごとに $\sigma 7$ 強度及び $\sigma 28$ 強度それぞれ1回ずつの試験を行い、うち $\sigma 28$ 強度の試験を公的試験機関にて実施	別紙フロー図を参照のこと
		曲げ強度試験	コンクリート舗装の場合で、打設日1日につき2回（午前・午後）の $\sigma 28$ 強度の試験。	
鋼材	ガス圧接	引張試験	1)手動ガス圧接の場合 工事着手前に作成した試験片5本 2)自動ガス圧接の場合 工事着手前に作成した試験片2本	試験片の作成は鉄筋径毎に行うこと
土工	砂河川土土工・・海道路土土工	土の突固め試験	500m3以上の盛土を行う道路及び砂防工事で、当初及び土質の変化時の試験。（路床と同一材料の路体盛土は、路床の品質管理試験のみで良い）。河川土工の盛土は、当初及び土質の変化時の試験。	河川、砂防の盛土及び道路の路体盛土材
		修正 CBR 試験	道路の路床工事で、当初及び土質の変化時の試験。	土の突固め試験も必要
舗装	置路換工床	修正 CBR 試験	道路の置換材料について、当初及び土質の変化時の試験。	
装工	リ転圧コンク舗装	曲げ強度試験（作成供試体－現場施工）	打設日1日につき2回（午前・午後）の $\sigma 28$ 強度の試験。	

工種	種別	試験項目	試験基準	適用
舗装工事	アスファルト	①コアの密度測定試験 ②混合物のアスファルト量抽出試験 ③混合物粒度分析試験	交通量区分がN7、N6、N5の場合について、採取した3個のコア（複数層施工の場合は、各層毎に採取）についての試験。 ただし、1工事（各層毎）の混合物使用数量が、50t未満（または400m ² 未満）の場合は省略できる。	「別表 アスファルト舗装工事の品質管理試験」を参照のこと
	ホイールトラック舗装	ホイールトラック試験	改質アスファルト使用の場合、1工事につき1回（複数層に使用の場合は各層毎）、施工前に作成した3個の供試体で実施する試験。 ただし、アスファルト事前審査制度の認定を得た改質アスファルト混合物については、省略することができる。	
地盤改良工事	固結工	土の一軸圧縮試験	改良体500本未満については3本、500本以上については、250本増える毎に1本を追加した供試体の試験（ σ 28強度）。1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。 浅層混合改良の場合、1,000m ³ 未満は1工事に1回、1,000m ³ 以上～5,000m ³ 未満は1工事に3回、5,000m ³ 以上は1,000m ³ 毎に1回とする。（ σ 28強度）	試験1回当たりの供試体は3個とする
法留面工	補強土壁工	土の突固め試験	当初及び土質の変化時の試験。	
	吹付工	圧縮強度試験	吹付1日につき1回の試験。なお、テストピースは、現場に配置した型枠に施工と同時期に吹付け、現場放置後切り取ったコアとし、 σ 28強度を対象とする。	供試体はキャッピングすること
	吹付現場打工	圧縮強度試験	吹付1日につき1回の試験。なお、テストピースは、現場に配置した型枠に施工と同時期に吹付け、現場放置後切り取ったコアとし、 σ 7強度と σ 28強度の双方を対象とする。	供試体はキャッピングすること

- 注) 1. 公的試験機関とは、原則として（公財）福岡県建設技術情報センターとする。ただし、年度末等で同センターでの試験に時間を要し、工程への影響が大きいと監督職員が認めた場合は、他の公的試験機関（注3）とすることができる。さらに、他の公的試験機関での試験実施も困難な場合は、監督職員の立会いのもとでの民間試験機関を利用できるものとする。
2. 公的試験機関の圧縮強度試験を義務付ける対象構造物とは、擁壁（高さ1m以上）※、函渠工、PC桁（工場製作は除き、間詰・横桁は含む）、鋼橋のRC床版、RC橋、橋台、橋脚、踏掛版、トンネル、砂防堰堤、排水機場、堰、水門（H=3m以上）、樋管、樋門（内空10m²以上）、洞門、共同溝、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、護岸※、水路（内幅2m以上）、（コンクリート）舗装、その他これらに類するもの及び設計図書等に示す構造物とする。（※ブロック積、大型ブロック積、玉石積等を除く。）
3. （一財）九州環境管理協会、（一財）建材試験センター、（一財）日本品質保証機構、（公社）九州機械工業振興会及び他県の直轄試験場・技術センター等や大学を示す。

コンクリート圧縮強度

コンクリート圧縮強度試験フロー



※使用数量はコンクリートの種類ごととする。（日打設量ではない）

コンクリートの品質管理（圧縮強度試験）の頻度および試験実施機関

	頻度	試験内容	
		公的試験機関による試験	自主管理試験
パターン1	1回以上の試験 (またはJIS工場の品質証明等)	—	1回以上の試験 (またはJIS工場の品質証明等)
パターン2	50m3ごとに1回の試験	左記のうち $\sigma 28$ 強度の試験	左記のうち $\sigma 7$ 強度の試験
パターン3	打設日ごとに1回の試験	打設日ごとに1回の試験	—
パターン4	打設日ごとに2回の試験 (午前・午後の各1回)	打設日ごとに1回の試験	左記以外の試験

- 注) 1. 圧縮強度の1回の試験とは、供試体を6個採取し、そのうち3個は $\sigma 7$ 強度での試験を実施し、残りの3個で $\sigma 28$ 強度の試験を実施することを意味する。
2. スランプ試験、空気量試験は品質管理基準を参照のこと。
3. 「無筋コンクリート」とは、鋼材で補強しないコンクリート。但し、コンクリートの収縮ひび割れその他に対する用心のためだけに鋼材を用いたものは無筋コンクリートとする。

コンクリート構造物の品質管理（圧縮強度）に必要な試験数

種別	使用数量区分	圧縮強度試験数				合計	パターン
		公的試験機関試験		自主管理試験			
		$\sigma 7$ 強度	$\sigma 28$ 強度	$\sigma 7$ 強度	$\sigma 28$ 強度		
公的試験機関対象工種	無筋構造物	n回		—	—	n回	パターン3
	鉄筋構造物	n回		n回		2n回	パターン4
公的試験機関対象工種以外	50m3未満	—	—	—	—	0回	パターン1
	50m3以上 100m3未満	—	1回		—	1回	パターン2
	100m3以上 150m3未満	—	2回		—	2回	
	150m3以上 200m3未満	—	3回		—	3回	
	200m3以上 250m3未満	—	4回		—	4回	
	250m3以上	—	50m3ごとに 上記+1回		—	50m3ごとに 上記+1回	

- 注) 1. 上表は種類ごとに適用する。
 2. 上記のnは打設日数を表す。
 3. 上表においての試験数1回あたりの供試体数は、6個である。
 4. 対象構造物が鉄筋構造物の場合、打設日1日当たり原則午前・午後の2回の実施となるが、公的試験機関での実施分は、午前・午後どちらの分でも構わないものとする。また、打設作業が半日のみ（午前中または午後のみ、および夜間工事で夜間打設のみ）の場合、その日の打設分の品質管理試験は、公的試験機関での実施分1回のみとする。
 5. 圧縮強度試験を実施するまでの供試体は、設計図書や監督職員による特別な指示がない限り、受注者の責任において標準養生を行うものとする。
 6. プレキャストPC桁等で早強セメント等を使用する場合、設計図書や監督職員、又は配合報告書の指定・指示により圧縮強度試験に使用する供試体の材齢が7日及び28日とならない場合があるので注意すること。
 7. 試験予定日（材齢が7日、28日等）が公的試験機関の休業日にあたる場合は、試験実施日を監督職員に確認すること。
 8. 上記以外であっても、監督職員の指示があった場合は、それに従うものとする。

アスファルト舗装工事の品質管理試験

アスファルト舗装工事の出来形管理及び品質管理に必要な抜き取りコア数

交通量 区分	施工面積 区分	品質管理試験回数(コア数)(A)			出来形管理用 コア数(B)	コア数合計 (A)+(B)	備 考
		自主管理	公的試験機関	小計			
N7 N6 N5	50t未満または 400m ² 未満	不要	不要	—	1個	1個	
	400m ² 以上 ～1,000m ² 未満	—	1回(3個)	1回(3個)	1個	4個	
	1,000m ² 以上 ～2,000m ² 未満	—	1回(3個)	1回(3個)	2個	5個	
	2,000m ² 以上 ～3,000m ² 未満	1回(3個)	1回(3個)	2回(6個)	3個	9個	
	3,000m ² 以上 ～4,000m ² 未満	2回(6個)	1回(3個)	3回(9個)	4個	13個	
	4,000m ² 以上 ～5,000m ² 未満	3回(9個)	1回(3個)	4回(12個)	5個	17個	
	5,000m ² 以上	1,000m ² 増える ごとに 上記+1回 (上記+3個)	1回(3個)	1,000m ² 増える ごとに 上記+1回 (上記+3個)	1,000m ² 増える ごとに 上記+1個	1,000m ² 増える ごとに 上記+4個	
N4 N3 N2 N1	50t未満または 400m ² 未満	不要	—	—	1個	1個	
	400m ² 以上 ～1,000m ² 未満	1回(3個)	—	1回(3個)	1個	4個	
	1,000m ² 以上 ～2,000m ² 未満	1回(3個)	—	1回(3個)	2個	5個	
	2,000m ² 以上 ～3,000m ² 未満	2回(6個)	—	2回(6個)	3個	9個	
	3,000m ² 以上 ～4,000m ² 未満	3回(9個)	—	3回(9個)	4個	13個	
	4,000m ² 以上 ～5,000m ² 未満	4回(12個)	—	4回(12個)	5個	17個	
	5,000m ² 以上	1,000m ² 増える ごとに 上記+1回 (上記+3個)	—	1,000m ² 増える ごとに 上記+1回 (上記+3個)	1,000m ² 増える ごとに 上記+1個	1,000m ² 増える ごとに 上記+4個	

- 注) 1. ここでいう品質管理試験とは、コア密度測定試験、混合物のアスファルト量抽出試験、混合物粒度分析試験のことである。
2. 品質管理試験1回あたり3個のコアを採取するものとする。(工事数量に応じて、コア数は必ず3の倍数になる)
3. 複数層(基層・中間層等)の施工を行った場合は、各層ごとに分けて判断し、品質管理試験を実施するものとする。(工事数量も各層ごとの数量で考慮する。)

4. 改質アスファルトを使用する場合は、施工前にホイールトラッキング試験を別途実施しなければならない。(複数層であれば、各層ごとに実施する。)ただし、アスファルト事前審査制度の認定を得た改質アスファルト混合物については省略できる。
5. 品質管理用コアとは別に出来形管理用コアを採取し、舗装厚を確認すること。また、出来形管理用コアは、完成検査時に提示すること。
6. 単純オーバーレイ工事等維持管理的な工事については、実際の交通量区分とは関係なく、交通量区分がN4、N3、N2、N1のグループにあるものとみなし、上表を適用することができる。(切削後、一定の厚さで舗装を打換える場合については交通量区分に応じたコア数とする。)
7. 歩道舗装の場合は、次のとおりとする。
 - ①出来形管理は、厚みの測定のため、片側延長80mごとに1箇所の割でコアを採取する。
 - ②品質管理は、密度測定のため、交通量区分がN4、N3、N2、N1のグループにあるコア数を基本とするが、出来形用のコア数の方が少ない場合は、そのコア数に減じることができるものとする。
コア数を減じる場合は密度試験を実施した後、出来形管理用として利用する。
なお、出来形管理用コアは、完成検査時に提示すること。
8. 橋面舗装において、コアを抜き取ることにより橋体に悪影響を与える恐れのある場合は、取付部での抜き取りを行う等、監督職員と協議の上で、一般的な抜き取りコア以外の方法による出来形及び品質管理を実施すること。

(参考) 交通量区分と舗装計画交通量

交通量区分	舗装計画交通量 (台/日・方向)
N 7	3 0 0 0 以上
N 6	1 0 0 0 以上 3 0 0 0 未満
N 5	2 5 0 以上 1 0 0 0 未満
N 4	1 0 0 以上 2 5 0 未満
N 3	4 0 以上 1 0 0 未満
N 2	1 5 以上 4 0 未満
N 1	1 5 未満

(出典) 舗装設計便覧 (平成18年2月)

8 写真管理基準

8 写真管理基準

8.1 目的

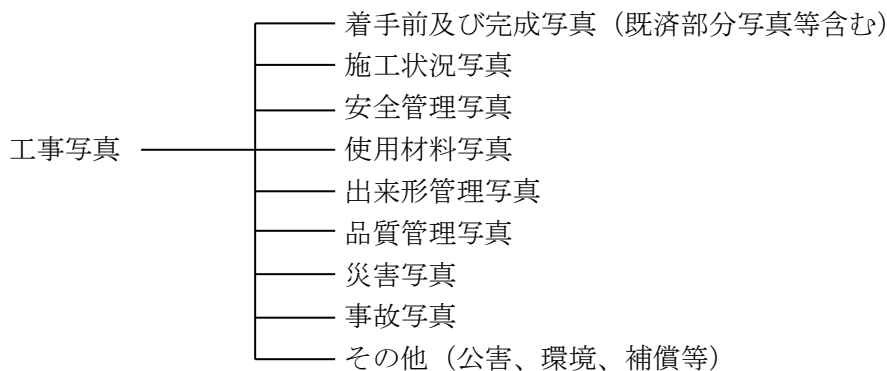
工事写真の撮影は、工事の施工記録と、工事完成後、外面から確認できない箇所の出来形確認資料として、また、各施工段階での使用機械、仮設工法、安全管理施設を知るうえで重要なものである。

8.2 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真の撮影～提出に適用する。

8.3 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



8.4 工事写真の撮影基準

8.4.1 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は撮影箇所一覧表に示すものとする。

8.4.2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、写真帳説明欄等に必要事項を記入し、整理する。特殊な場合は、監督職員が指示した項目や頻度で撮影するものとする。

8.4.3 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管・整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分（工事が完成したときに隠れる部分以外）については、出来形管理状況が分かる写真を工種ごとに1回撮影し、他は撮影を省略する出来るものとする。
- (3) 段階確認において、監督職員等が臨場した箇所は出来形管理写真を省略できる。

8.4.4 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『工事写真の黒板情報電子化（電子黒板）の運用における取扱い』に基づく小黒板情報の電子的記入は、これにあたらぬ。

8.4.5 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度=1,200×900程度～2,000×1,500程度)

8.4.6 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

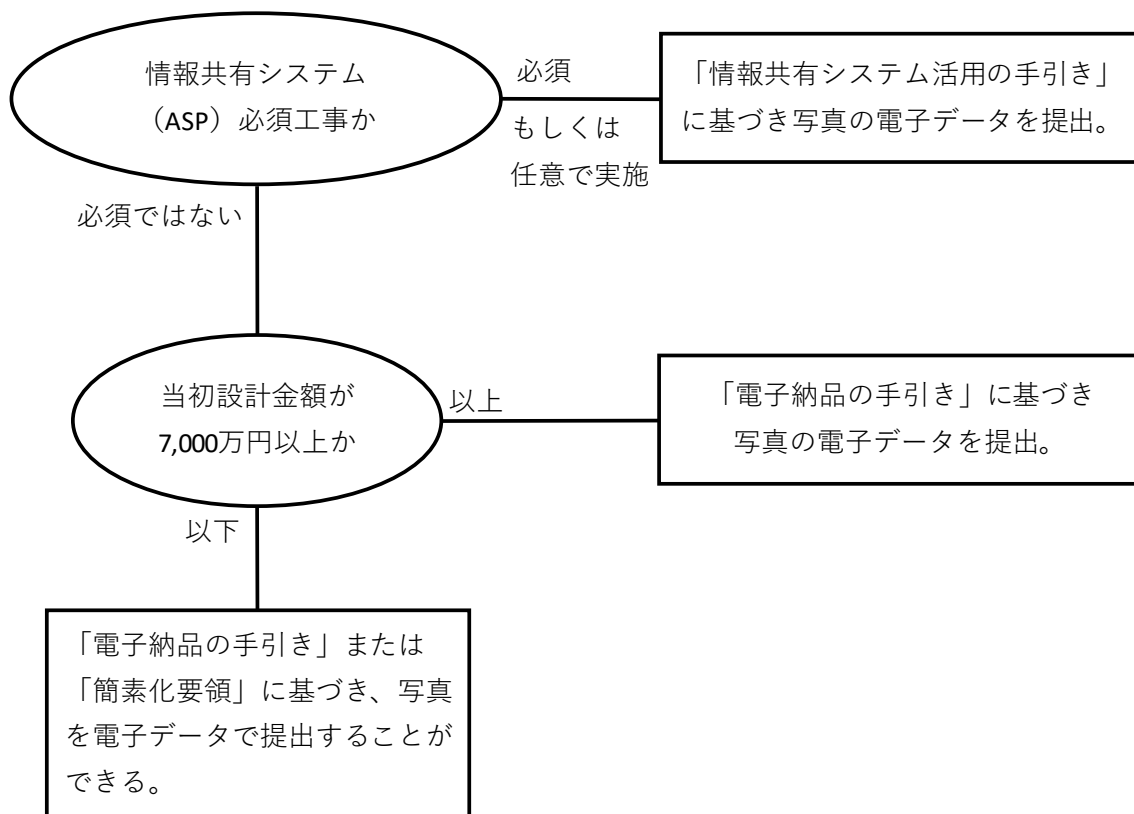
- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

8.5 整理提出

写真を電子納品としていない場合は次によるものとする。

- (1) 写真の大きさはサービスサイズ（Lサイズ）程度とする。また、監督員が指示する場合は、その指示した大きさとする。
- (2) 工事写真帳は、A4版のフリーアルバム（差込式）または、A4版とする。
- (3) 工事写真として、写真の原本と工事写真帳（A4版）を工事完成時に各1部提出すること。
- (4) 工事写真帳の整理については、工種ごとに「撮影箇所一覧表」の「提出頻度」の欄に示す箇所を標準とする。なお、「提出頻度」とは、受注者が「撮影箇所一覧表」に基づく「撮影頻度」により撮影した工事写真のうち、工事写真帳として整理し提出する枚数を示したものである。
- (5) 第1面に着手前と完成が比較できるよう整理し、以下安全管理、施工の工種、順序が判別できる施工状況を整理し、工種毎に見出しを付ける。
- (6) 品質管理写真については、監督職員の指示により別途製本、整理する。
- (7) 工事写真の原本については、次によるものとする。
 - ① 原本を電子媒体（CD-ROM等）で提出する場合は、撮影内容が簡単に把握出来るように電子媒体内を整理し提出すること。
 - ② 原本をネガで提出する場合は、密着写真とともにネガアルバムの撮影内容が分かるように整理し、工事写真整理帳（受注者が「撮影箇所一覧表」に基づく「撮影頻度」により撮影した工事写真のうち、工事写真帳以外の写真を整理）とともに提出すること。
 - ③ 原本をAPSのカートリッジフィルムで提出する場合は、カートリッジフィルム内の撮影内容が分かるように明示し、インデックスプリント及び工事写真整理帳（受注者が「撮影箇所一覧表」に基づく「撮影頻度」により撮影した工事写真のうち、工事写真帳以外の写真を整理）とともに提出すること。
- (8) 原本については、「撮影箇所一覧表」に基づき撮影した写真すべて含むこと。

写真を電子納品とする場合は、以下のフローを参照すること。



8.6 その他

撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すものでその仕様が確認できる箇所及び監督職員の指示した場所をいう。ただし、延長が長いものについては、起終点や変化点など2、3枚提出すること。
- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のこと、及び監督職員が指示した箇所を提出することという。
- (3) 不要とは、写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。

撮影箇所一覧表

工事写真帳は撮影頻度に基づき必ず撮影（ネガ、電子媒体は必ず撮影頻度で撮影された写真を整理し提出）し、その中から提出頻度に基づいて提出する。
工事写真整理帳は工事写真帳以外の写真を整理し、提出する。

区分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	施工完了後1枚	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	全景1枚	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書及び諸基準に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	全景1枚	
			工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不要	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所にて1回 〔施工前後〕	代表箇所1枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザーキャナ(TLS)、地上移動体搭載型レーザーキャナ(地上移動体搭載LS)、無人航空機搭載型レーザーキャナ(UAVレーザー)、TS(ノンプリズム方式)TS等光波方式、RTK-GNSS」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、写真測量に使用したすべての画像(ICONフォルダに格納) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザーキャナ(TLS)、地上移動体搭載型レーザーキャナ(UAVレーザー)、TS(ノンプリズム方式)TS等光波方式、RTK-GNSS」による場合は、代表箇所各1枚	工事打合簿に添付する。

区分		写真管理項目			概要	
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度		
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	全景1枚	夜間・不稼働日の安全対策	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕			
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕			
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	不要	安全訓練等の活動報告書に添付する。	
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	適宜 (不可視となる重要構造物は必須)		
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回			
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕			
品質管理		別添 品質管理写真	撮影箇所一覧表に準じて撮影			
		不可視部分の施工	適宜	適宜		
出来形管理		別添 出来形管理写真	撮影箇所一覧表に準じて撮影			
		不可視部分の施工	適宜	適宜		
		出来形管理基準が定められていない	監督職員と協議事項			
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔可能な場合、被災前及び被災中〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜		
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	発生前は付近の写真でも可	
補償関係	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜		
その他	測量標（仮BM） 工事多角点	設置位置		適宜		
	産業廃棄物写真		運搬車の台数	代表箇所 各1枚		
	掘削 積込	施工状況	1～4台 1回 5～9台 2回 10～19台 3回 20～29台 4回			
	運搬	施工状況	以下10台増す毎に 1回追加する。			
	処分	施工状況	※建設廃棄物マニフェストの 番号を黒板に記載する。 〔施工中〕			
	残土処理			1工事に1回（処分は搬入場所 が変わればその都度） 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	※指定処分場、リサイクルプラント 以外へ搬入する場合は、工 事中に最低1回、監督員が 立会した搬入・処分状況を 撮影すること。
	掘削 積込	施工状況				
	運搬	施工状況				
	処分	施工状況				
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	適宜		

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		スランブ試験			
		コンクリートの圧縮強度試験 (注)			
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]		
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]		
	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後試験)	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	コンクリート舗装の場合適用	
		コンクリートの洗い分析試験			
		ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]		
		テストハンマーによる強度推定調査			
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]		
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	
		引張試験 (注)			
		超音波探傷検査			
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	
		浸透探傷試験	試験毎に1回		
		放射線透過試験	[試験実施中]		
		超音波探傷試験			
		水セメント比試験			
		セメントミルクの圧縮強度試験			
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ブルーフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]		
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		土の液性限界・塑性限界試験			
		含水比試験			
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要	
		粒度			
		平板載荷試験			
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]		
		含水比試験			
6	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		不要	

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			概要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度		
7	セメント安定処理路盤 (施工)	粒度	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要		
		現場密度の測定				
		含水比試験				
		セメント量試験				
8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
		アスファルト量抽出粒度分析試験				
		温度測定				
		水浸ホイールラッキング試験				
		ホイールラッキング試験				
		ラベリング試験				
	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定(注)	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
		温度測定				
		外観検査				
		抜取コアAs量抽出試験(注)				
9	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
		マーシャル突き固め試験				
		ランマー突き固め試験				
		コンクリートの曲げ強度試験				
		温度測定 (コンクリート)	コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]			
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回			
		コアによる密度測定	[試験実施中]			
10	グーアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
		リュエル流動性試験240℃				
		ホイールラッキング試験				
		曲げ試験				
		粒度				
		アスファルト量抽出粒度分析試験				
		温度測定				
	グーアスファルト舗装 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要		
		ブルーフローリング				
		平板載荷試験				
		現場CBR試験				
		含水比試験				降雨後または含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]
		たわみ量				ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			概要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度		
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	不要		
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する			
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]			
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]			
		現場CBR試験	[試験実施中]			
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]			
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	不要		
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]	不要		
		モルタルの圧縮強度試験				
		多サイクル確認試験				
		1サイクル確認試験				
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要		
16	吹付工 (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	モルタルを除く	
		コンクリートの圧縮強度試験(注)				
		スランブ試験				品質に変化がみられた場合 [試験実施中]
		空気量測定				品質に異常が認められた場合 [試験実施中]
17	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	モルタルを除く	
		塩化物総量規制				
		コアによる強度試験				品質に異常が認められた場合 [試験実施中]
		スランブ試験				品質に変化がみられた場合 [試験実施中]
		空気量測定				[試験実施中]
		ロックボルトの引抜き試験				試験毎に1回 [試験実施中]
18	河川土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要		
		土の含水比試験				含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]
		コーン指数の測定				トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]
19	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要		

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			概要				
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度					
20	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNS Sを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	不要					
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]						
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]						
		現場CBR試験	[試験実施中]						
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]						
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]						
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]						
21	捨石工	岩石の見掛比重(注)	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	不要					
		岩石の吸水率(注)							
		岩石の圧縮強さ(注)							
		岩石の形状							
22	覆工コンクリート (NATM)	スランブ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	不要					
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]						
		塩化物総量規制	[試験実施中]						
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]						
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]						
23	吹付けコンクリート (NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの				
		コンクリートの圧縮強度試験							
		スランブ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]						
		空気量測定	[試験実施中]						
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]						
		吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回						
		24	ロックボルト (NATM)			モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	
						モルタルのフロー値試験			
ロックボルトの引抜き試験	適宜								

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
25	路上再生路盤工 (材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]	不要	
		土の粒度試験			
		土の含水比試験			
		土の液性限界・ 塑性限界試験			
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]		
		土の一軸圧縮試験			
CAEの一軸圧縮試験					
	含水比試験				
26	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 [試験実施中]	不要	
		旧アスファルトの軟化点			
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]		
		温度測定			
		かきほぐし深さ			
		粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
27	排水性舗装工・ 透水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホールラッキング試験			
		ホールラッキング試験			
		テバリング試験			
	カンタプロ試験				
	排水性舗装工・ 透水性舗装工 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		
現場透水試験					
現場密度の測定					
外観検査					
28	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要	
		再生アスファルト量			
		水浸ホールラッキング試験			
		ホールラッキング試験			
		テバリング試験			
	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		
		温度測定			
現場密度の測定					
29	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 [現物照合時]	不要	
		在庫品切出	当初の物件で1枚 [切出時] ※他は焼き増し		
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 [試験実施中]		
30	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ノッチ深さ			
		スラグ			
		上縁の溶け			
		平面度			
		ベベル精度			
		真直度			

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
31	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		非破壊試験			
		突合せ継手の 内部欠陥に対する検査			
		外観検査			
		曲げ試験			
	ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となった スタッドジベルについて [試験実施中]			
32	路床土処理工	配合試験	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
		現場処理土の室内管理試験			
		現場密度の測定			
33	鋼橋 (鋼材)	機械的性質試験	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
	鋼橋 (溶接施工試験)	溶接工に準拠			
	鋼橋 (溶接継手)	放射線透過試験			
	鋼橋 (ボルト締付管理)	ボルト締付管理			
34	プレストレスト コンクリート桁 (コンクリート)	セメント・コンクリートに準拠		不要	
	プレストレスト コンクリート桁 (グラウト)	流動性・ブリーディング率・ 体積変化率・圧縮強度	グラウトの種類毎に1回 [試験実施中]		
		塩化物含有量試験			
	プレストレスト コンクリート桁 (緊張管理)	ケーブル緊張管理	試験毎に1回 [試験実施中]		
35	橋梁補修工 (鋼材)	機械的性質試験	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
	橋梁補修工 (溶接施工試験)	溶接工に準拠			
	橋梁補修工 (浸透探傷試験)				

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 河川土工・海岸 土工・砂防土工	1-2-3-2		掘削工			8 - 37
	1-2-3-3		盛土工			8 - 38
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアル メ）壁工法		8 - 38
				多数アンカー式 補強土工法		8 - 38
				ジオテキスタイルを 用いた補強土工法		8 - 38
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		8 - 38
1-2-3-6		堤防天端工			8 - 39	
第4節 道路土工	1-2-4-2		掘削工			8 - 39
	1-2-4-3		路体盛土工			8 - 40
	1-2-4-4		路床盛土工			8 - 40
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		8 - 41
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			8 - 41

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工（任意仮設は除く）	鋼矢板		8 - 42
				軽量鋼矢板		8 - 42
				コンクリート矢板		8 - 42
				広幅鋼矢板		8 - 42
				可とう鋼矢板		8 - 42
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		8 - 42
	3-2-3-6		小型標識工			8 - 42
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		8 - 42
				転落（横断）防止柵		8 - 42
				車止めポスト		8 - 42
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		8 - 42
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		8 - 42
	3-2-3-9		区画線工			8 - 42
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		8 - 43
				距離標		8 - 43
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			8 - 43
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		8 - 43
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		8 - 43
	3-2-3-13		ポストテンション桁製作工			8 - 43
	3-2-3-14	1	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）		8 - 43
		2	プレキャストセグメント主桁組立工			8 - 43
	3-2-3-15		PCボックス製作工			8 - 44
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			8 - 44
		2	PC押し出し箱桁製作工			8 - 44
	3-2-3-17		根固めブロック工			8 - 44
	3-2-3-18		沈床工			8 - 44
	3-2-3-19		捨石工			8 - 44
	3-2-3-22		階段工			8 - 44
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		8 - 45
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		8 - 45
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		8 - 45
		2	多自然型護岸工	かごマット		8 - 45
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		8 - 45
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		8 - 45
	3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		8 - 45
				プレキャストパイプ工		8 - 45
	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		8 - 46
				L型側溝		8 - 46
				自由勾配側溝		8 - 46
				管渠		8 - 46
		2	側溝工	場所打水路工		8 - 46
		3	側溝工	暗渠工		8 - 46

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-2-3-30		集水柵工			8 - 46
	3-2-3-31		現場塗装工			8 - 46
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		8 - 46
				砕石基礎工		8 - 46
				割ぐり石基礎工		8 - 46
				均しコンクリート		8 - 46
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		8 - 46
				2	基礎工（護岸）	プレキャスト
	3-2-4-4		既製杭工	既製コンクリート杭		8 - 47
				鋼管杭		8 - 47
				H鋼杭		8 - 47
	3-2-4-5		場所打杭工		8 - 47	
	3-2-4-6		深礎工		8 - 47	
3-2-4-7		オープンケーソン 基礎工		8 - 47		
3-2-4-8		ニューマチック ケーソン基礎工		8 - 47		
3-2-4-9		鋼管矢板基礎工		8 - 48		
第5節 石・ブロック積 （張）工	3-2-5-3	1	コンクリート ブロック工	コンクリート ブロック積		8 - 48
				コンクリート ブロック張り		8 - 48
				連節ブロック張り		8 - 48
	3-2-5-4		緑化ブロック工	天端保護ブロック		8 - 48
						8 - 48
3-2-5-5		石積（張）工		8 - 49		
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		8 - 50
				粒調Fe含む		
		2	アスファルト舗装工	上層路盤工		8 - 51
				（粒度調整路盤工） 粒調Fe含む		
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工		8 - 52
				（セメント（石灰） 安定処理工）		
4	アスファルト舗装工	加熱アスファルト		8 - 53		
		安定処理工				
5	アスファルト舗装工	基層工		8 - 53		
		表層工		8 - 54		

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		8 - 54
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		8 - 55
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)		8 - 56
		4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安 定処理工		8 - 57
		5	半たわみ性舗装工	基層工		8 - 57
		6	半たわみ性舗装工	表層工		8 - 57
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		8 - 58
		2	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		8 - 59
		3	排水性舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)		8 - 60
		4	排水性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		8 - 61
		5	排水性舗装工	基層工		8 - 61
		6	排水性舗装工	表層工		8 - 61
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		8 - 62
		2	透水性舗装工	表層工		8 - 62

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-11	1	グースアスファルト 舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		8 - 63
		2	グースアスファルト 舗装工	基層工		8 - 63
		3	グースアスファルト 舗装工	表層工		8 - 63
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		8 - 64
		2	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		8 - 65
		3	コンクリート舗装工	セメント（石灰・ 瀝青）安定処理工		8 - 66
		4	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		8 - 67
		5	コンクリート舗装工	コンクリート 舗装版工		8 - 67
		6	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 （下層路盤工）		8 - 68
		7	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 （粒度調整路盤工）		8 - 69
		8	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 （セメント（石灰・ 瀝青）安定処理工）		8 - 70
		9	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 （アスファルト中間層）		8 - 71
		10	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		8 - 71
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		8 - 72
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工 （粒度調整路盤工）		8 - 72
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工 （セメント（石灰） 安定処理工）		8 - 72
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		8 - 72
		5	薄層カラー舗装工	基層工		8 - 73
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		8 - 73
		2	ブロック舗装工	上層路盤工 （粒度調整路盤工）		8 - 73
		3	ブロック舗装工	上層路盤工 （セメント（石灰） 安定処理工）		8 - 73
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		8 - 74
		5	ブロック舗装工	基層工		8 - 74
	3-2-6-15		路面切削工			8 - 74
	3-2-6-16		舗装打換え工			8 - 74
	3-2-6-17		オーバーレイ工			8 - 74

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する写真管理基準	頁	
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			8 - 75	
	3-2-7-3		置換工 (Fe石灰処理土を含む)			8 - 75 75	
	3-2-7-5		パイルネット工			8 - 75	
	3-2-7-6		サンドマット工			8 - 75	
	3-2-7-7		パーチカルドレーン工	サンドドレーン工			8 - 75
				ペーパードレーン工			8 - 75
				袋詰式サンドドレーン工			8 - 75
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工			8 - 75
	3-2-7-9		固結工	粉末噴射攪拌工			8 - 75
				高圧噴射攪拌工			8 - 75
スラリー攪拌工						8 - 75	
生石灰パイル工						8 - 75	
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭			8 - 75
				鋼矢板			8 - 75
		2	土留・仮締切工	アンカー工			8 - 76
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工			8 - 76
		4	土留・仮締切工	締切盛土			8 - 76
	5	土留・仮締切工	中詰盛土			8 - 76	
	3-2-10-9		地中連続壁工 (壁式)				8 - 76
	3-2-10-10		地中連続壁工 (柱列式)				8 - 76
3-2-10-22		法面吹付工			3-2-14-3吹付工	8 - 79	
第12節 工場製作工 (共通)	3-2-12-1	1	一般事項	casting fee (metal support work)			8 - 77
				casting fee (large rubber support work)			8 - 77
				temporary work material work			8 - 77
				blade work			8 - 77
	3-2-12-3	1	桁製作工	temporary work inspection case			8 - 77
				simulation temporary work inspection case			8 - 77
	2	桁製作工	temporary work inspection case			8 - 77	
	3-2-12-4		検査路製作工				8 - 77
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工				8 - 78
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工				8 - 78
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工				8 - 78
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工				8 - 78
3-2-12-9		プレビーム用桁製作工				8 - 78	
3-2-12-10		鋼製排水管製作工				8 - 78	
3-2-12-11		工場塗装工				8 - 78	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
第13節 橋梁架設工	3-2-13-1		架設工	クレーン架設		8 - 79	
				ケーブルクレーン架設		8 - 79	
				ケーブルエレクション架設		8 - 79	
				架設桁架設		8 - 79	
				送出し架設		8 - 79	
				トラベラークレーン架設		8 - 79	
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		8 - 79	
				張芝工		8 - 79	
				筋芝工		8 - 79	
				市松芝工		8 - 79	
				植生シート工		8 - 79	
				植生マット工		8 - 79	
				植生筋工		8 - 79	
				人工張芝工		8 - 79	
				植生穴工		8 - 79	
	3-2-14-3		吹付工 (仮設を含む)	コンクリート		8 - 79	
				モルタル		8 - 79	
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		8 - 79	
				現場吹付法枠工		8 - 79	
	3-2-14-6		2	法枠工	プレキャスト法枠工		8 - 79
					アンカー工		8 - 80
	第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		8 - 80
3-2-15-2			プレキャスト擁壁工			8 - 80	
3-2-15-3			補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		8 - 80	
				多数アンカー式補強土工法		8 - 80	
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		8 - 80	
3-2-15-4		井桁ブロック工			8 - 80		
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		8 - 80	
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船 バックホウ浚渫船		8 - 80	
第18節 床版工	3-2-18-1		床版工			8 - 80	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸							
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	8 - 47	
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 42	
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	8 - 47	
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 42	
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 48	
	6-1-7-4		護岸付属物工			8 - 81	
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	8 - 48	
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 48	
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	8 - 49	
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	8 - 79	
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 45
				巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 45
				かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 45
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	8 - 79	
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 79	
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	8 - 38	
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	8 - 45
ふとんかご					3-2-3-27羽口工	8 - 45	
かご枠					3-2-3-27羽口工	8 - 45	
連節ブロック張り					3-2-5-3連節ブロック張り	8 - 48	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 80	
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト 擁壁工	8 - 80	
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固め ブロック工	8 - 44	
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	8 - 44	
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	8 - 44	
	6-1-9-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	8 - 45
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	8 - 45
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	8 - 44	
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	8 - 44	
	6-1-10-5		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	8 - 45
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	8 - 45
6-1-10-8		杭出し水制工			8 - 81		

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 42	
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	8 - 50	
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	8 - 64	
	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	8 - 72	
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	8 - 73	
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	8 - 46	
	6-1-11-10		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	8 - 46	
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	8 - 42	
第12節 付帯道路施設工	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	8 - 42	
	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	8 - 43	
第13節 光ケーブル配管工	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	8 - 42	
	6-1-13-3		配管工			8 - 81	
	6-1-13-4		ハンドホール工			8 - 81	
第2章 浚渫（川）							
第2節 浚渫工 （ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工 （民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	8 - 80	
第3節 浚渫工 （グラブ浚渫船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	8 - 80	
第4節 浚渫工（バックホウ 浚渫船）	6-2-5-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	8 - 80	
第3章 樋門・樋管							
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 47	
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 47	
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 42	
	6-3-5-6	1	2	函渠工	本体工		8 - 81
					ヒューム管		8 - 81
					PC管		8 - 81
					コルゲートパイプ		8 - 81
					ダクタイル鋳鉄管		8 - 81
		PC函渠	3-2-3-28プレキャスト カルバート工	8 - 45			
6-3-5-7		翼壁工			8 - 81		
6-3-5-8		水叩工			8 - 82		
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック 工	8 - 44	
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	8 - 44	
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	8 - 44	
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	8 - 45	
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	8 - 45		
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	8 - 46	
	6-3-7-4		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	8 - 46	
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	8 - 46	
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャスト カルバート工	8 - 45	
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 42	
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	8 - 44	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第4章 水門						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	8 - 77
	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	8 - 78
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	8 - 78
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	8 - 78
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	8 - 78
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	8 - 77
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	8 - 78
第6節 水門本體工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 47
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 47
	6-4-6-6		矢板工 (遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	8 - 42
	6-4-6-7		床版工			8 - 82
	6-4-6-8		堰柱工			8 - 82
	6-4-6-9		門柱工			8 - 82
	6-4-6-10		ゲート操作台工			8 - 82
	6-4-6-11		胸壁工			8 - 82
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	8 - 81
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	8 - 82
第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	8 - 44
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	8 - 44
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	8 - 44
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	8 - 45
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	8 - 45
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 42
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	8 - 44
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13-1 架設工 (クレーン架設)	8 - 79
	6-4-9-5		架設工(ケーブル クレーン架設)		3-2-13-1 架設工 (ケーブルクレーン架設)	8 - 79
	6-4-9-6		架設工(ケーブル エレクション架設)		3-2-13-1 架設工(ケーブ ルエレクション架設)	8 - 79
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13-1 架設工 (架設桁架設)	8 - 79
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13-1 架設工 (送出し架設)	8 - 79
	6-4-9-9		架設工(トラベラー クレーン架設)		3-2-13-1 架設工(トラベ ラークレーン架設)	8 - 79
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 88
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 46
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-1床版工	8 - 80
第12節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 45
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 89
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 89
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 89
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 89

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第14節 コンクリート管理 橋上部工(PC橋)	6-4-14-2		プレテンション桁 製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション 桁製作工(購入工)	8 - 43
	6-4-14-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13ポストテンショ ン桁製作工	8 - 43
	6-4-14-4		プレキャスト セグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-13プレキャスト セグメント桁製作工 (購入工)	8 - 43
	6-4-14-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14プレキャスト セグメント主桁組立工	8 - 43
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 88
	6-4-14-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13-1架設工 (クレーン架設)	8 - 79
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13-1架設工 (架設桁架設)	8 - 79
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-1床版工	8 - 80
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 92
	第15節 コンクリート管理 橋上部工 (PCホロースラブ 橋)	6-4-15-2		架設支保工(固定)		3-2-13-1架設工
6-4-15-3			支承工		10-4-5-10支承工	8 - 88
6-4-15-4			落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 92
6-4-15-5			PCホロースラブ 製作工		3-2-3-15PCホロースラ ブ製作工	8 - 44
第16節 橋梁付属物工 (コンクリート 管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 45
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 89
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 89
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 89
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 89
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装 工	8 - 50
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	8 - 54
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	8 - 58
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	8 - 62
	6-4-18-9		グースアスファルト 舗装工		3-2-6-11グースアスファ ルト舗装工	8 - 63
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗 装工	8 - 64
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装 工	8 - 72
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	8 - 73
第5章 堰						
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	8 - 77
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	8 - 77
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	8 - 77
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手 製作工	8 - 78
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置 製作工	8 - 78
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管 製作工	8 - 78
	6-5-3-9		プレビーム用桁 製作工		3-2-12-9プレビーム用桁 製作工	8 - 78
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵 製作工	8 - 78
	6-5-3-12		アンカーフレーム 製作工		3-2-12-8アンカーフレー ム製作工	8 - 78
	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	8 - 77
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	8 - 78

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 47	
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 47	
	6-5-6-5		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	8 - 47	
	6-5-6-6		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	8 - 47	
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 42	
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	8 - 82	
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	8 - 82	
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	8 - 82	
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	8 - 82	
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	8 - 82	
	6-5-6-13		閘門工			8 - 82	
	6-5-6-14		土砂吐工			8 - 82	
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 80	
	第7節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 47
		6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 47
6-5-7-5			オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	8 - 47	
6-5-7-6			ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	8 - 47	
6-5-7-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 42	
6-5-7-8			堰本体工			8 - 82	
6-5-7-9			水叩工			8 - 82	
6-5-7-10			土砂吐工			8 - 82	
6-5-7-11			取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 80	
第8節 魚道工		6-5-8-3		魚道本体工			8 - 82
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			8 - 82	
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13-1 架設工 (クレーン架設)	8 - 79	
	6-5-10-5		架設工 (ケーブル クレーン架設)		3-2-13-1 架設工 (ケーブルクレーン架設)	8 - 79	
	6-5-10-6		架設工 (ケーブル エレクション架設)		3-2-13-1 架設工(ケーブル エレクション架設)	8 - 79	
	6-5-10-7		架設工 (架設桁架設)		3-2-13-1 架設工 (架設桁架設)	8 - 79	
	6-5-10-8		架設工 (送出し架設)		3-2-13-1 架設工 (送出し架設)	8 - 79	
	6-5-10-9		架設工 (トラベラー クレーン架設)		3-2-13-1 架設工(トラベ ラークレーン架設)	8 - 79	
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 88	
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 46	
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-1床版工	8 - 80	
第13節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 45	
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 89	
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 89	
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 89	
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 89	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第15節 コンクリート管理 橋上部工（P C	6-5-15-2		プレテンション桁製 作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション 桁製作工（購入工）	8 - 43
	6-5-15-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13ポストテンショ ン桁製作工	8 - 43
	6-5-15-4		プレキャスト セグメント桁製作工 （購入工）		3-2-3-13プレキャストセ グメント桁製作工（購入 工）	8 - 43
	6-5-15-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセ グメント主桁組立工	8 - 43
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 88
	6-5-15-7		架設工 （クレーン架設）		3-2-13-1架設工 （クレーン架設）	8 - 79
	6-5-15-8		架設工 （架設桁架設）		3-2-13-1架設工 （架設桁架設）	8 - 79
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-1床版工	8 - 80
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 92
	第16節 コンクリート管理 橋上部工 （P Cホロースラブ 橋）	6-4-15-2		架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工
6-4-15-3			支承工		10-4-5-10支承工	8 - 88
6-5-16-4			落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 92
6-5-16-5			P Cホロースラブ 製作工		3-2-3-15P Cホロースラ ブ製作工	8 - 44
第17節 コンクリート管理 橋上部工 （P C箱桁橋）	6-4-15-2		架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	8 - 79
	6-4-15-3		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 88
	6-5-17-4		P C箱桁製作工		3-2-3-16P C箱桁製作工	8 - 44
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 92
第18節 橋梁付属物工（コン クリート管理橋）	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 45
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 89
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 89
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 89
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 89
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 42
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	8 - 44
第6章 排水機場						
第4節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 47
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 47
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 42
	6-6-4-6		本体工			8 - 83
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			8 - 83
第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 47
	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 47
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 42
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 80
	6-6-5-7		コンクリート床版工			8 - 83
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック 工	8 - 44
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 46
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 47
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 47
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 42
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	8 - 83

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
第7章 床止め・床固め							
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 47	
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 42	
	6-7-4-6		本土工	床固め本土工			8 - 83
				植石張り		3-2-5-5石積（張）工	8 - 49
				根固めブロック		3-2-3-17根固めブロック工	8 - 44
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 80	
	6-7-4-8		水叩工	水叩工			8 - 83
				巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 45
根固めブロック					3-2-3-17根固めブロック工	8 - 44	
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本土工	8 - 83	
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本土工	8 - 83	
	6-7-5-6		側壁工			8 - 83	
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	8 - 83	
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 80	
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	8 - 48	
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	8 - 49	
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	8 - 46	
第8章 河川維持							
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	8 - 39	
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	8 - 64	
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	8 - 50	
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 42	
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 42	
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	8 - 43	
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	8 - 81	
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	8 - 81	
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	8 - 79	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第9章 河川修繕						
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	8 - 38
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 79
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	8 - 45
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリート ブロック工 (連節ブロック張り)	8 - 48
				コンクリート ブロック張り	3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 48
				石張工	3-2-5-5石積(張)工	8 - 49
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 79
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	8 - 49
	6-9-6-4		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 48
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 42
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	8 - 74
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	8 - 74
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	8 - 74
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型 側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	8 - 46
				集水柵工	3-2-3-30集水柵工	8 - 46
6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	8 - 42	
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 46
	6-9-8-4		コンクリート面 塗装工		3-2-3-11コンクリート面 塗装工	8 - 43

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第8編 斜面对策編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
第3章 斜面对策							
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 79	
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	8 - 79	
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	8 - 79	
	8-3-4-5		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	8 - 45
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	8 - 45
	8-3-4-6		アンカー工 (プレキャスト コンクリート板)			3-2-14-6アンカー工	8 - 80
8-3-4-7		抑止アンカー工			3-2-14-6アンカー工	8 - 80	
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 47	
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 80	
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト 擁壁工	8 - 80	
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	8 - 80	
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	8 - 80	
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	8 - 85	
第6節 山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・ 排水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 46	
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			8 - 84	
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	8 - 46	
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 46	
	8-3-6-7		集水榭工		3-2-3-30集水榭工	8 - 46	
第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			8 - 84	
	8-3-7-5		集水井工			8 - 84	
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 80	
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	8 - 75	
	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 42	
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 47	
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 47	
	8-3-9-5		シャフト工 (深礎工)		3-2-4-6深礎工	8 - 47	
	8-3-9-6		合成杭工			8 - 84	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		8 - 85
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	8 - 78
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 79
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	8 - 79
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	8 - 79
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	8 - 80
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	8 - 45
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	8 - 45	
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 47
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 47
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 80
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	8 - 80
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	8 - 80
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	8 - 80
ジオテキスタイルを用いた補強土工法				3-2-15-3補強土壁工	8 - 80	
10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	8 - 80	
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	8 - 48
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	8 - 49
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 47
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 47
	10-1-9-6		場所打函渠工			8 - 85
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	8 - 45
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	8 - 46
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	8 - 46
	10-1-10-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	8 - 46
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	8 - 46
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 46
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	8 - 46
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			8 - 85
	10-1-11-5		落石防護柵工			8 - 85
	10-1-11-6		防雪柵工			8 - 85
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			8 - 85
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			8 - 85
	10-1-12-5		遮音壁本体工			8 - 85

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第2章 舗装						
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	8 - 50
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	8 - 54
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	8 - 58
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	8 - 62
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	8 - 63
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	8 - 64
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	8 - 72
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	8 - 73
	10-2-4		歩道路盤工			8 - 86
	10-2-4		取合舗装路盤工			8 - 86
	10-2-4		路肩舗装路盤工			8 - 86
	10-2-4		歩道舗装工			8 - 86
	10-2-4		取合舗装工			8 - 86
	10-2-4		路肩舗装工			8 - 86
	10-2-4		表層工			8 - 86
第5節 排水構造物工 (路面排水工)	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	8 - 46
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	8 - 46
	10-2-5-5		集水柵(街渠柵)・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	8 - 46
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	8 - 46
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 46
	10-2-5-8		排水工(小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	8 - 46
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			8 - 86
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	8 - 42
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		8 - 86
				ラバーシュー		8 - 86
				アンカーボルト		8 - 86
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 42
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 42
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 42
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	8 - 42
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	8 - 42
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		8 - 86
		2	大型標識工	標識柱工		8 - 86
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	8 - 42
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	8 - 43
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			8 - 87
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		8 - 87
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		8 - 87
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 45

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	8 - 77
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			8 - 87
	10-3-3-4		アンカーフレーム 製作工		3-2-12-8アンカーフ レーム製作工	8 - 78
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	8 - 78
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 47
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 47
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	8 - 47
	10-3-6-6		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	8 - 47
	10-3-6-7		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	8 - 47
	10-3-6-8		橋台躯体工			8 - 87
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 47
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 47
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	8 - 47
	10-3-7-6		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	8 - 47
	10-3-7-7		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	8 - 47
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	8 - 48
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		8 - 87
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		8 - 87
	第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工
10-3-8-4			場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 47
10-3-8-5			深礎工		3-2-4-6深礎工	8 - 47
10-3-8-6			オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	8 - 47
10-3-8-7			ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	8 - 47
10-3-8-8			鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	8 - 48
10-3-8-9		1	橋脚フーチング工	I型・T型		8 - 88
		2	橋脚フーチング工	門型		8 - 88
10-3-8-10		1	橋脚架設工	I型・T型		8 - 88
		2	橋脚架設工	門型		8 - 88
10-3-8-11			現場継手工			8 - 88
10-3-8-12			現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 46

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	8 - 46	
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 42	
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	8 - 46	
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 42	
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 48	
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	8 - 81	
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	8 - 48	
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 48	
	10-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	8 - 49	
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	8 - 79	
	10-3-11-8			多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 45
				多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 45
				多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 45
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	8 - 79	
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 79	
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	8 - 38	
	10-3-11-12			羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	8 - 45
					ふとんかご	3-2-3-27羽口工	8 - 45
			かご枠		3-2-3-27羽口工	8 - 45	
			連節ブロック張り		3-2-5-3連節ブロック張り	8 - 48	
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 80	
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト 擁壁工	8 - 80	
第4章 鋼橋上部							
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	8 - 77	
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	8 - 77	
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手 製作工	8 - 78	
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置 製作工	8 - 78	
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管 製作工	8 - 78	
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵 製作工	8 - 78	
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			8 - 88	
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	8 - 77	
	10-4-3-11		鋳造費		3-2-12-1鋳造費	8 - 77	
	10-4-3-12		アンカーフレーム 製作工		3-2-12-8アンカーフレー ム製作工	8 - 78	
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	8 - 78	
	第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工 （クレーン架設）		3-2-13-1 架設工 （クレーン架設）	8 - 79
		10-4-5-5		架設工（ケーブル クレーン架設）		3-2-13-1 架設工 （ケーブルクレーン架設）	8 - 79
10-4-5-6			架設工（ケーブル エレクション架設）		3-2-13-1 架設工（ケーブ ルエレクション架設）	8 - 79	
10-4-5-7			架設工 （架設桁架設）		3-2-13-1 架設工 （架設桁架設）	8 - 79	
10-4-5-8			架設工 （送出し架設）		3-2-13-1 架設工 （送出し架設）	8 - 79	
10-4-5-9			架設工（トラベラー クレーン架設）		3-2-13-1 架設工（トラベ ラークレーン架設）	8 - 79	
10-4-5-10		1		支承工	鋼製支承		8 - 88
		2		支承工	ゴム支承		8 - 88

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 46
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-1床版工	8 - 80
第8節 橋梁附属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 45
	10-4-8-3		落橋防止装置工			8 - 89
	10-4-8-5		地覆工			8 - 89
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			8 - 89
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			8 - 89
	10-4-8-8		検査路工			8 - 89
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 47
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 47
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	8 - 88
				T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	8 - 88
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13-1架設工	8 - 79
10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 46	
第5章 コンクリート鋼上部						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	8 - 78
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	8 - 78
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	8 - 78
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	8 - 77
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	8 - 78
	10-5-3-7		casting 費		3-2-12-1 casting 費	8 - 77
第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	8 - 43
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	8 - 43
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	8 - 43
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	8 - 43
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	8 - 43
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 88
	10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	8 - 79
	10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（架設桁架設）	8 - 79
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-1床版工	8 - 80
	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 92
第6節 プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		8 - 89
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 88
	10-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	8 - 79
	10-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13-1架設工（架設桁架設）	8 - 79
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-1床版工	8 - 80
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 92

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-2		架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	8 - 79
	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 88
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	8 - 44
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 92
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-2		架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	8 - 79
	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 88
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	8 - 44
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 92
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	8 - 44
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-2		架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	8 - 79
	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 88
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	8 - 44
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 92
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	8 - 44
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 88
	10-5-11-4		架設工（片持架設）		3-2-13-1架設工（片持架設）	8 - 79
第12節 PC押出し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押出し箱桁製作工		3-2-3-16PC押出し箱桁製作工	8 - 44
	10-5-12-3		架設工（押出し架設）		3-2-13-1架設工（押出し架設）	8 - 79
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 45
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 89
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 89
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 89
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 89
第6章 トンネル（NATM）						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			8 - 90
	10-6-4-4		ロックボルト工			8 - 90
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			8 - 90
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	8 - 90
	10-6-5-5		床版コンクリート工			8 - 90
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			8 - 90
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	8 - 46
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			8 - 91
	10-6-8-5		明り巻工			8 - 91

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		8 - 91
	10-12-5-3		プレキャスト ボックス工	特殊部		8 - 91
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部		8 - 91
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			8 - 91
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	8 - 74
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	8 - 74
	10-14-4-5		切削オーバーレイ工			8 - 92
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	8 - 74
	10-14-4-7		路上再生工			8 - 92
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	8 - 72
	10-14-4-11		グルーピング工			8 - 92
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	8 - 46
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	8 - 46
	10-14-5-5		集水柵・ マンホール工		3-2-3-30集水柵工	8 - 46
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	8 - 46
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 46
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	8 - 46
第6節 防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 42
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 42
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 42
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	8 - 42
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	8 - 42
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	8 - 86
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	8 - 43
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	8 - 87
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	8 - 87
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 80
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト 擁壁工	8 - 80
第11節 石・ブロック積 (張) 工	10-14-11-3		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 48
	10-14-11-4		石積(張) 工		3-2-5-5石積(張) 工	8 - 49
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	8 - 85
	10-14-12-5		プレキャスト カルバート工		3-2-3-28プレキャスト カルバート工	8 - 45
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 79
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	8 - 79
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	8 - 79
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	8 - 80
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	8 - 45
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	8 - 45	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 45
	10-14-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 89
	10-14-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 89
	10-14-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 89
	10-14-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 89
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面 塗装工		3-2-3-11コンクリート面 塗装工	8 - 43
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			8 - 92
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製 作工	8 - 78
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	8 - 74
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	8 - 74
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレ イ工	8 - 92
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	8 - 74
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	8 - 92
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装 工	8 - 72
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	8 - 46
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	8 - 46
	10-16-6-5		集水枡・ マンホール工		3-2-3-30集水枡工	8 - 46
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	8 - 46
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 46
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	8 - 46
第7節 縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	8 - 42
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 42
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 42
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 42
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	8 - 42
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	8 - 42
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	8 - 86
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	8 - 42
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	8 - 43
	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	8 - 87
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	8 - 87
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 80
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト 擁壁工	8 - 80
第15節 石・ブロック積 (張)工	10-16-15-3		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 48
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	8 - 49

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	8 - 85
	10-16-16-5		プレキャスト カルバート工		3-2-3-28プレキャスト カルバート工	8 - 45
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 79
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	8 - 79
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	8 - 79
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	8 - 80
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	8 - 45
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	8 - 45	
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	8 - 85
	10-16-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	8 - 85
	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	8 - 85
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	8 - 85
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	8 - 92
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	8 - 88
	10-16-21-4		P C橋支承工		10-4-5-10支承工	8 - 88
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-4		落橋防止装置工			8 - 92
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 89
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 89
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 89
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 89
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 46
	10-16-25-6		コンクリート面 塗装工		3-2-3-11コンクリート面 塗装工	8 - 43

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	3 河川・海	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-2 ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況 (プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕		
						※右のいずれかで撮影する。	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕		
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-3
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕		
	法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕							
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕			
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-4
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-5

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-6
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-2 ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況 (プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕		
						※右のいずれかで撮影する。	「3次元計測技術を用いたD木型管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕		
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	代表箇所 各1枚	1-2-4-3 ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕		
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編多点計測技術（面管理の場合）」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕		
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工（盛土部）	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 （重要構造物かつ主鉄筋に ついて適用）	代表箇所 各1枚	1-3-7-4
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 （重要構造物かつ主鉄筋に ついて適用）	代表箇所 各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工〔任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-4
						変位	40m又は1施工箇所に1回 〔打込後〕		
						数量	全数量 〔打込後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	施工状況	種別毎に1回 〔施工中〕	不要	3-2-3-5
						出来ばえ	種別毎に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	不要	3-2-3-6
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	不要	3-2-3-7
						パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	不要	3-2-3-8
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	不要	3-2-3-8
						ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	不要	3-2-3-9
						施工状況	施工日に1回 〔施工前後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	不要	3-2-3-10
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-11
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕		
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1 スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-12
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1 スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-12
3	2	3	13		ポストテンション桁製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-13
						幅(上) 幅(下) 厚さ 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外後〕		
						中詰め及び グラウト状況	1 スパンに1回 〔施工時〕		
3	2	3	14	1	プレキャストセグメント 製作工 (購入工)	断面の外形寸法	1 スパンに1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-14
3	2	3	14	2	プレキャストセグメント 主桁組立工	組立状況	1 スパンに1回 〔組立時〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-14

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	15		P Cホロースラブ製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-15
						幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						中詰め及び グラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	1	P C箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-16
						幅（上） 幅（下） 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
						中詰め及び グラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	2	P C押し箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-16
						幅（上） 幅（下） 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
						中詰め及び グラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	17		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-17
						ブロックの 形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-2-18
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工	幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-19
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22		階段工	幅 高さ 長さ	1 施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-22

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	設置状況	1 スパンに1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-24
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	設置状況	1 スパンに1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-24
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-26
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-26
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-27
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-27
3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-28
						※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所に1回 (※印は場所打ちのある場合) 〔埋戻し前〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	不要	3-2-3-29
3	2	3	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-29
3	2	3	29	3	暗渠工	幅 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	不要	3-2-2-29
3	2	3	30		集水柵工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	不要	3-2-3-30
3	2	3	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-31
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕		
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	不要	3-2-4-1
3	2	4	3	1	基礎工護岸(現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-3

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	4	3	2	基礎工護岸 (プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-3
3	2	4	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-4
						根入長	1施工箇所に1回 〔打込前〕		
						数量	全数量 〔打込後〕		
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕		
3	2	4	5		場所打杭工	根入長	1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-5
						偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕		
						数量、杭径	全数量 〔杭頭余盛部の 撤去前、杭頭処理後〕		
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕		
						鉄筋組立状況	1施工箇所に1回 〔組立後〕		
3	2	4	6		深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-7
						偏心量	全数量 〔施工後〕		
						数量、基礎径			
						ライナープレート 設置状況	1施工箇所に1回 〔掘削後〕		
						土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕		
						鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕		
3	2	4	7		オープンケーソン基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	3-2-4-7
						ケーソンの長さ	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
						ケーソンの幅			
						ケーソンの高さ			
						ケーソンの壁厚			
						偏心量			
						鉄筋組立状況			
						載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート	1基に1回 〔施工時〕		
打設状況									
中埋状況									
3	2	4	8		ニューマチックケーソン 基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	3-2-4-8
						ケーソンの長さ	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
						ケーソンの幅			
						ケーソンの高さ			
						ケーソンの壁厚			
						偏心量			
						鉄筋組立状況			
						載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート	1基に1回 〔施工時〕		
打設状況									
中埋状況									

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	杓	1基に1回〔据付後〕	全枚数	3-2-4-9
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基に1回 〔設置後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-3
						法長又は高さ 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕		
						基礎コンクリート 水抜管 吸出し防止材	40m又は1施工箇所1回 〔施工中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	法長又は高さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	代表箇所 各1枚	3-2-5-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-4
						法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		
						基礎 水抜管 吸出し防止材	40m又は1施工箇所1回 〔施工中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	5	5		石積（張）工	厚さ（裏込）	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-5
						法長 厚さ （石積・張）	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		
						基礎 水抜管 吸出し防止材	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						転圧状況			
						厚さ	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						転圧状況	[施工中]		
						整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]		
					厚さ	1,000m ² に1回 [整正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較 差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 [整正後]			
					幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1 回 [整正後]			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕			
						ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に 1回 〔修正後〕			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						切取りコア厚さ	全数量 〔抜き後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
						ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に 1回 〔修正後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						切取りコア厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較 差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 〔整正後〕		
幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に 1回 〔整正後〕								

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較 差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に 1回 〔整正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較 差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に 1回 〔整正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						修正状況			
						厚さ	各層毎、測定基準箇所に 準ずる 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に 1回 〔修正後〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						抜取りコブ厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						浸透性ミルク 注入状況	400mに1回 〔注入時〕		
						抜取りコブ厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較 差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に 1回 〔整正後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						修正状況			
						厚さ	各層毎、測定基準箇所に 準ずる 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に 1回 〔修正後〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						抜き取りコブ厚さ	全数量 〔抜き取り後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						抜き取りコブ厚さ	全数量 〔抜き取り後〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-10
						タックコート	各層毎に1回 〔塗布時〕		
						拔取りコア厚さ	全数量 〔拔取り後〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-11
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						修正状況			
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に 1回 〔修正後〕		
					厚さ	各層毎、測定基準箇所に 準ずる 〔修正後〕			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-11
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-11
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
					厚さ	1,000m ² に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較 差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 〔整正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に 1回 〔整正後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						切取りコア厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に 1回 〔整生後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕		
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に 1回 〔整生後〕		
						目地段差	1工事に1回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
					厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況	[施工中]		
						修正状況 厚さ	各層毎400mに1回 [修正後] 1,000m ² に1回 [修正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較 差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 [修正後]		
幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に による場合は各層毎1工事に 1回 [修正後]								

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						切取りコア厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に 1回 〔整生後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ	400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較 差」を管理する場合は各層 毎1工事に1回 〔整生後〕		
						厚さ			
		平坦性	1工事に1回 〔実施中〕						

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000m ² に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎、測定基準箇所に 準ずる 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						切り取りコア厚さ	全数量 〔抜取後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1 回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1 回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1 回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1 回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						修正状況			
						厚さ			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1 回			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						切取りコア厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	幅 延長 厚さ(基準高)	1 施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1 回	代表箇所 各1枚	3-2-6-15
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-16
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	平坦性	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-17
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						修正状況	400mに1回 〔施工後〕		
						切取りコア厚さ	全数量 〔抜取り後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	7	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-2
3	2	7	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-3
3	2	7	5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-5
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-6
3	2	7	7	8	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクション パイル工)	打込長さ 出来ばえ	200m ² 又は1施工箇所に1回 〔打込み前後, 施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-7
						杭径 位置・間隔	200m ² 又は1施工箇所に1回 〔打込後〕		
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕		
3	2	7	9		固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	杭径 位置・間隔	1施工箇所に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-9
						深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕 ただし、(スラリー攪拌工)において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。		
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
						数量	全数量 〔打込後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	1 施工箇所 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
						配置誤差	1 施工箇所 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所 ただし、根入部は40mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1施工箇所 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工 (壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工 (柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	22		法面吹付工		第3編2-14-3 吹付工に準ずる		3-2-10-22

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	12	1	1	鑄造費（金属支承工）	製作状況	適宜 [製作中]	代表箇所 各1枚	3-2-12-1
3	2	12	1	2	鑄造費（大型ゴム支承工）	製作状況	適宜 [製作中]	代表箇所 各1枚	3-2-12-1
3	2	12	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-1
						製作状況	適宜 [製作中]		
3	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1 施工箇所に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-1
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション 仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-3 ※シミュ レーション 仮組立検査 の場合は仮 組立寸法を 省略
						製作状況	適宜 [製作中]		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を 実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-3
						製作状況	適宜 [製作中]		
3	2	12	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-4
						製作状況	適宜 [製作中]		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-5
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-6
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-7
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-8
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-9
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-10
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-11
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	13	1		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	3-2-13-1
3	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	代表箇所 各1枚	3-2-14-2
						土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m2又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	代表箇所 各1枚	3-2-14-2
						ラス鉄網の 重ね合せ寸法	200m2又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕		
						厚さ(検測孔)	200m2又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕		
						アンカーピンの 本数	200m2又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕		
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
						材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕		
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m2又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	代表箇所 各1枚	3-2-14-3
						ラス鉄網の 重ね合せ寸法	200m2又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕		
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
						アンカーピンの 本数	200m2又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕		
						厚さ(検測孔)	200m2又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕		
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 幅 高さ 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-14-4
3	2	14	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-14-4

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	6		アンカー工	削孔深さ	1 施工箇所につき1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	3-2-14-6
						防錆油の 充填状況	10箇所につき1回〔施工中〕		
						配置誤差	1 施工箇所につき1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所につき1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-15-1
						厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	2		プレキャスト擁壁工	据付状況 高さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	3-2-15-2
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ) 壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	高さ 鉛直度 控え	120m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-15-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所につき1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-15-4
						法長 厚さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工	3		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1 施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-16-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	1		床版工	幅 厚さ 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1 スパンにつき1回 〔打設前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-18-1

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
6	河川編	1	7	4	護岸附属物工	幅 高さ	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	6-1-7-4	
6	河川編	1	10	8	杭出し水制工	径 杭長	1 施工箇所 に 1 回 〔打込み前〕	代表箇所 各 1 枚	6-1-10-8	
					幅 方向 間隔	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕				
6	河川編	1	13	3	配管工	配管状況	100m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕	不要	6-1-13-3	
6	河川編	1	13	4	ハンドホール工	据付け状況	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	不要	6-1-13-4	
					厚さ 幅 高さ	100m又は1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕				
6	河川編	3	5	6	1	函渠工 (本體工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1 施工箇所 に 1 回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各 1 枚	6-3-5-6
6	河川編	3	5	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	120m又は1 施工箇所 に 1 回 〔巻立前〕	不要	6-3-5-6
6	河川編	3	5	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ 長さ	1 施工箇所 に 1 回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各 1 枚	6-3-5-7

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
6	3	5	8		水叩工	厚さ 幅 高さ 長さ	1 施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	6-3-5-8
6	4	6	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ 長さ	1 施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	6-4-6-7
6	5	6	13 14		開門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1 施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-5-6-13 6-5-6-14
6	5	7	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
6	5	8	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎につき1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-5-8-3
6	5	9	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1 施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-5-9-2

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
6	6	4	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	6-6-4-6
6	6	4	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所 〔施工後〕	適宜	6-6-4-7
6	6	5	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	6-6-5-7
6	7	4	6		本体工 (床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所 毎に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	6-7-4-6
6	7	4	8		水叩工	幅 高さ	測定箇所 毎に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	6-7-4-8
6	7	5	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所 毎に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	6-7-5-6

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第8編 斜面对策編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8	3	6	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	不要	8-3-6-4
8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	不要	8-3-7-4
8	3	7	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	不要	8-3-7-5
8	3	9	6		合成杭工	偏心量	1施行箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-3-9-6
						数量			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10	1	3	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	10-1-3-2
10	1	9	6		場所打函渠工	厚さ 幅（内空） 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-1-9-6
10	1	11	4		落石防止網工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-11-4
10	1	11	5		落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-11-5
10	1	11	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-11-6
10	1	11	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-11-7
10	1	12	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 （施工前は必要に応じて） 〔施工前後〕	適宜	10-1-12-5
10	1	12	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-12-5

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 道路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	10-2-4
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
						修正状況	400mに1回 〔修正後〕		
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	10-2-4
						抜取りコブ厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
						据付状況	200m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕		
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工 (路 面 排 水 工)	9		排水性舗装用路肩排水工		不要	10-2-5-9	
10 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	<コンクリート工> 各部の厚さ 各部の長さ <ラバーシュー> 各部の長さ 厚さ <アンカーボルト> 中心のずれ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-2-7-4
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	適宜	10-2-9-4
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回	適宜	10-2-9-4

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10	2	12	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	不要	10-2-12-5-1
10	2	12	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	据付け状況	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	不要	10-2-12-5-2
						厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
10	2	12	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所 に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	10-2-12-6
10	3	3	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	10-3-3-3
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
10	3	6	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)構造物編(試行)」 により出来形管理資料を提 出する場合は、出来形計測 状況を1工事1回	代表箇所 各1枚	10-3-6-8
10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)構造物編(試行)」 により出来形管理資料を提 出する場合は、出来形計測 状況を1工事1回	代表箇所 各1枚	10-3-7-9
10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領 (案)構造物編(試行)」 により出来形管理資料を提 出する場合は、出来形計測 状況を1工事1回	代表箇所 各1枚	10-3-7-9

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10	3	8	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-3-8-9
10	3	8	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-3-8-9
10	3	8	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	10-3-8-10
10	3	8	10	2	橋脚架設工 (門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	10-3-8-10
10	3	8	11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-3-8-11
10	4	3	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋につき1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	10-4-3-9
						製作状況			
10	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	支承取付状況	1スパンにつき1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	10-4-5-10
10	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)	支承取付状況	1スパンにつき1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	10-4-5-10

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10	4	8	3		落橋防止装置工	アンカーボルト 孔の削孔長	1 施工箇所に1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	10-4-8-3
10	4	8	5		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-4-8-5
10	4	8	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-4-8-6 10-4-8-7
10	4	8	8		検査路工	幅 高さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-4-8-8
10	5	6	2		プレビーム桁製作工 (現場)	原寸状況 製作状況 仮組立寸法 (撮影項目は適宜) 幅 高さ	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕 適宜 〔製作中〕 1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕 桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-5-6-2

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	10-6-4-3
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕		
						吹付面の 清掃状況	80mに1回 〔清掃後〕		
						金網の 重合せ状況	80mに1回 〔2次吹付前〕		
						吹付け厚さ (検測孔)	80mに1回 〔吹付後〕		
10 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は 80mに1断面〔穿孔中〕	代表箇所 各1枚	10-6-4-4
						ロックボルト 注入状況	施工パターン毎又は 80mに1断面〔注入中〕		
						ロックボルト 打設後の状況	施工パターン毎又は 80mに1断面〔打設後〕		
10 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	代表箇所 各1枚	10-6-5-3
						覆工 (厚さ)	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕		
						幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
10 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-6-5-5
10 道路編	6 トンネル (NATM)	6 インバート工	4		インバート本体工	インバート (厚さ)	40m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	10-6-6-4
						幅(全幅)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10	6	8	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	10-6-8-4
10	6	8	5		明り巻工	覆工(巻立空間)	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠組立後〕	代表箇所 各1枚	10-6-8-5
						覆工(厚さ)	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕		
						幅(全幅) 高さ(内法)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
10	12	5	2		管路工(管路部)	敷設状況	100m又は1施工箇所に1回 〔敷設後〕	代表箇所 各1枚	10-12-5-2
10	12	5	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔据付後〕	代表箇所 各1枚	10-12-5-3
10	12	5	4		現場打ちボックス工 (特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-12-5-4
10	12	6	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	不要	10-12-6-2

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-14-4-5
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕		
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	7		路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	10-14-4-7
						整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	11		グレーピング工	出来ばえ	施工日に1回 (施工前後)	不要	10-14-4-11
10 道路 編	16 道路 維持	3 工 場 製 作 工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	10-16-3-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
10 道路 編	16 道路 維持	22 橋 梁 付 属 物 工	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 (材料搬入時)	代表箇所 各1枚	10-16-22-4
						出来ばえ	適宜 (施工中)		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所各1枚	その他
					トンネル関係	トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所1回 〔埋戻し前〕	代表箇所各1枚	その他
						トンネル（矢板工法）	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所各1枚	その他
							湧水状況	適宜 〔掘削中〕		
							巻立て空間	1セントルに1回 〔型枠組立て後〕		
							覆工厚さ	1セントルに1回 〔型枠除去後〕		
							埋設支保工（建込間隔、寸法、基数）	100m又は1施工箇所1回 〔建込後〕		
							湧水処理工設置状況	全数量 〔設置後〕		
							集水渠（幅、高さ、位置）	100m又は1施工箇所1回 〔設置後〕		
						地下排水工（管接合据付状況）	100m又は1施工箇所1回 〔投入前後〕	代表箇所各1枚	その他	
						地下排水工（フィルター厚さ）				
						インバート厚さ				40m又は1施工箇所1回 〔埋戻し前〕
						矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回 〔設置後〕	その他		
						グラウト材料使用量	全数量 〔使用前後〕	その他		
						シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所各1枚	その他
					セグメント組立状況		1工事に1回 〔組立後〕			
					二次覆工（セグメント清掃状況）		1工事に1回 〔清掃後〕			
					二次覆工の厚さ		1スパンに1回 〔型枠取外し後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
そ の 他					維持 修繕 工 関 係	アスファルト舗装	打換バッチング	施工日に1回 〔施工前後〕	不要	その他
						コンクリート舗装	目地掃除	3,000m ² に1回 〔施工前後〕	不要	その他
							目地充填	3,000m ² に1回 〔施工後〕		その他
							注入工、削孔状況 (位置、間隔)	2,000m ² に1回 〔削孔後〕		その他
							注入工、注入圧	2,000m ² に1回 〔注入時〕		その他
							目地亀裂防止材、 張付け状況	3,000m ² に1回 〔張付け後〕		その他
							局部打換、 各層厚さ	各層毎100mに1回 又は1施工箇所に1回 〔施工前後〕		その他
							路肩、路側路盤工	厚さ		100mに1回 又は1施工箇所に1回 〔施工後〕
						道路除草	出来ばえ	2kmに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕	適宜	その他
						路肩整正	出来ばえ	1kmに1回	適宜	その他
						新設、更新、修理 防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	その他
						新設、更新、修理 標識類	基礎幅、 深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	その他
						新設、更新、修理 照明灯	基礎幅、 深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	その他
						視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 〔施工後〕	適宜	その他
						清掃(路面、標識、 側溝、集水柵)	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	適宜	その他
						区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	適宜	その他
							材料使用量	全数量 〔施工前後〕	適宜	その他

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			
その他					維持修繕工関係	街路樹植樹	出来ばえ	適宜 [施工前後]	適宜	その他	
						街路樹補強補植	出来ばえ	適宜 [施工前後]	適宜	その他	
						街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本に1回, グリーンベルト100mに1回 [施工前後]	適宜	その他	
							材料使用量	全数量 [施工前後]	適宜		
						街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本に1回, グリーンベルト100mに1回 [施工中]	適宜	その他	
							材料使用量	全数量 [施工前後]	適宜		
						街路樹雪囲	出来ばえ	適宜 [施工後]	適宜	その他	
						排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 [施工中]	適宜	その他	
						凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回 [施工中]	適宜	その他	
							材料使用量	全数量 [施工前後]	適宜	その他	
						河川除草	出来ばえ	1kmに1回 (1回刈毎) [施工前後]	適宜	その他	
						鉄筋・無筋コンクリート関係	配筋	位置、 間隔、 継手寸法	打設ロット毎に1回 又は1施工箇所に1回 [組立後]	適宜	その他
							コンクリート打設	打継目処理、 締固施工状況	工種種別毎に1回 [施工時]	1 施工 ブロック 各1枚	その他
							養生	養生状況	工種種別毎に1回, 養生方法毎に1回 [養生時]		その他

9 段階確認等

9 段階確認等

9.1 材料承諾・確認

9.1.1 目的

土木工事共通仕様書第2編 第1章 第2節 工事材料の品質 1. 一般事項に、「受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。」と規定されている。

また、同節 4. 見本・品質証明資料文中に、「設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。」と規定されている。

9.1.2 実施要領

(1) 材料承諾願

設計図書において指定された工事材料の使用にあたっては、材料搬入前に材料承諾願により監督職員の承諾を得るものとし、承諾を得た後現場へ搬入するものとする。

(2) 材料確認書

設計図書において現場確認が必要な工事材料がある場合は、監督職員と協議上、材料確認書により臨場確認を受けるものとする。

- ① 施工計画打合せ時等で監督職員と協議を行って、対象材料を決定しておく必要がある。
- ② 材料確認書により事前に監督職員に提出する。
- ③ 外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を添付する。
- ④ 確認は搬入毎、または使用前にまとめて行ってよい。
- ⑤ 搬入数量は受注者が記入し、確認年月日、確認方法、合格数量は監督職員が記入する。
- ⑥ 備考欄は、確認において指示を受けた事項及び材料の品質、規格等で特記すべき事項があれば記入する。

(3) 材料確認の臨場確認

監督職員は材料確認書により臨場し、添付された資料に基づき材料確認を行う。

(4) 材料確認の机上確認

材料確認は臨場確認が原則であるが、やむを得ず臨場確認が得られない場合は、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を提出し、机上確認を受けることができる。

(5) 写真管理

材料確認の写真撮影は、写真管理基準によるものとする。

(6) その他

材料確認書は、原則として確認実施日毎に提出するものとする。ただし、前後して（1～2日程度）確認実施日があれば併記してもよい。

9.2 段階確認・立会事項

9.2.1 目的

段階確認、立会については、「土木工事共通仕様書」及び「工事請負契約書」に下記のとおり規定されている。

第3編 第1章

3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等

1. 立会依頼書の提出

受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。

2. 監督職員の立会

監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 確認、立会の準備等

受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。なお、監督職員が製作工場において確認を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4. 確認及び立会の時間

監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

5. 遵守義務

受注者は、契約約款第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっては、契約約款第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。

6. 段階確認

段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1)受注者は、表3-1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- (2)受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (3)受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
- (4)受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7. 段階確認の臨場

監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができ、この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

また、立会については「工事請負契約書」に下記のとおり規定されている。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会の上施工するものと指定された工事については、当該立会を受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

9.2.2 実施上の留意点

段階確認の方法には臨場確認と机上確認があり、その取扱も異なるので留意する。確認又は立会いが完了しないと施工の続行ができず、工程に影響を来たすので確認・立会い計画を作成し計画的に願い出るよう留意する。

(1) 定義

1) 立会

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 36. 立会に、「立会とは、契約図書に示された事項について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」と定義されている。

2) 段階確認

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 37. 段階確認に、「段階確認とは、設計図書に示された施工段階、監督職員の指示した施工途中の段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。」と定義されている。

9.2.3 実施要領（立会）

(1) 立会の願い出

所定の様式は確認・立会依頼書を標準とするが、監督職員の実情が得られればこの限りではない。確認・立会依頼書には必要に応じて関係資料の写しを添付する。

(2) 立会の実施

監督職員は願い出により臨場し、施工等の立会を行う。

立会は、設計図書に指定及び監督職員が指示する工事施工の立会等である。

(3) 写真管理

監督職員が臨場した場合の状況写真は不要

9.2.4 実施要領（段階確認）

(1) 段階確認一覧表の運用について

段階確認は、土木工事共通仕様書 第3編 3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等表 3-1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。

この際、受注者は事前に段階確認に係わる報告（段階確認一覧表内の種別、細別、確認の予定時期）を監督職員に提出しなければならない。

ただし、段階確認の確認項目及び確認予定日は監督職員と協議し、定めるものとする。

(2) 段階確認の報告

段階確認書により事前に監督員に報告する。

なお、段階確認に係わる報告については、下記の方法でも可とするが、事前に監督職員と協議するものとする。

- ① 段階確認書による整理
- ② 施工計画書－施工方法の工種フロー内に明記
- ③ 週間工程表による確認

(3) 段階確認の臨場確認

監督職員は段階確認書等により段階確認予定を受注者に通知し、臨場時は、提示された資料（出来形、品質管理資料等）に基づき該当箇所の確認項目の確認を行う。

段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要はない。（監督職員は、受注者が作成する管理資料に、確認した実測値等を手書きで記入する。）

(4) 段階確認の机上確認

段階確認は臨場確認が原則であるが、やむを得ず臨場確認が得られない場合は、施工管理記録、写真等の資料を準備、提出し机上確認を受けることが出来る。

(5) 写真管理

監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要

1 0 安全管理

10 安全管理

10.1 目的

建設工事の増大並びに大型化に伴い、労働災害は増加の傾向にあると共に、全産業と比較しても相変わらず高率を示している現状である。

建設工事の安全管理は、昭和47年に労働基準法から独立、立法された労働安全衛生法及び同施行令、同規則に基づいて実施することになっており、これらの法令は危険防止基準の確立、事業場内における責任体制の明確化、事業者の自主的活動の促進措置等を定めている。

安全管理の徹底を図るためには、安全ポケットブック（福岡建設労務安全研究会：編集・発行）等を活用し、上記労働安全衛生法等の法令に加え、火薬類取締法、建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）その他各種の法令に準拠して、直接作業に従事する労働者の労働災害を防止するのみならず、現場周辺の住民、住宅等、一般通行人等に対する公衆災害の防止に努めなければならない。

10.2 安全管理上の留意点

10.2.1 安全管理計画

具体的な安全対策を立案し、施工計画書に記載し実施する。その主要事項は次のとおりである。

- (1)安全衛生管理、火災予防、災害防止等の管理機構及び活動方針
- (2)安全、衛生教育方針
- (3)安全教育訓練
- (4)仮設備工事の安全対策
- (5)工事作業の安全対策
- (6)工事車両の安全対策
- (7)通行車両、歩行者及び沿道物件（地下埋設物等含む）に対する安全対策

10.2.2 安全衛生管理体制の確立

労働安全衛生法に基づく安全衛生管理組織には、一般的な安全衛生管理組織と、数社の下請業者が一つの場所で混在して作業を行う場合の二通りがあり、それぞれの形態でその管理組織は異なるので留意する。ただ、管理組織を設けるための常時使用する労働者数が規定されているが、これに満たない場合も準用して組織を設けることが望ましい。

10.2.3 安全衛生教育

労働者の雇い入れ時（作業内容の変更も含む）の教育、危険又は有害な業務につかせるときの特別教育、及び職長等の教育については、法の規定するところにより確実に実施しなければならない。

10.2.4 安全教育訓練

施工計画書に、個々の工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な活動計画を作成する。

工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全・訓練等を実施する。

- (1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2)当該工事内容の周知徹底
- (3)工事安全に関する法令、通達、指針の周知徹底
- (4)当該工事における災害対策訓練

- (5)当該工事現場で予想される事故対策
- (6)その他、安全・訓練等として必要な事項

10.2.5 有資格者の標示

各作業主任者、車両系建設機械運転者等それぞれ資格を必要とするので、その確認を行っておくと共に、現場の見易い所に標示、掲示を行っておく。異動が生じたら、標示板の書き替え等配慮する。

10.2.6 現場巡回

安全巡視員の設置については義務付けられているが、受注者の社内における現場巡回、又は隣接等受注者との連携における相互巡回、工事安全協議会等による巡回も計画する。

10.2.7 作業手順書

作業手順書を具体的に作成し、各作業の安全対策、安全衛生教育及び安全訓練等に随時活用を図ること。

10.2.8 安全巡視日誌

日誌の様式は、各受注者によって相違しているが、下記事項については最低記入するよう留意する。

- (1)巡視時間
- (2)点検項目（各現場の状況に応じて具体的な点検項目を定める。）
- (3)指示事項に対する是正確認の時間、及び確認者のサイン等

10.2.9 その他

「安全教育訓練実施資料」は実施状況の提示とし、具体的な実施内容の提出は不要とする。

10.3 事故報告

「土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-30 事故報告書」に規定されているとおり、受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、福岡市公共工事にかかる事故報告要領に基づいて報告しなければならない。

事故速報の様式は、福岡市ホームページの「創業・産業・ビジネス」→「公共工事・技術情報」→「公共工事の技術情報」→「公共工事の安全対策について」
(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/business/anzen.html>)
→「公共工事にかかる事故報告要領」の標準様式を使用する。

1 1 再生資源

1 1 再生資源

11.1 再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）

再生資源利用計画書（実施書）や再生資源利用促進計画書（実施書）の作成は、全ての工事が対象となる。

作成にあたっては、原則、建設副産物情報センター（<http://www.recycle.jacic.or.jp/>）のWEBオンラインシステム「建設副産物情報交換システム」により、元請業者がデータ入力・登録後、写しを工事着手時（施工計画書に含め）に監督職員に提出、工事完了後には実施書を発注者に提出する。監督職員は提出された実施書を一件書類へ添付する。建設副産物情報交換システムを導入していない場合は、「再生資源利用計画書（実施書）」や「再生資源利用促進計画書（実施書）」の提出でも可とする。

なお、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-19 建設副産物 5. 再生資源利用計画、6. 再生資源利用促進計画、7. 処理場所及び処理業者の変更、8. 実施書の提出 9. 建設副産物情報交換システムには以下のように規定されている。

5. 再生資源利用計画

受注者は、土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

6. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

7. 処理場所及び処理業者の変更

受注者は処理場所及び処理業者の変更を生じる場合は、事前に監督職員に届出て変更の承諾を受けなければならない。

8. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。

9. 建設副産物情報交換システム

受注者はコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。

なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。建設副産物情報交換システムを導入していない場合は、「再生資源利用実施書」や「再生資源利用促進実施書」の提出でも可とする。

11.2 再利用の促進

福岡市が発注する工事において発生する建設廃材および使用する再生材については、積極的に再利用を推進するものとする。

(1) 建設廃材の適正処理

建設廃材について再生可能なものは、全て中間処理施設へ搬入することを原則とする。

なお、搬入にあたっては適正に資材の判別を行い搬入すること。

(2) 再生材の使用

再生材の使用を原則とし、その使用にあたっては、再生路盤材及び再生裏込め・基礎材については認定再利用施設の製品を、再生加熱アスファルト混合物についてはアスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された混合物を使用することを原則とする。

ただし、夜間作業や使用量が少ない時には、あらかじめ再生材製造業者と協議を行うこととする。

(3) 再生材の使用に関する注意事項

1) 再生加熱アスファルト混合物は、工事現場から40Km及び1.5時間の範囲内で利用することとし、工事目的物に要求される合材の温度等の品質管理に注意すること。

2) 再生加熱アスファルト混合物の使用にあたっては、資源再利用の観点から、できるだけ再生骨材の混入が多いものとするが、混入率30%以上のものを使用すること。

3) 路盤材及び裏込め・基礎材の使用にあたり、再生材と新材の混合再生材を使用する場合は、再生材の混入率50%以上のものとする。

4) 契約後、監督員は再生材使用について、再生材の安定供給を図ることから、再生材製造業者と現場供給に関する協議を行うよう、受注者の指導を行うこと。

11.3 再利用施設の認定

再生材として使用する再生路盤材及び再生裏込め・基礎材等の再生材料を製造する混合所（以下「再利用施設」という。）は、次の要件に適合する施設とし再生材の安定供給、品質管理等を図るために、再利用施設の認定を行うもの。

なお、再利用施設の認定状況については「認定施設等一覧表」によるものとする。

(1) 再利用施設としての要件

①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による、中間処理業の許可を受けた施設であること。

②「舗装再生便覧」にいう、混合所に適合する施設であること。

③市の公共工事に伴う建設廃材等の、受け入れ体制が整備された施設であること。

④資材の供給において、制約のない施設であること。

(2) 混合再利用施設としての要件

①「碎石法」による、採取計画の認可を受けた施設であること。

②混合材は再利用施設で製造されたものとする。

③資材の供給において、制約のない施設であること。

11.4 建設発生土

土木工事共通仕様書第1編 第1編 1-1-1-19 建設副産物 11. 建設発生土受入承諾書において以下のように規定されている。

9. 建設発生土受入承諾書

受注者は、建設発生土の処理にあたり、事前に「建設発生土受入承諾書」を監督職員に提出しなければならない。

1) 処理確認

認定施設一覧表に記載の指定処分場および建設発生土リサイクルプラント以外への搬出は、工事中に最低1回、施工計画書に記載された処分場の搬入・処分状況について監督員の立会が必要。ただし、やむを得ない場合は現場代理人等の立会に代えることができる。

2) 交通安全対策

処分場等に搬入する工事車両においては、交通安全が図られるよう、法定速度を厳守する等、受注者への指導徹底を図ること。

また、本市の指定処分場に土砂搬入を行う車両については、発注局及び処分場名を記入し、外から確認できる場所（フロントガラス等）に必ず掲示すること。



11.5 産業廃棄物処理に関する運用基準

[1. 目的・適用]

昭和60年4月1日制定「建設工事から発生する産業廃棄物の処理料の設計計上要領」（以下「設計計上要領」）に基づく運用基準を定め、産業廃棄物の適正な処理を行うことを目的とする。

[2. 監督業務]

1. 施工計画書の確認

監督員は、受注者が工事着手前に提出する施工計画書の内容確認を以下により行う。

(1) 処分先の確認

廃棄物の処理処分施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいた適正な処理・処分施設であること。

- ・コンクリート殻及び路盤材使用の鉞さい
福岡市認定再利用施設であること。

- ・アスファルト殻

中間処理施設のうち、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された製品を製造する混合所が併設された施設であること。

- ・建設汚泥

中間処理後に資材として有価で販売することを目的とした中間処理施設等については、事前に産業廃棄物処分業許可証の内容等により、汚泥発生量に見合うリサイクルが可能な施設であること。

なお、最終処分についても許可書の内容等により、汚泥の発生量に見合う処理が可能な施設であること。

(2) 産業廃棄物処理委託契約書の確認

産業廃棄物の不適正処分を防止するため、「産業廃棄物処理委託契約書」等の書面により適正な処理がなされていること。

- ・産業廃棄物の処理を収集運搬業者及び処分業者に委託する場合は、それぞれ取り交わしている書面による委託契約書が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定されている内容であること。

- ・委託契約書に受託者（処分業者・収集運搬業者等）の許可証を添付していること。

2. 着手前に受注者が作成する必要な書類

- ・産業廃棄物処理計画書

「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき産業廃棄物の発生見込量が500m³以上の工事は「産業廃棄物処理計画書」を工事着手の15日前までに「環境局産業廃棄物指導課」に提出すること。

3. 工事施工中の産業廃棄物処理状況の確認

監督員は、施工計画書に基づき産業廃棄物の処理が適切に行われるよう確認すること。

4. 産業廃棄物数量の確認

(1) 処理数量は、マニフェストに基づき受注者が作成した再生資源利用促進実施書で確認する。

マニフェストA・B・D・E票は排出事業者（受注者）の手持ち資料として工事完了検査の際、提示できるようにしておくこと。

また、マニフェストは排出事業者（受注者）が5年間保存することとなっているので、原本は必ず排出事業者が保管すること。

5. 産業廃棄物としての判断が困難な場合の取扱い

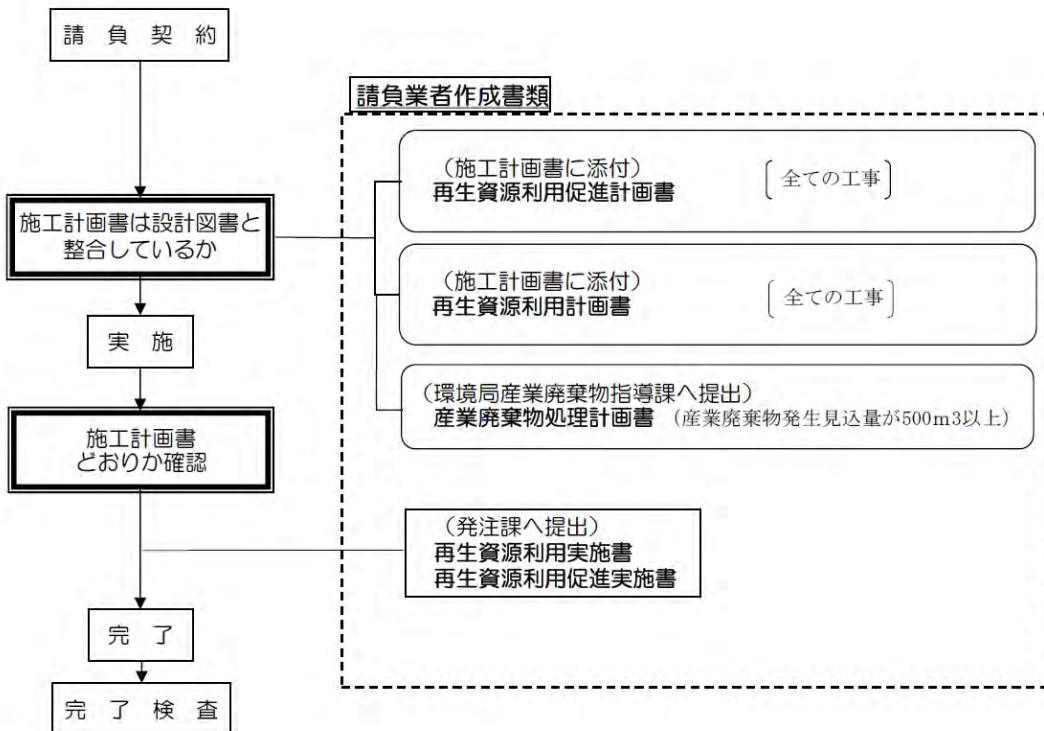
産業廃棄物として判断が困難な場合は、環境局産業廃棄物指導課の指示を受けるものとする。

6. 必要書類の要件

書 類	発 注 者	業 者	産 廃 指 導 課	要 件
特 記 仕 様 書	○	△		・ 建設副産物の処理や現場再利用及び再生材仕様等 についての特別な指示を示す場合
施 工 計 画 書	△	○		・ すべての工事
再生資源利用促進計画書	△	○		・ すべての工事
再生資源利用計画書	△	○		・ すべての工事
マ ニ フ ェ ス ト	△	○		・ 建設廃棄物処理計画書に記載された建設廃棄物を 実際に処理したことの証明となる必要書類
産業廃棄物処理計画書	△	○	☆	・ 産業廃棄物の発生見込量が500m3以上の工事
産業廃棄物処理委託契約書 (写し)	△	○		・ 現場から発生する産業廃棄物の処理を収集運搬業 者及び処理処分業者に委託する場合に必要
再生資源利用促進実施書	△	○		・ すべての工事
再生資源利用実施書	△	○		・ すべての工事

- ・・・作成
- △・・・内容確認
- ☆・・・環境局産業廃棄物指導課へ

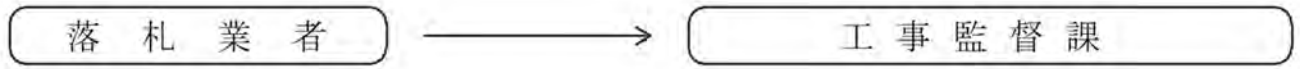
7. 建設工事から発生する産業廃棄物処理の施工フロー



11.6 建設リサイクル法通知の事務手続き

1) 分別解体計画等の説明（法第12条）

工事監督課は入札後、契約締結までの間に受注者（元請け業者）から様式-2「分別解体等の計画等」の提出を求め、計画内容について説明を受ける。



2) 事前通知（法第11条）

対象建設工事の工事監督課は、工事の着手前に、まず環境局循環型社会推進部産業廃棄物指導課（以下「産業廃棄物指導課」という）の確認を受け、住宅都市局建築指導部建築物安全推進課（以下「建築物安全推進課」という）に通知する。

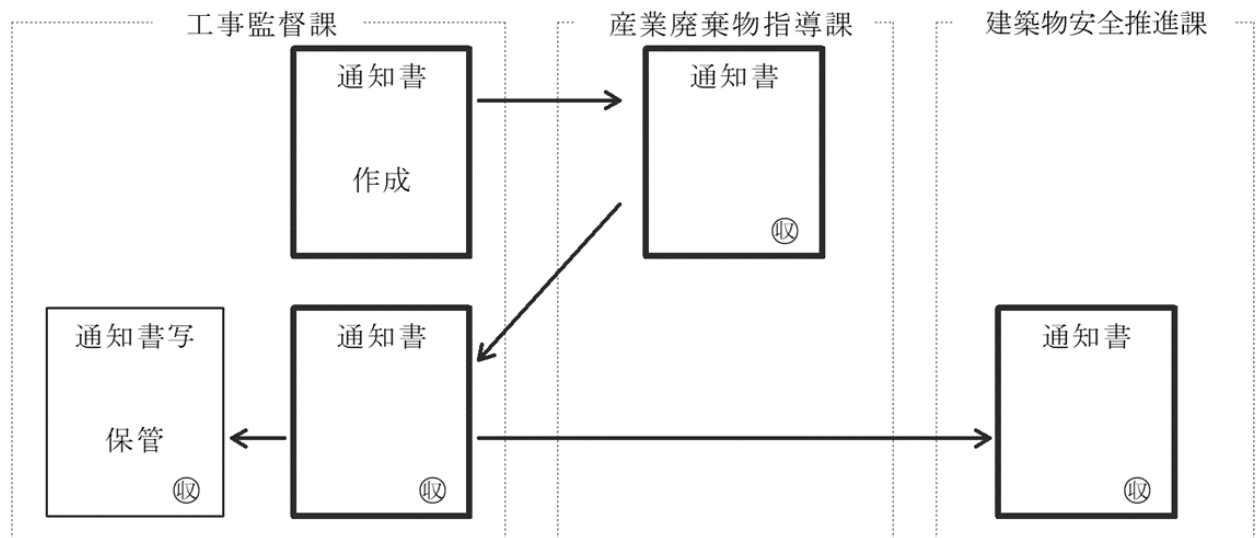
〔通知の方法〕

- ①工事監督課が様式-3「通知書」を一部作成する。
- ②産業廃棄物指導課に「通知書」と「工事請負契約書（写）」を提示し、記載事項について確認してもらい、通知書に「確認印」を押印してもらう。
- ③確認印が押印された「通知書」を建築物安全推進課に提出する。

また、「通知書」の提出部数は1部であるため、工事監督課はあらかじめ複写を作成し保管する。

④発注形態と通知方法との関係

	(ケース)	(通知の方法)
1	一つの現場で元請け業者が複数ある場合	契約単位
2	元請負業者が同じで現場が異なる場合	現場単位
3	元請負業者と現場が同じで契約が異なる場合（例；随意契約）	契約単位



3). 各種様式等

- 1) 建設リサイクル法関係通知書 様式-1
- 2) 分別解体等の計画等 様式-2
- 3) 通知書 様式-3
- 4) 建設工事請負契約書（別紙） 参考-1
- 5) 建設リサイクル法の概要 参考-2

建設リサイクル法関係通知書

起工番号

発注課 局 部 課

契約件名

1 建設リサイクル法対象の別

(アカイのいずれかに○、イの場合はaからcのいずれかにも○)

ア 本工事は、建設リサイクル法の対象とはなりません。

イ 本工事は、下記の場合に建設リサイクル法の対象となります。

a 契約金額に関わらず

b 契約金額が1億円以上の場合

c 契約金額が500万円以上の場合

a から c のいずれかに○。

政令第2条第1号(80㎡以上の建築物の解体工事)と

第2号(500㎡以上の建築物の新築増築)の場合は

aに○。第3号(第2号以外の新築工事等)の場合は

bに○。第4号(建築物以外の工事)の場合はcに○

2 建設リサイクル法に関する工事の内容は下記のとおりです。

ア 解体工事の有無(いずれかに○)

有 無

イ 本工事で発生する特定建設資材廃棄物(新築工事等の場合は使用する特定建設資材)

特定建設資材の種類	発生(使用)の有無 (発生(使用)するものに○)
コンクリート(コンクリート及び鉄から成る建設資材を含む)	
木材	
アスファルト・コンクリート	

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事の種類		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 年 その他 ()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 () 敷地境界との最短距離 約 m その他 ()		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 ()		
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 ()		
	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿 (吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール等) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿 (石綿含有ビニール床タイル等) <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出 (大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> その他 ()
その他 (特定建設資材に付着していない、解体・維持・修繕時に発生する有害物質)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿 (鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿 (スレートボード等) <input type="checkbox"/> その他 ()		近隣住民等に工事内容を広報・周知する <input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出 (大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施 (※事前措置が必要な場合) <input type="checkbox"/> その他 ()	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()			
工作物に用いられた建設資材の量の見込み (解体工事のみ)	トン			
廃棄物発生見込み	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み (全工事) 並びに特定建設資材が使用される工作物の部分 (新築・維持・修繕工事のみ) 及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分 (維持・修繕・解体工事のみ)			使用する部分又は発生が見込まれる部分 (注)
	種類	量の見込み		<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン		<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン		<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン		<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

通 知 書

平成 年 月 日

福岡市長 殿

(工事発注者) 発注者職氏名 : _____

住 所 : _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名			
	<small>フリガナ</small> 担当者職氏名			
	電話番号			
工事の内容	工事の名称			
	工事の場所	福岡市		
	工事の概要	<p>工事の種類</p> <p><input type="checkbox"/>建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/>建築物に係る新築又は増築の工事</p> <p><input type="checkbox"/>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p><input type="checkbox"/>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 () 注1</p> <p>工事の規模</p> <p>建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象面積____㎡</p> <p>建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象面積____㎡</p> <p>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p>用途____、階数____、請負代金____万円(税込)</p> <p>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金____万円(税込)</p>		
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日 工事着手予定日：平成 年 月 日		
請負者	会社名		<small>フリガナ</small> 現場代理人氏名	
	所在地	〒 -		
	電話番号	(内線)	F A X	- -

※受付番号 : _____

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。
(例：舗装、築堤、土地改良等)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく
解体工事に要する費用等

1 解体工事に要する費用

円

2 再資源化等に要する費用

円

3 分別解体等の方法

手作業

手作業及び機械作業の併用

4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材	施設名	所在地

建設リサイクル法の概要

1) 建設リサイクル法の経緯

国においては、公共建設工事が建設副産物対策の先導的な役割を果たすべく、再資源化の推進と再生資源の積極的な利用を進めてきたが、建設廃棄物のリサイクルをさらに推進するために、「建設工事に係る再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」を平成12年5月31日に制定、公布し、平成14年5月30日から全面的に施行された。

2) 建設リサイクル法の目的

特定の建設資材について、その分別解体等および再資源化等を促進するための措置を講じるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、資源の有効な利用の確保と廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

3) 分別解体等および再資源化等の義務付け

①分別解体等実施義務（法第9条）

特定建設資材（①コンクリート、②コンクリート及び鉄からなる建設資材、③アスファルト・コンクリート、④木材）を用いた建築物その他の工作物（建築物等）の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等（解体工事以外の工事）であって、その規模が一定規模以上のもの（対象建設工事）の受注者（下請契約が締結されている場合の各下請負人も含む。）又は自主施工者は、施工方法に関する基準に従って分別解体等を行わなければならない。

②再資源化等の義務付け（法第16条）

対象建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化を行わなければならない。ただし、指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの。施行令第4条）については、工事現場から一定距離（50km）の範囲に再資源化施設がない場合など、再資源化をすると受注者に過大な負担がかかる場合には、焼却等によりその容積を減らす（縮減）ことができる。

1 2 出来形数量計算書

12 出来形数量計算書

12.1 目的

出来形数量計算書作成は、出来高管理を行う上で必要且つ重要な作業である。この作業には3通りの目的があり、その内容は下記のとおりである。

- (1) 契約数量が契約図書及び現地との照合の結果間違いがないか、その照査を行うと共に、契約図書に数量が明示されていない各種材料及び構造の数量計算
- (2) 設計図面等に変更があった場合、変更に関する数量計算
- (3) 出来高確認のための数量計算

12.2 作成上の留意点

上記3通りの作業に関する留意点を下記に述べる。

- (1) 契約数量が契約図書及び現地との照合の結果間違いがないか、その照査を行うと共に、契約図書に数量が明示されていない場合、各種材料及び構造物の数量計算を行う。
 - 1) 数量計算対象は工事内訳書、明細書及び各種構造図等に示されている工種全般とする。また、一式契約、仮設工（床掘、埋戻し、型枠、支保工、足場等）についても数量計算を行う。数量計算は設計寸法によって行う。
 - 2) この照査によって契約数量、寸法等の誤りが発見される場合もあり、この結果が施工に影響を与えるので、工事契約後直ちに数量計算を実施する必要がある。
 - 3) 違算等の資料（数量計算、図面等）は、変更指示及び契約変更の資料として利用される場合もあるので、早急に且つ正確に作成しなければならない。
- (2) 設計図面等に変更があった場合、変更に関する数量計算を行う。
 - 1) 変更数量計算書、図面等は変更指示及び契約変更の資料として利用されるので、早急且つ確実に作成しなければならない。
 - 2) 変更数量計算書は、協議書・通知書で交わされた条件、及び変更設計寸法を基に算出された数量である。したがって、契約変更数量は、監督職員が変更指示した内容のみ認められるものであり、現地出来形寸法で算出されたものではない。
- (3) 出来高数量確認のために数量計算を行う。
 - 1) 数量計算の結果が出来高数量総括表に記入される。
 - 2) 数量計算は工事内訳書、明細書に記載されている契約数量に対して行う。
 - 3) 数量計算は出来形寸法によって計算する。この場合、出来形寸法が設計寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値に定める規格値を満足しているか否かを確認する。

12.3 作成要領

数量計算は、土木工事設計要領第I編共通編によることを原則とするが、細部要領の運用は下記のとおりとする。

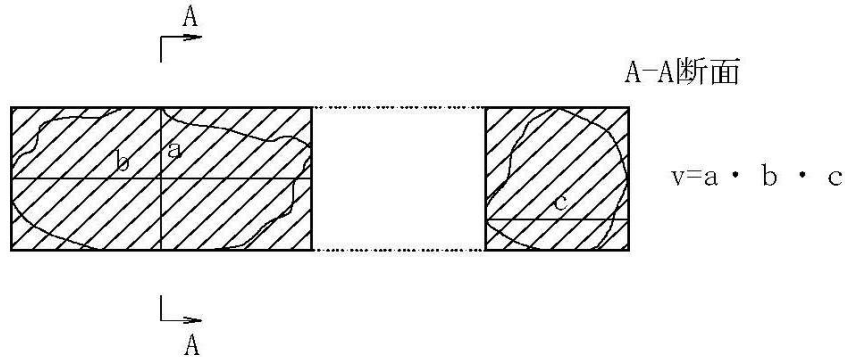
- (1) 公式で計算する場合は、当該公式を記入して計算を実行する。
- (2) 計算対象の構造物は図示すると共に、計算に使用する寸法は構造図に記入する。
- (3) 設計図に記入されていない寸法を用いて計算する場合は、その寸法の算出根拠を明確に計算書に記載する。
- (4) 計算過程は第三者にも理解できるように分かり易く計算する。

12.4 転石体積の計算要領（案）

転石体積の計算及び管理要領は、原則として下記のとおりとする。

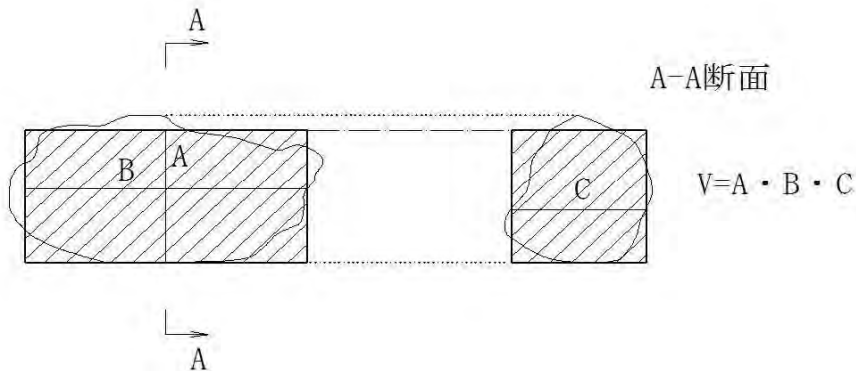
1 一般的な形状の体積計算

- ① 露出した転石全数の、側面部における高さおよび長さ、断面部における幅の頂点間寸法を測定し、この体積 V を算出する。（以下「仮体積」という。）



- ② 下記に示す露出順位毎に、側面および断面形をほぼ平均断面形と想定される高さ、長さ、幅の寸法を測定し、この体積 V を算出する。（以下「実体積」という。）

露 出 順 位						
1	2	5	10	20	30	40
50	70	90	110	140	以下 30 側目毎	



- ③ ②で算出した実体積の合計を、同一転石の①で算出した仮体積の合計で除して係数(D)を求める。

$$D = \frac{V_1 + V_2 + V_5 \cdots = \sum_{i=1}^{1,2,5\cdots} V}{v_1 + v_2 + v_5 \cdots = \sum_{i=1} v}$$

※指定少数位は2位とする。

- ④ ①で算出した全転石の仮体積の合計に、③で算出した係数(D)を乗じて全体積(Z)を算出する。

$$Z = (v_1 + v_2 + v_5 \cdots = \sum_{i=1}^n v) \times D$$

2 特殊な形状の体積計算

特殊な形状の転石は上記1の計算によらず、別途算出をするものとする。

特殊な形状とは下記による。

- ① 長方体またはこれに近い形状。(下記参考図 a または b に類似した形状)・
- ② 欠損部の多い形状。(下記参考図 d に類似した形状)

この場合の算出方法は、数量計算公式による算出、または平均断面法による算出、または前記の一般的な形状の体積計算による算出が考えられるが、当該転石の形状から最適の方法を選び直接実体積を算出するものとする。

3 写真管理および立会

各転石に一連番号を付し、全個数の寸法撮影を行うものとする。

この場合、実体積算出対象転石の寸法撮影(仮体積、実体積共)は監督職員の立会を必要とする。

4 寸法測定

転石寸法は5cm単位の測定を標準とする。

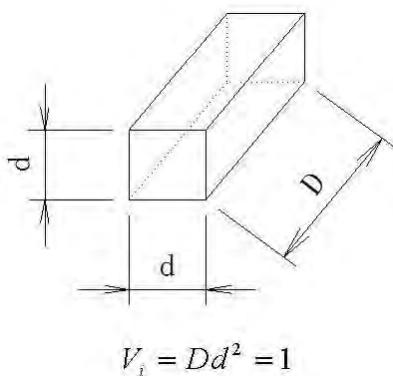
5 その他

転石の体積は切土量または床掘量から控除すること。

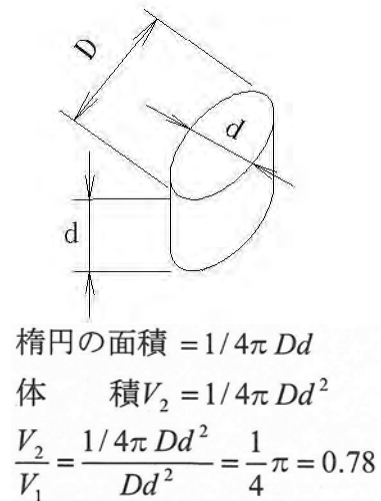
参 考

転石の形状によって、長方体を1とした場合の欠損部の状態ごとの係数を参考として示す。

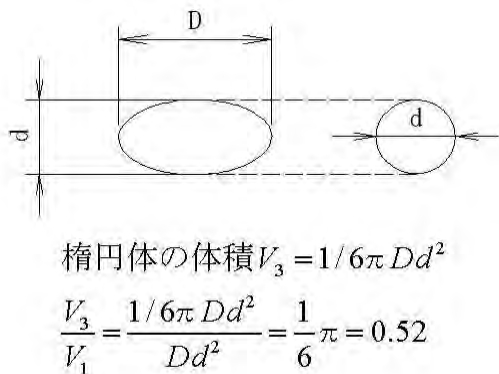
a 図



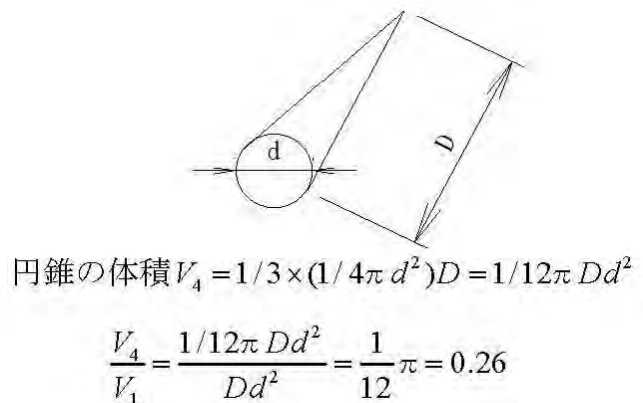
b 図



c 図



d 図



(作成例)

転石計算書 (仮体積)

No. 1

番号	高さ (m)	長さ (m)	幅 (m)	体積 (m ³)	備考
1	1.15	1.80	2.30	4.8	
2	0.95	1.70	2.15	3.5	
3	1.05	1.35	2.25	3.2	
4	1.20	1.80	2.30	5.0	
5	1.35	1.95	2.80	7.4	
6	1.50	1.80	2.00	5.4	
(a)	-	-	-	-	特殊形状により別途計算
7	1.05	1.20	2.00	2.5	
8	1.70	1.90	2.00	6.5	
9	1.05	1.85	1.30	2.5	
10	2.70	4.70	3.60	45.7	

・
・
・

40	1.15	1.70	1.60	3.1	
41	0.80	1.30	1.55	1.6	
42	0.95	1.25	1.75	2.1	
43	2.20	1.70	2.10	7.8	
44	1.10	1.60	1.60	2.8	
45	1.00	0.85	1.40	1.2	
46	1.25	1.30	1.80	2.9	
47	1.50	1.80	2.20	5.9	
	-	-	-	-	特殊形状により別途計算
48	2.05	5.85	5.45	65.4	
49	1.10	2.25	2.25	5.6	
50	1.35	2.60	2.15	7.5	

$$V_1 + V_2 + V_3 + V_{10} + V_{20} + V_{30} + V_{40} + V_{50} = 85.5 \text{ m}^3$$

$$\sum_{i=1}^{50} = 429.8 \text{ m}^3$$

転石計算書 (実体積)

No. 2

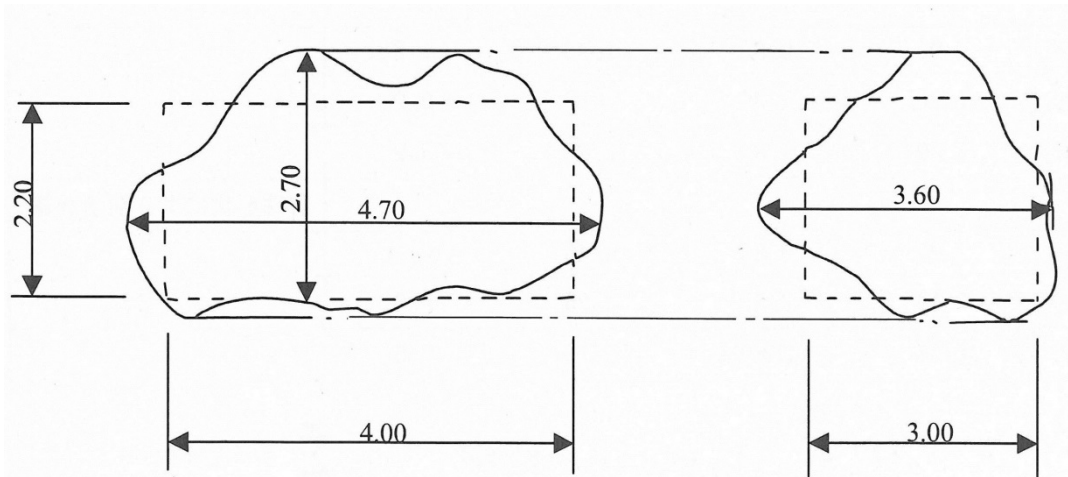
番号	高さ (m)	長さ (m)	幅 (m)	体積 (m3)	備考
1	0.85	1.55	1.90	2.5	
2	0.70	1.45	1.80	1.8	
5	1.15	1.60	1.95	3.6	
10	2.20	4.00	3.00	26.4	
20	1.35	2.10	1.50	4.2	
30	0.80	1.80	1.80	2.6	
40	0.85	1.30	1.30	1.4	
50	0.85	2.10	1.75	3.1	
計				45.6	

$$D = \frac{\sum_{i=1}^{1.25\dots} V}{\sum_{i=1}^{1.25\dots} v} = 45.6 / 85.5 = 0.53$$

$$\therefore Z = \sum_{i=1}^{50} v \times D = 429.8 \times 0.53 = 227.8 \text{ m}^3$$

総合計 227.8 + (a) + (b) = 227.8 + 3.6 + 9.7
= 241.1 m³

No. 10 の場合



工事関係書類 様式一覧【土木】

【 】内の様式は、国の統一化様式です。

No.	書類名称	様式	No.	書類名称	様式
1	工事打合せ簿	【様式-9】	38	工事履行報告書	【様式-14】
2	協議書(工事打合せ簿)	【様式-9】	39	中間前金払認定請求書	【様式-15】
3	請求書	【様式-5】	40	中間前金払認定調書	様式 (契約課)
4	建設工事請負契約書	様式 (契約課)	41	請求書(中間前払金)	【様式-5(1)】
5	請書	様式第6号 (契約課)	42	指定部分完成通知書	【様式-16】
6	見積書	様式第10号 (契約課)	43	指定部分引渡書	【様式-17】
7	着手届	様式第13号	44	部分払申請書	参考様式 (検査課)
8	現場代理人等通知書 現場代理人等変更通知書	【様式-1】 【様式-1(3)】	45	既済部分明細書	参考様式 (検査課)
9	経歴書	【様式-1(2)】	46	部分払金計算書	参考様式 (検査課)
10	建設業退職金共済制度の掛金収納書(当初・完了時)	【様式-4】	47	中間確認検査依頼について ※受注者の都合による場合	別紙1 (検査課)
11	下請負人(建設用機械使用)通知書 (廃止予定)	様式	48	中間確認検査依頼について ※発注者の都合による場合	別紙2 (検査課)
12	監督員通知書	様式1-1	49	工事の部分使用について	【様式-22】
13	請求書(前払金)	【様式-5(1)】	50	通知書(工事打合せ簿)	【様式-9】
14	分別解体等の計画等	別表3	51	設計変更事由書	様式2-5
15	建設リサイクル法に基づく通知書	様式-3	52	共済証紙受払簿	様式第030号 (建退共)
16	特定建設作業実施届出書	様式第9号 (環境保全課)	53	就労状況報告書及び共済証紙受領書 【提出不要】	様式2号 (建退共事務受託様式)
17	休日取得計画表兼実施報告書	様式	54	共済証紙貼付状況報告書 【提出不要】	様式3号 (建退共事務受託様式)
18	再生資源利用計画書	建設副産物情報交換 システムより出力 ※	55	完成通知書	【様式-29】
19	再生資源利用促進計画書	建設副産物情報交換 システムより出力 ※	56	引渡書	【様式-30】
20	建設発生土受入承諾書	様式-3	57	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	【様式-34(1)】
21	技術提案等の履行確認表	様式 (技術企画課)	58	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況 (説明資料)	【様式-34(2)】
22	地下埋設物確認書	様式	59	電子媒体納品書	参考様式
23	ICT活用工事(土工)実施計画書	様式	60	技術提案等の履行確認結果表	様式 (技術企画課)
24	産業廃棄物処理計画書	様式1 (産業廃棄物指導課)	61	再生資源利用実施書	建設副産物情報交換 システムより出力 ※
25	工事概要	様式	62	再生資源利用促進実施書	建設副産物情報交換 システムより出力 ※
26	電子納品事前協議チェックシート 土木工用	様式	63	産業廃棄物処理実績報告書	様式2 (産業廃棄物指導課)
27	事前協議チェックシート (情報共有システム活用工用)	様式	64	修補完了届	【様式-21】
28	施工体制台帳	参考様式 (国土交通省)	65	検査員指摘事項完了報告書	様式
29	再下請負通知書	参考様式 (国土交通省)	66	工程表 変更工程表	【様式-3(1)】
30	施工体系図	参考様式 (国土交通省)	67	出来形管理図表 品質管理図表	【様式-31】 【様式-32】
31	作業員名簿	参考様式 (国土交通省)	68	材料確認書	【様式-10】
32	地場企業下請不使用理由書	様式-1	69	段階確認書	【様式-11】
33	使用資材一覧表	参考様式	70	確認・立会依頼書	【様式-12】
34	安全・訓練等の実施報告書	様式3-4	71	支給品受領書	【様式-24】
35	事故速報	【様式-13】	72	支給品精算書	【様式-25】
36	事故報告書	様式2	73	現場発生品調書	【様式-28】
37	報告書(監督担当課の見解)	様式2-1			

※ 建設副産物情報交換システムで入力することを原則とするが、やむをえない場合は、エクセル入力でも可とする。

様式－5(1)

課長	総括監督員	監督員

年月日：

請求書 ()

(発注者)

殿

請求者 (住所)

(氏名)

下記のとおり請求します。

請求金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(金額の記載は、アラビア数字を用いその頭部に「¥」を記入してください。)

ただし、次の工事の()として

工事名

希望する支払方法にを記入してください。

- 口座振込を希望します。
(本市に2つ以上口座を登録されている方は、以下に振込を希望する口座をご記入ください。)

振込希望金融機関名 _____ ○銀行 ○金庫 _____ 店

預金の種別 _____

口座番号 _____

口座名義 _____

フリガナ _____
(記入する口座は請求者名義のものに限ります。また、口座名義等の記入にあたっては、必ず預金通帳と確認のうえ、記載のとおり正確に記入してください。)

- 現金受領を希望します。
- 隔地払 (外国送金等) を希望します。

(注) () には前払金、中間前払金、部分払金、指定部分完済払金、完成代金の別を記入すること。

前払金、中間前払金を請求する場合は、下記の請求金額確認欄に記入すること。	
契 約 金 額	円 (A)
前 金 等 の 率	%
支 払 可 能 額	円
前 金 等 請 求 額	円 (B) 今回請求額
支 払 済 の 前 金 払 の 額	円 (C)
支 払 済 の 前 金 払 の 率	%
前 金 等 の 支 払 額	円 【(B)+(C) ≤ (A)×60%】

(頭書)

建設工事請負契約書

収入
印紙

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで4 工事を施工しない日 指定あり (特記仕様書記載のとおり) 指定なし工事を施工しない時間帯 指定あり (特記仕様書記載のとおり) 指定なし

5 請負代金額

		十億			百万			千			円
--	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円

6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

7 契約の保証
(該当するものに☑)発注者が指定する契約の保証
 (1) 金銭的保証 (2) 役務的保証に対応可能な保証 (3) 免除

受注者が選択する金銭的保証の種類

※上記(1)が指定された場合に以下のいずれかを選択

- 契約保証金 有価証券 (利付国債又は地方債)
 金融機関の保証 保証事業会社の保証
 公共工事履行保証証券 履行保証保険

8 部分払いの限度回数 回

9 契約成立に当たっての福岡市議会の議決の要否 必要 不要
(該当するものに☑)

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の建設工事共同企業体協定書により上記の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市

福岡市長 高 島 宗 一 郎 印

受注者 所在地
商号又は名称
代表者役職氏名

印

請 書

収 入
印 紙

1 契 約 件 名

2 履 行 場 所

3 履 行 期 間 年 月 日 から

年 月 日 まで

4 契 約 金 額

百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
----	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円

5 契 約 保 証 金

6 検 査 期 限 完了届を受理した日から工事については14日

その他については10日以内

7 代 金 支 払 期 限 適法な支払請求を受けた日から工事については40日

その他については30日以内

(支払遅延に対する遅延利息は、契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率(以下「基準率」という。))

8 契 約 不 適 合 責 任 期 間 受渡完了の日から 年 月

9 違 約 金 履行期間内に義務を履行しないときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、基準率の割合を乗じて得た額

上記により、福岡市契約事務規則その他関係法令及び設計図書又は仕様書等の関係書類一切を承諾のうえお請けします。

年 月 日

(宛先)福岡市長

住 所

氏 名



番号	品名	品質, 形状, 寸法	数量	単位	見積金額	
					単価	金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※2ページ目のこの表は、物品の契約以外では使用しません。

随 意 契 約 伺

決裁区分 <input type="radio"/> 局長 <input type="radio"/> 部長 <input type="radio"/> 課長					起工番号 第 _____ 号
局長	部長	課長	係長	起案者	起案 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
					決裁 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
					局区 _____ 部 _____ 課 _____ 係
					(電話 _____)

下記により随意契約してよろしいか伺います。

随意契約の理由	<input type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の2第1項第 _____ 号による。 <input type="checkbox"/> 福岡市契約事務規則第22条第 _____ 号による。				
契約保証金	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 免除 免除理由：福岡市契約事務規則第25条第 _____ 号				
履行場所	福岡市 _____ 区	契約締結日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
履行期間	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から	検査期限	完了届を受理した日から 10・14 日以内		
	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで	代金支払期限	支払請求書受理の日から 30・40 日以内		
契約不適合責任期間	受渡完了の日から _____ 年 _____ 月 以内	支払遅延利息	この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率		
		部分払	_____ 回まで		

契約金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

収入印紙

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円

見 積 書

見積金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

件名	
履行期間	

福岡市契約事務規則及び関係書類を承諾のうえ、見積りいたします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(宛先)福岡市長

所在地	
商号又は名称	(電話 _____)
代表者又は年間受任者	

消費税及び地方消費税に係る 課税 事業者であることを申し出ます。

- (注) 1 収入印紙は、契約書または請書を作成するときは不要です。
 2 見積書は太枠内のみ記入してください。
 3 見積金額欄には、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。
 ただし、単価契約又は長期継続契約においては、これによらない方法での見積りを指示するので、それに従ってください。
 4 金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記入してください。
 5 この見積りに関して談合等不正行為が行われた場合は、損害賠償金として契約金額の10分の2に相当する額(損害額が10分の2に相当する額を超える場合においては、当該超える額を加えた額)を請求します。

(担当課)		
課長	係長	係員

着 手 届

年 月 日

(宛先)福岡市長

住 所

氏 名

年 月 日に契約しました下記 工事・製造・業務 に、

年 月 日着手しましたのでお届けいたします。

1 契 約 件 名

2 履 行 場 所

3 履 行 期 間 年 月 日から
 年 月 日まで

(注)「工事・製造・業務」については、該当するものを○で囲むこと。

様式－ 1

課長	総括監督員	監督員

現場代理人等通知書

年月日：

(発注者)

殿

(受注者)

令和○年○月○日付けをもって請負契約を締結した ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○工事 について工事請負契約書第10条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたの
 で別紙経歴書を添えて通知します。

記

現場代理人氏名

主任技術者又は
 監理技術者又は監理技術者補佐氏名：

特例監理技術者氏名

専門技術者氏名

※技術者が現場代理人を兼ねる場合は技術者氏名欄には「同上」を記入でも可

様式-1(3)

課長	総括監督員	監督員

年月日:

(発注者)

殿

(受注者)

現場代理人等変更通知書

工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

令和○年○月○日 付けで通知した上記工事の現場代理人及び技術者を下記のとおり
変更したいので、別紙経歴書を添え、工事請負契約書第10条にもとづき通知します。

記

現場代理人等変更年月日	
変更する現場代理人等区分	

旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名
変 更 事 由	

-
- (注)1. 新現場代理人等の記入内容は様式-1に準ずる。
2. 変更する現場代理人等区分には、下記から該当する区分を記載する
- ・現場代理人
 - ・主任技術者
 - ・監理技術者
 - ・専門技術者
 - ・監理技術者補佐
 - ・特例監理技術者

様式－1 (2)

年月日：

経 歴 書

(現場代理人等氏名)

現 住 所

生 年 月 日

*最 終 学 歴

資格及び資格番号

*職 歴

*工 事 経 歴

*営業所の専任技術者 該当する ・ 該当しない ※どちらかを○で囲む

兼任する工事

①発注機関名称

②工事名

③工事場所

④契約金額

⑤履行期間

⑥兼任の種類 現場代理人・主任技術者 ・ 特例監理技術者

※いずれかを○で囲む

-
- (注) 1. *は、技術者の資格要件を、実務経験とする場合に、技術者の設置基準（特記仕様書で定められたものを含む）に適合していることが確認できるよう、その内容を記入してください。
2. 兼任する工事の欄は、現場代理人、又は専任を要しない主任技術者として兼任する工事がある場合に必要事項を記入すること。また、履行期間中に他工事の兼任を行う場合も、速やかに必要事項を記入し届け出てください。

様式－4

建設業退職金共済制度の掛金収納書
(当初 ・ 完了)

年月日：

(発注者)

殿

(受注者)

建設業退職金共済組合証紙購入報告

下記のとおり証紙を購入したので当該掛金収納書を添付して報告します。

工事名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○工事	工 期	
契約年月日	令和○年○月○日	契約金額	
共済証紙購入金額	¥		
掛金収納書を貼る (契約者から発注者用)			

提出できません。

- 既に保有している証紙を使用する。
- 自社の退職金制度などの他の制度を利用する。
- 対象者はいません。

(注) 添付する掛け金収納書は中小企業主に雇われる場合は赤色、
大手事業主に雇われる場合は青色

令和 年 月 日

福岡市長様

請負者 住所
氏名

下請負人（建設用機械使用）通知書

令和 年 月 日契約した下記工事については、建設工事請負契約書第7条の規定により、次のとおり通知します。

記

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
建設用機械名	下請負人（建設用機械仕様）		使用期間 （工程上）
	住 所	称号及び代表者	

- (注) 1 建設用機械は、掘削機械、基礎工事用機械、クレーン、舗装機械等の重機械を対象とする。
 2 下請負人決定後（下請負人を変更したときには変更後）すみやかに提出すること。
 3 有資格者名簿（資格証明写）を添付すること。

(様式1-1)

令和 年 月 日

受注者 様

福岡市長 高島 宗一郎

監督員通知書

令和 年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、
工事請負契約書約款第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり監督員の職氏
名を通知します。

工事名

工事場所

記

監督員 所属
職氏名

所属
職氏名

注) 2名以上の監督員を設置する場合は権限内容を記入のこと

様式-5(1)

課長	総括監督員	監督員

年月日：

請求書 ()

(発注者)

殿

請求者 (住所)

(氏名)

下記のとおり請求します。

請求金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(金額の記載は、アラビア数字を用いその頭部に「¥」を記入してください。)

ただし、次の工事の()として

工事名

希望する支払方法に を記入してください。

- 口座振込を希望します。
(本市に2つ以上口座を登録されている方は、以下に振込を希望する口座をご記入ください。)

振込希望金融機関名 _____ 銀行 金庫 _____ 店

預金の種別 _____

口座番号 _____

口座名義 _____

フリガナ _____
(記入する口座は請求者名義のものに限ります。また、口座名義等の記入にあたっては、必ず預金通帳と確認のうえ、記載のとおり正確に記入してください。)

- 現金受領を希望します。
- 隔地払 (外国送金等) を希望します。

(注) () には前払金、中間前払金、部分払金、指定部分完済払金、完成代金の別を記入すること。

前払金、中間前払金を請求する場合は、下記の請求金額確認欄に記入すること。

契 約 金 額	円	(A)
前 金 等 の 率	%	
支 払 可 能 額	円	
前 金 等 請 求 額	円	(B) 今回請求額
支 払 済 の 前 金 払 の 額	円	(C)
支 払 済 の 前 金 払 の 率	%	
前 金 等 の 支 払 額	円	【(B)+(C) ≤ (A)×60%】

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()	
工事の種類		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 年 その他 ()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 () 敷地境界との最短距離 約 m その他 ()	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 ()	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 ()	
	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> その他 ()
その他 (特定建設資材に付着していない、解体・維持修繕時に発生する有害物質)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(スレートボード等) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ()	近隣住民等に工事内容を広報・周知する <input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施 (※事前措置が必要な場合) <input type="checkbox"/> その他 ()	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み (解体工事のみ)		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

様式－3

通 知 書

令和 年 月 日

福岡市長 殿

(工事発注者) 発注者職氏名 : _____

住 所 : _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名			
	<small>フリガナ</small> 担当者職氏名			
	電話番号			
工事の内容	工事の名称			
	工事の場所	福岡市		
	工事の概要	<p>工事の種類</p> <p><input type="checkbox"/>建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/>建築物に係る新築又は増築の工事</p> <p><input type="checkbox"/>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p><input type="checkbox"/>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 () 注1</p> <p>工事の規模</p> <p>建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象面積____㎡</p> <p>建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象面積____㎡</p> <p>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p>用途____、階数____、請負代金____万円(税込)</p> <p>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金____万円(税込)</p>		
	工 期	令和 年 月 日～令和 年 月 日 工事着手予定日：令和 年 月 日		
請負者	会社名		<small>フリガナ</small> 現場代理人氏名	
	所在地	〒 -		
	電話番号	(内線)	F A X	- -

※受付番号 : _____

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。
(例：舗装、築堤、土地改良等)

特定建設作業実施届出書

(あて先) 福岡市長 年 月 日

住所 〒
届出者
氏名又は名称

(法人にあつてはその代表者の氏名)

電話番号
担当者名

特定建設作業を実施するので、騒音規制法・振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類	騒音規制法	1. くい打機・くい抜機・くい打くい抜機 2. びょう打機 3. さく岩機 4. 空気圧縮機(さく岩機の動力源を除く) 5. コンクリートプラント・アスファルトプラント 6. バックホウ 7. トラクタショベル 8. ブルドーザー		
	振動規制法	1. くい打機・くい抜機・くい打くい抜機 2. 鋼球 3. 舗装版破砕機 4. ブレーカー(ハンドブレーカを除く)		
特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間 自 年 月 日 日間 至 年 月 日				
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	時	時	日/週	時間/日
騒音・振動の防止方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			電話番号	
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所			電話番号	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			電話番号	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所			電話番号	
備考 1 特定建設作業の種類は、該当する作業に○印をつけてください。 2 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示してください。 3 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日毎にまとめて差し支えありません。 4 ※印の欄には、記載しないでください。 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。 6 押印は不要となりましたが、届出時に本人確認をさせていただきます。なお、従来通り届出書に押印(届出者印)がなされている場合は、本人確認を省略いたします。 7 添付書類 工事現場の付近見取図、特定建設作業の工程を明示した工事工程表			※受理年月日	

休日取得計画表兼実施報告書

〇/〇/〇
(休日取得計画提出)

本工事は、週休2日(4週8休)に取り組むこととし、下記のとおり休日取得計画を作成しましたので提出します。

工事名: ○〇建設工事

工期: ○〇/〇〇/〇〇 ~ ○〇/〇〇/〇〇

(着手日: ○〇/〇〇/〇〇, 現場施工完了日: ○〇/〇〇/〇〇)

Table with columns for weeks (第1週 to 第4週), days (1-28), and categories (計画, 実施) for 1 to 5 weeks. Includes rows for 月, 日, 曜日, 行事, 計画, and 実施.

Summary table with columns for 合計 and 実施. Rows show 対象日数 (140), 休暇取得日数 (未達成), and 未達成.

凡例

Legend table with 3 columns: 休日等(入力要), 対象外(入力要), 対象外(自動出力). Includes items like 休, 代, 年, 中, 夏, 完.

様式2・0 再生資源利用促進計画書 一建設副産物搬出工事用一

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類 (細則等) ①発生量 (2)③④ 小数量第三位まで	現場内利用・減量化		搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上には わける時は、用紙を換えて下さい。	現場外搬出		再生資源利用促進率 (2)+(3)+(5) ①(%)
	用途 コード *10 小数量第三位まで	減量法 コード *11 小数量第三位まで		現場内利用 ②利用量 *10 小数量第三位まで	現場外搬出量 ④ 小数量第三位まで	
コンクリート塊	0.000	ト>	ト>		ト>	0%
建築廃材(木材)	0.000	ト>	ト>		ト>	0%
建築廃材(コンクリート)	0.000	ト>	ト>		ト>	0%
その他(廃材)	0.000	ト>	ト>		ト>	0%
建築廃材(石膏)	0.000	ト>	ト>		ト>	0%
建設汚泥	0.000	ト>	ト>		ト>	0%
金属くず	0.000	ト>	ト>		ト>	0%
廃機(パルペーター)	0.000	ト>	ト>		ト>	0%
廃機(コンクリート)	0.000	ト>	ト>		ト>	0%
廃機(鉄骨)	0.000	ト>	ト>		ト>	0%
その他(廃機)	0.000	ト>	ト>		ト>	0%
廃機(コンクリート)	0.000	ト>	ト>		ト>	0%
その他(建設副産物)	0.000	ト>	ト>		ト>	0%
第一種 建設発生土	0.000	地山m ³	地山m ³		地山m ³	0%
第二種 建設発生土	0.000	地山m ³	地山m ³		地山m ³	0%
第三種 建設発生土	0.000	地山m ³	地山m ³		地山m ³	0%
第四種 建設発生土	0.000	地山m ³	地山m ³		地山m ³	0%
5. 建設発生土(再生土)	0.000	地山m ³	地山m ³		地山m ³	0%
建設発生土(改良土)	0.000	地山m ³	地山m ³		地山m ³	0%
建設発生土(砕石)	0.000	地山m ³	地山m ³		地山m ³	0%
建設発生土(その他)	0.000	地山m ³	地山m ³		地山m ³	0%
合計	0.000	地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0%

裏面

建設工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれに様式を作成して下さい。

【建設発生土の場合】 1. 建設発生土(再生土) 2. 建設発生土(改良土) 3. 建設発生土(砕石) 4. 建設発生土(その他) 5. 建設発生土(不明)	【建設発生土の場】 1. 建設発生土(再生土) 2. 建設発生土(改良土) 3. 建設発生土(砕石) 4. 建設発生土(その他) 5. 建設発生土(不明)	【建設発生土の場合】 1. 建設発生土(再生土) 2. 建設発生土(改良土) 3. 建設発生土(砕石) 4. 建設発生土(その他) 5. 建設発生土(不明)
-----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

注記：
・ 一般廃棄物は記入しないで下さい。
・ 土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

* 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

建設発生土受入承諾書

工 事 名	
工事発注課	
受 注 者	(受注者名) (現場代理人氏名)
搬 入 場 所	
所有者または管理者 住 所 氏 名	
捨 土 量	m ³
処 分 先 の 現 況	
町 内 会 名 会 長 氏 名	
備 考	

注1 施工計画書に添付すること。

注2 処分先のわかる位置図を添付すること。

注3 町内会長氏名欄の記入方法はいずれかにする。

①町内会長の承諾を得た上で、町内会名、会長氏名を記入する。(記名もしくは署名)

②「別紙のとおり」と記入し、一定期間の承諾を得た資料を添付する。

注4 町内会長の承諾は、指定処分場及び本市の工事に流用する場合については不要。

注5 「福岡県土砂埋め立て等による災害の発生の防止に関する条例」により、土砂埋め立て等を行う土地の面積が、3,000㎡を超える場合は、県知事の許可が必要となるので、予め土砂埋立許可等の確認を行い、許可書の写しを添付すること。

■技術提案等の履行確認表

○工事名: _____

○請負者: _____

評価項目名	提案内容	確認方法	備考
①			
②			
③			
④			

※「提案内容」については、採用された提案(加点対象)を監督員と調整のうえ簡潔に記載してください。

地下埋設物確認書

埋設物	確認年月日	確認結果		試掘時の 現地立会
水道				要・不要
		工事による影響	有・無	
ガス				要・不要
		工事による影響	有・無	
N T T				要・不要
		工事による影響	有・無	
九州電力 (配電)				要・不要
		工事による影響	有・無	
九州電力 (送電)				要・不要
		工事による影響	有・無	
下水道				要・不要
		工事による影響	有・無	
その他				要・不要
		工事による影響	有・無	
		工事による影響	有・無	

<その他>

下水道(再生水)

国土交通省(光ケーブル等)

その他の通信

県警(信号ケーブル等)

照明ケーブル

地下鉄

など

(別添)

ICT活用工事（土工）実施計画書

(工事名：○○○○○○○○工事)

受注者：○○○○○○

当該工事において活用する技術について、「作業内容」欄の該当する工種のチェック欄に「■」と記入し、「採用技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに採用する技術番号を記載する。また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「■」と記入する。

(内容)

施工プロセスの段階		作業内容		採用する 技術番号	技術番号・技術名
□ 全て 活用 する	□ ①3次元起工測量				1 空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2 レーザースキャナーによる起工測量 3 トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4 その他の3次元計測技術による起工測量 4を選択した場合の技術名称： []
	□ ②3次元設計データ作成				※3D次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
	□ ③ICT建設機械による施工 ※当該工事に含まれる右記の作業 全てで活用する場合に「■」と記 入	□	掘削工		1 3次元マシンコントロール（ブルドーザー）技術 2 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 3 3次元マシンガイダンス（ブルドーザー）技術 4 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術
		□	盛土工		
		□	路体盛土工		
□		路床盛土工			
□ ④3次元出来形管理等の施工管理 ※同上	□	出来形		1 空中写真測量（無人航空機）による出来形管理 2 レーザースキャナーによる出来形管理 3 トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 4 その他の3次元計測技術による出来形管理 4を選択した場合の技術名称： []	
	□	品質		1 TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理技術	
□ ⑤3次元データの納品					

ICTを活用する施工プロセスまたは作業内容に「■をつける」

注1) ICT活用工事の詳細については、特記仕様書によるものとする。

注2) 採用する技術番号欄には、一つの作業内容に対して複数の技術番号を記載することができる。
また、複数記載した技術のうち、1技術を活用することでも可能とする。
例：「1」、「1または3」

注3) ①、④において、「4.その他の3次元計測技術による・・・」を選択した場合は、その技術名称を記載すること。

産業廃棄物処理計画書

(様式1)

令和3年4月26日作成

工 事 名			
工 事 場 所			
発 注 者			
請 負 者 名	住 所 氏 名 (法人にあつては名称 及び代表者の氏名) 電話番号		
請 負 額		責任者職・氏名	

1. 工事概要

工 事 種 別	新築工事	増築工事	修繕工事	模様替工事
	解体工事	土木工事	その他 ()
工 事 概 要 等				
工 期	～			
施 工 条 件 等				
確 認 事 項	廃石綿 有・無 []	石綿含有 産業廃棄物 有・無 []	PCB廃棄物※ 有・無 []	

※PCB廃棄物の排出事業者は、所有者となります。
 記載する際には所有者の承諾を得てください。

2. 事務処理欄

--

3. 産業廃棄物処理計画

	発生量	現場内有効利用		現場外排出量	現場外排出量の内訳			収集運搬委託業者名	処分方法	処分委託業者名
		利用量	用途		再生利用	中間処理	最終処分			施設の所在地
コンクリートがら	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・ ()	
アスファルト・ コンクリートがら	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・ ()	
その他がれき類 (ブロック・瓦等)	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・ ()	
ガラスくず及び 陶磁器くず	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・埋立 ()	
廃プラスチック類	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・溶融 ()	
金属くず	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・ ()	
紙くず	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・焼却 ()	
木くず	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・焼却 ()	
繊維くず	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・焼却 ()	
廃石膏ボード	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・埋立 ()	
建設汚泥	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・埋立 ()	
混合廃棄物	安定型 品目のみ	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		()	
	管理型 品目含む	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		()	
石綿含有産業廃棄物		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		()	
		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		()	
特管産廃	廃石綿等	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		溶融・埋立 ()	
		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・ ()	
(建設発生土)	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3			

工事概要

項目	内容
契約番号	1234567890
工事名	令和〇〇年度 ※※※※※工事
履行場所	福岡市A区B〇丁目〇〇番地
発注部署	〇〇局〇〇部〇〇課
監督員	福岡 次郎
受注者名	〇〇〇〇株式会社
現場代理人	電子 太郎
主任技術者	電子 次郎
契約年月日	令和〇〇年〇月〇日
当初契約金額(円)	10,000,000
最終契約金額(円)	12,000,000
履行期間・着手(当初)	令和〇〇年〇月〇日
履行期間・完了(当初)	令和〇〇年〇月〇日
履行期間・着手(変更)	令和〇〇年〇月〇日
履行期間・完了(変更)	令和〇〇年〇月〇日
完了年月日	令和〇〇年〇月〇日
工事概要	本工事は、市道N号線、C区D〇丁目〇〇番地～C区E〇丁目〇〇番地までの道路補修工事である。舗装面積 500m ²
その他特筆すべき事項	例)紙媒体のみで提出したものなどを記載

＜電子納品事前協議チェックシート 土木工事用＞

土木工事

事前協議実施日 RO.00.00

※このチェックシートは「福岡市電子納品の手引き」を適用する場合に使用する。国土交通省の要領・基準に準拠する場合には、＜電子納品事前チェックシート 土木工事用(国土交通省準拠)＞を使用してください。

(1)業務情報

件名	〇〇工事		
契約金額	円	履行期間	RO.00.00～RO.00.00
受注者名	(株)〇〇会社		
発注担当課	〇〇局〇〇部〇〇課		

(2)事前協議参加者情報

＜発注者＞

所属	氏名	備考	
1		市監督員	
2			
3			
連絡先	TEL	FAX	E-mail

＜受注者＞

所属	氏名	備考	
1		現場代理人	
2			
3			
連絡先	TEL	FAX	E-mail

(3)電子納品対象の納品方法

提出する電子媒体	<input type="checkbox"/> CD-R	<input type="checkbox"/> DVD-R
----------	-------------------------------	--------------------------------

(4)検査方法

検査方法	<input type="checkbox"/> 電子検査	<input type="checkbox"/> 紙検査
------	-------------------------------	------------------------------

(5)フォルダ構成

フォルダ名の表記	<input type="checkbox"/> 日本語表記	<input type="checkbox"/> 英語表記
----------	--------------------------------	-------------------------------

(6)電子納品対象物

必要に応じて空欄に電子納品対象となるものを追記すること

項目	対象	ファイル形式(電子納品対象の場合)		
必須成果品				
工事概要	■	<input type="checkbox"/> XLS形式	<input type="checkbox"/> CSV形式	<input type="checkbox"/> XML形式
事前協議チェックシート	■	<input type="checkbox"/> XLS形式	<input type="checkbox"/> CSV形式	<input type="checkbox"/> XML形式
図面	■	<input type="checkbox"/> SXF(SFC形式)	<input type="checkbox"/> オリジナル	<input type="checkbox"/> PDF
選択成果品 (※原則として、電子成果品と紙成果品の両方を提出)				
写真 (※PDF写真帳形式で提出しない場合)				
代表写真	<input type="checkbox"/>	■ JPEG形式		
代表写真以外	<input type="checkbox"/>	■ JPEG形式		
写真 (※PDF写真帳形式で提出する場合・紙成果品は不要)				
工事写真帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	
工事写真原本	<input type="checkbox"/>	■ JPEG形式		
施工管理				
工事打合せ簿	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	
施工計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	
品質管理資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	

	出来形管理資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	安全管理資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
項目		対象	ファイル形式(電子納品対象の場合)	
選択成果品				
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル

<事前協議チェックシート(情報共有システム活用工事用)>

【土木工事用】

事前協議実施日	R . .
---------	-------

※このチェックシートは「情報共有システム活用要領」を適用する場合に使用する。

(1)業務情報

工事名	〇〇工事		
契約金額	円	工期	R . . ~ R . .
発注部署	〇〇局〇〇部〇〇課	受注者名	(株)〇〇会社

(2)事前協議参加者情報

発注者	所属	〇〇局〇〇部〇〇課		
	職位	監督員		
	氏名			
受注者	会社名	(株)〇〇会社		
	職位	現場代理人		
	氏名			

(3)情報共有システムの利用予定状況

ASPシステム提供者(システム名)	〇〇(〇〇)
-------------------	----------

(4)電子納品対象物

帳票(鑑)作成機能で作成可能な帳票については、電子での納品を推奨します。

(上記は電子欄に■をつけています。必要な場合は変更してください。)

また、項目は必要に応じて追記・削除してください。

項目	納品		ファイル形式 (電子納品の場合)	
	電子	紙		
工事概要	■	—	■	オリジナル
事前協議チェックシート	■	—	■	オリジナル
工事書類				
工事帳票				
施工計画書	—	■	—	
照査・着工前測量				
照査確認資料	■	□	□ PDF	□ オリジナル
工事測量成果表	■	□	□ PDF	□ オリジナル
工事測量結果	■	□	□ PDF	□ オリジナル
施工体制				
施工体制台帳	■	□	□ PDF	□ オリジナル
施工体系図	■	□	□ PDF	□ オリジナル
地場企業下請不使用理由書	■	□	□ PDF	□ オリジナル
施工管理				
工事打合せ簿	■	□	□ PDF	□ オリジナル
立会願い	□	□	□ PDF	□ オリジナル
段階確認の報告	□	□	□ PDF	□ オリジナル
材料承諾願				
使用資材一覧表	□	□	□ PDF	□ オリジナル
安全管理				
安全・訓練等の実施報告書	□	□	□ PDF	□ オリジナル
工事履行報告書	■	□	□ PDF	□ オリジナル

設計変更					
協議書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	
通知書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	
出来形管理資料					
出来形管理総括表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	
出来形管理図表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	
出来形数量計算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	
段階確認実施時の確認資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	
段階確認完了写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	
品質管理資料					
品質管理総括表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	
品質管理図表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	
品質管理写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	
品質規格証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF		
その他					
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	
工事写真					
工事写真帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF		
工事写真原本	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> オリジナル		
工事完成図書					
工事完成図	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> オリジナル		
工事管理台帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	
地質土質調査成果	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	
i-Construction関連	<input checked="" type="checkbox"/>	—	<input checked="" type="checkbox"/> オリジナル		

年 月 日

施工体制台帳

[会社名・事業者ID] _____
 [事業所名・現場ID] _____

建設許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業種 <small>大臣 特定 知事 一般</small>	第 号	年 月 日
	工事業種 <small>大臣 特定 知事 一般</small>	第 号	年 月 日

工事名称及び内容	住所	自 年 月 日	至 年 月 日	契約日	年 月 日
発注者名及び住所					
工期					

契約所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約		健康保険	
		下請契約			

発注者の監督員名	権限及び意見申出方法	
監督員名	権限及び意見申出方法	
現場代理人名	権限及び意見申出方法	
監理技術者名 主任技術者名 非専任	資格内容	
監理技術者 補佐名	資格内容	
専門技術者名	専門技術者名	
資格内容	資格内容	
担当	担当	
工事内容	工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無
--------------------	---	---	-------------------	---	---

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	代表者名
住所	
工事名称及び工事業内容	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
	契約日 年 月 日

建設許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業種 <small>大臣 特定 知事 一般</small>	第 号	年 月 日
	工事業種 <small>大臣 特定 知事 一般</small>	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現場代理人名	安全衛生責任者名
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名
主任技術者名 非専任	雇用管理責任者名
資格内容	専門技術者名
	資格内容
	担当工事内容

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無
--------------------	---	---	-------------------	---	---

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

年 月 日

再下請負通知書

直近上位
注文者名

【報告下請負業者】

住所 _____

元請名称・事業者ID _____

会社名・事業者ID _____

代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との契約日	年 月 日
------------	-----------------	----------	-------

建設許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	大工 特定 一般 工事業	第 号	年 月 日
	大工 特定 一般 工事業	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	厚生年金保険	雇用保険
	事業所整理記号等	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
		営業所の名称	厚生年金保険 雇用保険

監督員名	安全衛生責任者名	
	安全衛生推進者名	
現場代理人名	雇用管理責任者名	
	専門技術者名	
主任技術者名	資格内容	
	担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名・事業者ID	代表者名
住所	
工事名称及び工事内容	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
	契約日 年 月 日

建設許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	大工 特定 一般 工事業	第 号	年 月 日
	大工 特定 一般 工事業	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	厚生年金保険	雇用保険
	事業所整理記号等	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
		営業所の名称	厚生年金保険 雇用保険

現場代理人名	安全衛生責任者名	
	安全衛生推進者名	
主任技術者名	雇用管理責任者名	
	専門技術者名	
資格内容	資格内容	
	担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し

作業員名簿

(年 月 日作成)

事業所の名称
・現場ID
所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・事業者ID

元請
確認欄

提出日 年 月 日

(次)会社名
・事業者ID

番号	ふりがな		職 種	※	生年月日		健康保険		建設業退職金 共済制度 中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	教 育 ・ 資 格 ・ 免 許		入場年月日	
	氏名	技能者ID			年齢	年金保険 雇用保険	技能講習	免 許			受入教育 実施年月日			
					年 月 日	年 月 日							年 月 日	年 月 日
					歳	歳							年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日							年 月 日	年 月 日
					歳	歳							年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日							年 月 日	年 月 日
					歳	歳							年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日							年 月 日	年 月 日
					歳	歳							年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日							年 月 日	年 月 日
					歳	歳							年 月 日	年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- ① …現場代理人 ② …作業主任者 (注) 2.) ③ …女性作業員 ④ …18歳未満の作業員
- ⑤ …主任技術者 ⑥ …職 長 ⑦ …安全衛生責任者 ⑧ …能力向上教育 ⑨ …危険有害業務・再発防止教育
- ⑩ …外国人技能実習生 ⑪ …外国人建設就労者 ⑫ …1.男特定技能外国人

- (注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
- (注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。
- (注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称 (健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険) を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
- (注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称 (厚生年金、国民年金) を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- (注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
- (注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
- (注) 9. 安全衛生に関する教育の内容 (例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転に係る特別教育) については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
- (注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格 (例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士) を有する場合は、「免許」欄に記載。
- (注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

(様式-1)

地場企業下請不使用理由書

(No. 1)

地場外1次下請業者一覧

No.	下請業者名	本店所在地	工種
		不使用理由(具体的に記入)	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

※ 地場(市内)企業を選定しない主たる理由から分類し、記号を記入してください。

記号	分類	記号	分類
A	技術力関係	D	系列企業関係
B	機械設備関係	E	協力企業関係
C	請負金額関係	F	上記以外の分類

地場外1次下請業者一覧（追加用）

No.	下請業者名	本店所在地	工 種
		不使用理由（具体的に記入）	

※ 地場（市内）企業を選定しない主たる理由から分類し，記号を記入してください。

記号	分類	記号	分類
A	技術力関係	D	系列企業関係
B	機械設備関係	E	協力企業関係
C	請負金額関係	F	上記以外の分類

(参考様式)

使用資材一覧表

番号	名称	形状・寸法	単位	数量	地場/ 地場外	購入業者	地場/ 地場外	製造業者	地場資材 不使用 理由
1									
2									
3									

地場企業資材・製品を使用しない理由

記号	理由	記号	理由
A	該当資材・製品を製造する地場企業が存在しない	D	資材・製品の性能が地場外企業の方が優れている
B	市内に製造する地場企業はあるが、需給に対する生産能力がない	E	その他（下欄に理由を記載）
C	地場企業資材・製品の価格が地場外企業資材・製品より高い		

※福岡市内に本店を有する場合は地場、それ以外は地場外とする。

※「地場資材不使用理由」の欄は製造業者が地場外の場合のみ記入する（A～Eから選択する。）

※福岡市が認定する①再利用施設の製品、②建設発生土リサイクルプラントの再生砂については、「地場資材不使用理由」の欄は記入不要

(様式3-4)

安全・訓練等の実施報告書

工 事 名							
工 事 箇 所	福岡市 区						
請 負 金 額			工 期	自			
現場代理人氏名				至			
実 施 日 時	令和	年	月	日 (曜日)	時 分	人数	
実 施 内 容							

様式－13（福岡市様式1）

事故速報（第報）						
情報の通報者名		(受注者名、第三者名等)				
令和 年 月 日 時 分受信						
発信者					受信者	
事故発生月日	令和 年 月 日 () 時 分				天候(温度)	
事故発生場所						
工事名	#REF!					
工期	から まで					
受注者名						
事故の内訳	氏名	年齢	性別	職種	被害の程度	備考(病院名等)
事故の概要	※事故の原因、経緯、処置等 例：誰が(何が)原因者 + どうした時に + 誰が(何が)被災者 + どうなった + 周囲への影響					
添付資料						
・現場見取り図 ・現場写真 ・事故状況図 ・その他()						
関係機関への連絡の有無	警察署		水道局		NTT	区役所
	労基署		九州電力		道路管理者	その他
	消防署		西部ガス		交通関係	(署、店名を記入)
事故後の対応						
監督課指示事項						

※ 工事事務発生確認後、直ちに電話等により監督課へ連絡する。また、状況を把握でき次第、早急にメール又はFAXで監督課に本様式により報告を行うものとし、更に詳細な状況が把握された段階で逐次報告するものとする。

※ 事故後の対応及び監督課指示事項は最終報告までに記入すること。

様式2

部長	課			課		
	課長	係長	係員	課長	係長	係員

令和 年 月 日

事故報告書

福岡市 局 部
課長 様

受注者名

工 事 件 名	名 称					
	請 負 金 額		工期	～		
	現場代理人氏名					
発 生 日 時 等	令和 年 月 日 (曜日)	時 分頃	天 候			
発 生 場 所						
被 災 者 (被災物件)	氏名(物件名)	年齢	性別	職 種	傷病等の程度	休業見込日数
	業者名又は勤務先				下請の場合 次	
	事務所又は自宅所在地					
事故発生状況						
事故の原因						
事故後の措置 (再発防止策)						
事故の分類	・ 労働災害 ・ もらい事故 ・ 死傷公衆災害 ・ 物損公衆災害 ・ その他					
周囲への影響	・ 大きい(多い) ・ 小さい(少ない) ・ なし ・ 内容()					
添 付 書 類 等	・ 死傷病報告書(労基署提出分の写し) ・ 診断書(写し) ・ 現場見取り図 ・ 現場写真 ・ 事故状況図 ・ 構築物の構造図等 ・ 埋設物位置図等 ・ その他()					

- 備 考
1. 事故の分類については、該当するものに○をつけること。
 2. 周囲への影響については、影響範囲が1件の場合小さいとし、それを超えるものは大きいとする。
 3. 添付する書類を○で囲むこと。

様式2-1

部長	課			課		
	課長	係長	係員	課長	係長	係員
印	印	印	印	印	印	印

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

報告書

(監督担当課の見解)

福岡市公共工事安全推進委員会委員長 様

(公共工事安全推進委員)

局 部 課
課長

工 事 件 名	名 称	○○工事					
	請 負 金 額	○○,○○○,○○○円	工期	R○.○.○ ~ R○.○.○			
	受注者名	(株)○○組					
	現場代理人氏名	○○ ○○					
発 生 日 時 等	令和 ○ 年	○ 月	○ 日	(○ 曜日)	○ 時 ○○ 分頃	天候	曇り
事故の原因 に対する見解							
受注者の注意義務 に対する見解							
事故後の措置 に対する見解及び 監督担当課が行った 周知並びに研修 等							
添 付 書 類 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死傷病報告書(労基署提出分の写し) ・ 診断書(写し) ・ 現場見取り図 ・ 現場写真 ・ 事故状況図 ・ 構築物の構造図等 ・ 埋設物位置図等 ・ その他() 						

- 備 考
- 添付する書類を○で囲むこと。
 - 添付書類等は、様式2(受注者作成)で添付された書類については不要。

様式-14

工 事 履 行 報 告 書

工事名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事		
工期	～		
日付	(月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

課長	総 括 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

様式－15

課			課			課		
課長	係長	係員	課長	係長	係員	課長	総括監督員	監督員

年月日：

(発注者)

殿

(受注者)

中間前金払認定請求書

工事請負契約書第34条の2に基づき、下記工事の中間前金払の認定を請求します。

記

契約日 令和〇年〇月〇日

工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

工期 自
至

工事場所

契約金額 ￥

中 間 前 金 払 認 定 調 書

契約の相手方	住所 氏名
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
契 約 金 額	円
摘 要	
<p style="text-align: center;">上記の工事についてはその進捗を調査したところ、中間前金払 をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">福岡市中央区天神一丁目8番1号</p> <p style="text-align: center;">福岡市長 高 島 宗 一 郎 ㊟</p>	

様式－5 (1)

課長	総括監督員	監督員

年月日：

請求書 ()

(発注者)

殿

請求者 (住所)

(氏名)

下記のとおり請求します。

請求金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(金額の記載は、アラビア数字を用いその頭部に「¥」を記入してください。)

ただし、次の工事の()として

工事名

希望する支払方法に を記入してください。

- 口座振込を希望します。
(本市に2つ以上口座を登録されている方は、以下に振込を希望する口座をご記入ください。)

振込希望金融機関名 _____ 銀行 金庫 _____ 店

預金の種別 _____

口座番号 _____

口座名義 _____

フリガナ _____
(記入する口座は請求者名義のものに限ります。また、口座名義等の記入にあたっては、必ず預金通帳と確認のうえ、記載のとおり正確に記入してください。)

- 現金受領を希望します。
- 隔地払 (外国送金等) を希望します。

(注) () には前払金、中間前払金、部分払金、指定部分完済払金、完成代金の別を記入すること。

前払金、中間前払金を請求する場合は、下記の請求金額確認欄に記入すること。	
契 約 金 額	円 (A)
前 金 等 の 率	%
支 払 可 能 額	円
前 金 等 請 求 額	円 (B) 今回請求額
支 払 済 の 前 金 払 の 額	円 (C)
支 払 済 の 前 金 払 の 率	%
前 金 等 の 支 払 額	円 【(B)+(C) ≤ (A)×60%】

様式-16

課長	総括監督員	監督員

年月日：

(発注者)

殿

(受注者)

指 定 部 分 完 成 通 知 書

下記工事の指定部分は、 年 月 日 をもって完成したので工事請負
契約書第31条第1項に基づき通知します。

記

工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

工 期 自 至

請負代金額 円

指定部分工期 自 至

指定部分に対する請負代金額 円

様式-17

年月日:

(発注者)

殿

(受注者)

指 定 部 分 引 渡 書

下記工事の指定部分を工事請負契約書第39条第1項に基づき引渡します。

工 事 名	ooooooooooooooooooooo工事
指 定 部 分	
全 体 工 期	自 至
指定部分に係る工期	自 至
請 負 代 金 額	¥
指定部分に係る請負 代金額	¥
指定部分に係る検査 年月日	

年 月 日

引受人

印

立会人

印

課長	係長	係員

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

請負人

住所

氏名

部分払申請書

下記工事について、部分払いを受けたいので、 月 日までの出来形
部分等の確認検査をお願いします。

記

1 契約件名

2 履行場所

3 履行期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

既 済 部 分 明 細 書

起工番号	工 期				課			課		
	令和	年	月	日から	課長	係長	係員	課長	係長	係員
	令和	年	月	日まで						
① 工 事 名					摘 要					
② 設 計 金 額				※						
③ 請 負 金 額				※						
④ 設計単価に基づき出来高金額										
⑤ 今回までの出来高金額	③ / ② × ④									
						前回迄の火災保険金額（土木工事を除く。）				

注) 金額を変更した場合、※欄に当初金額を記入し、⑤の③及び②については、その税込み金額とする。

(A4横型とする)

部分払金計算書を添付（別途ファイル参照）

設 計 内 容						出 来 高			備 考
種 別	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	数量	金 額	%	

※ 建築，設備工事については設計書を代用

(A4横型とする)

部分払金計算書

令和 年度当初 (回目)

履 行 期 間		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで				
年 度		令和 年度	令和 年度	令和 年度	計	
A 年度別出来高予定金額 (請 負 代 金 額)		円	円	円	円	
B 年度別支払予定金額		円	円	円	円	
既 支 状	C1 前払金額	円	円	円	円	
	C2 中間前払金額	円	円	円	円	
	D 前金率(C1+C2)/A	%	%	%	%	
	部 分 払 支	E	円	円	円	円
		1 回目	円	円	円	円
		2 回目	円	円	円	円
3 回目		円	円	円	円	
支 合 計	円	円	円	円		
F 支払総額 (C1 + C2 + E)		円	円	円	円	
G 年度別請負代金残額 (B - F)		円	円	円	円	
H 前回まで支払の対象と なった出来高金額(E/K)		円	円	円	円	
I 今回までの出来高金額		円	円	円	円 <small>今回までの出来高に対する火災保険加入金額</small>	
J 今回の出来高金額 (I - H)		円	円	円	円	
K 出来高支払可能率 (90% - D)		%	%	%	%	
L 支払可能金額 (J × K)		円	円	円	円	
M 今回の支払金額 (千円未満切捨)		円	円	円	円	
N 差引年度別請負代金 残額 (G - M)		円	円	円	円	
備考						

部分払金計算書

令和 年度末 (回目)

年度末

履 行 期 間		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで				
年 度		令和 年度	令和 年度	令和 年度	計	
A 年度別出来高予定金額 (請 負 代 金 額)		円	円	円	円	
B 年度別支払予定金額		円	円	円	円	
既 支 払 状	C1 前払金額	円	円	円	円	
	C2 中間前払金額	円	円	円	円	
	D 前金率(C1+C2)/A	%	%	%	%	
	E 部 分 払 支	1 回 目	円	円	円	円
		2 回 目	円	円	円	円
		3 回 目	円	円	円	円
		合 計	円	円	円	円
F 支 払 総 額 (C1 + C2 + E)		円	円	円	円	
G 年度別請負代金残額 (B - F)		円	円	円	円	
H 前回まで支払の対象と なった出来高金額(E/90)		円	円	円	円	
I 今回までの出来高金額		円	円	円	円 <small>今回までの出来高に対する火災保険加入金額</small>	
J I × 90%		円	円	円	円	
K 支 払 可 能 金 額 (J - F)		円	円	円	円	
L 今 回 の 支 払 金 額 (千 円 未 満 切 捨)		円	円	円	円	
M 差引年度別請負代金 残 額 (G - L)		円	円	円	円	
備考						

受注者の理由による中間確認検査依頼

				課
課長	係長	係長	係員	

令和 年 月 日

(あて先)

福岡市長

受注者 住 所
氏 名
(電話 -)

中間確認検査依頼について

- 1 契 約 件 名
- 2 履 行 場 所
- 3 履 行 期 間
- 4 検 査 項 目 ・ 内 容
- 5 検 査 場 所
- 6 検 査 希 望 日

上記契約につきましては、次の理由により、別紙添付図面等
又は上記項目・内容の中間確認検査をお願いいたします。

理 由

市の理由による中間確認検査依頼書

				課
課長	係長	係長	係員	

令和 年 月 日

財政局技術監理部検査課長 様

局 部 課長

中間確認検査依頼について

- 1 契約件名
- 2 履行場所
- 3 履行期間
- 4 検査項目・内容
- 5 検査場所
- 6 検査希望日

上記契約につきましては、次の理由により、別紙添付図面等又は上記項目・内容の中間確認検査をお願いいたします。

理 由

様式－22

課長	総括監督員	監督員

年月日：

受信者：「受注者名」又は『福岡市長』

発信者：「福岡市長」又は『受注者名』

工事の部分使用について

標記について、下記のとおり部分使用することを、工事請負契約書第33条第1項に基づき（協議 ・ 承諾）する。

記

1. 使用目的
2. 使用部分
3. 使用期間 自
至
4. 使用者
5. その他

-
- (注) 1. (協議・承諾) には、いずれかに印をつける。
2. 協議の場合は、受信者を「受注者名」、発信者を「福岡市長」として、発注者が作成する。
3. 承諾の場合は、受信者を『福岡市長』、発信者を「受注者名」として、受注者が作成する。

(様式 2-5)

設計変更事由書

変更事由	理由
概算金額	約 ○○ 万円 増 (直工)
※ 工種, 名称, 形状, 寸法等を記入して下さい。	

共済証紙受払簿 (320円)

共済契約者名	⑬ 決算日				年 月 日			日	◎ この受払簿は、受入・払出の都度、掛金収納書などをみて日付を所定欄に記入し、決算毎に合計を出して整理して下さい。	◎ 共済手帳の更新手続きを行ったときは、「共済手帳受払簿」(様式第29号)及び下記の「更新年月日手帳更新数」欄に記載して下さい。	更新年月日 手帳更新数 () 冊	備考	
	① 共済契約成立年月日(S・H・R)	② 共済契約者番号	③ 建設キャリアアップシステム事業者ID	④ 共済期間	年	月	日						
受入・払出	受入		払出		残高		貼付		払出欄の貼付の内訳		就労月		
年月日	購入	元請から受入	計(A)	計(B)	(A)-(B)	貼付人員	貼付人員	就労月	就労月	就労月			
前期(前頁)繰越	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	年 月 日 冊	
	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	年 月 日 冊	
	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	年 月 日 冊	
	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	年 月 日 冊	
	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	年 月 日 冊	
	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	年 月 日 冊	
	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	年 月 日 冊	
	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	年 月 日 冊	
	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	年 月 日 冊	
	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	年 月 日 冊	
	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	年 月 日 冊	
	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	年 月 日 冊	
	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	年 月 日 冊	
	金融機関名	元請名	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	日分	年 月 日 冊	
決算期間内 の合計	真計 0 0 0 累計 0 0 0		真計 0 0 0 累計 0 0 0		真計 0 0 0 累計 0 0 0		真計 0 0 0 累計 0 0 0		真計 0 0 0 累計 0 0 0		④ 決算日の被共済者数 人 ⑤ 決算期間内の手帳更新数 冊 0 ⑥ 累計 0		

注1: 箇所に必要事項入力。(受入・払出年月日を入力しないと、数字が表示されません)
注2: ページを増やす際は、最後のページを(11行目~165行目を行ごと)コピーし、166行目に挿入します。(他のページをコピーすると数式が壊れます。)

建退共制度に係る被共済者就労状況報告書
(兼建設業退職金共済証紙交付依頼書)

整理番号

年 月 日

交付元
事業所

報 告 事 業 所

住 所

電 話 番 号

共 済 契 約 者
番 号

建設キャリアアップシステム

事 業 者 I D

工 事 番 号 お よ び

工 事 名

工 事 コ ー ド

建設キャリアアップシステム

現 場 I D

以下のとおり報告します。

記

期 間 年 月 日 ~ 年 月 日

被共済者数 人 延べ就労日数 日

現場責任者確認

建設業退職金共済証紙受領書

整理番号

交付元
事業所

1日券 枚

10日券 枚

上記の共済証紙を受領いたしました。

年 月 日

受領者確認

報告事業所

建設業退職金共済証紙貼付状況報告書

報告日 年 月 日

元請名	殿	共済契約者(下請)名
工事番号	および	共済契約者番号
工事名	名	-
工事コード	ド	建設キャリアアップシステム
現場	I D	建設キャリアアップシステム
被共済者数	人	延べ就労日数
工	期	年 月 日
事	業	年 月 日
業	者	年 月 日
者	者	年 月 日
数	数	年 月 日

< 月分> もしくは < 工事終了日 > 年 月 日

受入	貼付		払出			証紙残枚数		
	受入枚数	貼付年月日	被共済者数	共済手帳への証紙貼付枚数	払出年月日		下請名	被共済者数
年月日	枚	年月日	人	枚	年月日		人	枚
年月日	枚	年月日	人	枚	年月日		人	枚
年月日	枚	年月日	人	枚	年月日		人	枚
年月日	枚	年月日	人	枚	年月日		人	枚
年月日	枚	年月日	人	枚	年月日		人	枚
年月日	枚	年月日	人	枚	年月日		人	枚
年月日	枚	年月日	人	枚	年月日		人	枚
年月日	枚	年月日	人	枚	年月日		人	枚
年月日	枚	年月日	人	枚	年月日		人	枚
年月日	枚	年月日	人	枚	年月日		人	枚
年月日	枚	年月日	人	枚	年月日		人	枚
年月日	枚	年月日	人	枚	年月日		人	枚
合計	枚	合計	人	枚	合計		人	枚

以上のとおり報告致します。

様式-29

課長	総括監督員	監督員

年月日：

(発注者)

殿

(受注者)

完 成 通 知 書

下記工事は 年 月 日 をもって完成したので工事請負契約書
第31条第1項に基づき通知します。

記

- 1. 工 事 名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事
- 2. 請負代金額 ¥
- 3. 契約年月日 令和○年○月○日
- 4. 工 期 自 至

(注) 本文の年月日は実際に完成した年月日を記載する

様式－30

年月日：

(発注者)

殿

(受注者)

引 渡 書

下記工事を工事請負契約書第31条第4項に基づき引渡します。

1. 工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

2. 請負代金額 ￥

3. 検査年月日

年 月 日

引受人 印

立会人 印

様式-34(1)

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事		受注者名	
項 目	評価内容	実施内容		
□工事特性	□構造物の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工震度等の規模が特殊な工事 対象構造物の計上が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 その他 		
	□都市部等の作業環境、社会条件等	<ul style="list-style-type: none"> 地盤の変形、近接構造物、地中構造物への影響に配慮する工事 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 現道上での交通規制に大きく影響するj工事 緊急時に対応が特に必要な工事 施工箇所が広範囲にわたる工事 その他 		
	□厳しい自然・地盤条件	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 急峻な地形及び土砂流危険渓流内での工事 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 その他 		
	□長期工事における安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） その他 		
□創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	□施工	<ul style="list-style-type: none"> 施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 コンクリート二次製品等の代替材の適用 施工方法の工夫、施工環境の改善 仮設備計画の工夫 施工管理の工夫 ICT(情報通信技術)の活用 等 		
	□新技術活用	NETIS登録技術のうち、 <ul style="list-style-type: none"> 試行技術の活用 「少実績優良技術」の活用 「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用 試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術の活用 		
	□品質	<ul style="list-style-type: none"> 土工、設備、電気の品質向上の工夫 コンクリートの材料、打設、養生の工夫 鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 配筋、溶接作業等の工夫 等 		
	□安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 仮設備の工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫 環境保全の工夫 等 		
□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	□地域への貢献等	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境への配慮 現場環境の周辺地域との調和 地域住民とのコミュニケーション 災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力 その他 		

令和 年 月 日

電子媒体納品書

様

受注者（住所）
（氏名）
（現場代理人）

下記のとおり電子媒体を納品します。

記

契約件名			契約番号	
電子媒体の種類	数量	単位	作成年月日	備考
		枚	令和〇〇年〇〇月〇〇日	

備考

1. 監督職員に提出

■技術提案等の履行確認結果表

課		
課長	係長	係員

○工事名: _____

○請負者: _____

評価項目名	提案内容	履行確認		備考
		履行	不履行	
①				
②				
③				
④				

※「提案内容」については、採用された提案(加点対象)を監督員と調整のうえ簡潔に記載してください。

※) 所見	
----------	--

※)特記すべき内容がある場合に記載

令和〇年〇月〇日

上記のとおり技術提案等の履行状況を確認しました。

所 属 : 〇〇局〇〇部〇〇課

総括監督員 : _____ 印

監督員 : _____ 印

様式1 再生資源利用実施書 一建設資材搬入工事用 一「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再生資源化報告」対応版

1. 工事概要 (赤着色セルは必須入力箇所です。)

Form for project details including company name, address, and contact information.

Form for construction details including site name, location, and construction period.

Form for building area and floor details.

2. 建設資材利用実施

Main table for construction materials with columns for material type, quantity, and utilization status.

Additional tables and notes providing detailed lists of materials and their specific utilization methods.

様式2 再生資源利用促進実施書 ー 建設副産物搬出工事用ー

建設工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	現場内利用・減量				現場外搬出について				再生資源利用率 促進率 ②+③+⑤ ① (%)				
	発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	用途 コード *10	②利用量 うち現場内 改良分 小数点第三位まで	減量化 減量法 コード *11	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上に わたる時は、用紙を換えて下さい。	区分	施工条件の 内容 コード *12	住所コード *4		運搬距離 千 十 百 十 十 km	搬出先の 種類 コード *13	④現場外搬出量 小数点第三位まで	⑤再生資源 利用促進量 小数点第三位まで
資材廃棄物	コンクリート塊		トン		搬出先1 搬出先2						トン	トン	0 %
資材廃棄物	建設発生木材A (柱、巾木など本製材材 が廃棄物となったもの)		トン		搬出先1 搬出先2						トン	0.000	0 %
資材廃棄物	アスファルト コンクリート塊		トン		搬出先1 搬出先2						トン	0.000	0 %
その他がれきり類					搬出先1 搬出先2						トン	0.000	0 %
建設発生木材B (柱、巾木、取付材などが用 意されたもの)			トン		搬出先1 搬出先2						トン	0.000	0 %
建設副産物	建設汚泥		トン		搬出先1 搬出先2						トン	0.000	0 %
建設副産物	金属くず				搬出先1 搬出先2						トン	0.000	0 %
建設副産物	廃塩化ビニ ル管・継手				搬出先1 搬出先2						トン	0.000	0 %
建設副産物	廃プラスチック (廃塩化ビニル 管・継手を除く)				搬出先1 搬出先2						トン	0.000	0 %
建設副産物	廃石膏ボード				搬出先1 搬出先2						トン	0.000	0 %
建設副産物	紙くず				搬出先1 搬出先2						トン	0.000	0 %
建設副産物	7ハ7ハ (飛散性)				搬出先1 搬出先2						トン	0.000	0 %
建設副産物	その他の分別 された廃棄物 (混合状態の廃棄物 建設混合廃棄物)				搬出先1 搬出先2						トン	0.000	0 %
建設発生土	第一種 建設発生土		地山m ³		搬出先1 搬出先2						地山m ³	0.000	0 %
建設発生土	第二種 建設発生土		地山m ³		搬出先1 搬出先2						地山m ³	0.000	0 %
建設発生土	第三種 建設発生土		地山m ³		搬出先1 搬出先2						地山m ³	0.000	0 %
建設発生土	第四種 建設発生土		地山m ³		搬出先1 搬出先2						地山m ³	0.000	0 %
建設発生土	搬出先以外の泥土		地山m ³		搬出先1 搬出先2						地山m ³	0.000	0 %
建設発生土	浚渫土 (建設汚泥を除く)		地山m ³		搬出先1 搬出先2						地山m ³	0.000	0 %
建設発生土	合計		0.000 地山m ³								0.000 地山m ³	0.000 地山m ³	0 %

【建設発生土の場合】

1. 売却
2. 他の工事現場(内陸)
3. 他の工事現場(海面)
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4. 土質改良プラント
5. 工事予定地・仮置場・ストックヤード
(再利用の目的がある場合)

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

【建設副産物の場合】

1. 売却
2. 他の工事現場
3. 広域認定制度(アスファルト)による処理
4. 中間処理施設(木材プラント以外の再資源化施設)
5. 中間処理施設(合材プラント)
6. 中間処理施設(サーマル/サイクル)
7. 中間処理施設(単独焼却)

【建設副産物の場合】

1. 売却
2. 他の工事現場(内陸)
3. 他の工事現場(海面)
4. 土質改良プラント
5. 工事予定地・仮置場・ストックヤード
(再利用の目的がある場合)

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

【建設発生土の場合】

1. 売却
2. 他の工事現場(内陸)
3. 他の工事現場(海面)
4. 土質改良プラント
5. 工事予定地・仮置場・ストックヤード
(再利用の目的がある場合)

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

注記) 一般廃棄物は記入しないで下さい。
・ 土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

様式-21

課長	総括監督員	監督員

年 月 日

(発注者)

殿

(受注者)

修 補 完 了 届

年 月 日の () 検査において、指示されました
 修補部分については、下記のとおり完了しましたのでお届けいたします。

記

工 事 名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

契 約 額

工 事 場 所

契 約 年 月 日

期 限 年 月 日

完 了 年 月 日

修補、改造箇所及び補修内容

 (注) 本文 () 内には検査種類を記入する。

上記、修補部分の完了は 年 月 日に確認いたしました。

発注課 :
 監督員 :

印

検査員指摘事項完了報告書

令和 年 月 日

福岡市長様

工事名称

受注者住所

氏名

指 摘 事 項	処 理 方 法
1.	
2.	
3.	
4.	
5.	
6.	
7.	
8.	
9.	
10.	
11.	
12.	
13.	
14.	

上記の指摘事項の完了は 令和 年 月 日に確認いたしました。

検査日 令和 年 月 日

監督員 氏名

印

総括監督員 氏名

印

工 程 表

(発注者)

殿

工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事
 工 期 自 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 至 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 年月日： (受注者)

工 種	月		月		月		月		月		月		月				
	日	1	11	21	1	11	21	1	11	21	1	11	21	1	11	21	

記載要領 1 工種は工事数量総括表の工種を記載する。(工種以外でも必要なものは、記載する。) 2 予定工程は黒実線をもって表示する。

変 更 工 程 表 殿

(発注者)

年月日 :

工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 工 期 自 至
 変更工期自 至

(受注者)

工 種	月 日			月			月			月			月				
	1	11	21	1	11	21	1	11	21	1	11	21	1	11	21		

記載要領 1 工種は工事数量総括表の工種を記載する。(工種以外でも必要なものは、記載する。)
 2 当初契約の工程は黒実線をもって表示する。また、変更契約の工程は下段に黒点線もしくは赤実線をもって表示する。

出来形管理図表

工種 _____

種別 _____

測定者 _____

測 点	略											
	図											
	図											
設計値との差 0	測定項目			測定項目			測定項目			測定項目		
	規格値	規格値	規格値	規格値	規格値	規格値	規格値	規格値	規格値	規格値	規格値	規格値
測点又は区別	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差
平均値												
最大値												
最小値												
最多値												
データ数												
標準偏差												

品質管理図表

工種 _____

種別 _____

測定者 _____

測点	測定項目				測定項目				測定項目											
	規格値		規格値		規格値		規格値		規格値		規格値									
	設計値	実測値	設計値	実測値	設計値	実測値	設計値	実測値	設計値	実測値	設計値	実測値								
設計値との差 0																				

略



様式-10

材 料 確 認 書

年月日：

工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事

標記工事について、下記の材料について確認されたく提出します。

記

材料名	品質規格	単位	搬入数量	確 認 欄				備考
				確認年月日	確認方法	合格数量	確認印	

課長	総 括 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技術者

様式-11

段階確認書 施工予定表

年月日：

共通仕様書3-1-1-6 6(2)に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。

工事名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○工事

受注者名：
現場代理人名等：

種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事

年月日：

通 知 書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。

監督職員名：

確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等

年月日：

確 認 書

上記について、段階確認を実施し確認した。

監督職員名： _____ 印

様式-12

確認・立会依頼書

課長	総括 監督員	監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

確認・立会事項

工事名

年月日：

下記について 確認・立会 されたく提出します。

記

工種		
場所		
資料		
希望日時		時 分

確認立会員		
実施日時		時 分
記事		

様式-25

課長	総括監督員	監督員

支 給 品 精 算 書

福岡市長

受注者（住所）

（現場代理人氏名）

下記のとおり支給品を精算します。

記

工 事 名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○工事		契約年月日	令和○年○月○日		
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			支給数量	使用数量	残数量	
※ 総括監督員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実に相違ないことを証明する。 年月日： （総括監督員氏名）					印

（注）※は総括監督員が記入する。

